官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕

○内閣官房組織令の一部を改正する政令（一一八）　六
○内閣府本府組織令の一部を改正する政令（一一九）　六
○公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令（一二〇）　七
○こども家庭庁組織令の一部を改正する政令（一二一）　七
○行政機関職員定員令の一部を改正する政令（一二二）　八
○農林水産省組織令の一部を改正する政令（一二三）　八
○国土交通省組織令の一部を改正する政令（一二四）　九
○防衛省組織令の一部を改正する政令（一二五）　九
○警察法施行令の一部を改正する政令（一二六）　一〇
○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（一二七）　一〇
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（一二八）　一〇
○雇用保険法施行令の一部を改正する政令（一二九）　一二
○麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（一三〇）　一二
○母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（一三一）　一三
○前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（一三二）　一三
○前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（一三三）　一四
○前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（一三四）　一四
○令和八年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（一三五）　一五
○未帰還者留守家族等援護法施行令及び戦傷病者特別援護法施行令の一部を改正する政令（一三六）　一五
○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一三七）　一六
○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一三八）　一六

〔府　令〕

○消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府三七）　一六
○公益認定等委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（同三八）　一六
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（同三九）　一六
○内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令（同四〇）　一七
○こども家庭庁組織規則の一部を改正する内閣府令（同四一）　一七
○警察法施行規則の一部を改正する内閣府令（同四二）　一九
○公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令（同四三）　二五
○金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令（同四四）　二七

〔デジタル庁令〕

○デジタル庁組織規則の一部を改正する庁令（デジタル庁四）　二六

〔デジタル庁令・省令〕

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令（デジタル庁・総務一六）　二七

〔省　令〕

○総務省組織規則の一部を改正する省令（総務六一）　二九
○総務省定員規則の一部を改正する省令（同六二）　三〇
○入国者収容所組織規則の一部を改正する省令（法務二六）　三一
○地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令（同二七）　三三
○法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令（同二八）　三九
○法務省組織規則の一部を改正する省令（同二九）　四〇
○警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令（同三〇）　四一
○刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令（同三一）　四三
○刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令（同三二）　四三
○保護観察所組織規則及び地方更生保護委員会事務局組織規則の一部を改正する省令（同三三）　四四
○法務省定員規則の一部を改正する省令（同三四）　四四
○財務省組織規則の一部を改正する省令（財務三七）　四四
○財務省定員規則の一部を改正する省令（同三八）　四九
○文部科学省組織規則の一部を改正する省令（文部科学二〇）　四九
○国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令（同二一）　五三
○義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令（同二二）　五三
○文部科学省定員規則の一部を改正する省令（同二三）　五三

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、三ページに掲載されています。

（前のページより続き）

○雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**七七）　六五
○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**七八）　六六
○厚生労働省定員規則の一部を改正する省令（**同**七九）　一〇〇
○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令等の一部を改正する省令（**同**八〇）　一〇〇
○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（**同**八一）　一二八
○農林水産省定員規則の一部を改正する省令（**農林水産**三三）　一三〇
○農林水産省組織規則の一部を改正する省令（**同**三四）　一四〇
○経済産業省組織規則及び経済産業省定員規則の一部を改正する省令（**経済産業**四〇）　一四〇
○地方航空局組織規則の一部を改正する省令（**国土交通**四二）　一四一
○国土交通省定員規則の一部を改正する省令（**同**四三）　一五〇
○国土交通省組織規則の一部を改正する省令（**同**四四）　一五一
○国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令（**同**四五）　一五三
○国土地理院組織規則の一部を改正する省令（**同**四六）　一五五
○地方整備局組織規則の一部を改正する省令（**同**四七）　一五六
○北海道開発局組織規則の一部を改正する省令（**同**四八）　一五九
○地方運輸局組織規則の一部を改正する省令（**同**四九）　一六一
○気象庁組織規則の一部を改正する省令（**同**五〇）　一六二
○海上保安庁組織規則の一部を改正する省令（**同**五一）　一六四
○地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令（**環境**一三）　一六六
○環境省定員規則の一部を改正する省令（**同**一四）　一七一
○防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則等の一部を改正する省令（**防衛**一三）　一七一

〔**規　則**〕

○会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則（**会計検査院**二）　一八一
○人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を改正する人事院規則（**人事院**二―三―四三）　一八二
○人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を改正する人事院規則（**同**二―一四―一九）　一八四
○人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則（**同**九―一七―一七六）　一八五
○人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則（**同**九―三〇―一一三）　一八五
○公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則（**公正取引委**一）　一八八
○警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則（**国家公安委**五）　一九一
○原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則（**原子力規制委**五）　一九三

〔**訓　令**〕

○検察庁事務章程の一部を改正する訓令（**法務**一）　一九四
○主任審査官、特別審理官及び難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令（**出入国在留管理庁**一）　一九六

〔**法規的告示**〕

○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件（**内閣府・財務**三）　一九六
○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき主務大臣が定める資金を定める件の一部を改正する件（**同**四）　一九七
○沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第一号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件（**同**五）　一九八
○特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等及び特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件の一部を改正する告示（**こども家庭庁**九）　二〇四
○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件の一部を改正する件（**財務・農林水産**一二）　二〇四
○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する告示（**財務・経済産業**五）　二〇四
○大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する告示（**文部科学**七四）　二〇五
○雇用保険法施行規則第百十条の三第二項第一号イ(5)及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件（**厚生労働**一八四）　二〇六
○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（**同**一八五）　二〇七
○厚生労働科学研究費補助金等取扱規程の一部を改正する件（**同**一八六）　二〇七
○令和八年度における健康保険法施行規則第百三十四条の三等の規定に基づき厚生労働大臣が定める出産育児交付算定率（**同**一八七）　二〇八
○令和八年度における出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額の算定に関して厚生労働大臣が定める率（**同**一八八）　二〇八
○令和八年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件（**同**一八九）　二〇九

○独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第一条の規定に基づき、農林水産大臣が定める令和八事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件（**農林水産**五二八）　二一〇

○昭和四十六年建設省告示第千七百五号の一部を改正する件（**国土交通**五三四）　二一一

○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令第十二条の規定に基づき、防衛施設庁長官が指定する施設として指定した告示の一部を改正する告示（**防衛**一〇九）　二一二

○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第三条第二項に掲げる施設について、それぞれ音響の強度及び頻度を定めた件の一部を改正する件（**同**一一〇）　二一三

［その他告示］

○沖縄振興特別措置法施行令第三十二条の二の規定に基づき、沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業を定める件の一部を改正する件（**内閣府**三四）　二一一

○国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額の一部を改正する件（**総務**一八二）　二一三

○建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する件（**厚生労働**一九〇）　二一七

○建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第十九条の二の規定により読み替えて適用される職業安定法施行規則第二十四条の六第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する件（**同**一九一）　二一七

○地すべり防止工事を施行する件（**農林水産**五二九）　二一八

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件（**同**五三〇）　二一九

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件の一部を改正する件（**同**五三一）　二二〇

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（**同**五三二）　二二一

○河川法の規定により指定区間を変更する件（**国土交通**五三五）　二二二

○道路法施行令第三十四条の二の三第一項第一号並びに道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第三項第二号及び第二条第二項第一号の規定に基づき、国土交通大臣が指定する道路を指定する件（**同**五三六）　二二三

○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方航空局長に委任した件の一部を改正する件（**同**五三七）　二二三

○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（**同**五三八）　二二三

［官庁報告］

官庁事項

内閣総務官室に総理大臣官邸事務所等を置く規則の一部を改正する規則（内閣官房）　二二三

国家サイバー統括室に企画官等を置く規則の一部を改正する規則（同）　二二三

人事院規則二―一二（人事院の職員に対する行政文書の開示に係る権限又は事務の委任）第一条の規定に基づき、平成十三年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一八）　二二四

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、平成二十三年人事院公示第十四号の一部改正に関し、決定した件（同一九）　二二四

人事院規則二―一五（人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任）第一条の規定に基づき、令和四年人事院公示第十一号の一部改正に関し、決定した件（同二〇）　二二四

人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（同二一）　二二四

本号で公布された法令のあらまし

◇内閣官房組織令の一部を改正する政令（政令第百十八号）（内閣官房）

1　内閣審議官の存置に関する規定の整備

内閣審議官の定数を八十二人とし、そのうち四十五人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。（第六条第三項関係）

2　内閣参事官の存置に関する規定の整備

内閣参事官の定数を百十四人とし、そのうち三十一人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする等の規定の整備を行う。（第八条第三項、附則第四項関係）

3　施行期日

この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令第百十九号）（内閣府本府）

1　本府及び宇宙開発戦略推進事務局に置かれる参事官の定数を改める。（第二十条第三項及び第四十八条第三項関係）

2　男女共同参画局及び総合海洋政策推進事務局に参事官一人を置く。（第二十四条並びに第五十三条第一項及び第三項関係）

3　男女共同参画局に置かれる参事官の職務を定めるとともに、所要の規定の整備を行う。（第二十五条、第二十六条及び第二十七条の二関係）

4　本府に置かれる参事官のうち一人の設置期間を令和十一年三月三十一日までとする。（原始附則第九条関係）

5　その他所要の規定の整備を行う。

6　施行期日等

(1)　この政令は、公布の日から施行する。（附則第一項関係）

(2)　独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令について所要の改正を行う。（附則第二項関係）

◇公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令（政令第百二十号）（公正取引委員会）

1　取引適正化検査管理官の新設

事務総局の経済取引局取引部に取引適正化検査管理官一人を設置する。（第十一条及び第十七条関係）

2　取引企画課及び企業取引課の所掌事務変更

事務総局の経済取引局取引部に置かれる取引企画課及び企業取引課の所掌事務を改める。（第十五条及び第十六条関係）

3　施行期日等

⑴　この政令は、公布の日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　その他関係政令について所要の改正を行う。

◇こども家庭庁組織令の一部を改正する政令（政令第百二十一号）（こども家庭庁）

1　支援局の所掌事務に、こどもへの性暴力の防止に関することを追加し、これをつかさどるものとして、同局に参事官一人を新たに設置する。（第四条、第十九条及び第二十四条関係）

2　その他所要の改正を行う。

3　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令（政令第百二十二号）（内閣官房）

1　内閣府及び各省等の定員を改正する。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和八年四月一日から適用する。（附則関係）

◇農林水産省組織令の一部を改正する政令（政令第百二十三号）（農林水産省）

1　米穀輸出促進官の新設

農産局に新たに米穀輸出促進官を置き、その職務を定めるとともに、同局の穀物課の所掌事務について所要の改正を行う。（第六条、第四十八条、第五十条及び第五十二条の二関係）

2　大臣官房参事官の減員

大臣官房に置く参事官について、定員を十人から九人に改める。（第十三条関係）

3　施行期日

この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇国土交通省組織令の一部を改正する政令（政令第百二十四号）（国土交通省）

1　海上保安庁総務部に置かれる課長に準ずる職の定数の上限を四人から五人に引き上げる。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇防衛省組織令の一部を改正する政令（政令第百二十五号）（防衛省）

1　防衛装備庁の調達管理部、調達事業部及び調達管理部調達企画課の所掌事務並びに調達管理部原価管理官及び調達事業部需品調達官の職務を変更する。（第百七十六条、第百七十七条、第二百一条、第二百二条及び第二百五条関係）

2　防衛装備庁のプロジェクト管理部に参事官を置くとともに、その職務を規定する。（第百九十一条及び第百九十五条関係）

3　その他所要の改正を行う。

4　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇警察法施行令の一部を改正する政令（政令第百二十六号）（警察庁）

1　地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準の特例を定める。（附則第二十四項、第二十六項、第二十七項、第三十一項及び第三十三項関係）

2　地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準を改める。（別表第二関係）

3　その他所要の改正を行う。

4　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（政令第百二十七号）（内閣府本府）

1　東日本大震災に係る災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金の貸付けの特例の適用期間を令和九年三月三十一日まで延長する。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第百二十八号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、防災力強化総合交付金等を追加するとともに、廃止された給付金の規定を削除する。（第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行する。（附則第一項関係）

3　その他所要の規定の整備を行う。（附則第四項関係）

◇雇用保険法施行令の一部を改正する政令（政令第百二十九号）（厚生労働省）

1　石川県が設置する職業能力開発校等の施設及び設備であって、令和六年能登半島地震により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金について、令和五年度から令和七年度までに加え、令和八年度においても、その補助率を二分の一から三分の二に引き上げる。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。（附則関係）

◇麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（政令第百三十号）（厚生労働省）

1　麻薬取締官の定数を三百四人とする。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。（附則関係）

◇母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第百三十一号）（こども家庭庁）

1　福祉資金貸付金の物価スライド改定

⑴　母子事業開始資金、父子事業開始資金及び寡婦事業開始資金の貸付金額の限度を三百七十二万円（母子・父子福祉団体に対して貸し付ける母子事業開始資金、父子事業開始資金及び寡婦事業開始資金については、五百五十八万円）に引き上げる。（第七条第一号、第三十一条の五第一号及び第三十六条第一号関係）

⑵　母子事業継続資金、父子事業継続資金及び寡婦事業継続資金の貸付金額の限度を百八十六万円に引き上げる。（第七条第二号、第三十一条の五第二号及び第三十六条第二号関係）

⑶　専修学校に就学する児童であって、一般課程を履修するものに係る母子修学資金及び父子修学資金並びに専修学校に就学する寡婦の被扶養者であって、一般課程を履修するものに係る寡婦修学資金の貸付金額の限度を五万五千五百円に引き上げる。（第七条第三号ニ、第三十一条の五第三号ニ及び第三十六条第三号ニ関係）

⑷　母子医療介護資金、父子医療介護資金及び寡婦医療介護資金（特に経済的に困難な事情にあると認められる場合に限る。）の貸付金額の限度を五十一万円に引き上げる。（第七条第七号イ、第三十一条の五第七号イ及び第三十六条第七号イ関係）

⑸　母子生活資金、父子生活資金及び寡婦生活資金（知識技能を習得している期間及び緊急生活安定貸付期間を除く。）の貸付金額の限度を十一万八千円に引き上げるとともに、生活安定貸付期間に係る母子生活資金及び父子生活資金の貸付金額の合計額の限度について、二百八十三万二千円に引き上げる。（第七条第八号、第三十一条の五第八号及び第三十六条第八号関係）

⑹　母子結婚資金、父子結婚資金及び寡婦結婚資金の貸付金額の限度を三十四万円に引き上げる。（第七条第十二号、第三十一条の五第十二号及び第三十六条第十二号関係）

2　自立支援教育訓練給付金の受講料の一部支給の上限緩和

母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金について、受講料の一部支給の上限を緩和する。（第二十七条（第三十一条の九において準用する場合を含む。）関係）

3　施行期日等

⑴　この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の第七条、第二十七条（第三十一条の九において準用する場合を含む。）、第三十一条の五及び第三十六条の規定は、令和八年四月一日から適用する。（附則第一項関係）

⑵　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定める。（附則第二項関係）

◇前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第百三十二号）（厚生労働省）

1　高額な医療の給付により後期高齢者医療の財政に与える影響が著しいものとして算定する額

高額な医療に関する給付の発生による、後期高齢者医療の財政に与える影響が著しいものとして政令で定めるところにより算定する額を、八十万円から八十五万円とする。（第四条第三項関係）

2　施行期日

この政令は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和八年度分の負担金から適用する。（附則関係）

◇前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第百三十三号）（厚生労働省）

1　病床転換助成事業の期限等の改正

⑴　病床転換助成事業の期限を令和八年三月三十一日から令和十五年三月三十一日まで延長する。（附則第五条関係）

⑵　病床転換助成事業に係る支払基金の国庫等への納付等に係る対象年度を令和七年度から令和十五年度まで延長する。（附則第八条の二関係）

2　施行期日等

⑴　この政令は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。（附則第一項関係）

⑵　その他関係政令について所要の改正を行う。

◇前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第百三十四号）（厚生労働省）

1　負担調整基準率に係る概算負担調整基準超過保険者の割合

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる概算負担調整基準超過保険者の割合を百分の六・〇五とする。（第一条の六関係）

2　特別負担調整基準率に係る特別概算負担調整基準超過保険者の割合

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して過大となる部分を算定する際の基準となる特別概算負担調整基準超過保険者の割合を百分の十四・六九とする。（第一条の七関係）

3　施行期日

この政令は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。（附則関係）

◇令和八年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（政令第百三十五号）（厚生労働省）

1　調整対象給付費見込額の算定における概算基準超過保険者に係る率

前期高齢者給付費等が著しく高い保険者について前期高齢者加入率による調整の対象から除外する部分を算定する際の基準となる率を百分の百五十九とする。（第一条関係）

2　前期高齢者加入率の下限割合

前期高齢者加入率が全国平均よりも著しく低い保険者の前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の算定に係る前期高齢者加入率の下限となる割合を百分の一とする。（第二条関係）

3　負担調整基準率

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる率を百分の五十二・四一五とする。（第三条関係）

4　特別負担調整基準率

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して過大となる部分を算定する際の基準となる率を百分の四十四・〇五三七八とする。（第四条関係）

5　施行期日

この政令は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。（附則第一項関係）

◇未帰還者留守家族等援護法施行令及び戦傷病者特別援護法施行令の一部を改正する政令（政令第百三十六号）（厚生労働省）

1　未帰還者留守家族等援護法による葬祭料及び戦傷病者特別援護法による葬祭費の額を改正前の二十一万九千円から二十二万二千円に引き上げる。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。（附則第一項関係）

◇防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第百三十七号）（防衛省）

1　防衛省の職員に対する特殊勤務手当の新設及び無料貸与する被服の数量等の改正

⑴　特殊勤務手当に関し、共同・統合訓練演習従事手当、犯則取締等手当、野外整備作業手当及び北部地域野外作業手当を新設する。（別表第五関係）

⑵　航空自衛官及び航空自衛隊の自衛官候補生に無料で貸与する夏服の数量を改めるとともに、新たに作業下衣及び略帽を無料で貸与する。（別表第九関係）

2　施行期日

この政令は、公布の日から施行し、改正後の別表第五共同・統合訓練演習従事手当の項から北部地域野外作業手当の項までの規定は、令和八年四月一日から適用する。（附則関係）

◇防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第百三十八号）（防衛省）

1　国の補助の対象となる施設の規定の整備

⑴　防音工事の対象となる施設から、こども家庭センターを削る。（第七条第三号関係）

⑵　民生安定施設の範囲を見直し、当該民生安定施設に係る補助の割合を定める。（第十二条の表関係）

2　施行期日等

⑴　この政令は、公布の日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　この政令の経過措置について定める。（附則第二項関係）

政　令

内閣官房組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百十八号

内閣官房組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「八十人」を「八十二人」に改め、同項ただし書中「四十六人」を「四十五人」に改める。

第八条第三項中「百十一人」を「百十四人」に改め、同項ただし書中「三十二人」を「三十一人」に改める。

附則第四項中「百十一人」を「百十四人」に、「百十人」を「百十三人」に、「三十二人」を「三十一人」に、「三十一人」を「三十人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百十九号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第四項、第八項及び第十項、第四十条の六第四項並びに第四十一条の二第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十七条の二」に改める。

第二十条第三項中「三十四人」を「三十五人」に改める。

第二十四条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条中「三課」の下に「及び参事官一人」を加える。

第二十五条第二号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、ヘを削り、トをホとする。

第二十六条第二号中「男女間暴力対策課」の下に「及び参事官」を加える。

第一章第三節第五款に次の一条を加える。

（参事官の職務）

第二十七条の二　参事官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　男女共同参画社会の形成の促進を図るために行う地方公共団体及び民間の団体からの情報の収集並びにこれらの団体に対する情報の提供に関すること。

二　独立行政法人男女共同参画機構の組織及び運営一般に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する事務のうち地域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の企画及び立案並びに実施に関すること（男女間暴力対策課の所掌に属するものを除く。）。

第四十八条第三項中「二人」を「四人」に改める。

第五十三条第一項中「ことができる」を削り、同条第三項中「は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるもの」を「の定数は、併任の者を除き、一人」に改める。

附則中第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（参事官の設置期間の特例）

第九条　第二十条第一項の参事官のうち一人は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

2　独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和七年政令第三百九十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「総務課」を「参事官」に改める。

内閣総理大臣　高市　早苗

公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百二十号

公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三十五条第五項において準用する内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第四項及び第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十七条」に、「第十七条―第二十一条」を「第十八条―第二十二条」に、「第二十二条」を「第二十三条」に改める。

第四条第一項第九号中「第二十条第一号」を「第二十一条第一号」に改める。

第十一条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条第二項中「二課」の下に「及び取引適正化検査管理官一人」を加える。

第十五条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第十六条第三号中「こと」の下に「（同法の円滑な施行に必要な制度の企画及び立案に係るものに限る。）」を加え、同条に次の一号を加える。

四　特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行に関すること（同法の円滑な施行に必要な制度の企画及び立案に係るものに限る。）。

第二十二条を第二十三条とし、第一章第三節第三款中第二十一条を第二十二条とし、第十七条から第二十条までを一条ずつ繰り下げ、同節第二款に次の一条を加える。

（取引適正化検査管理官の職務）

第十七条　取引適正化検査管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の施行に関すること（企業取引課の所掌に属するものを除く。）。

二　特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行に関すること（企業取引課の所掌に属するものを除く。）。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

2　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第七号ロ中「置かれる」の下に「取引適正化検査管理官並びに同局に置かれる」を加える。

内閣総理大臣　高市　早苗

こども家庭庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百二十一号

こども家庭庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第四項及び第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

こども家庭庁組織令（令和五年政令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条」を「第二十四条」に、「第二十四条」を「第二十五条」に改める。

第二条第二十八号及び第三十二号ハ中「第四条第十号」を「第四条第十一号」に改める。

第四条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　こどもへの性暴力の防止に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

第十九条中「四課」の下に「及び参事官一人」を加える。

第二十四条を第二十五条とし、第一章第三節第三款に次の一条を加える。

（参事官の職務）

第二十四条　参事官は、こどもへの性暴力の防止に関する事務（他省及び虐待防止対策課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百二十二号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表を次のように改める。

区分	定員	備考
内閣の機関	一、八一〇人	うち、一六人は、特別職の職員の定員とする。
内閣府	一六、一七二人	うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。
デジタル庁	六三〇人	
復興庁	二一六人	
総務省	四、八八二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	五五、八六〇人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八六〇人は、検察庁の職員の定員とする。
外務省	六、八四五人	うち、一七四人は、特別職の職員の定員とする。
財務省	七三、一九六人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
文部科学省	二、二五六人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
厚生労働省	三三、〇九三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
農林水産省	一九、一五六人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	八、〇六八人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	六〇、四四三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
環境省	三、四九〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
防衛省	二一、四一八人	うち、二一、三九三人は、特別職の職員の定員とする。
合計	三〇七、五三五人	

第一条第二項の表を次のように改める。

区分	定員	備考
宮内庁	一、〇六〇人	うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。
公正取引委員会	九九五人	事務総局の職員の定員とする。
国家公安委員会	八、一九五人	一　警察庁の職員の定員とする。 二　うち、二、四六六人は、警察官の定員とする。
個人情報保護委員会	二四二人	事務局の職員の定員とする。
カジノ管理委員会	一六八人	事務局の職員の定員とする。
サイバー通信情報監理委員会	五四人	事務局の職員の定員とする。
金融庁	一、六六四人	
消費者庁	四八九人	
こども家庭庁	五四八人	

附則第二項の表を次のように改める。

区分	期間	定員	備考
内閣の機関	令和八年六月三十日までの間	一、七七一人	うち、一六人は、特別職の職員の定員とする。
内閣府	令和八年九月三十日までの間	一六、二五五人	うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。
総務省	令和八年九月三十日までの間	四、九三一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	令和八年十二月三十一日までの間	五五、八六七人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八六七人は、検察庁の職員の定員とする。
外務省	令和八年十月十三日までの間	六、八四六人	うち、一七五人は、特別職の職員の定員とする。
財務省	令和八年十二月三十一日までの間	七三、二四二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	令和八年九月三十日までの間	八、一四六人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	令和八年九月三十日までの間	六〇、四四六人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
防衛省	令和八年十二月三十一日までの間	二一、四三七人	うち、二一、四一二人は、特別職の職員の定員とする。

附則第三項の表を次のように改める。

区分	期間	定員	備考
国家公安委員会	令和八年九月三十日までの間	八、二二九人	一　警察庁の職員の定員とする。 二　うち、二、五〇〇人は、警察官の定員とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和八年四月一日から適用する。

内閣総理大臣　高市　早苗

農林水産省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百二十三号

農林水産省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十一号中「第五十条第二号」の下に「及び第五十二条の二」を加える。

第十三条第一項中「十人」を「九人」に改める。

第四十八条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条第一項中「四課」の下に「及び米穀輸出促進官一人」を加える。

第五十条第一号及び第二号中「こと」の下に「（米穀輸出促進官の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第五十二条の次に次の一条を加える。

（米穀輸出促進官の所掌事務）

第五十二条の二　米穀輸出促進官は、米穀及び米穀を主な原料とする飲食料品についての輸出の促進に関する事務をつかさどる。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　鈴木　憲和

内閣総理大臣　高市　早苗

国土交通省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百二十四号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二百五十三条第二項中「四人」を「五人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

防衛省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百二十五号

防衛省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第百七十六条第七号中「装備品等及び役務の品質管理」を「装備品等及び役務の調達の支援（我が国と防衛の分野において協力関係にある外国政府（国際機関を含む。）が行う装備品等及び役務の調達の円滑な実施に資する支援をいう。以下同じ。）」に、「こと」を「こと（調達事業部の所掌に属するものを除く。）」に改める。

第百七十七条に次の一号を加える。

十二　防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち装備品等及び役務の調達の支援の実施並びに地方防衛局が行う装備品等及び役務の品質管理の総括に関すること（相互防衛援助協定の実施に関するものを除く。第二百五条第十三号において同じ。）。

第百九十一条中「及び装備技術官三人」を「、装備技術官三人及び参事官一人」に改める。

第百九十三条から第百九十五条までを次のように改める。

（事業監理官の職務）

第百九十三条　事業監理官は、命を受けて、プロジェクト管理の実施に関する事務（事業計画官、装備技術官及び参事官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

（装備技術官の職務）

第百九十四条　装備技術官は、命を受けて、プロジェクト管理部の所掌事務に係る技術に関する事務を分掌する。

（参事官の職務）

第百九十五条　参事官は、プロジェクト管理部の所掌事務に係るグローバル戦闘航空プログラム（GCAP）政府間機関の設立に関する条約第一条⑵に規定するグローバル戦闘航空プログラム（GCAP）に係る装備移転（防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律第二条第四項に規定する装備移転をいう。）に関する事務をつかさどる。

第二百一条第六号中「装備品等及び役務の品質管理」を「装備品等及び役務の調達の支援」に、「こと」を「こと（調達事業部及び原価管理官の所掌に属するものを除く。）」に改める。

第二百二条に次の一号を加える。

七　防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち装備品等及び役務の調達の支援に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に係るものに関すること（調達事業部の所掌に属するものを除く。）。

第二百五条中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち装備品等及び役務の調達の支援の実施並びに地方防衛局が行う装備品等及び役務の品質管理の総括に関すること。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣　高市　早苗

警察法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百二十六号

警察法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二十四項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「三十人」を「十一人」に改める。

附則第二十六項中「令和八年三月三十一日までの間は、」を削り、「百三人」を「、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める人員」に改め、同項に次の各号を加える。

一　令和九年三月三十一日までの間　九十二人

二　令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間　七十七人

三　令和十年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間　六十六人

附則第二十七項及び第二十八項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第三十一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、「福岡県警察及び」を削り、「別表第二福岡県の項及び沖縄県の項並びに」を「別表第二沖縄県の項及び」に、「、福岡県警察にあつては五人、沖縄県警察にあつては二人をそれぞれ」を「三人を」に改める。

附則第三十三項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項の表を次のように改める。

北海道	五人
宮城県	五人
秋田県	七人
山形県	一人
東京都	九八人
神奈川県	二四人
新潟県	九人
山梨県	二人
長野県	三人
静岡県	七人

石川県	三人
岐阜県	八人
愛知県	一一人
滋賀県	二人
京都府	一四人
大阪府	一二人
兵庫県	六人
奈良県	二人
和歌山県	八人
島根県	四人
岡山県	一人
広島県	五人
香川県	三人
高知県	二人
長崎県	九人
大分県	一人
宮崎県	三人
鹿児島県	一人

附則第三十四項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

別表第二茨城県の項中「四、八二六人」を「四、八三六人」に改め、同表埼玉県の項中「一一、五四八人」を「一一、七二三人」に改め、同表千葉県の項中「九、七二二人」を「九、七二七人」に改め、同表神奈川県の項中「一五、三一七人」を「一五、三六七人」に改め、同表新潟県の項中「四、一四一人」を「四、一五一人」に改め、同表長野県の項中「三、四〇四人」を「三、四〇九人」に改め、同表静岡県の項中「六、二一一人」を「六、二一六人」に改め、同表滋賀県の項中「二、三〇六人」を「二、三六六人」に改め、同表奈良県の項中「二、四五四人」を「二、四五八人」に改め、同表岡山県の項中「三、四五四人」を「三、四六二人」に改め、同表福岡県の項中「一〇、八六〇人」を「一〇、九二五人」に改め、同表熊本県の項中「三、〇四七人」を「三、〇五四人」に改め、同表沖縄県の項中「二、七五三人」を「二、八二三人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百二十七号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

財務大臣　片山さつき

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百二十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五十七号から第二百五号まで」を「第五十六号から第二百九号まで」に改め、第四十四号を削り、第四十五号を第四十四号とし、第四十六号から第百五十七号までを一号ずつ繰り上げ、第百五十八号を削り、第百五十九号を第百五十七号とし、第百六十号から第二百五号までを二号ずつ繰り上げ、同条に次の六号を加える。

二百四　防災力強化総合交付金
二百五　食品安全・消費者信頼確保対策推進交付金
二百六　食品安全・消費者信頼確保対策整備交付金
二百七　農林水産業環境負荷低減推進交付金
二百八　農林水産業環境負荷低減技術開発推進交付金
二百九　農林水産業環境負荷低減推進整備交付金

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　令和七年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4　出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和七年政令第三百四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「第二条第四十八号」を「第二条第四十七号」に改める。

雇用保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和

御　名　御　璽

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百二十九号

雇用保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第七条中「、石川県」を削り、「であつて、」を「であつて」に改め、「適用」の下に「並びに石川県が設置する当該施設及び設備であつて当該補助金の交付に係る同項の規定の令和五年度から令和八年度までの各年度における適用」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百三十号

麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第九条中「三百一人」を「三百四人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百三十一号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十六条、第三十一条（同法第三十一条の十において準用する場合を含む。）、第三十一条の六第七項及び第三十二条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「三百五十八万円」を「三百七十二万円」に、「五百三十七万円」を「五百五十八万円」に改め、同条第二号中「百七十九万円」を「百八十六万円」に改め、同条第三号ニ中「五万四千円」を「五万五千五百円」に改め、同条第七号イ中「四十八万円」を「五十一万円」に改め、同条第八号ただし書中「二百七十三万六千円」を「二百八十三万二千円」に改め、同号ロからニまでの規定中「十一万四千円」を「十一万八千円」に改める。

第二十七条第一項第一号中「百六十万円」を「二百万円」に改め、同条第二項中「百六十万円」を「二百万円」に、「二百四十万円」を「三百万円」に改める。

第三十一条の五第一号中「三百五十八万円」を「三百七十二万円」に、「五百三十七万円」を「五百五十八万円」に改め、同条第二号中「百七十九万円」を「百八十六万円」に改め、同条第三号ニ中「五万四千円」を「五万五千五百円」に改め、同条第七号イ中「四十八万円」を「五十一万円」に改め、同条第八号ただし書中「二百七十三万六千円」を「二百八十三万二千円」に改め、同号ロからニまでの規定中「十一万四千円」を「十一万八千円」に改め、同条第十二号中「三十三万円」を「三十四万円」に改める。

第三十六条第一号中「三百五十八万円」を「三百七十二万円」に、「五百三十七万円」を「五百五十八万円」に改め、同条第二号中「百七十九万円」を「百八十六万円」に改め、同条第三号ニ中「五万四千円」を「五万五千五百円」に改め、同条第七号イ中「四十八万円」を「五十一万円」に改め、同条第八号ロ及びハ中「十一万四千円」を「十一万八千円」に改め、同条第十二号中「三十三万円」を「三十四万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（以下「新令」という。）第七条、第二十七条（新令第三十一条の九第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第三十一条の五及び第三十六条の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（経過措置）

2　新令第二十七条の規定は、令和八年四月一日以後に母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める教育訓練を修了する者に対する同法第三十一条（同号に係る部分に限り、同法第三十一条の十において準用する場合を含む。）の規定による給付金の支給について適用し、同日前に当該教育訓練を修了した者に対するこれらの給付金の支給については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　高市　早苗

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百三十二号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第九十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「八十万円」を「八十五万円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和八年度分の負担金から適用する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百三十三号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）附則第二条及び第九条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「令和八年三月三十一日」を「令和十五年三月三十一日」に改める。

附則第八条の二中「令和七年度」を「令和十五年度」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

（健康保険法施行令等の一部改正）

2　次に掲げる政令の規定中「令和八年三月三十一日」を「令和十五年三月三十一日」に改める。

一　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）附則第四条

二　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）附則第三十四条

三　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第五十二条の六

（国民健康保険法施行令の一部改正）

3　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の三中「令和八年三月三十一日」を「令和十五年三月三十一日」に改める。

附則第四条中「令和八年三月三十一日」を「令和十五年三月三十一日」に改め、同条の表第二十九条の七第一項第一号の項中欄中「及び」を「、介護納付金及び」に改め、同表第二十九条の七第一項第三号の項の次に次のように加える。

第二十九条の七第一項第四号	第七十五条の七第一項	附則第七条の規定により読み替えられた法第七十五条の七第一項

附則第四条の表第二十九条の七第二項第一号イ(2)の項中欄中「及び」を「、介護納付金及び」に改め、同項下欄中「並びに」を「、介護納付金並びに」に改め、同表第二十九条の七第二項第一号ロ(2)の項中欄中「及び」を「、介護納付金及び」に改め、同項下欄中「並びに」を「、介護納付金並びに」に改め、同表に次のように加える。

第二十九条の七第五項第一号ロ(1)	第七十五条	附則第七条の規定により読み替えられた法第七十五条
第二十九条の七第六項	第七十六条第一項	附則第七条の規定により読み替えられた法第七十六条第一項

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

4　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条中「令和八年三月三十一日」を「令和十五年三月三十一日」に改め、同条の表第五条第五項の項を次のように改める。

第五条第五項	第七十三条第二項	附則第七条の規定により読み替えられた法第七十三条第二項
	(2)に掲げる額の合計額に対する同号イ(1)に掲げる額の割合	高齢者医療確保法附則第十三条の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(2)に掲げる額の合計額に対する高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(1)に掲げる額の割合
	三　次のイからニまでに掲げる特定納付費用額の部分（前期高齢者交付金がある場合には、イからニまでに掲げる特定納付費用額の部分からホに掲げる部分を除く。）へに掲げる割合	三　次のイからニまでに掲げる特定納付費用額の部分（前期高齢者交付金がある場合には、イからニまでに掲げる特定納付費用額の部分からホに掲げる部分を除く。）へに掲げる割合
	イ　高齢者特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分	イ　高齢者特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分

	(1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　一般拠出金の額から給付費割合の三分の二に相当する割合を控除した割合 (2)　被用者保険等保険者である組合　一般拠出金の額から付録第一の式により算定した割合を控除した割合 ロ　組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分 ハ　組合特定被保険者に係る介護納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分 ニ　組合特定被保険者に係る子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分 ホ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分 (1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　イ(1)に定める割合 (2)　被用者保険等保険者である組合　イ(2)に定める割合 ヘ　次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合 (1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　当該組合の別表第二の上欄に掲げる組合の被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合 (2)　被用者保険等保険者である組合　零
(1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　高齢者医療確保法第三十四条第一項の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第百十七条第一項第一号イ(1)及び附則第十三条の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(2)に掲げる額の合計額に対する第一項第一号イ(2)に掲げる額の割合 (2)　被用者保険等保険者である組合　付録第二の式により算定した割合 ロ　組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分 ハ　組合特定被保険者に係る介護納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分 ニ　組合特定被保険者に係る子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分 ホ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分 (1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　イ(1)に定める割合 (2)　被用者保険等保険者である組合　イ(2)に掲げる組合 ヘ　次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合 (1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　当該組合の別表第二の上欄に掲げる組合の被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合 (2)　被用者保険等保険者である組合　零 四　前三号に掲げる部分以外の部分　当該組合の別表第三の上欄に掲げる組合の被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合	

附則第十四条中「令和八年三月三十一日」を「令和十五年三月三十一日」に、「第十一条まで」を「第十一条の二まで」に改め、同条の表第九条第二項第一号への項中欄中「後期高齢者支援金等及び」を「、介護納付金及び」に改め、同項下欄中「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに」に改め、同表第九条第二項第二号イの項中欄中「後期高齢者支援金及び」を「、介護納付金及び」に改め、同項下欄中「後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに」を「及び病床転換支援金、介護納付金並びに」に改め、同表第九条第二項第二号ハ及びホの項中欄中「後期高齢者支援金及び」を「、介護納付金及び」に改め、同項下欄中「後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに」を「及び病床転換支援金、介護納付金並びに」に改め、同表第九条第二項第二号ルの項中欄中「後期高齢者支援金等及び」を「、介護納付金及び」に改め、同項下欄中「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに」に改め、同表第十一条第二項第二号ニの項の次に次のように加える。

第十一条の二第二項第二号イ	第七十条第一項	附則第七条の規定により読み替えられた法第七十条第一項
第十一条の二第二項第二号ニ	第七十五条	附則第七条の規定により読み替えられた法第七十五条

附則第十五条中「令和六年度及び令和七年度において、」を削り、同条の表附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号ロ(2)の項を次のように改める。

附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号ロ(2)	並びに附則第十五条に規定する経過的組合員（以下「経過的組合員」という。）であつて指定組合特定被保険者（第四項第一号イに規定する指定被保険者をいう。以下この項において同じ。）又は小規模事業所等（同号ロに規定する小規模事業所等をいう。以下この項において同じ。）に属する当該経過的組合員の世帯に係る前期高齢者納付金	並びに
	並びに経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等に属する常勤経過的組合員の世帯に係る後期高齢者支援金	及び
	並びに経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等に属する常勤経過的組合員の世帯に係る介護納付金	に係る後期高齢者支援金
	並びに経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等に属する常勤経過的組合員の世帯に係る子ども・子育て支援納付金	に係る介護納付金
		に係る子ども・子育て支援納付金

に係る前期高齢者交付金

並びに経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員に係る前期高齢者交付金

総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百三十四号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十八条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の六中「百分の六・〇一」を「百分の六・〇五」に改める。

第一条の七中「百分の十四・〇一」を「百分の十四・六九」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

令和八年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百三十五号

令和八年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十四条第二項第二号及び第七項並びに第三十八条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（調整対象給付費見込額の算定における概算基準超過保険者に係る率）

第一条　令和八年度における高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第三十四条第二項第二号の政令で定める率は、百分の百五十九とする。

（前期高齢者加入率の下限割合）

第二条　令和八年度における法第三十四条第七項の政令で定める割合は、百分の一とする。

（負担調整基準率）

第三条　令和八年度における法第三十八条第四項の政令で定める率は、百分の五十二・四一五とする。

（特別負担調整基準率）

第四条　令和八年度における法第三十八条第五項の政令で定める率は、百分の四十四・〇五三七八とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

（令和五年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令の廃止）

2　令和五年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（令和五年政令第百十五号）は、廃止する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

未帰還者留守家族等援護法施行令及び戦傷病者特別援護法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百三十六号

未帰還者留守家族等援護法施行令及び戦傷病者特別援護法施行令の一部を改正する政令

内閣は、未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第十六条第一項及び戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「二十一万九千円」を「二十二万二千円」に改める。

一　未帰還者留守家族等援護法施行令（昭和二十八年政令第二百十一号）第二条

二　戦傷病者特別援護法施行令（昭和三十八年政令第三百五十八号）第八条の五

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

（経過措置）

2　令和八年三月三十一日以前の死亡に係る未帰還者留守家族等援護法による葬祭料及び戦傷病者特別援護法による葬祭費の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百三十七号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十四条第二項において読み替えて準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十三条第二項及び防衛省の職員の給与等に関する法律第二十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表第五野外訓練・演習従事手当の項の次に次のように加える。

共同・統合訓練演習従事手当	自衛隊及び外国の軍隊の双方の参加を得て行われる訓練若しくは演習又は統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの訓練若しくは演習であつて防衛大臣の定めるものの実施に関し、必要となる事項の立案、総合調整、統制業務その他の防衛大臣の定める業務（一日の業務時間が十二時間以上であるものに限る。）に引き続き七日以上従事する職員（本府省業務調整手当の支給を受ける者を除く。）	業務一日につき七百十円
犯則取締等手当	日本国外において刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察職員として防衛大臣の定める業務に従事する自衛隊法施行令第百九条第二項に規定する警務官等	業務一日につき五百五十円
野外整備作業手当	野外における整備に関する業務のうち、防衛大臣の定める危険又は困難を伴うものに従事する陸上自衛官（防衛大臣の定めるところにより、当該業務を行うのに必要な技能を有すると認定された者に限り、航空手当の支給を受ける者を除く。）	業務一日につき六百円
北部地域野外作業手当	北海道に所在する部隊のうち厳しい自然環境において活動するものとして防衛大臣の定めるものに所属し、野外において防衛大臣の定める作業（一日の作業時間が一時間未満であるものを除く。）に従事する職員	作業一日につき千二百円

別表第九イ夏服（上衣及びズボン又はスカート）の項を次のように改める。

夏服（上衣及びズボン又はスカート）	二組	三組	三組

別表第九イ作業外被の項の次に次のように加える。

作業下衣			二着

別表第九イ略帽の項を次のように改める。

略帽		二個	一個

附　則

この政令は、公布の日から施行し、改正後の別表第五共同・統合訓練演習従事手当の項から北部地域野外作業手当の項までの規定は、令和八年四月一日から適用する。

防衛大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣　高市　早苗

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百三十八号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第三条第二項第三号及び第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号中「第十条の二第二項に規定するこども家庭センター（母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項第一号から第四号までに掲げる事業を行う施設に限る。）、児童福祉法」を削る。

第十二条の表三の項中「児童福祉法」の下に「第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業の用に供する施設、同法第十条の二第二項に規定するこども家庭センター、同法」を、「児童養護施設」の下に「又は同法第四十四条に規定する児童自立支援施設」を加え、同表中四の項を削り、五の項を四の項とし、同表六の項中「老人福祉法」の下に「第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター、同法」を、「養護老人ホーム」の下に「、同法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム」を加え、「又は同法」を「、同法」に改め、「老人福祉センター」の下に「又は同法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター」を加え、同項を同表五の項とし、同項の次に次の一項を加える。

六	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設	十分の七・五

第十二条の表七の項中「幼保連携型認定こども園」の下に「並びに学校教育法第一条に規定する幼稚園及び特別支援学校（幼稚部に限る。）」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の第七条及び第十二条の規定は、令和八年度以降の年度の予算に係る国の補助（令和七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助を除く。）について適用し、令和七年度以前の年度の予算に係る国の補助で令和八年度以降の年度に繰り越されたもの及び令和七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助については、なお従前の例による。

防衛大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣　高市　早苗

府　令

○内閣府令第三十七号

消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）及び消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）を実施するため、消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令

消費者庁組織規則（平成二十一年内閣府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　内部部局（第一条―第十条） 第二章　消費者庁顧問及び消費者庁参与（第十一条・第十二条） 附則 （企画官） **第五条**　地方協力課に、企画官一人を置く。 ２　企画官は、命を受けて、地方協力課の所掌事務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。 **第六条～第十二条**　［略］	目次 第一章　内部部局（第一条―第九条） 第二章　消費者庁顧問及び消費者庁参与（第十条・第十一条） 附則 ［条を加える。］ **第五条～第十一条**　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第三十八号

公益認定等委員会令（平成十九年政令第六十四号）第五条の規定に基づき、公益認定等委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

公益認定等委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

公益認定等委員会事務局組織規則（平成十九年内閣府令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（事務局に置く課等） **第一条**　公益認定等委員会（以下「委員会」という。）の事務局に総務課並びに審査監督官八人（うち六人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び企画官二人を置く。	（事務局に置く課等） **第一条**　公益認定等委員会（以下「委員会」という。）の事務局に総務課並びに審査監督官八人（うち六人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び企画官一人を置く。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第三十九号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十五条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（総務部に置く課等） **第十二条**　総務部に、次の八課並びに調査官、監査官、庁舎管理官及び安心・安全対策推進官それぞれ一人を置く。 総務課 人事課 会計課 企画調整課 防災・危機管理課 情報システム管理課 跡地利用対策課 公正取引課 （調査官、監査官、庁舎管理官及び安心・安全対策推進官の職務） **第十九条**　［同上］ ２・３　同上 ４　安心・安全対策推進官は、振興開発計画の作成及び推進に関する事務のうち、沖縄における犯罪の抑止に関する業務をつかさどる。 （事務所） **第九十二条**　総合事務局の事務所の名称、位置、管轄区域及び所掌事務は、次のとおりとする。	（総務部に置く課等） **第十二条**　総務部に、次の八課並びに調査官、監査官及び庁舎管理官それぞれ一人を置く。 総務課 人事課 会計課 企画調整課 防災・危機管理課 情報システム管理課 跡地利用対策課 公正取引課 （調査官、監査官及び庁舎管理官の職務） **第十九条**　［略］ ［２・３　略］ ［項を加える。］ （事務所） **第九十二条**　総合事務局の事務所の名称、位置、管轄区域及び所掌事務は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域	所掌事務
［略］			
宮古圏域農業水利事業所	宮古島市	宮古島市、多良間村	国営の宮古伊良部農業水利事業及び多良間農業水利事業の実施に関すること。
［略］			

名称	位置	管轄区域	所掌事務
［同上］			
宮古伊良部農業水利事業所	宮古島市	宮古島市	国営の宮古伊良部農業水利事業の実施に関すること。
［同上］			

２　［略］

２　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。ただし、第十二条及び第十九条第四項の規定は、令和八年四月一日から適用する。

○内閣府令第四十号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）を実施するため、内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令

内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（情報システム企画官及び企画官）	（情報システム企画官及び企画官）
第四条　企画調整課に、情報システム企画官一人及び企画官二人を置く。	**第四条**　企画調整課に、情報システム企画官及び企画官それぞれ一人を置く。
［２・３　略］	［２・３　同上］
（調査室及び男女共同参画分析官）	（調査室並びに企画官及び男女共同参画分析官）
第十二条　総務課に、調査室及び男女共同参画分析官一人を置く。	**第十二条**　総務課に、調査室並びに企画官及び男女共同参画分析官それぞれ一人を置く。
［２・３　略］	［２・３　同上］
［項を削る。］	４　企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。
４　［略］	５　［同上］
（経済社会総合研究所に置く部等）	（経済社会総合研究所に置く部等）
第二十一条　研究所に、総務部、上席主任研究官六人、主任研究官七人及び次の三部並びに経済研修所を置く。	**第二十一条**　研究所に、総務部、上席主任研究官七人、主任研究官六人及び次の三部並びに経済研修所を置く。
情報研究交流部	情報研究交流部
景気統計部	景気統計部
国民経済計算部	国民経済計算部
２　［略］	２　［同上］
（客員主任研究官）	（客員主任研究官）
第二十八条　［略］	**第二十八条**　［同上］
２　客員主任研究官は、経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論を用いた研究に参画する。	２　客員主任研究官は、前二条に規定する研究に参画する。
３　［略］	３　［同上］
（京都事務所に置く課）	（京都事務所に置く課）
第五十六条　［略］	**第五十六条**　［同上］
２　［略］	２　［同上］
３　運営課は、次に掲げる事務をつかさどる。	３　運営課は、次に掲げる事務をつかさどる。
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　前三号に掲げるもののほか、京都迎賓館の運営に関すること。	四　前二号に掲げるもののほか、京都迎賓館の運営に関すること。
（参与）	（参与）
第六十六条　［略］	**第六十六条**　［同上］
２　参与は、本府の所掌事務のうち特に定める重要な事項に参与する。	２　参与は、重要な府務（宮内庁、公正取引委員会、法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている機関及び金融庁の所掌に係るものを除く。）のうち特に定める重要な事項に参与する。
３　［略］	３　［同上］

附　則 ［１・２　略］ （企画官の設置期間の特例） ３　第四条第一項の企画官のうち一人は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。 ［項を削る。］	附　則 ［１・２　同上］ （企画官の設置期間の特例） ３　第四条第一項の企画官は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。 （沖縄振興局総務課事業振興室の所掌事務の特例） ４　沖縄振興局総務課事業振興室は、第十四条第二項各号に掲げる事務のほか、平成二十四年十月三十一日までの間、独立行政法人評価委員会沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会の庶務に関する事務をつかさどる。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第四十一号

こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）及びこども家庭庁組織令（令和五年政令第百二十五号）を実施するため、こども家庭庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年四月八日　内閣総理大臣　高市　早苗

こども家庭庁組織規則の一部を改正する内閣府令

こども家庭庁組織規則（令和五年内閣府令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（こどもの自殺対策推進室及び企画官） **第六条**　総務課に、こどもの自殺対策推進室及び企画官一人を置く。 ２　こどもの自殺対策推進室は、こどもに係る自殺対策に関する事務をつかさどる。 ３　こどもの自殺対策推進室に、室長を置く。 ４　企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に関する事務を行う。	（企画官） **第六条**　総務課に、企画官二人を置く。 ［項を加える。］ ［項を加える。］ ２　企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に関する事務を行う。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第四十二号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十七条第四項、第三十一条の二第四項及び第三十三条第三項並びに警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）第四十八条第五項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年四月八日　内閣総理大臣　高市　早苗

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

第一章　［略］

第二章　警察庁の組織

第一節　内部部局

第一款　［略］

第二款　［略］

第三款　刑事局（第二十三条―第三十三条）

第四款　交通局（第三十四条―第三十八条）

第五款　警備局（第三十九条―第四十六条）

第六款　サイバー警察局（第四十七条―第五十条）

第七款　警察庁顧問（第五十一条）

第二節　附属機関

第一款　警察大学校（第五十二条―第七十九条）

第二款　［略］

第三款　［略］

第三節　地方機関

第一款　管区警察局及び警察支局

第一目　管区警察局（第百二十一条―第百四十五条）

第二目　警察支局（第百四十六条―第百五十七条）

第三目　管区警察学校（第百五十八条―第百六十六条）

第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部（第百六十七条―第百七十六条）

第三章　地方警務官の階級別定員（第百七十七条）

附則

第二章　警察庁の組織

第一節　内部部局

第二款　生活安全局

（生活安全企画官）

第十七条　［略］

２　生活安全企画官は、命を受け、令第十八条第一号から第六号までに掲げる事務（生活安全産業室の所掌に属するものを除く。）のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

［条を削る。］

改正前

目次

第一章　［同上］

第二章　警察庁の組織

第一節　内部部局

第一款　［同上］

第二款　［同上］

第三款　刑事局（第二十三条―第三十二条）

第四款　交通局（第三十三条―第三十七条）

第五款　警備局（第三十八条―第四十五条）

第六款　サイバー警察局（第四十六条―第四十九条）

第七款　警察庁顧問（第五十条）

第二節　附属機関

第一款　警察大学校（第五十一条―第七十九条）

第二款　［同上］

第三款　［同上］

第三節　地方機関

第一款　管区警察局及び警察支局

第一目　管区警察局（第百二十一条―第百四十四条）

第二目　警察支局（第百四十五条―第百五十五条）

第三目　管区警察学校（第百五十六条―第百六十四条）

第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部（第百六十五条―第百七十四条）

第三章　地方警務官の階級別定員（第百七十五条）

附則

第二章　警察庁の組織

第一節　内部部局

第二款　生活安全局

（生活安全企画官）

第十七条　［同上］

２　生活安全企画官は、命を受け、令第十八条第一号から第六号までに掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

（犯罪抑止対策室）

第十八条　生活安全局生活安全企画課に、犯罪抑止対策室を置く。

２　犯罪抑止対策室においては、令第十八条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事務のうち犯罪の発生の抑止に必要な情報の収集、分析及び提供その他の犯罪を防止するための事務、同条第十六号から第十九号までに掲げる事務並びに同条第二十号及び第二十一号に掲げる事務（地域警察指導室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

３　犯罪抑止対策室に、室長を置く。

４　室長は、命を受け、犯罪抑止対策室の事務を掌理する。

（生活安全産業室）

第十八条　生活安全局生活安全企画課に、生活安全産業室を置く。

2　生活安全産業室においては、令第十八条第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる事務のうち古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二条第二項に規定する古物営業、質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第一条第一項に規定する質屋営業、警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二条第二項に規定する警備業、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）第二条第二項に規定する探偵業及び盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）第二条第四号に規定する特定金属くず買受業に関する事務、令第十八条第十六号から第十九号までに掲げる事務並びに同条第二十号に掲げる事務（地域警察指導室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　生活安全産業室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、生活安全産業室の事務を掌理する。

（地域警察指導室）

第十九条　［略］

2　地域警察指導室においては、令第十八条第八号から第十四号までに掲げる事務、同条第二十号に掲げる事務のうち盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二十二条に規定する犯罪の取締りに関する事務及び令第十八条第二十一号に掲げる事務のうち特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法律第六十五号）第十六条に規定する犯罪の取締りに関する事務をつかさどる。

［3・4　略］

第三款　刑事局

（刑事指導室）

第二十三条　［略］

2　刑事指導室においては、令第二十三条第二号及び第四号に掲げる事務並びにこれらの事務に関し必要な刑事資料の調査、収集及び管理に関する事務並びに同条第六号に掲げる事務のうち日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条に規定する合同委員会との連絡に関する事務及び日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律（令和七年法律第二十六号）第二条第一号に規定する円滑化協定に規定する合同委員会との連絡に関する事務をつかさどる。

［3・4　略］

（捜査支援連携対策官）

第二十六条　刑事局に、捜査支援連携対策官一人を置く。

2　捜査支援連携対策官は、命を受け、令第二十六条第一号に掲げる事務を助ける。

第二十七条～第三十一条　［略］

［条を削る。］

［条を加える。］

（地域警察指導室）

第十九条　［同上］

2　地域警察指導室においては、令第十八条第八号から第十四号までに掲げる事務、同条第二十号に掲げる事務のうち盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）第二十二条に規定する犯罪の取締りに関する事務及び令第十八条第二十一号に掲げる事務のうち特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法律第六十五号）第十六条に規定する犯罪の取締りに関する事務をつかさどる。

［3・4　同上］

第三款　刑事局

（刑事指導室）

第二十三条　［同上］

2　刑事指導室においては、令第二十三条第二号及び第四号に掲げる事務並びにこれらの事務に関し必要な刑事資料の調査、収集及び管理に関する事務並びに同条第六号に掲げる事務のうち日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条に規定する合同委員会との連絡に関する事務、日本国の自衛隊とオーストラリアとの間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定第二十七条に規定する合同委員会との連絡に関する事務及び日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定第二十七条に規定する合同委員会との連絡に関する事務をつかさどる。

［3・4　同上］

［条を加える。］

第二十六条～第三十条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

（暴力団排除対策官）

第三十一条　刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課に、暴力団排除対策官一人を置く。

2　暴力団排除対策官は、命を受け、令第二十八条第五号に掲げる事務、同条第六号に掲げる事務（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十三条、第十四条、第二十八条及び第三十二条の三から第三十二条の十五までの規定に関するものに限る。）及び令第二十八条第七号に掲げる事務をつかさどる。

（国際組織犯罪対策官）

第三十三条　刑事局組織犯罪対策部に、国際組織犯罪対策官一人を置く。

２　国際組織犯罪対策官は、命を受け、令第三十条第一号及び第二号に掲げる事務を助ける。

第四款　交通局

第三十四条～第三十八条　［略］

第五款　警備局

（ローン・オフェンダー等対策室）

第三十九条　警備局公安課に、ローン・オフェンダー等対策室を置く。

２　ローン・オフェンダー等対策室においては、令第三十八条第一号及び第二号に掲げる事務のうち個人によって行われる警備犯罪その他の事案に関する事務（内外の社会経済情勢の変化に起因する警備事象に関するもの、極端な国家主義的主張又は民族主義的主張に基づく暴力主義的活動に関するもの及び極左的主張に基づく暴力主義的破壊活動に関するものを除く。）をつかさどる。

３　ローン・オフェンダー等対策室に、室長を置く。

４　室長は、命を受け、ローン・オフェンダー等対策室の事務を掌理する。

第四十条～第四十二条　［略］

［条を削る。］

第四十三条～第四十六条　［略］

第六款　サイバー警察局

（サイバー企画官）

第四十七条　サイバー警察局サイバー企画課に、サイバー企画官一人を置く。

２　サイバー企画官は、命を受け、令第四十五条第一号に掲げる事務（重大サイバー事案対策企画官の所掌に属するものを除く。）及び同条第二号から第五号までに掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

（重大サイバー事案対策企画官）

第四十八条　［略］

［条を削る。］

第四十九条・第五十条　［略］

第七款　警察庁顧問

（警察庁顧問）

第五十一条　［略］

［条を加える。］

第四款　交通局

第三十三条～第三十七条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

第五款　警備局

［条を加える。］

第三十八条～第四十条　［同上］

［二条ずつ繰り下げる。］

（国際テロリズム情報官）

第四十一条　警備局外事情報部国際テロリズム対策課に、国際テロリズム情報官一人を置く。

２　国際テロリズム情報官は、命を受け、令第四十条第一号に掲げる事務をつかさどる。

第四十二条～第四十五条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

第六款　サイバー警察局

［条を加える。］

（重大サイバー事案対策企画官）

第四十六条　［同上］

（サイバー事案防止対策室）

第四十七条　サイバー警察局サイバー企画課に、サイバー事案防止対策室を置く。

２　サイバー事案防止対策室においては、令第四十五条第二号に掲げる事務及び同条第六号に掲げる事務のうちサイバー事案の防止対策に関する事務をつかさどる。

３　サイバー事案防止対策室に、室長を置く。

４　室長は、命を受け、サイバー事案防止対策室の事務を掌理する。

第四十八条・第四十九条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

第七款　警察庁顧問

（警察庁顧問）

第五十条　［同上］

第二節　附属機関

第一款　警察大学校

第五十二条～第五十九条　［略］

（総務調整官）

第六十条　総務調整官は、命を受け、第五十七条及び第五十八条に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

第六十一条～第七十三条　［略］

（財務捜査・取調べ技術研修研究センター）

第七十四条　警察大学校に、財務捜査・取調べ技術研修研究センターを置く。

２　財務捜査・取調べ技術研修研究センターは、警察職員に対し、財務に関する専門的な知識及び技術を必要とする捜査に関する学術の研修並びに被疑者その他の者の取調べの技術に関する学術の総合的な研修を行い、並びにこれらに必要な調査研究を行う。

３　財務捜査・取調べ技術研修研究センターに、所長を置く。

４　所長は、警察大学校長の命を受け、財務捜査・取調べ技術研修研究センターの事務を処理する。

５　財務捜査・取調べ技術研修研究センターに、所長のほか、教授及び助教授を置く。

［６・７　略］

第三節　地方機関

第一款　管区警察局及び警察支局

第一目　管区警察局

（警務課）

第百二十五条　［略］

［一～十一　略］

十二　犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画をいう。第百四十八条第十四号において同じ。）の作成及び推進に関すること。

十三　［略］

（関東管区警察局サイバー特別捜査部の分課）

第百三十四条　関東管区警察局サイバー特別捜査部に、次の三課及び暗号資産分析官一人を置く。

企画分析課

特別捜査課

特別対処課

［条を削る。］

第二節　附属機関

第一款　警察大学校

第五十一条～第五十八条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

（総務調整官）

第五十九条　総務調整官は、命を受け、第五十六条及び第五十七条に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

第六十条～第七十二条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

（財務捜査研修センター）

第七十三条　警察大学校に、財務捜査研修センターを置く。

２　財務捜査研修センターは、警察職員に対し、財務に関する専門的な知識及び技術を必要とする捜査に関する学術の研修を行い、並びにこれに必要な調査研究を行う。

３　財務捜査研修センターに、所長を置く。

４　所長は、警察大学校長の命を受け、財務捜査研修センターの事務を処理する。

５　財務捜査研修センターに、所長のほか、教授及び助教授を置く。

［６・７　同上］

（取調べ技術総合研究・研修センター）

第七十四条　警察大学校に、取調べ技術総合研究・研修センターを置く。

２　取調べ技術総合研究・研修センターは、警察職員に対し、被疑者その他の者の取調べの技術に関する学術の総合的な研修を行い、及びこれに必要な調査研究を行う。

３　取調べ技術総合研究・研修センターに、所長を置く。

４　所長は、警察大学校長の命を受け、取調べ技術総合研究・研修センターの事務を処理する。

５　取調べ技術総合研究・研修センターに、所長のほか、教授及び助教授を置く。

６　教授は、学生の研修に当たり、及び研究に従事する。

７　助教授は、教授の職務を助ける。

第三節　地方機関

第一款　管区警察局及び警察支局

第一目　管区警察局

（警務課）

第百二十五条　［同上］

［一～十一　同上］

十二　犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画をいう。第百四十七条第十四号において同じ。）の作成及び推進に関すること。

十三　［同上］

（関東管区警察局サイバー特別捜査部の分課）

第百三十四条　関東管区警察局サイバー特別捜査部に、次の三課を置く。

企画分析課

特別捜査課

特別対処課

（暗号資産分析官）

第百三十八条　暗号資産分析官は、命を受け、第百三十五条第一号及び第二号に掲げる事務のうち資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する暗号資産に関するものに参画する。

（管区警察局情報通信部の分課）

第百三十九条　管区警察局情報通信部に、次の四課及び人事調整官一人を置く。

通信庶務課
機動通信課
通信施設課
情報技術解析課

［項を削る。］

第百四十条～第百四十三条　［略］

（人事調整官）

第百四十四条　人事調整官は、命を受け、第百四十条第一号に掲げる事務のうち職員の人事に関する重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

（府県情報通信部）

第百四十五条　［略］

第二目　警察支局

第百四十六条～第百五十一条　［略］

（四国警察支局情報通信部の分課）

第百五十二条　四国警察支局情報通信部に、次の三課及び人事調整官一人を置く。

通信庶務・施設課
機動通信課
情報技術解析課

第百五十三条・第百五十四条　［略］

（情報技術解析課）

第百五十五条　情報技術解析課の所掌事務については、第百四十三条の規定を準用する。

（人事調整官）

第百五十六条　人事調整官は、命を受け、第百五十三条第一号に掲げる事務のうち職員の人事に関する重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

（県情報通信部）

第百五十七条　［略］

第三目　管区警察学校

第百五十八条～第百六十二条　［略］

第百六十三条　庶務課及び会計課の所掌事務については、それぞれ、第五十七条及び第五十八条の規定を準用する。

［条を加える。］

（管区警察局情報通信部の分課）

第百三十八条　管区警察局情報通信部に、次の四課を置く。

通信庶務課
機動通信課
通信施設課
情報技術解析課

2　前項に掲げる課のほか、関東管区警察局情報通信部に、人事調整官一人を置く。

第百三十九条～第百四十二条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

（人事調整官）

第百四十三条　人事調整官は、命を受け、第百三十九条第一号に掲げる事務のうち職員の人事に関する重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

（府県情報通信部）

第百四十四条　［同上］

第二目　警察支局

第百四十五条～第百五十条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

（四国警察支局情報通信部の分課）

第百五十一条　四国警察支局情報通信部に、次の三課を置く。

通信庶務・施設課
機動通信課
情報技術解析課

第百五十二条・第百五十三条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

（情報技術解析課）

第百五十四条　情報技術解析課の所掌事務については、第百四十二条の規定を準用する。

［条を加える。］

（県情報通信部）

第百五十五条　［同上］

第三目　管区警察学校

第百五十六条～第百六十条　［同上］

［二条ずつ繰り下げる。］

第百六十一条　庶務課及び会計課の所掌事務については、それぞれ、第五十六条及び第五十七条の規定を準用する。

（総務調整官）

第百六十四条　総務調整官は、命を受け、前条において準用する第五十七条及び第五十八条に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

第百六十五条・第百六十六条　［略］

第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部

（東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部の位置）

第百六十七条　［略］

（東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部の分課）

第百六十八条　［略］

2　北海道警察情報通信部に、次の四課及び人事調整官一人を置く。

通信庶務課

機動通信課

通信施設課

情報技術解析課

第百六十九条～第百七十一条　［略］

（機動通信課及び通信施設課）

第百七十二条　機動通信課及び通信施設課の所掌事務については、それぞれ、第百四十一条及び第百四十二条の規定を準用する。

（情報技術解析課）

第百七十三条　［略］

（人事調整官）

第百七十四条　人事調整官は、命を受け、第百六十九条第一号に掲げる事務のうち職員の人事に関する重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

第百七十五条・第百七十六条　［略］

第三章　地方警務官の階級別定員

第百七十七条　［略］

別表第一（第百七十七条関係）

［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第四十三号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八章第一節の規定及び公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）を実施するため、公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

（総務調整官）

第百六十二条　総務調整官は、命を受け、前条において準用する第五十六条及び第五十七条に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

第百六十三条・第百六十四条　［同上］

［二条ずつ繰り下げる。］

第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部

（東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部の位置）

第百六十五条　［同上］

（東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部の分課）

第百六十六条　［同上］

2　北海道警察情報通信部に、次の四課を置く。

通信庶務課

機動通信課

通信施設課

情報技術解析課

第百六十七条～第百六十九条　［同上］

［二条ずつ繰り下げる。］

（機動通信課及び通信施設課）

第百七十条　機動通信課及び通信施設課の所掌事務については、それぞれ、第百四十条及び第百四十一条の規定を準用する。

（情報技術解析課）

第百七十一条　［同上］

（人事調整官）

第百七十二条　人事調整官は、命を受け、第百六十七条第一号に掲げる事務のうち職員の人事に関する重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

第百七十三条・第百七十四条　［同上］

［二条ずつ繰り下げる。］

第三章　地方警務官の階級別定員

第百七十五条　［同上］

別表第一（第百七十五条関係）

［同上］

公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令

公正取引委員会事務総局組織規則（昭和五十三年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　［略］ 第二章　地方機関（第十条―第十三条） 附則 ［条を削る。］ （上席企業結合調査官） **第四条**　［略］ （取引調査室及び相談指導室） **第五条**　取引部取引企画課に、取引調査室及び相談指導室を置く。 ［2～5　略］ ［項を削る。］ ［項を削る。］ （フリーランス取引適正化室及び企画官） **第六条**　取引部企業取引課に、フリーランス取引適正化室及び企画官一人を置く。 2　フリーランス取引適正化室は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）の施行に関する事務（同法の円滑な施行に必要な制度の企画及び立案に係るものに限る。）をつかさどる。 3　フリーランス取引適正化室に、室長を置く。 4　［略］ ［項を削る。］ （上席取引適正化検査官） **第七条**　取引部に、上席取引適正化検査官四人を置く。 2　上席取引適正化検査官は、命を受けて、取引適正化検査管理官のつかさどる職務のうち特定事項に関するものを助ける。 （企画室、情報管理室及び公正競争監視室並びに課徴金減免管理官） **第八条**　［略］ 2　企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　事件（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）に係るもの（独占禁止法第四章の規定に係るものを除く。）に限る。次号及び第四項において同じ。）の審査のために必要な法の解釈及び法の運用の総括に関すること。 ［二・三　略］	目次 第一章　［同上］ 第二章　地方機関（第十条―第十二条） 附則 （企画官） **第四条**　調整課に、企画官一人を置く。 2　企画官は、命を受けて、調整課の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。 （上席企業結合調査官） **第五条**　［同上］ （取引調査室、相談指導室及びフリーランス取引適正化室） **第六条**　取引部取引企画課に、取引調査室、相談指導室及びフリーランス取引適正化室を置く。 ［2～5　同上］ 6　フリーランス取引適正化室は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）の施行に関する事務をつかさどる。 7　フリーランス取引適正化室に、室長を置く。 （取引適正化調査室並びに企画官及び上席取引適正化検査官） **第七条**　取引部企業取引課に、取引適正化調査室並びに企画官二人及び上席取引適正化検査官二人を置く。 2　取引適正化調査室は、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第百二十号）の施行に関する事務のうち、報告及び検査、勧告並びに公表に関する事務をつかさどる。 3　取引適正化調査室に、室長を置く。 4　［同上］ 5　上席取引適正化検査官は、命を受けて、第二項の報告の受理並びに同項の検査、勧告及び公表を実施し、並びにそれらの実施に関する事務を整理する。 ［条を加える。］ （企画室、情報管理室及び公正競争監視室並びに課徴金減免管理官） **第八条**　［同上］ 2　企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　事件（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第四章の規定に係るものを除く。次号及び第四項において同じ。）の審査のために必要な法の解釈及び法の運用の総括に関すること。 ［二・三　同上］

（総務管理官）

第十条　［略］

２　総務管理官は、命を受けて、所内の事務（取引適正化管理官の所掌に属するものを除き、事件の審査に関する事務にあっては、独占禁止法第四章の規定に係る事件の審査（独占禁止法第十二章に規定する手続による調査を除く。）に関するものに限る。）を総括整理する。

（取引適正化管理官）

第十一条　中部事務所、近畿中国四国事務所及び九州事務所に、それぞれ取引適正化管理官一人を置く。

２　取引適正化管理官は、命を受けて、所内の事務のうち、次に掲げる事務を総括整理する。

一　製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第百二十号）の施行に関すること。

二　特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行に関すること。

三　独占禁止政策に係る事業活動（不公正な取引方法（独占禁止法第二条第九項第五号及び第六号ホに係るものに限る。）の調査に関すること。

（審査統括官）

第十二条　［略］

２　審査統括官は、命を受けて、所内の独占禁止法に係る事件の審査に関する事務（総務管理官の所掌に属するものを除く。）を総括整理する。

（支所）

第十三条　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第四十四号

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十七条の規定に基づき、並びに金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び同令を実施するため、金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令

金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を削る。

改正後	改正前
（主任統括検査官等） **第五条**　リスク分析総括課に、主任統括検査官七人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官四人、特別検査官二十五人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、専門検査官三十六人及び金融証券検査官三百十六人（うち百九十二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 ［２～８　略］	（主任統括検査官等） **第五条**　リスク分析総括課に、主任統括検査官七人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官四人、特別検査官二十五人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、専門検査官三十五人及び金融証券検査官三百二十人（うち百九十二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 ［２～８　同上］

（総務管理官）

第十条　［同上］

２　総務管理官は、命を受けて、所内の事務（事件の審査に関する事務にあっては、独占禁止法第四章の規定に係る事件の審査（独占禁止法第十二章に規定する手続による調査を除く。）に関するものに限る。）を総括整理する。

［条を加える。］

（審査統括官）

第十一条　［同上］

２　審査統括官は、命を受けて、所内の事件の審査に関する事務（総務管理官の所掌に属するものを除く。）を総括整理する。

（支所）

第十二条　［同上］

（主任統括検査官等）

第九条　監督局に、主任統括検査官三人、統括検査官一人、特別検査官十三人、主任専門検査官一人、専門検査官十一人及び金融証券検査官七十七人（うち十二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

（総括調整官等）

第二十三条　委員会の事務局に、総括調整官一人、主任情報技術専門官一人、情報技術専門官四人、主任証券取引審査官五人、証券取引審査官五十一人（うち三十人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、インターネット審査官七人、主任国際専門審査官一人、国際専門審査官四人、統括検査官五人、特別検査官二十三人、専門検査官十三人、証券検査官百五十四人（うち百八人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括調査官三人、総括証券調査官二人、主任証券調査官十六人、証券調査審理官一人、証券調査官百七十九人（うち百二十四人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、証券調査指導官二人（検察官をもって充てるものとする。）、特別調査管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括特別調査官三人、主任証券取引特別調査官十五人、証券取引特別調査官三百二十人（うち二百七十八人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、主任国際専門調査官一人及び国際専門調査官二人を置く。

［2～25　略］

附　則

［条を削る。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

（主任統括検査官等）

第九条　監督局に、主任統括検査官三人、統括検査官一人、特別検査官十三人、主任専門検査官一人、専門検査官十一人及び金融証券検査官七十七人（うち十人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

（総括調整官等）

第二十三条　委員会の事務局に、総括調整官一人、主任情報技術専門官一人、情報技術専門官四人、主任証券取引審査官五人、証券取引審査官五十一人（うち二十六人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、インターネット審査官七人、主任国際専門審査官一人、国際専門審査官四人、統括検査官五人、特別検査官二十三人、専門検査官十三人、証券検査官百五十四人（うち百六人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括調査官三人、総括証券調査官二人、主任証券調査官十六人、証券調査審理官一人、証券調査官百七十九人（うち百二十四人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、証券調査指導官二人（検察官をもって充てるものとする。）、特別調査管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括特別調査官三人、主任証券取引特別調査官十五人、証券取引特別調査官三百二十人（うち二百七十人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、主任国際専門調査官一人及び国際専門調査官二人を置く。

［2～25　同上］

附　則

（証券取引等監視委員会事務局証券検査官の設置期間の特例）

第七条　第二十三条第一項の証券検査官のうち二人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

デジタル庁令

○デジタル庁令第四号

デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）及びデジタル庁組織令（令和三年政令第百九十二号）を実施するため、デジタル庁組織規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

デジタル庁組織規則の一部を改正する庁令

デジタル庁組織規則（令和三年デジタル庁令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（企画官）	（企画官）
第一条　（略）	**第一条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　企画官の定数は、併任の者を除き二十二人とする。	3　企画官の定数は、併任の者を除き二十人とする。

附　則

この庁令は、公布の日から施行する。

デジタル庁令・省令

○デジタル庁総務省令第十六号

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和八年厚生労働省令第七十七号）の施行に伴い、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号及び別表の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣　林　芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部改正）

第一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第四十五条　法別表八十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～五　略］ 六　雇用保険法施行規則第百十条第二項の特定就職困難者コース助成金、同条第十項の発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金、同令第百十条の三第三項の障害者トライアルコース助成金、同令第百十八条の二第十三項の障害者正社員化コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第六十六号）附則第二条第十項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百二十五条第五項の障害者職業能力開発コース助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和八年厚生労働省令第七十四号）附則第二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則附則第十五条の五第二項の成長分野等人材確保・育成コース助成金の支給に関する事務	**第四十五条**　［同上］ ［一～五　同上］ 六　雇用保険法施行規則第百十条第二項の特定就職困難者コース助成金、同条第十項の発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金、同令第百十条の三第三項の障害者トライアルコース助成金、同令第百十八条の二第十二項の障害者正社員化コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第六十六号）附則第二条第十項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百二十五条第五項の障害者職業能力開発コース助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和八年厚生労働省令第七十四号）附則第二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則附則第十五条の五第二項の成長分野等人材確保・育成コース助成金の支給に関する事務
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正）

第二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第百十五条　第二条の表百十三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 ［一　略］ 二　雇用保険法施行規則第百十条第十項の発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金、同令第百十八条の二第十三項の障害者正社員化コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第六十六号）附則第二条第十項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百二十五条第五項の障害者職業能力開発コース助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正す	**第百十五条**　［同上］ ［一　同上］ 二　雇用保険法施行規則第百十条第十項の発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金、同令第百十八条の二第十二項の障害者正社員化コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第六十六号）附則第二条第十項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百二十五条第五項の障害者職業能力開発コース助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正す

る省令（令和八年厚生労働省令第七十四号）附則第二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則附則第十五条の五第二項の成長分野等人材確保・育成コース助成金の支給に関する事務　次に掲げる情報
［イ～ホ　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第六十一号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日　　総務大臣　林　芳正

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（デジタル基盤推進室、マイナンバー制度支援室及びサイバーセキュリティ対策室並びに本人確認情報保護専門官） **第二十二条**　住民制度課に、デジタル基盤推進室、マイナンバー制度支援室及びサイバーセキュリティ対策室並びに本人確認情報保護専門官一人を置く。 ［2～7　略］ ［削る］ 8　［略］ （ふるさと住民登録制度推進室及び地域情報化企画室） **第二十三条**　地域政策課に、ふるさと住民登録制度推進室及び地域情報化企画室を置く。 2　ふるさと住民登録制度推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　住所地以外の地域と継続的に関わる者の情報システムへの登録を通じた地域の振興に関する制度の企画、立案、推進及び関係行政機関との連絡調整に関すること。 二　前号の制度に関する情報システムの整備及び管理に関すること。 3　ふるさと住民登録制度推進室に、室長を置く。 4　地域情報化企画室は、次に掲げる事務（ふるさと住民登録制度推進室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ［一～三　略］ 5　［略］ （沖縄行政評価事務所に置く課等） **第二百六十七条**　沖縄行政評価事務所に、次に掲げる課並びに管理官一人、評価監視官二人及び主任行政相談官一人を置く。 総務課 行政相談課	（デジタル基盤推進室、マイナンバー制度支援室及びサイバーセキュリティ対策室並びに企画官及び本人確認情報保護専門官） **第二十二条**　住民制度課に、デジタル基盤推進室、マイナンバー制度支援室及びサイバーセキュリティ対策室並びに企画官及び本人確認情報保護専門官それぞれ一人を置く。 ［2～7　同上］ 8　企画官は、命を受けて、地方公共団体の情報システムに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。 9　［同上］ （地域情報化企画室） **第二十三条**　地域政策課に、地域情報化企画室を置く。 ［新設］ ［新設］ 2　地域情報化企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～三　同上］ 3　［同上］ （沖縄行政評価事務所に置く課等） **第二百六十七条**　沖縄行政評価事務所に、次に掲げる課並びに評価監視官二人及び主任行政相談官一人を置く。 総務課 行政相談課

（総務課の所掌事務）

第二百六十八条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一　略］

二　沖縄行政評価事務所の所掌事務に関する総合調整に関すること（管理官の所掌に属するものを除く。）。

［三～八　略］

九　広報に関すること（管理官の所掌に属するものを除く。）。

［十～十四　略］

［削る］

［削る］

十五　［略］

十六　［略］

（管理官の職務）

第二百六十九条の二　管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省及びデジタル庁の事務の総括に関すること。

二　内閣法第二十六条の規定により沖縄行政評価事務所に属させられた事務

三　法第二十五条第二項に規定する事務のうち総務大臣の定める事務

四　広報に関する重要事項に関すること。

2　前項に掲げるもののほか、管理官は、命を受けて、沖縄行政評価事務所の所掌事務に関する特定事項についての総合調整に関する事務をつかさどる。

（評価監視官の職務）

第二百七十条　評価監視官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

［一～三　略］

［削る］

［削る］

附　則

第十一条　削除

第十三条　削除

（沖縄行政評価事務所の管理官の職務の特例）

第十八条　復興庁が廃止されるまでの間、第二百六十九条の二第一項第一号の規定の適用については、「各府省及びデジタル庁」とあるのは、「各府省、デジタル庁及び復興庁」とする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

（総務課の所掌事務）

第二百六十八条　［同上］

［一　同上］

二　沖縄行政評価事務所の所掌事務に関する総合調整に関すること。

［三～八　同上］

九　広報に関すること。

［十～十四　同上］

十五　政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省及びデジタル庁の事務の総括に関すること。

十六　法第二十五条第二項に規定する事務のうち総務大臣の定める事務

十七　［同上］

十八　［同上］

［新設］

（評価監視官の職務）

第二百七十条　［同上］

［一～三　同上］

四　内閣法第二十六条の規定により沖縄行政評価事務所に属させられた事務

五　法第二十五条第二項に規定する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）のうち総務大臣の定める事務

附　則

（自治行政局住民制度課サイバーセキュリティ対策室の設置期間の特例）

第十一条　自治行政局住民制度課サイバーセキュリティ対策室は、令和十年三月三十一日までの間、置かれるものとする。

（自治行政局選挙部選挙課企画官の設置期間の特例）

第十三条　第二十六条の二第一項の企画官は、令和十年三月三十一日までの間、置かれるものとする。

（沖縄行政評価事務所の総務課の所掌事務の特例）

第十八条　復興庁が廃止されるまでの間、第二百六十八条第十五号の規定の適用については、「各府省及びデジタル庁」とあるのは、「各府省、デジタル庁及び復興庁」とする。

○総務省令第六十二号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、総務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

総務省定員規則の一部を改正する省令

総務省定員規則（平成十三年総務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（本省及び消防庁の定員） **第一条**　総務省の本省及び消防庁の定員は、次の表のとおりとする。 区分 / 定員 / 備考 本省 / 四、六六八人 消防庁 / 一七七人 合計 / 四、八四五人	（本省及び消防庁の定員） **第一条**　［同上］ 区分 / 定員 / 備考 本省 / 四、六一六人 消防庁 / 一七五人 合計 / 四、七九一人
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日等）

1　この省令は、公布の日から施行し、改正後の第一条及び次項の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	令和八年九月三十日までの間	四、七一七人

総務大臣　林　芳正

○法務省令第二十六号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第三十条第三項の規定に基づき、入国者収容所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

入国者収容所組織規則の一部を改正する省令

入国者収容所組織規則（平成三十一年法務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（警備指導官） **第八条の二**　入国者収容所を通じて警備指導官四人以内を置く。 ［２・３　略］	（警備指導官） **第八条の二**　入国者収容所を通じて警備指導官二人以内を置く。 ［２・３　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法務大臣　平口　洋

○法務省令第二十七号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第三十一条第五項、第三十二条第三項及び第三十三条第二項の規定に基づき、地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

法務大臣　平口　洋

地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令

地方出入国在留管理局組織規則（平成三十一年法務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（地方出入国在留管理局に置く課等） **第一条**　地方出入国在留管理局に、次に掲げる課及び室を置く。 総務課 職員課（東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局及び大阪出入国在留管理局に限る。） 会計課（東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局、大阪出入国在留管理局及び福岡出入国在留管理局に限る。） 用度課（東京出入国在留管理局に限る。） 診療室（東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局及び大阪出入国在留管理局に限る。） 2　前項に掲げる課及び室のほか、札幌出入国在留管理局、仙台出入国在留管理局及び高松出入国在留管理局にそれぞれ監理官一人、首席審査官二人及び首席入国警備官一人を、東京出入国在留管理局に監理官一人、審査監理官三人、警備監理官二人、首席審査官二十人及び首席入国警備官十一人を、名古屋出入国在留管理局に審査監理官一人、警備監理官一人、首席審査官十一人及び首席入国警備官五人を、大阪出入国在留管理局に審査監理官一人、警備監理官一人、首席審査官九人及び首席入国警備官五人を、広島出入国在留管理局に監理官一人、首席審査官三人及び首席入国警備官一人を、福岡出入国在留管理局に監理官一人、首席審査官四人及び首席入国警備官一人を置く。 （総務課の所掌事務） **第二条**　総務課は、次に掲げる事務（東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局及び大阪出入国在留管理局の総務課においては第五号から第十一号までに掲げる事務を、福岡出入国在留管理局の総務課においては第六号から第九号まで及び第十一号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。 ［一～十四　略］ （会計課の所掌事務） **第四条**　会計課は、第二条第六号から第九号まで及び第十一号に掲げる事務（東京出入国在留管理局の会計課においては第九号及び第十一号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。 （首席審査官の職務） **第七条**　［略］ 2　地方出入国在留管理局に置かれる首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。	（地方出入国在留管理局に置く課等） **第一条**　地方出入国在留管理局に、次に掲げる課及び室を置く。 総務課 職員課（東京出入国在留管理局及び大阪出入国在留管理局に限る。） 会計課（東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局、大阪出入国在留管理局及び福岡出入国在留管理局に限る。） 用度課（東京出入国在留管理局に限る。） 診療室（東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局及び大阪出入国在留管理局に限る。） 2　前項に掲げる課及び室のほか、札幌出入国在留管理局、仙台出入国在留管理局及び高松出入国在留管理局にそれぞれ監理官一人、首席審査官二人及び首席入国警備官一人を、東京出入国在留管理局に監理官一人、審査監理官三人、警備監理官二人、首席審査官十八人及び首席入国警備官十人を、名古屋出入国在留管理局に審査監理官一人、警備監理官一人、首席審査官十一人及び首席入国警備官五人を、大阪出入国在留管理局に審査監理官一人、警備監理官一人、首席審査官九人及び首席入国警備官五人を、広島出入国在留管理局に監理官一人、首席審査官三人及び首席入国警備官一人を、福岡出入国在留管理局に監理官一人、首席審査官四人及び首席入国警備官一人を置く。 （総務課の所掌事務） **第二条**　総務課は、次に掲げる事務（東京出入国在留管理局及び大阪出入国在留管理局の総務課においては第五号から第十一号までに掲げる事務を、名古屋出入国在留管理局及び福岡出入国在留管理局の総務課においては第六号から第九号まで及び第十一号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。 ［一～十四　同上］ （会計課の所掌事務） **第四条**　会計課は、第二条第六号から第九号まで及び第十一号（東京出入国在留管理局においては、第二条第九号及び第十一号を除く。）に掲げる事務をつかさどる。 （首席審査官の職務） **第七条**　［同上］ 2　地方出入国在留管理局に置かれる首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
［略］		

局の名称	担当区分	分担事務
［同上］		

東京出入国在留管理局

［略］		
オンライン審査第一担当	一　特定技能及び技能実習を目的とする外国人以外の外国人について、前項第八号（電子申請を行った外国人に送付する就労資格証明書に係る事務に限る。）、第九号（入管法第十九条の六に規定する上陸許可の証印又は許可を受けた中長期在留者に後日交付する在留カード及び電子申請を行った中長期在留者に送付する在留カードに係る事務に限る。）、第十号（永住審査担当が分担する事務を除く。）及び第十二号（電子申請を行った外国人に送付する在留資格認定証明書に係る事務に限る。）に掲げる事務 二　［略］	
オンライン審査第二担当	一　特定技能及び技能実習を目的とする外国人について、前項第八号（電子申請を行った外国人に送付する就労資格証明書に係る事務に限る。）、第九号（入管法第十九条の六に規定する上陸許可の証印又は許可を受けた中長期在留者に後日交付する在留カード及び電子申請を行った中長期在留者に送付する在留カードに係る事務に限る。）及び第十二号（電子申請を行った外国人に送付する在留資格認定証明書に係る事務に限る。）に掲げる事務 二　前号に掲げる事務に関する前項第三十八号に掲げる事務	
［略］		
就労審査第一担当	高度専門職、法律・会計業務、研究、技術・人文知識・国際業務及び企業内転勤を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）、第十二号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）及び第三十八号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	
就労審査第二担当	就労（就労審査第一担当が分担する事務の欄に掲げる在留資格及び特定技能並びに技能実習を除く。）を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）、第十二号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）及び第三十八号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	

東京出入国在留管理局

［同上］		
オンライン審査担当	一　前項第八号（電子申請を行った外国人に送付する就労資格証明書に係る事務に限る。）、第九号（入管法第十九条の六に規定する上陸許可の証印又は許可を受けた中長期在留者に後日交付する在留カード及び電子申請を行った中長期在留者に送付する在留カードに係る事務に限る。）、第十号（永住審査担当が分担する事務を除く。）及び第十二号（電子申請を行った外国人に送付する在留資格認定証明書に係る事務に限る。）に掲げる事務 二　［同上］	［加える。］
［同上］		
就労審査第一担当	高度専門職、法律・会計業務、研究、技術・人文知識・国際業務及び企業内転勤を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第十二号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）及び第三十八号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	
就労審査第二担当	就労（就労審査第一担当が分担する事務の欄に掲げる在留資格及び特定技能並びに技能実習を除く。）を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第十二号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）及び第三十八号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	

就労審査第三担当	特定技能を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査第二担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十一号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一まで及び第十九条の三十第二項の規定に掲げる事務に限る。）、第十二号（オンライン審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十三号（在留調査担当が分担する事務を除く。）及び第三十八号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
留学審査担当	留学を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）、第十二号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）及び第三十八号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
研修・短期滞在審査担当	研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査第一担当及びオンライン審査第二担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査第一担当及びオンライン審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十二号（オンライン審査第一担当及びオンライン審査第二担当が分担する事務を除く。）及び第三十八号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
永住審査担当	身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、前項第五号、第六号、第八号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）、第十号（特例法第七条第三項の規定に掲げる事務に限る。）、第十二号（オンライン審査第一担当が分担する事務を除く。）及び第三十八号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
［略］	
審判第一担当	前項第二十八号及び第二十九号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務

就労審査第三担当	特定技能を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第十一号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一まで及び第十九条の三十第二項の規定に掲げる事務に限る。）、第十二号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第十三号（在留調査担当が分担する事務を除く。）及び第三十八号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
留学審査担当	留学を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第十二号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）及び第三十八号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
研修・短期滞在審査担当	研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第十二号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）及び第三十八号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
永住審査担当	身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、前項第五号、第六号、第八号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第十号（特例法第七条第三項の規定に掲げる事務に限る。）、第十二号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）及び第三十八号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
［同上］	
審判担当	前項第二十八号、第二十九号及び第三十四号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務

審判第二担当	前項第三十四号に掲げる事務
［略］	［略］

3　［略］

（首席入国警備官の職務）

第八条　［略］

2　東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局及び大阪出入国在留管理局に置かれる首席入国警備官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
東京出入国在留管理局	［略］	
	執行第一担当	前項第四号、第五号及び第十六号に掲げる事務（執行第二担当及び執行第三担当が分担する事務を除く。）
	執行第二担当	［略］
	執行第三担当	前項第四号（退去強制令書の執行並びにその執行のための護送及び送還に関する事務に限る。）、第五号及び第十六号に掲げる事務のうち、国費による送還に関するもの（執行第二担当が分担する事務を除く。）
［略］		

3　［略］

（支局に置く課等）

第十三条　［略］

2　前項に掲げる課及び室のほか、東京出入国在留管理局成田空港支局に審査監理官一人、首席審査官十六人及び首席入国警備官二人を、東京出入国在留管理局羽田空港支局に審査監理官一人、首席審査官九人及び首席入国警備官一人を、東京出入国在留管理局横浜支局に監理官一人、首席審査官四人及び首席入国警備官三人を、名古屋出入国在留管理局中部空港支局に審査監理官一人、首席審査官七人及び首席入国警備官一人を、大阪出入国在留管理局関西空港支局に審査監理官一人、首席審査官十二人及び首席入国警備官一人を、大阪出入国在留管理局神戸支局に監理官一人、首席審査官二人及び首席入国警備官一人を、福岡出入国在留管理局那覇支局に監理官、首席審査官及び首席入国警備官それぞれ一人を置く。

（支局の首席審査官の職務）

第十六条　［略］

2　東京出入国在留管理局成田空港支局、東京出入国在留管理局羽田空港支局、東京出入国在留管理局横浜支局、名古屋出入国在留管理局中部空港支局、大阪出入国在留管理局関西空港支局及び大阪出入国在留管理局神戸支局に置かれる首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
［略］		

［加える。］	
［同上］	［同上］

3　［同上］

（首席入国警備官の職務）

第八条　［同上］

2　東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局及び大阪出入国在留管理局に置かれる首席入国警備官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
東京出入国在留管理局	［同上］	
	執行第一担当	前項第四号、第五号及び第十六号に掲げる事務（執行第二担当が分担する事務を除く。）
	執行第二担当	［同上］
	［加える。］	
［同上］		

3　［同上］

（支局に置く課等）

第十三条　［同上］

2　前項に掲げる課及び室のほか、東京出入国在留管理局成田空港支局に審査監理官一人、首席審査官十六人及び首席入国警備官二人を、東京出入国在留管理局羽田空港支局に審査監理官一人、首席審査官九人及び首席入国警備官二人を、名古屋出入国在留管理局中部空港支局に審査監理官一人、首席審査官七人及び首席入国警備官一人を、大阪出入国在留管理局関西空港支局に審査監理官一人、首席審査官十二人及び首席入国警備官一人を、その他の支局に監理官一人、首席審査官及び首席入国警備官それぞれ一人を置く。

（支局の首席審査官の職務）

第十六条　［同上］

2　東京出入国在留管理局成田空港支局、東京出入国在留管理局羽田空港支局、東京出入国在留管理局横浜支局、名古屋出入国在留管理局中部空港支局及び大阪出入国在留管理局関西空港支局に置かれる首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
［同上］		

大阪出入国在留管理局関西空港支局	［略］	
大阪出入国在留管理局神戸支局	審査第一担当	第七条第一項第二号（再入国の許可及び再入国の許可の取消しに関する事務に限る。）、第六号から第八号まで、第十号、第十一号、第十三号、第十六号、第十七号、第十九号及び第三十五号から第三十七号までに掲げる事務、難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第九号、第十八号及び第三十八号に掲げる事務並びに入管法別表第一又は別表第二の上欄の在留資格を目的とする外国人について、同項第五号、第九号及び第三十八号に掲げる事務
	審査第二担当	第七条第一項第一号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第二号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第三号、第四号、第五号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第九号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第十二号、第十四号、第十五号、第十八号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第二十号から第三十四号まで及び第三十八号（審査第一担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務

3　［略］

（支局の首席入国警備官の職務）

第十七条　［略］

2　東京出入国在留管理局成田空港支局及び東京出入国在留管理局横浜支局に置かれる首席入国警備官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
［略］		
東京出入国在留管理局横浜支局	［略］	
	処遇担当	第八条第一項第六号から第九号までに掲げる事務
	執行担当	第八条第一項第四号、第五号及び第十六号に掲げる事務

3　［略］

大阪出入国在留管理局関西空港支局	［同上］	

［項を加える。］

3　［同上］

（支局の首席入国警備官の職務）

第十七条　［同上］

2　東京出入国在留管理局成田空港支局及び東京出入国在留管理局横浜支局に置かれる首席入国警備官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
［同上］		
東京出入国在留管理局横浜支局	［同上］	
	処遇・執行担当	第八条第一項第四号から第九号まで及び第十六号に掲げる事務

［加える。］

3　［同上］

（出張所に置く監理官及び首席審査官）

第二十二条　札幌出入国在留管理局千歳苫小牧出張所、福岡出入国在留管理局福岡空港出張所及び福岡出入国在留管理局那覇空港出張所にそれぞれ監理官一人及び首席審査官四人を、札幌出入国在留管理局函館出張所、札幌出入国在留管理局旭川出張所、仙台出入国在留管理局青森出張所、仙台出入国在留管理局仙台空港出張所、仙台出入国在留管理局郡山出張所、東京出入国在留管理局水戸出張所、東京出入国在留管理局宇都宮出張所、東京出入国在留管理局高崎出張所、東京出入国在留管理局さいたま出張所、東京出入国在留管理局千葉出張所、東京出入国在留管理局松戸出張所、東京出入国在留管理局新宿出張所、東京出入国在留管理局立川出張所、東京出入国在留管理局新潟出張所、東京出入国在留管理局横浜支局川崎出張所、名古屋出入国在留管理局富山出張所、名古屋出入国在留管理局金沢出張所、名古屋出入国在留管理局静岡出張所、大阪出入国在留管理局京都出張所、広島出入国在留管理局境港出張所、広島出入国在留管理局広島空港出張所、広島出入国在留管理局岡山出張所、広島出入国在留管理局下関出張所、高松出入国在留管理局松山出張所、福岡出入国在留管理局北九州出張所、福岡出入国在留管理局博多港出張所、福岡出入国在留管理局佐賀出張所、福岡出入国在留管理局長崎出張所、福岡出入国在留管理局対馬出張所、福岡出入国在留管理局熊本出張所、福岡出入国在留管理局大分出張所、福岡出入国在留管理局宮崎出張所及び福岡出入国在留管理局鹿児島出張所にそれぞれ首席審査官一人を置く。

（出張所に置く首席審査官等の職務等）

第二十三条　出張所に置く首席審査官等の職務等は、次の表のとおりとする。

出張所	首席審査官等	職務等
［略］	［略］	

（出張所に置く監理官及び首席審査官）

第二十二条　札幌出入国在留管理局千歳苫小牧出張所、福岡出入国在留管理局福岡空港出張所及び福岡出入国在留管理局那覇空港出張所にそれぞれ監理官一人及び首席審査官四人を、札幌出入国在留管理局函館出張所、札幌出入国在留管理局旭川出張所、仙台出入国在留管理局青森出張所、仙台出入国在留管理局仙台空港出張所、東京出入国在留管理局郡山出張所、東京出入国在留管理局水戸出張所、東京出入国在留管理局宇都宮出張所、東京出入国在留管理局高崎出張所、東京出入国在留管理局さいたま出張所、東京出入国在留管理局千葉出張所、東京出入国在留管理局松戸出張所、東京出入国在留管理局新宿出張所、東京出入国在留管理局立川出張所、東京出入国在留管理局新潟出張所、東京出入国在留管理局横浜支局川崎出張所、名古屋出入国在留管理局富山出張所、名古屋出入国在留管理局金沢出張所、名古屋出入国在留管理局静岡出張所、大阪出入国在留管理局京都出張所、広島出入国在留管理局境港出張所、広島出入国在留管理局広島空港出張所、広島出入国在留管理局岡山出張所、広島出入国在留管理局下関出張所、高松出入国在留管理局松山出張所、福岡出入国在留管理局北九州出張所、福岡出入国在留管理局博多港出張所、福岡出入国在留管理局佐賀出張所、福岡出入国在留管理局長崎出張所、福岡出入国在留管理局対馬出張所、福岡出入国在留管理局熊本出張所、福岡出入国在留管理局大分出張所、福岡出入国在留管理局宮崎出張所及び福岡出入国在留管理局鹿児島出張所にそれぞれ首席審査官一人を置く。

（出張所に置く首席審査官等の職務等）

第二十三条　出張所に置く首席審査官等の職務等は、次の表のとおりとする。

出張所	首席審査官等	職務等
［同上］	［同上］	

熊本出張所 大分出張所 宮崎出張所 鹿児島出張所	
［略］	

2　［略］	
（統括審査官）	
第二十五条　地方出入国在留管理局、地方出入国在留管理局の支局、地方出入国在留管理局の出張所及び地方出入国在留管理局の支局の出張所を通じて統括審査官四百二十一人以内を置く。	
［2・3　略］	
（審査指導官）	
第二十五条の二　地方出入国在留管理局、地方出入国在留管理局の支局、地方出入国在留管理局の出張所及び地方出入国在留管理局の支局の出張所を通じて審査指導官七十人以内を置く。	
［2・3　略］	
（統括入国警備官）	
第二十六条　地方出入国在留管理局、地方出入国在留管理局の支局、地方出入国在留管理局の出張所及び地方出入国在留管理局の支局の出張所を通じて統括入国警備官百五十二人以内を置く。	
［2・3　略］	
（警備指導官）	
第二十六条の二　地方出入国在留管理局、地方出入国在留管理局の支局、地方出入国在留管理局の出張所及び地方出入国在留管理局の支局の出張所を通じて警備指導官十七人以内を置く。	
［2・3　略］	

大分出張所 宮崎出張所 鹿児島出張所	
［同上］	

2　［同上］	
（統括審査官）	
第二十五条　地方出入国在留管理局、地方出入国在留管理局の支局、地方出入国在留管理局の出張所及び地方出入国在留管理局の支局の出張所を通じて統括審査官四百十人以内を置く。	
［2・3　同上］	
（審査指導官）	
第二十五条の二　地方出入国在留管理局、地方出入国在留管理局の支局、地方出入国在留管理局の出張所及び地方出入国在留管理局の支局の出張所を通じて審査指導官五十二人以内を置く。	
［2・3　同上］	
（統括入国警備官）	
第二十六条　地方出入国在留管理局、地方出入国在留管理局の支局、地方出入国在留管理局の出張所及び地方出入国在留管理局の支局の出張所を通じて統括入国警備官百四十六人以内を置く。	
［2・3　同上］	
（警備指導官）	
第二十六条の二　地方出入国在留管理局、地方出入国在留管理局の支局、地方出入国在留管理局の出張所及び地方出入国在留管理局の支局の出張所を通じて警備指導官十一人以内を置く。	
［2・3　同上］	

備考　表中の［　］の記載及びその標記部分に二重傍線を付した規定の当該標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第二十八号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十八条第四項、第十九条第二項及び第二十条第二項並びに法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十五条第三項の規定に基づき、法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

法務大臣　平口　洋

法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令

法務局及び地方法務局組織規則（平成十三年法務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

第一表

改正後	改正前
（訟務部に置く職）	（訟務部に置く職）
第十一条　訟務部に、訟務管理官それぞれ一人、上席訟務官及び訟務支援専門官（札幌法務局及び高松法務局を除く。）を置く。	**第十一条**　訟務部に、訟務管理官それぞれ一人、上席訟務官及び訟務支援専門官（東京法務局に限る。）を置く。

（上席訟務官の職務）

第十三条　訟務部の上席訟務官は、国の利害に関係のある争訟に関する事務（訟務管理官の所掌に属するもの並びに仙台法務局、東京法務局、名古屋法務局、大阪法務局、広島法務局及び福岡法務局においては、訟務支援専門官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

２　［略］

（上席訟務官の定数及び配置）

第五十条　上席訟務官の定数は、法務局の訟務部及び地方法務局を通じて百十八人以内とする。

２　［略］

（統括登記官の定数、配置及び職務）

第五十一条　法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて統括登記官八百五十八人以内を置く。

［２・３　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第二表

改正後	改正前
（上席訟務官の職務） **第十三条**　訟務部の上席訟務官は、国の利害に関係のある争訟に関する事務（訟務管理官及び東京法務局の上席訟務官については訟務支援専門官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	（上席訟務官の職務） **第十三条**　訟務部の上席訟務官は、国の利害に関係のある争訟に関する事務（訟務管理官及び東京法務局の上席訟務官については訟務支援専門官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
２　［同上］	２　［同上］
（上席訟務官の定数及び配置） **第五十条**　上席訟務官の定数は、法務局の訟務部及び地方法務局を通じて百二十三人以内とする。	（上席訟務官の定数及び配置） **第五十条**　上席訟務官の定数は、法務局の訟務部及び地方法務局を通じて百二十三人以内とする。
２　［同上］	２　［同上］
（統括登記官の定数、配置及び職務） **第五十一条**　法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて統括登記官八百五十六人以内を置く。	（統括登記官の定数、配置及び職務） **第五十一条**　法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて統括登記官八百五十八人以内を置く。
［２・３　同上］	［２・３　略］
（人権擁護部に置く課） **第二十七条**　［同上］	（人権擁護部に置く課） **第二十七条**　［略］
２　前項に掲げる課のほか、人権擁護部に、それぞれ人権擁護専門官二人を置く。	２　前項に掲げる課のほか、人権擁護部に、それぞれ人権擁護専門官二人（札幌法務局においては三人）を置く。
（表示登記専門官の定数、配置及び職務） **第五十二条**　法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて表示登記専門官五百三十五人以内を置く。	（表示登記専門官の定数、配置及び職務） **第五十二条**　法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて表示登記専門官五百四十七人以内を置く。
［２・３　同上］	［２・３　略］
附　則 ［１～４　同上］	**附　則** ［１～４　略］
５　第五十二条第一項の表示登記専門官（前二項に規定するものを除く。）のうち三人は、令和十三年三月三十一日まで置かれるものとする。	５　第五十二条第一項の表示登記専門官（前二項に規定するものを除く。）のうち十五人は、令和十三年三月三十一日まで置かれるものとする。
６　［同上］	６　［略］
別表第一（第三十四条、第四十条関係） 地方法務局の名称 ［項を加える。］ ［同上］	**別表第一**（第三十四条、第四十条関係） 地方法務局の名称 福島地方法務局 ［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二表に係る改正規定は、令和八年十月一日から施行する。

○法務省令第二十九号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）及び法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）を実施するため、法務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

法務大臣　平口　洋

法務省組織規則の一部を改正する省令

法務省組織規則（平成十三年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（訟務調査室及び訟務企画官） **第十七条**　訟務企画課に、訟務調査室及び訟務企画官一人を置く。 ［2・3　略］ 4　訟務企画官は、命を受けて、訟務企画課の所掌事務のうち特定事項に係るものの企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	（訟務調査室） **第十七条**　訟務企画課に、訟務調査室を置く。 ［2・3　同上］ ［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載及びその標記部分に二重傍線を付した規定の標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第三十号

警察署内の留置場に拘禁又は留置せらるる者の費用に関する法律（明治三十五年法律第十一号）の規定に基づき、警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

法務大臣　平口　洋

警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令

警察拘禁費用償還規則（昭和三十五年法務省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
警察署内の留置場に拘禁又は留置せらるる者の費用に関する法律（明治三十五年法律第十一号）の規定により監獄費から都道府県に償還すべき費額は、一人一日につき千八百八十円とする。ただし、拘禁又は留置の初日は一日として計算し、釈放の日は算入しないものとする。	警察署内の留置場に拘禁又は留置せらるる者の費用に関する法律（明治三十五年法律第十一号）の規定により監獄費から都道府県に償還すべき費額は、一人一日につき千八百六十円とする。ただし、拘禁又は留置の初日は一日として計算し、釈放の日は算入しないものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の警察拘禁費用償還規則の規定は、令和八年四月一日から適用する。

○法務省令第三十一号

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百条第三項（同法第八十二条第二項（同法第二百八十八条第三項及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

法務大臣　平口　洋

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成十八年法務省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（死亡手当金及び障害手当金の額の算出の基準） **第六十二条**　［略］ 2　死亡手当金及び障害手当金の額の算出の基礎となる額（以下この条において「支給基礎日額」という。）は、四千二百五十円とする。 ［3～9　略］	（死亡手当金及び障害手当金の額の算出の基準） **第六十二条**　［同上］ 2　死亡手当金及び障害手当金の額の算出の基礎となる額（以下この条において「支給基礎日額」という。）は、四千九十円とする。 ［3～9　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第六十二条第二項及び次項の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（経過措置）

2　令和八年三月三十一日以前に支給事由が生じた刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第百条第一項又は第二項（これらの規定を同法第八十二条第二項（同法第二百八十八条第三項及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による死亡手当金又は障害手当金の支給については、なお従前の例による。

○法務省令第三十二号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第九条第三項の規定に基づき、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

法務大臣　平口　洋

刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令

刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則（令和七年法務省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後

（刑務所等に置く部等）

第四条　次の表の上欄に掲げる刑務所等に、それぞれ同表の下欄に掲げる部及び室を置く。

刑務所等の名称	部及び室の名称
［略］	
東京拘置所	総務部　矯正処遇部　調査・支援部　医務部　国際対策室　分析調査室
札幌刑務所　宮城刑務所　神戸刑務所　広島刑務所　高松刑務所　福岡刑務所　川越少年刑務所	総務部　企画調整部　矯正処遇部　調査・支援部　医務部
［略］	

2　［略］

（総務部の調査官）

第七条　前条に掲げる課のほか、喜連川社会復帰促進センター、東日本成人矯正医療センター、府中刑務所及び東京拘置所の総務部にそれぞれ調査官二人を、札幌刑務所、網走刑務所、宮城刑務所、栃木刑務所、横浜刑務所、笠松刑務所、名古屋刑務所、大阪刑務所、西日本成人矯正医療センター、加古川刑務所、播磨社会復帰促進センター、和歌山刑務所、島根あさひ社会復帰促進センター、広島刑務所、岩国刑務所、美祢社会復帰促進センター、福岡刑務所、麓刑務所、川越少年刑務所及び大阪拘置所の総務部にそれぞれ調査官一人を置く。

2　［略］

（調査・支援部の所掌事務）

第十六条　調査・支援部は、第十一条第四号に掲げる事務（分析調査室が置かれる刑務所等にあっては、同室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

改　正　前

（刑務所等に置く部等）

第四条　次の表の上欄に掲げる刑務所等に、それぞれ同表の下欄に掲げる部及び室を置く。

刑務所等の名称	部及び室の名称
［同上］	
札幌刑務所　宮城刑務所　神戸刑務所　広島刑務所　高松刑務所　福岡刑務所　川越少年刑務所	総務部　企画調整部　矯正処遇部　調査・支援部　医務部
東京拘置所	総務部　矯正処遇部　調査・支援部　医務部　国際対策室
［同上］	

2　［同上］

（総務部の調査官）

第七条　前条に掲げる課のほか、喜連川社会復帰促進センター、東日本成人矯正医療センター、府中刑務所及び東京拘置所の総務部にそれぞれ調査官二人を、札幌刑務所、網走刑務所、宮城刑務所、栃木刑務所、横浜刑務所、笠松刑務所、名古屋刑務所、大阪刑務所、加古川刑務所、播磨社会復帰促進センター、和歌山刑務所、島根あさひ社会復帰促進センター、岩国刑務所、美祢社会復帰促進センター、福岡刑務所、麓刑務所、川越少年刑務所及び大阪拘置所の総務部にそれぞれ調査官一人を置く。

2　［同上］

（調査・支援部の所掌事務）

第十六条　調査・支援部は、第十一条第四号に掲げる事務をつかさどる。

（医務部又は医療部に置く課及び所掌事務）

第十九条　次の表の上欄に掲げる刑務所等の医務部又は医療部に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務はそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	課の名称	所掌事務
［略］		
北九州医療刑務所	保健課	保健、衛生及び防疫に関すること。
	医療第一課	精神及び神経系疾患の医療並びに薬剤に関すること（看護課の所掌に属するものを除く。）。
	医療第二課	内科系身体疾患の医療に関すること（看護課の所掌に属するものを除く。）。
	医療第三課	外科系身体疾患の医療に関すること（看護課の所掌に属するものを除く。）。
	医療第四課	医療共助及び外部医療機関等との連携に関すること（医事課の所掌に属するものを除く。）。
	看護課	看護に関すること。
	医事課	医療に附帯する事務の調整に関すること。
東京拘置所	保健課	保健、衛生及び防疫に関すること。
	医療第一課	精神及び神経系疾患の医療並びに薬剤に関すること（看護課の所掌に属するものを除く。）。
	医療第二課	内科系身体疾患の医療に関すること（看護課の所掌に属するものを除く。）。
	医療第三課	外科系身体疾患の医療に関すること（看護課の所掌に属するものを除く。）。
	看護課	看護に関すること。
［略］		

（分析調査室の所掌事務）

第二十七条の二　分析調査室は、鑑別、分類、処遇要領の策定及び社会復帰支援その他の保護に係る特に高度な専門的知識及び技術に関する事務をつかさどる。

（分析調査室の首席矯正処遇官）

第二十七条の三　分析調査室に、首席矯正処遇官一人を置く。

2　分析調査室に置かれる首席矯正処遇官は、前条に規定する事務をつかさどる。

（医務部又は医療部に置く課及び所掌事務）

第十九条　次の表の上欄に掲げる刑務所等の医務部又は医療部に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務はそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	課の名称	所掌事務
［同上］		
北九州医療刑務所　東京拘置所	保健課	保健、衛生及び防疫に関すること。
	医療第一課	精神及び神経系疾患の医療並びに薬剤に関すること（看護課の所掌に属するものを除く。）。
	医療第二課	内科系身体疾患の医療に関すること（看護課の所掌に属するものを除く。）。
	医療第三課	外科系身体疾患の医療に関すること（看護課の所掌に属するものを除く。）。
	看護課	看護に関すること。
［同上］		

［条を加える。］

［条を加える。］

（支所に置く課及び所掌事務）

第三十三条　次の表の上欄に掲げる支所に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

支所の名称	課の名称	所掌事務
［略］		
水戸拘置支所　小田原拘置支所 浜松拘置支所　沼津拘置支所 岐阜拘置支所　岡崎拘置支所 滋賀拘置支所　堺拘置支所 丸の内拘置支所　奈良拘置支所 下関拘置支所　久留米拘置支所 宮崎拘置支所　鹿児島拘置支所 那覇拘置支所　松戸拘置支所 尼崎拘置支所	［略］	

（統括矯正処遇官）

第三十六条　刑務所等及びそれらの支所を通じて統括矯正処遇官六百二十人以内を置く。

２　［略］

別表第一（第一条関係）

一　刑務所

名称	位置
［略］	
［項を削る。］	
［略］	

二・三　［略］

別表第二（第三十条関係）

一　刑務所の支所

所轄刑務所	名称	位置
［略］		
大阪刑務所	［略］	
	田辺拘置支所	田辺市
［略］		
山口刑務所	下関拘置支所	下関市
［略］		

（支所に置く課及び所掌事務）

第三十三条　次の表の上欄に掲げる支所に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

支所の名称	課の名称	所掌事務
［同上］		
水戸拘置支所　小田原拘置支所 浜松拘置支所　沼津拘置支所 岐阜拘置支所　岡崎拘置支所 滋賀拘置支所　堺拘置支所 丸の内拘置支所　奈良拘置支所 下関拘置支所　久留米拘置支所 鹿児島拘置支所　那覇拘置支所 松戸拘置支所　尼崎拘置支所	［同上］	

（統括矯正処遇官）

第三十六条　刑務所等及びそれらの支所を通じて統括矯正処遇官六百十九人以内を置く。

２　［同上］

別表第一（第一条関係）

一　刑務所

名称	位置
［同上］	
宮崎刑務所	宮崎市
［同上］	

二・三　［同上］

別表第二（第三十条関係）

一　刑務所の支所

所轄刑務所	名称	位置
［同上］		
大阪刑務所	［同上］	
	田辺拘置支所	田辺市
［同上］		
山口刑務所	下関拘置支所	下関市
	宇部拘置支所	宇部市
［同上］		

［略］	
大分刑務所	中津拘置支所　中津市
	延岡拘置支所　延岡市
［項を削る。］	
鹿児島刑務所	宮崎拘置支所　宮崎市
	都城拘置支所　都城市
	鹿児島拘置支所　鹿児島市
	大島拘置支所　奄美市
［略］	

二・三　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［同上］	
大分刑務所	中津拘置支所　中津市
宮崎刑務所	都城拘置支所　都城市
	延岡拘置支所　延岡市
鹿児島刑務所	鹿児島拘置支所　鹿児島市
	大島拘置支所　奄美市
［同上］	

二・三　［同上］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第三十三号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十四条第三項及び更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第二十条第二項の規定に基づき、保護観察所組織規則及び地方更生保護委員会事務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

法務大臣　平口　洋

保護観察所組織規則及び地方更生保護委員会事務局組織規則の一部を改正する省令

（保護観察所組織規則の一部改正）

第一条　保護観察所組織規則（平成十九年法務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（保護観察所に置く課等）	（保護観察所に置く課等）
第二条　［略］	**第二条**　［同上］
2　前項に掲げる課のほか、東京保護観察所及び大阪保護観察所に、それぞれ民間活動支援専門官一人、首席保護観察官二人、社会復帰対策官一人及び首席社会復帰調整官一人を、横浜保護観察所及び名古屋保護観察所に、それぞれ首席保護観察官二人、社会復帰対策官一人及び首席社会復帰調整官一人を、さいたま保護観察所、千葉保護観察所、神戸保護観察所、広島保護観察所及び福岡保護観察所に、それぞれ首席保護観察官二人及び首席社会復帰調整官一人を、札幌保護観察所、仙台保護観察所及び那覇保護観察所に、それぞれ首席保護観察官一人及び首席社会復帰調整官一人を、福島保護観察所、水戸保護観察所、宇都宮保護観察所、前橋保護観察所、静岡保護観察所、京都保護観察所、岡山保護観察所及び高松保護観察所に、それぞれ首席保護観察官一人を、長崎保護観察所に、社会復帰対策官一人を、松山保護観察所に、首席社会復帰調整官一人を置く。	2　前項に掲げる課のほか、東京保護観察所及び大阪保護観察所に、それぞれ民間活動支援専門官一人、首席保護観察官二人、社会復帰対策官一人及び首席社会復帰調整官一人を、横浜保護観察所及び名古屋保護観察所に、それぞれ首席保護観察官二人、社会復帰対策官一人及び首席社会復帰調整官一人を、さいたま保護観察所、千葉保護観察所、神戸保護観察所、広島保護観察所及び福岡保護観察所に、それぞれ首席保護観察官二人及び首席社会復帰調整官一人を、札幌保護観察所及び仙台保護観察所に、それぞれ首席保護観察官一人及び首席社会復帰調整官一人を、福島保護観察所、水戸保護観察所、宇都宮保護観察所、前橋保護観察所、静岡保護観察所、京都保護観察所、岡山保護観察所、高松保護観察所及び那覇保護観察所に、それぞれ首席保護観察官一人を、長崎保護観察所に、社会復帰対策官一人を置く。

（企画調整課の所掌事務）

第三条　企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十二　略］

十三　前各号に掲げるもののほか、保護観察所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること（松山保護観察所の企画調整課においては第四条第一項各号に掲げる事務を、福島保護観察所、水戸保護観察所、宇都宮保護観察所、前橋保護観察所、静岡保護観察所、京都保護観察所、岡山保護観察所及び高松保護観察所の企画調整課においては第五条各号に掲げる事務を、その他の保護観察所（札幌保護観察所、仙台保護観察所、千葉保護観察所、東京保護観察所、横浜保護観察所、名古屋保護観察所、大阪保護観察所、神戸保護観察所、広島保護観察所、福岡保護観察所及び那覇保護観察所を除く。）の企画調整課においては第四条第一項各号及び第五条各号に掲げる事務をそれぞれ除く。）。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（地方更生保護委員会事務局組織規則の一部改正）

第二条　地方更生保護委員会事務局組織規則（平成二十年法務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（地方更生保護委員会事務局に置く課等） **第二条**　［略］ ２　前項に掲げる課のほか、関東地方更生保護委員会事務局及び近畿地方更生保護委員会事務局にそれぞれ更生保護管理官一人、調整指導官二人、指導監査官一人及び首席審査官一人を、中部地方更生保護委員会事務局に更生保護管理官一人、調整指導官二人及び指導監査官一人を、九州地方更生保護委員会事務局に更生保護管理官一人、調整指導官一人、指導監査官一人及び首席審査官一人を、その他の地方更生保護委員会事務局にそれぞれ更生保護管理官一人及び調整指導官一人を置く。 （総務課の所掌事務） **第三条**　総務課は、次に掲げる事務（関東地方更生保護委員会事務局及び近畿地方更生保護委員会事務局においては、第五号及び第六号に掲げるものを、中部地方更生保護委員会事務局及び九州地方更生保護委員会事務局においては第六号に掲げるものをそれぞれ除く。）をつかさどる。 ［一～十一　略］ 十二　前各号に掲げるもののほか、地方更生保護委員会事務局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること（関東地方更生保護委員会事務局、近畿地方更生保護委員会事務局及び九州地方更生保護委員会事務局以外の地方更生保護委員会事務局の総務課においては、第五条各号に掲げる事務を除く。）。 （統括審査官） **第六条**　地方更生保護委員会事務局を通じて統括審査官二十三人以内を置く。 ［２・３　略］	（地方更生保護委員会事務局に置く課等） **第二条**　［同上］ ２　前項に掲げる課のほか、関東地方更生保護委員会事務局及び近畿地方更生保護委員会事務局にそれぞれ更生保護管理官一人、調整指導官二人、指導監査官一人及び首席審査官一人を、中部地方更生保護委員会事務局に更生保護管理官一人、調整指導官二人及び指導監査官一人を、九州地方更生保護委員会事務局に更生保護管理官一人、調整指導官一人及び指導監査官一人を、その他の地方更生保護委員会事務局にそれぞれ更生保護管理官一人及び調整指導官一人を置く。 （総務課の所掌事務） **第三条**　総務課は、次に掲げる事務（関東地方更生保護委員会事務局及び近畿地方更生保護委員会事務局においては、第五号及び第六号に掲げるものを、中部地方更生保護委員会事務局及び九州地方更生保護委員会事務局においては第六号に掲げるものをそれぞれ除く。）をつかさどる。 ［一～十一　同上］ 十二　前各号に掲げるもののほか、地方更生保護委員会事務局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること（関東地方更生保護委員会事務局及び近畿地方更生保護委員会事務局以外の地方更生保護委員会事務局の総務課においては、第五条各号に掲げる事務を除く。）。 （統括審査官） **第六条**　地方更生保護委員会事務局を通じて統括審査官二十四人以内を置く。 ［２・３　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第三十四号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、法務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

法務大臣　平口　洋

法務省定員規則の一部を改正する省令

法務省定員規則（平成十三年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			
（本省及び各外局別の定員） **第一条**　法務省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。			
区分	定員	備考	
本省	四七、三三〇人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八六〇人は、検察庁の職員の定員とする。	
出入国在留管理庁	六、六七七人		
公安審査委員会	四人	事務局の職員の定員とする。	
公安調査庁	一、八四九人		
合計	五五、八六〇人		

改正前			
（本省及び各外局別の定員） **第一条**　法務省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。			
区分	定員	備考	
本省	四七、一四七人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八五八人は、検察庁の職員の定員とする。	
出入国在留管理庁	六、四九九人		
公安審査委員会	四人	事務局の職員の定員とする。	
公安調査庁	一、八三〇人		
合計	五五、四八〇人		

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務省定員規則第一条及び次項の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の法務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
本省	令和八年十二月三十一日までの間	四七、三三七人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八六七人は、検察庁の職員の定員とする。

○財務省令第三十七号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

財務大臣　片山さつき

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（上席証券検査官及び証券検査官） **第百九十一条**　各財務局及び福岡財務支局を通じて上席証券検査官四十三人以内及び証券検査官二百十八人以内を置く。 ［2・3　略］	（上席証券検査官及び証券検査官） **第百九十一条**　各財務局及び福岡財務支局を通じて上席証券検査官四十三人以内及び証券検査官二百二十人以内を置く。 ［2・3　同上］

（上席証券取引特別調査官及び証券取引特別調査官）

第百九十三条　関東財務局に、上席証券取引特別調査官六人以内を、近畿財務局に、上席証券取引特別調査官二人以内を、各財務局及び福岡財務支局を通じて証券取引特別調査官百七十人以内を置く。

［２・３　略］

（上席主計実地監査官及び主計実地監査官）

第二百二十八条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席主計実地監査官五十七人以内及び主計実地監査官七百四十一人以内を置く。

［２・３　略］

（上席証券監査官及び証券監査官）

第二百三十一条　関東財務局の理財部に、上席証券監査官八人以内を、東海財務局及び近畿財務局の理財部に、上席証券監査官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、証券監査官六十七人以内を置く。

［２・３　略］

（上席金融証券検査官及び金融証券検査官）

第二百三十二条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席金融証券検査官七十七人以内及び金融証券検査官四百八十八人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

第二百三十四条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席調査官百七十九人以内及び調査官四百十一人以内を置く。

［２・３　略］

（上席国有財産管理官及び国有財産管理官）

第二百五十条　各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部及び管財第二部）に、上席国有財産管理官八十六人以内及び国有財産管理官三百四十四人以内を置く。

［２・３　略］

（上席国有財産鑑定官及び国有財産鑑定官）

第二百五十二条　関東財務局の管財第二部に、上席国有財産鑑定官六人以内を、東海財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官二人以内を、北海道財務局、東北財務局、近畿財務局、中国財務局及び九州財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第二部）に、国有財産鑑定官二十九人以内を置く。

［２・３　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

（上席証券取引特別調査官及び証券取引特別調査官）

第百九十三条　関東財務局に、上席証券取引特別調査官六人以内を、近畿財務局に、上席証券取引特別調査官二人以内を、各財務局及び福岡財務支局を通じて証券取引特別調査官百七十一人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席主計実地監査官及び主計実地監査官）

第二百二十八条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席主計実地監査官五十七人以内及び主計実地監査官七百四十四人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席証券監査官及び証券監査官）

第二百三十一条　関東財務局の理財部に、上席証券監査官八人以内を、東海財務局及び近畿財務局の理財部に、上席証券監査官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、証券監査官六十八人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席金融証券検査官及び金融証券検査官）

第二百三十二条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席金融証券検査官七十七人以内及び金融証券検査官四百九十一人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第二百三十四条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席調査官百七十九人以内及び調査官四百二十人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席国有財産管理官及び国有財産管理官）

第二百五十条　各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部及び管財第二部）に、上席国有財産管理官八十六人以内及び国有財産管理官三百四十八人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席国有財産鑑定官及び国有財産鑑定官）

第二百五十二条　関東財務局の管財第二部に、上席国有財産鑑定官六人以内を、東海財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官二人以内を、北海道財務局、東北財務局、近畿財務局、中国財務局及び九州財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第二部）に、国有財産鑑定官三十人以内を置く。

［２・３　同上］

○財務省令第三十八号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、財務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

財務大臣　片山さつき

財務省定員規則の一部を改正する省令

財務省定員規則（平成十三年財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（本省及び国税庁の定員） **第一条**　財務省の本省及び国税庁の定員は、次の表のとおりとする。	（本省及び国税庁の定員） **第一条**　財務省の本省及び国税庁の定員は、次の表のとおりとする。
区分 / 定員 / 備考 本省 / 一七、一六一人 国税庁 / 五六、〇三五人 合計 / 七三、一九六人	区分 / 定員 / 備考 本省 / 一七、〇六一人 国税庁 / 五六、〇一八人 合計 / 七三、〇七九人

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行し、改正後の財務省定員規則第一条及び次項の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の財務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同条に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	令和八年十二月三十一日までの間	一七、二〇七人

○文部科学省令第二十号

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

文部科学大臣　松本　洋平

文部科学省組織規則の一部を改正する省令

文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（高校教育改革室、高校修学支援室及び産業教育振興室） **第二十九条**　高等学校振興課に、高校教育改革室、高校修学支援室及び産業教育振興室を置く。 2　高校教育改革室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　高等学校等における教育（文部科学省組織令第三十九条第一号に規定する高等学校等における教育をいう。以下この条において同じ。）の改革に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（総合教育政策局並びに他課及び参事官並びに産業教育振興室の所掌に属するものを除く。）。	（高校修学支援室及び産業教育振興室） **第二十九条**　高等学校振興課に、高校修学支援室及び産業教育振興室を置く。 ［項を加える。］

二　高等学校及び中等教育学校における教育の基準（教材に係るものを除く。第四項において同じ。）の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに他課及び参事官並びに産業教育振興室の所掌に属するものを除く。）。
三　高等学校及び中等教育学校の後期課程における通信教育に関すること。
四　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、高等学校等における教育の改革に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに他課及び参事官並びに産業教育振興室の所掌に属するものを除く。）。
五　教育関係職員その他の関係者に対し、高等学校等における教育の改革に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに他課及び参事官並びに産業教育振興室の所掌に属するものを除く。）。

３　高校教育改革室に、室長並びに高校教育調査官四人及び定時制・通信制高校調査官二人を置く。

４　高校教育調査官は、命を受けて、高等学校等における教育の改革及び高等学校及び中等教育学校における教育の基準の設定に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに他課及び参事官並びに産業教育振興室並びに定時制・通信制高校調査官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

５　定時制・通信制高校調査官は、命を受けて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項に規定する定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校及び中等教育学校の後期課程における教育の改革及び基準（教材に係るものを除く。）の設定に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに他課及び参事官並びに産業教育振興室の所掌に属するものを除く。）に当たる。

６～９　［略］

10　産業教育振興室に、室長並びに産業教育調査官二人及び教科調査官七人を置く。

11～13　［略］

（企画官、学校法人調査官、私学経営専門官、学校法人経営特別対策専門官及び学校法人危機管理対策専門官）

第四十四条　私学部に、企画官、学校法人調査官、私学経営専門官、学校法人経営特別対策専門官及び学校法人危機管理対策専門官それぞれ一人を置く。

２　［略］

３　学校法人調査官は、参事官のつかさどる職務のうち文部科学大臣が所轄庁である学校法人の経営に関する調査、指導及び助言に関するもの（私学経営専門官、学校法人経営特別対策専門官及び学校法人危機管理対策専門官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

４　私学経営専門官は、参事官のつかさどる職務のうち文部科学大臣が所轄庁である学校法人の経営に係る専門的、技術的な指導及び助言に関するもの（学校法人経営特別対策専門官及び学校法人危機管理対策専門官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

２～５　［同上］

６　産業教育振興室に、室長並びに産業教育調査官一人及び教科調査官七人を置く。

７～９　［同上］

（企画官、学校法人調査官、私学経営専門官、学校法人経営特別対策専門官、学校法人危機管理対策専門官及び学校法人コンプライアンス対策専門官）

第四十四条　私学部に、企画官、学校法人調査官、私学経営専門官、学校法人経営特別対策専門官、学校法人危機管理対策専門官及び学校法人コンプライアンス対策専門官それぞれ一人を置く。

２　［同上］

３　学校法人調査官は、参事官のつかさどる職務のうち文部科学大臣が所轄庁である学校法人の経営に関する調査、指導及び助言に関するもの（私学経営専門官、学校法人経営特別対策専門官、学校法人危機管理対策専門官及び学校法人コンプライアンス対策専門官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

４　私学経営専門官は、参事官のつかさどる職務のうち文部科学大臣が所轄庁である学校法人の経営に係る専門的、技術的な指導及び助言に関するもの（学校法人経営特別対策専門官、学校法人危機管理対策専門官及び学校法人コンプライアンス対策専門官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

5　［略］

6　学校法人危機管理対策専門官は、参事官のつかさどる職務のうち文部科学大臣が所轄庁である学校法人の経営に関する危機管理に係る専門的、技術的な指導及び助言に関するものを助ける。

［項を削る。］

（学術企画室及び奨励室並びに人工知能活用推進企画官）

第五十四条　振興企画課に、学術企画室及び奨励室並びに人工知能活用推進企画官一人を置く。

2～7　［略］

8　人工知能活用推進企画官は、命を受けて、科学技術に関する研究開発における人工知能関連技術（人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和七年法律第五十三号）第二条に規定する人工知能関連技術をいう。）の活用の推進に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

（地方創生企画官、コンテンツ振興企画官、芸術教育企画官、メディア芸術調査官、生活文化担当専門官、企画調整専門官、コンテンツ調査官、文化観光支援調査官、博物館支援調査官及び教科調査官）

第八十八条　文化庁に、地方創生企画官、コンテンツ振興企画官、芸術教育企画官、メディア芸術調査官、生活文化担当専門官及び企画調整専門官それぞれ一人、コンテンツ調査官三人、文化観光支援調査官及び博物館支援調査官それぞれ一人並びに教科調査官四人を置く。

2・3　［略］

4　コンテンツ振興企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうちコンテンツ（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）第二条第一項に規定するコンテンツをいう。第九項において同じ。）の創造、保護及び活用の促進を通じた文化の振興に関する重要事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

5　［略］

6　メディア芸術調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうちメディア芸術（文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第九条に規定するメディア芸術をいう。）の振興に関する調査並びに援助及び助言に関するもの（コンテンツ調査官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

7・8　［略］

9　コンテンツ調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうちコンテンツの創造、保護及び活用の促進を通じた文化の振興に関する専門的事項についての調査及び研究並びに指導及び助言に関するものを助ける。

10～12　［略］

附　則

（初等中等教育局高等学校振興課高校修学支援室修学支援システム専門官の設置期間の特例）

第六条　第二十九条第七項の修学支援システム専門官は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

5　［同上］

6　学校法人危機管理対策専門官は、参事官のつかさどる職務のうち文部科学大臣が所轄庁である学校法人の経営に関する危機管理に係る専門的、技術的な指導及び助言に関するもの（学校法人コンプライアンス対策専門官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

7　学校法人コンプライアンス対策専門官は、参事官のつかさどる職務のうち文部科学大臣が所轄庁である学校法人の経営に関する法令等の遵守に係る専門的、技術的な指導及び助言に関するものを助ける。

（学術企画室及び奨励室）

第五十四条　振興企画課に、学術企画室及び奨励室を置く。

2～7　［同上］

［項を加える。］

（地方創生企画官、コンテンツ振興企画官、芸術教育企画官、メディア芸術調査官、生活文化担当専門官、企画調整専門官、文化観光支援調査官、博物館支援調査官及び教科調査官）

第八十八条　文化庁に、地方創生企画官、コンテンツ振興企画官、芸術教育企画官、メディア芸術調査官、生活文化担当専門官、企画調整専門官、文化観光支援調査官及び博物館支援調査官それぞれ一人並びに教科調査官四人を置く。

2・3　［同上］

4　コンテンツ振興企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうちコンテンツ（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）第二条第一項に規定するコンテンツをいう。）の創造、保護及び活用の促進を通じた文化の振興に関する重要事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

5　［同上］

6　メディア芸術調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうちメディア芸術（文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第九条に規定するメディア芸術をいう。）の振興に関する調査並びに援助及び助言に関するものを助ける。

7・8　［同上］

［項を加える。］

9～11　［同上］

附　則

（初等中等教育局高等学校振興課高校修学支援室修学支援システム専門官の設置期間の特例）

第六条　第二十九条第三項の修学支援システム専門官は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（初等中等教育局高等学校振興課産業教育振興室の所掌事務の特例）

第七条　初等中等教育局高等学校振興課産業教育振興室は、第二十九条第九項各号に掲げる事務のほか、当分の間、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の職業に関する教科の教科用図書の編修及び改訂に関する事務をつかさどる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、この省令による改正後の第四十四条の規定は、令和八年四月一日から適用する。

○文部科学省令第二十一号

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第八十一条第五項の規定に基づき、国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

文部科学大臣　松本　洋平

国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令

国立教育政策研究所組織規則（平成十三年文部科学省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（総括研究官の総数） **第五十二条**　第十三条第一項、第十五条第一項、第十七条第一項、第十九条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十九条第一項、第三十三条第一項、第四十三条第一項、第四十五条第一項及び第五十一条第一項に規定する総括研究官の総数は、三十人とする。	（総括研究官の総数） **第五十二条**　第十三条第一項、第十五条第一項、第十七条第一項、第十九条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十九条第一項、第三十三条第一項、第四十三条第一項、第四十五条第一項及び第五十一条第一項に規定する総括研究官の総数は、三十一人とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の国立教育政策研究所組織規則の規定は、令和八年四月一日から適用する。

○文部科学省令第二十二号

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）第一条第四号、第六号、第八号、第十号、第十二号、第十四号、第十六号及び第十八号の規定に基づき、義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

文部科学大臣　松本　洋平

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則（平成十六年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（都道府県教員基礎給料月額等の算定方法） **第二条**　令第一条第四号に規定する都道府県教員基礎給料月額は、次に定めるところにより算定した額の合計額を当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等（同号に規定する都道府県及び市町村の設置する小学校等をいう。以下同じ。）の一般教職員（栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭（以下「主幹栄養教諭」という。）、栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭（以下「主務栄養教諭」という。）、栄養教諭、寄宿舎指導員、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員	（都道府県教員基礎給料月額等の算定方法） **第二条**　令第一条第四号に規定する都道府県教員基礎給料月額は、次に定めるところにより算定した額の合計額を当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等（同号に規定する都道府県及び市町村の設置する小学校等をいう。以下同じ。）の一般教職員（栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭（以下「栄養主幹教諭」という。）、栄養教諭、寄宿舎指導員、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員のうち栄養主幹教諭及び栄養教諭以外の者をいう。以下同じ。）及び事務職員並

のうち主幹栄養教諭、主務栄養教諭及び栄養教諭以外の者をいう。以下同じ。）及び事務職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしている者（以下「育児休業者」という。）、休職者、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をしている者（以下「大学院修学休業者」という。）、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六条の五第一項の規定により自己啓発等休業をしている者（以下「自己啓発等休業者」という。）及び同法第二十六条の六第一項の規定により同項に規定する配偶者同行休業をしている者（以下「配偶者同行休業者」という。）を除く。以下この条において同じ。）（都道府県立の小学校、中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く。次条第一項及び第四条第一項において同じ。）及び義務教育学校にあっては、特定教育課程担当教職員（令第一条第四号に規定する特定教育課程担当教職員をいう。次条第一項及び第四条第一項において同じ。）であるものに限る。以下この項において同じ。）の実数で除して得た額とする。

一～三　［略］

四　別表第四の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員である主務教諭の実数を乗じて得た額の合計額

五　別表第五の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員である教諭及び養護教諭の実数を乗じて得た額の合計額

六　別表第六の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員である助教諭、養護助教諭及び講師の実数を乗じて得た額の合計額

2　令第一条第十二号に規定する指定都市教員基礎給料月額は、次に定めるところにより算定した額の合計額を当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等（同号に規定する指定都市の設置する小学校等をいう。以下同じ。）の一般教職員の実数で除して得た額とする。

一～三　［略］

四　別表第四の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等の一般教職員である主務教諭の実数を乗じて得た額の合計額

五　別表第五の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等の一般教職員である教諭及び養護教諭の実数を乗じて得た額の合計額

六　別表第六の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等の一般教職員である助教諭、養護助教諭及び講師の実数を乗じて得た額の合計額

びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしている者（以下「育児休業者」という。）、休職者、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をしている者（以下「大学院修学休業者」という。）、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六条の五第一項の規定により自己啓発等休業をしている者（以下「自己啓発等休業者」という。）及び同法第二十六条の六第一項の規定により同項に規定する配偶者同行休業をしている者（以下「配偶者同行休業者」という。）を除く。以下この条において同じ。）（都道府県立の小学校、中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く。次条第一項及び第四条第一項において同じ。）及び義務教育学校にあっては、特定教育課程担当教職員（令第一条第四号に規定する特定教育課程担当教職員をいう。次条第一項及び第四条第一項において同じ。）であるものに限る。以下この項において同じ。）の実数で除して得た額とする。

一～三　［略］

［号を加える。］

四　別表第四の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員である主務教諭の実数を乗じて得た額の合計額

五　別表第五の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員である教諭及び養護教諭の実数を乗じて得た額の合計額

2　令第一条第十二号に規定する指定都市教員基礎給料月額は、次に定めるところにより算定した額の合計額を当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等（同号に規定する指定都市の設置する小学校等をいう。以下同じ。）の一般教職員の実数で除して得た額とする。

一～三　［略］

［号を加える。］

四　別表第四の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等の一般教職員である主務教諭の実数を乗じて得た額の合計額

五　別表第五の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等の一般教職員である教諭及び養護教諭の実数を乗じて得た額の合計額

六　別表第六の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等の一般教職員である助教諭、養護助教諭及び講師の実数を乗じて得た額の合計額

（都道府県栄養教諭等基礎給料月額等の算定方法）

第三条　令第一条第六号に規定する都道府県栄養教諭等基礎給料月額は、次に定めるところにより算定した額の合計額を当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等及び市（指定都市を除き、特別区を含む。以下この条及び第五条において同じ。）町村立の共同調理場（学校給食法第六条に規定する施設をいう。以下この条において同じ。）の一般教職員である主幹栄養教諭、主務栄養教諭及び栄養教諭（育児休業者、休職者、大学院修学休業者、自己啓発等休業者及び配偶者同行休業者を除く。以下この条において同じ。）並びに学校栄養職員（育児休業者、休職者、自己啓発等休業者及び配偶者同行休業者を除く。以下この条において同じ。）（都道府県立の小学校、中学校及び義務教育学校にあっては、特定教育課程担当教職員であるものに限る。以下この項において同じ。）の実数で除して得た額とする。

一　別表第三の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等及び市町村の共同調理場の一般教職員である主幹栄養教諭の実数を乗じて得た額の合計額

二　別表第四の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員である主務栄養教諭の実数を乗じて得た額の合計額

三　別表第五の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員である栄養教諭の実数を乗じて得た額の合計額

四　別表第七の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等及び市町村立の共同調理場の一般教職員である学校栄養職員の実数を乗じて得た額の合計額

2　令第一条第十四号に規定する指定都市栄養教諭等基礎給料月額は、次に定めるところにより算定した額の合計額を当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等及び指定都市の設置する共同調理場の一般教職員である主幹栄養教諭、主務栄養教諭及び栄養教諭並びに学校栄養職員の実数で除して得た額とする。

一　別表第三の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等の一般教職員である主幹栄養教諭の実数を乗じて得た額の合計額

二　別表第四の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等の一般教職員である主務栄養教諭の実数を乗じて得た額の合計額

三　別表第五の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等の一般教職員である栄養教諭の実数を乗じて得た額の合計額

四　別表第七の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等及び指定都市の設置する共同調理場の一般教職員である学校栄養職員の実数を乗じて得た額の合計額

（都道府県栄養教諭等基礎給料月額等の算定方法）

第三条　令第一条第六号に規定する都道府県栄養教諭等基礎給料月額は、次に定めるところにより算定した額の合計額を当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等及び市（指定都市を除き、特別区を含む。以下この条及び第五条において同じ。）町村立の共同調理場（学校給食法第六条に規定する施設をいう。以下この条において同じ。）の一般教職員である栄養主幹教諭及び栄養教諭（育児休業者、休職者、大学院修学休業者、自己啓発等休業者及び配偶者同行休業者を除く。以下この条において同じ。）並びに学校栄養職員（育児休業者、休職者、自己啓発等休業者及び配偶者同行休業者を除く。以下この条において同じ。）（都道府県立の小学校、中学校及び義務教育学校にあっては、特定教育課程担当教職員であるものに限る。以下この項において同じ。）の実数で除して得た額とする。

一　別表第三の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員である栄養主幹教諭の実数を乗じて得た額の合計額

二　別表第四の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員である栄養主幹教諭の実数を乗じて得た額の合計額

三　別表第六の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等及び市町村立の共同調理場の一般教職員である学校栄養職員の実数を乗じて得た額の合計額

［号を加える。］

2　令第一条第十四号に規定する指定都市栄養教諭等基礎給料月額は、次に定めるところにより算定した額の合計額を当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等及び指定都市の設置する共同調理場の一般教職員である栄養主幹教諭及び栄養教諭並びに学校栄養職員の実数で除して得た額とする。

一　別表第三の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等の一般教職員である栄養主幹教諭の実数を乗じて得た額の合計額

二　別表第四の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等の一般教職員である栄養教諭の実数を乗じて得た額の合計額

三　別表第六の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等及び市町村立の共同調理場の一般教職員である学校栄養職員の実数を乗じて得た額の合計額

［号を加える。］

3　次の表の上欄に掲げる場合における主幹栄養教諭、主務栄養教諭又は栄養教諭に対する前二項の規定の適用については、それぞれ同表の下欄に定める年数を当該者の主幹栄養教諭、主務栄養教諭又は栄養教諭としての経験年数とみなす。

学校栄養職員として在職した者が引き続いて栄養教諭となった場合	当該者の学校栄養職員としての経験年数に応ずる別表第七の表の月額の欄に掲げる額の直近上位の別表第五の月額の欄に掲げる額（同表の月額の欄に掲げる額に直近上位の額がない場合にあっては、同表の月額の欄に掲げる最上位の額）に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数を当該者の栄養教諭としての経験年数に合算した年数
学校栄養職員として在職した者が引き続いて主務栄養教諭となった場合	当該者の学校栄養職員としての経験年数に応ずる別表第七の表の月額の欄に掲げる額の直近上位の別表第四の月額の欄に掲げる額（同表の月額の欄に掲げる額に直近上位の額がない場合にあっては、同表の月額の欄に掲げる最上位の額）に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数を当該者の主務栄養教諭としての経験年数に合算した年数
学校栄養職員として在職した者が引き続いて主幹栄養教諭となった場合	当該者の学校栄養職員としての経験年数に応ずる別表第七の表の月額の欄に掲げる額の直近上位の別表第三の月額の欄に掲げる額（同表の月額の欄に掲げる額に直近上位の額がない場合にあっては、同表の月額の欄に掲げる最上位の額）に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数を当該者の主幹栄養教諭としての経験年数に合算した年数
学校栄養職員として在職した者が、引き続いて栄養教諭となり、かつ、当該栄養教諭として在職した後引き続いて主務栄養教諭となった場合	当該者の学校栄養職員としての経験年数に応ずる別表第七の表の月額の欄に掲げる額の直近上位の別表第五の月額の欄に掲げる額（同表の月額の欄に掲げる額に直近上位の額がない場合にあっては、同表の月額の欄に掲げる最上位の額）に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数を当該者の主務栄養教諭としての経験年数に合算した年数
学校栄養職員として在職した者が、引き続いて主務栄養教諭となり、かつ、当該主務栄養教諭として在職した後引き続いて主幹栄養教諭となった場合	当該者の学校栄養職員としての経験年数に応ずる別表第七の表の月額の欄に掲げる額の直近上位の別表第四の月額の欄に掲げる額（同表の月額の欄に掲げる額に直近上位の額がない場合にあっては、同表の月額の欄に掲げる最上位の額）に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数を当該者の主幹栄養教諭及び主務栄養教諭としての経験年数に合算した年数

3　次の表の上欄に掲げる場合における栄養主幹教諭又は栄養教諭に対する前二項の規定の適用については、それぞれ同表の下欄に定める年数を当該者の栄養主幹教諭又は栄養教諭としての経験年数とみなす。

学校栄養職員として在職した者が引き続いて栄養教諭となった場合	当該者の学校栄養職員としての経験年数に応ずる別表第六の表の月額の欄に掲げる額の直近上位の別表第四の月額の欄に掲げる額（同表の月額の欄に掲げる額に直近上位の額がない場合にあっては、同表の月額の欄に掲げる最上位の額）に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数を当該者の栄養教諭としての経験年数に合算した年数
学校栄養職員として在職した者が引き続いて栄養主幹教諭となった場合	当該者の学校栄養職員としての経験年数に応ずる別表第六の表の月額の欄に掲げる額の直近上位の別表第三の月額の欄に掲げる額（同表の月額の欄に掲げる額に直近上位の額がない場合にあっては、同表の月額の欄に掲げる最上位の額）に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数を当該者の栄養主幹教諭としての経験年数に合算した年数
学校栄養職員として在職した者が、引き続いて栄養教諭となり、かつ、当該栄養教諭として在職した後引き続いて栄養主幹教諭となった場合	当該者の学校栄養職員としての経験年数に応ずる別表第六の表の月額の欄に掲げる額の直近上位の別表第四の月額の欄に掲げる額（同表の月額の欄に掲げる額に直近上位の額がない場合にあっては、同表の月額の欄に掲げる最上位の額）に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数を当該者の栄養主幹教諭及び栄養教諭としての経験年数に合算した年数

学校栄養職員として在職した者が、引き続いて栄養教諭となり、かつ、当該栄養教諭として在職した後引き続いて主務栄養教諭となり、かつ当該主務栄養教諭として在職した後引き続いて主幹栄養教諭となった場合	当該者の学校栄養職員としての経験年数に応ずる別表第七の表の月額の欄に掲げる額の直近上位の別表第五の月額の欄に掲げる額（同表の月額の欄に掲げる額に直近上位の額がない場合にあっては、同表の月額の欄に掲げる最上位の額）に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数を当該者の主幹栄養教諭、主務栄養教諭及び栄養教諭としての経験年数に合算した年数

（都道府県事務職員基礎給料月額等の算定方法）

第四条　令第一条第八号に規定する都道府県事務職員基礎給料月額は、別表第八の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員である事務職員（育児休業者、休職者、自己啓発等休業者及び配偶者同行休業者を除く。以下この条において同じ。）（都道府県立の小学校、中学校及び義務教育学校にあっては、特定教育課程担当教職員であるものに限る。以下この項において同じ。）の実数を乗じて得た額の合計額を当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員である事務職員の実数で除して得た額とする。

２　令第一条第十六号に規定する指定都市事務職員基礎給料月額は、別表第八の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等の一般教職員である事務職員の実数を乗じて得た額の合計額を当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等の一般教職員である事務職員の実数で除して得た額とする。

（都道府県特別支援学校教職員基礎給料月額等の算定方法）

第五条　令第一条第十号に規定する都道府県特別支援学校教職員基礎給料月額は、次に定めるところにより算定した額の合計額を当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部（都道府県及び市町村の設置する特別支援学校のうち、幼稚部又は高等部のみを置くもの以外のものをいう。以下この条において同じ。）の一般教職員（育児休業者、休職者、大学院修学休業者、自己啓発等休業者及び配偶者同行休業者を除く。以下この条において同じ。）の実数で除して得た額とする。

一　別表第九の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である校長の実数を乗じて得た額の合計額

二　別表第十の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である副校長及び教頭の実数を乗じて得た額の合計額

（都道府県事務職員基礎給料月額等の算定方法）

第四条　令第一条第八号に規定する都道府県事務職員基礎給料月額は、別表第七の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員である事務職員（育児休業者、休職者、自己啓発等休業者及び配偶者同行休業者を除く。以下この条において同じ。）（都道府県立の小学校、中学校及び義務教育学校にあっては、特定教育課程担当教職員であるものに限る。以下この項において同じ。）の実数を乗じて得た額の合計額を当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員である事務職員の実数で除して得た額とする。

２　令第一条第十六号に規定する指定都市事務職員基礎給料月額は、別表第七の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等の一般教職員である事務職員の実数を乗じて得た額の合計額を当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等の一般教職員である事務職員の実数で除して得た額とする。

（都道府県特別支援学校教職員基礎給料月額等の算定方法）

第五条　令第一条第十号に規定する都道府県特別支援学校教職員基礎給料月額は、次に定めるところにより算定した額の合計額を当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部（都道府県及び市町村の設置する特別支援学校のうち、幼稚部又は高等部のみを置くもの以外のものをいう。以下この条において同じ。）の一般教職員（育児休業者、休職者、大学院修学休業者、自己啓発等休業者及び配偶者同行休業者を除く。以下この条において同じ。）の実数で除して得た額とする。

一　別表第八の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である校長の実数を乗じて得た額の合計額

二　別表第九の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である副校長及び教頭の実数を乗じて得た額の合計額

三　別表第十一の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である主幹教諭及び指導教諭の実数を乗じて得た額の合計額

四　別表第十二の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である主務教諭の実数を乗じて得た額の合計額

五　別表第十三の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である教諭、養護教諭及び栄養教諭の実数を乗じて得た額の合計額

六　別表第十四の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員及び講師の実数を乗じて得た額の合計額

七　別表第七の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である学校栄養職員の実数を乗じて得た額の合計額

八　別表第八の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である事務職員の実数を乗じて得た額の合計額

2　令第一条第十八号に規定する指定都市特別支援学校教職員基礎給料月額は、次に定めるところにより算定した額の合計額を当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部（指定都市の設置する特別支援学校のうち、幼稚部又は高等部のみを置くもの以外のものをいう。以下この項において同じ。）の一般教職員の実数で除して得た額とする。

一　別表第九の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である校長の実数を乗じて得た額の合計額

二　別表第十の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である副校長及び教頭の実数を乗じて得た額の合計額

三　別表第十一の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である主幹教諭及び指導教諭の実数を乗じて得た額の合計額

三　別表第十の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である主幹教諭及び指導教諭の実数を乗じて得た額の合計額

［号を加える。］

四　別表第十一の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である教諭、養護教諭及び栄養教諭の実数を乗じて得た額の合計額

五　別表第十二の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員及び講師の実数を乗じて得た額の合計額

六　別表第六の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である学校栄養職員の実数を乗じて得た額の合計額

七　別表第七の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である事務職員の実数を乗じて得た額の合計額

2　令第一条第十八号に規定する指定都市特別支援学校教職員基礎給料月額は、次に定めるところにより算定した額の合計額を当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部（指定都市の設置する特別支援学校のうち、幼稚部又は高等部のみを置くもの以外のものをいう。以下この項において同じ。）の一般教職員の実数で除して得た額とする。

一　別表第八の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である校長の実数を乗じて得た額の合計額

二　別表第九の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である副校長及び教頭の実数を乗じて得た額の合計額

三　別表第十の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である主幹教諭及び指導教諭の実数を乗じて得た額の合計額

四　別表第十二の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である主務教諭の実数を乗じて得た額の合計額

五　別表第十三の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である教諭、養護教諭及び栄養教諭の実数を乗じて得た額の合計額

六　別表第十四の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員及び講師の実数を乗じて得た額の合計額

七　別表第七の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である学校栄養職員の実数を乗じて得た額の合計額

八　別表第八の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である事務職員の実数を乗じて得た額の合計額

3　第三条第三項の規定は、前二項の規定の適用について準用する。この場合において、「別表第三」とあるのは「別表第十一」と、「別表第四」とあるのは「別表第十三」と読み替えるものとする。

附　則

（暫定再任用職員に係る都道府県教員基礎給料月額等の算定の際に勘案する事項）

第三条　第二条から第五条までの規定に基づき都道府県教員基礎給料月額等（都道府県教員基礎給料月額、指定都市教員基礎給料月額、都道府県栄養教諭等基礎給料月額、指定都市栄養教諭等基礎給料月額、都道府県事務職員基礎給料月額、指定都市事務職員基礎給料月額、都道府県特別支援学校教職員基礎給料月額及び指定都市特別支援学校教職員基礎給料月額をいう。次条及び附則第五条において同じ。）を算定するに当たっては、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項から第四項までの規定により採用された者（以下「暫定再任用職員」という。）の実数及び別表第一から別表第十四までの経験年数の欄に掲げる暫定再任用職員に係る月額の欄に掲げる額を勘案するものとする。

（都道府県教員基礎給料月額等の算定に関する暫定措置）

第四条　当分の間、第二条から第五条までの規定に基づき都道府県教員基礎給料月額等を算定するに当たっては、一般教職員に係る別表第一から別表第十四までの月額の欄に掲げる額は、当該一般教職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該一般教職員に適用される別表の当該一般教職員の経験年数に応ずる同表の月額の欄に掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。ただし、地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により同法第二十八条の二第一項の異動期間（同法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された一般教職員及び臨時的に任用された一般教職員その他の法律により任期を定めて任用された一般教職員については、この限りでない。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［号を加える。］

四　別表第十一の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である教諭、養護教諭及び栄養教諭の実数を乗じて得た額の合計額

五　別表第十二の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員及び講師の実数を乗じて得た額の合計額

六　別表第六の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である学校栄養職員の実数を乗じて得た額の合計額

七　別表第七の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である事務職員の実数を乗じて得た額の合計額

3　第三条第三項の規定は、前二項の規定の適用について準用する。この場合において、「別表第三」とあるのは「別表第十」と、「別表第四」とあるのは「別表第十一」と読み替えるものとする。

附　則

（暫定再任用職員に係る都道府県教員基礎給料月額等の算定の際に勘案する事項）

第三条　第二条から第五条までの規定に基づき都道府県教員基礎給料月額等（都道府県教員基礎給料月額、指定都市教員基礎給料月額、都道府県栄養教諭等基礎給料月額、指定都市栄養教諭等基礎給料月額、都道府県事務職員基礎給料月額、指定都市事務職員基礎給料月額、都道府県特別支援学校教職員基礎給料月額及び指定都市特別支援学校教職員基礎給料月額をいう。次条及び附則第五条において同じ。）を算定するに当たっては、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項から第四項までの規定により採用された者（以下「暫定再任用職員」という。）の実数及び別表第一から別表第十二までの経験年数の欄に掲げる暫定再任用職員に係る月額の欄に掲げる額を勘案するものとする。

（都道府県教員基礎給料月額等の算定に関する暫定措置）

第四条　当分の間、第二条から第五条までの規定に基づき都道府県教員基礎給料月額等を算定するに当たっては、一般教職員に係る別表第一から別表第十二までの月額の欄に掲げる額は、当該一般教職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該一般教職員に適用される別表の当該一般教職員の経験年数に応ずる同表の月額の欄に掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。ただし、地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により同法第二十八条の二第一項の異動期間（同法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された一般教職員及び臨時的に任用された一般教職員その他の法律により任期を定めて任用された一般教職員については、この限りでない。

別表第一から別表第十一までを次のように改める。

別表第一（第二条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
21年未満		428,500
21年以上	22年未満	428,600
22年以上	23年未満	428,800
23年以上	24年未満	433,900
24年以上	25年未満	439,400
25年以上	26年未満	444,100
26年以上	27年未満	448,900
27年以上	28年未満	453,700
28年以上	29年未満	458,800
29年以上	30年未満	466,700
30年以上	31年未満	468,600
31年以上		471,600
暫定再任用		430,600

別表第二（第二条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
８年未満		342,300
８年以上	９年未満	347,200
９年以上	10年未満	351,600
10年以上	11年未満	356,400
11年以上	12年未満	361,000
12年以上	13年未満	370,300
13年以上	14年未満	374,400
14年以上	15年未満	380,200
15年以上	16年未満	386,100
16年以上	17年未満	391,400
17年以上	18年未満	396,600
18年以上	19年未満	401,400
19年以上	20年未満	406,100
20年以上	21年未満	411,000
21年以上	22年未満	415,700
22年以上	23年未満	419,500
23年以上	24年未満	424,700
24年以上	25年未満	428,700
25年以上	26年未満	433,800
26年以上	27年未満	437,300
27年以上	28年未満	439,700
28年以上	29年未満	441,800
29年以上	30年未満	443,100
30年以上	31年未満	448,200
31年以上	32年未満	448,300
32年以上	33年未満	450,300
33年以上	34年未満	451,400
34年以上		453,300
暫定再任用		354,100

別表第三（第二条、第三条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
８年未満		316,700
８年以上	９年未満	322,800
９年以上	10年未満	325,300
10年以上	11年未満	332,000
11年以上	12年未満	338,100
12年以上	13年未満	347,700
13年以上	14年未満	353,100
14年以上	15年未満	359,300
15年以上	16年未満	365,500
16年以上	17年未満	371,500
17年以上	18年未満	376,300
18年以上	19年未満	380,900
19年以上	20年未満	385,700
20年以上	21年未満	390,200
21年以上	22年未満	394,300
22年以上	23年未満	397,800
23年以上	24年未満	402,200
24年以上	25年未満	405,800
25年以上	26年未満	410,200
26年以上	27年未満	413,600
27年以上	28年未満	416,100
28年以上	29年未満	418,600
29年以上	30年未満	420,400
30年以上	31年未満	425,300
31年以上	32年未満	425,400
32年以上	33年未満	426,500
33年以上	34年未満	427,600
34年以上	35年未満	429,100
35年以上	36年未満	429,200
36年以上	37年未満	429,800
37年以上		430,500
暫定再任用		314,300

別表第四（第二条、第三条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
1年未満		270,000
1年以上	2年未満	275,300
2年以上	3年未満	278,300
3年以上	4年未満	285,300
4年以上	5年未満	290,700
5年以上	6年未満	300,400
6年以上	7年未満	309,300
7年以上	8年未満	309,500
8年以上	9年未満	316,900
9年以上	10年未満	317,400
10年以上	11年未満	326,000
11年以上	12年未満	333,700
12年以上	13年未満	343,500
13年以上	14年未満	350,300
14年以上	15年未満	356,800
15年以上	16年未満	363,300
16年以上	17年未満	370,000
17年以上	18年未満	374,400
18年以上	19年未満	378,900
19年以上	20年未満	383,800
20年以上	21年未満	387,900
21年以上	22年未満	391,300
22年以上	23年未満	394,600
23年以上	24年未満	398,200
24年以上	25年未満	401,400
25年以上	26年未満	405,100
26年以上	27年未満	408,300
27年以上	28年未満	411,000
28年以上	29年未満	413,800
29年以上	30年未満	416,200
30年以上	31年未満	420,900
31年以上	32年未満	421,000
32年以上	33年未満	421,100
33年以上	34年未満	422,300
34年以上	35年未満	423,300
35年以上	36年未満	423,500
36年以上	37年未満	424,800
37年以上		426,100
暫定再任用		300,100

別表第五（第二条、第三条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
1年未満		264,000
1年以上	2年未満	269,300
2年以上	3年未満	272,300
3年以上	4年未満	279,300
4年以上	5年未満	284,700
5年以上	6年未満	294,400
6年以上	7年未満	303,300
7年以上	8年未満	303,500
8年以上	9年未満	310,900
9年以上	10年未満	311,400
10年以上	11年未満	320,000
11年以上	12年未満	327,700
12年以上	13年未満	337,500
13年以上	14年未満	344,300
14年以上	15年未満	350,800
15年以上	16年未満	357,300
16年以上	17年未満	364,000
17年以上	18年未満	368,400
18年以上	19年未満	372,900
19年以上	20年未満	377,800
20年以上	21年未満	381,900
21年以上	22年未満	385,300
22年以上	23年未満	388,600
23年以上	24年未満	392,200
24年以上	25年未満	395,400
25年以上	26年未満	399,100
26年以上	27年未満	402,300
27年以上	28年未満	405,000
28年以上	29年未満	407,800
29年以上	30年未満	410,200
30年以上	31年未満	414,900
31年以上	32年未満	415,000
32年以上	33年未満	415,100
33年以上	34年未満	416,300
34年以上	35年未満	417,300

35年以上	36年未満	417,500
36年以上	37年未満	418,800
37年以上		420,100
暫定再任用		285,800

別表第六（第二条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
1年未満		259,600
1年以上	2年未満	264,400
2年以上	3年未満	266,800
3年以上	4年未満	272,900
4年以上	5年未満	276,800
5年以上	6年未満	281,800
6年以上	7年未満	285,200
7年以上	8年未満	288,500
8年以上	9年未満	290,000
9年以上	10年未満	292,200
10年以上	11年未満	294,600
11年以上	12年未満	297,100
12年以上	13年未満	299,200
13年以上	14年未満	302,200
14年以上	15年未満	303,900
15年以上	16年未満	306,100
16年以上	17年未満	307,600
17年以上	18年未満	309,100
18年以上	19年未満	310,100
19年以上	20年未満	311,200
20年以上	21年未満	312,600
21年以上	22年未満	313,600
22年以上	23年未満	314,600
23年以上	24年未満	315,400
24年以上	25年未満	316,100
25年以上	26年未満	316,700
26年以上	28年未満	317,700
28年以上	32年未満	317,900
32年以上		318,000
暫定再任用		238,400

別表第七（第三条、第五条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
1年未満		224,200
1年以上	2年未満	241,900
2年以上	3年未満	244,200
3年以上	4年未満	245,100
4年以上	5年未満	246,900
5年以上	6年未満	251,600
6年以上	7年未満	255,000
7年以上	8年未満	257,900
8年以上	9年未満	261,300
9年以上	10年未満	264,600
10年以上	11年未満	268,000
11年以上	12年未満	282,200
12年以上	13年未満	285,900
13年以上	14年未満	289,600
14年以上	15年未満	293,300
15年以上	16年未満	297,700
16年以上	17年未満	302,400
17年以上	18年未満	307,500
18年以上	19年未満	322,600
19年以上	20年未満	328,400
20年以上	21年未満	334,000
21年以上	22年未満	338,900
22年以上	23年未満	342,500
23年以上	24年未満	346,100
24年以上	25年未満	375,100
25年以上	26年未満	379,000
26年以上	27年未満	383,100
27年以上	28年未満	386,300
28年以上	29年未満	389,300
29年以上	30年未満	403,800
30年以上	31年未満	409,200
31年以上	32年未満	412,700
32年以上	33年未満	416,100
33年以上	34年未満	418,300
34年以上	35年未満	420,700
35年以上		422,200
暫定再任用		263,700

別表第八（第四条、第五条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
1年未満		203,900
1年以上	2年未満	211,200
2年以上	3年未満	218,100

3年以上	4年未満	225,200
4年以上	5年未満	234,500
5年以上	6年未満	237,700
6年以上	7年未満	243,500
7年以上	8年未満	246,800
8年以上	9年未満	249,700
9年以上	10年未満	258,900
10年以上	11年未満	264,300
11年以上	12年未満	268,500
12年以上	13年未満	272,900
13年以上	14年未満	285,800
14年以上	15年未満	289,300
15年以上	16年未満	293,400
16年以上	17年未満	298,200
17年以上	18年未満	302,900
18年以上	19年未満	307,800
19年以上	20年未満	311,900
20年以上	21年未満	321,300
21年以上	22年未満	326,000
22年以上	23年未満	330,400
23年以上	24年未満	335,300
24年以上	25年未満	339,300
25年以上	26年未満	342,700
26年以上	27年未満	368,400
27年以上	28年未満	373,200
28年以上	29年未満	376,500
29年以上	30年未満	379,400
30年以上	31年未満	381,800
31年以上	32年未満	393,900
32年以上	33年未満	396,500
33年以上	34年未満	398,700
34年以上	35年未満	401,000
35年以上	36年未満	403,100
36年以上	37年未満	405,000
37年以上		419,700
暫定再任用		268,500

別表第九（第五条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
18年未満		434,400
18年以上	19年未満	435,400
19年以上	20年未満	436,200
20年以上	21年未満	437,200
21年以上	22年未満	438,300
22年以上	23年未満	440,400
23年以上	24年未満	446,700
24年以上	25年未満	453,400
25年以上	26年未満	460,000
26年以上	27年未満	465,400
27年以上	28年未満	473,600
28年以上	29年未満	483,700
29年以上	30年未満	489,600
30年以上		497,500
暫定再任用		440,800

別表第十（第五条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
11年未満		363,000
11年以上	12年未満	367,500
12年以上	13年未満	372,100
13年以上	14年未満	376,900
14年以上	15年未満	381,300
15年以上	16年未満	387,100
16年以上	17年未満	393,600
17年以上	18年未満	398,200
18年以上	19年未満	405,000
19年以上	20年未満	410,800
20年以上	21年未満	417,200
21年以上	22年未満	423,200
22年以上	23年未満	428,000
23年以上	24年未満	433,600
24年以上	25年未満	439,200
25年以上	26年未満	444,300
26年以上	27年未満	450,400
27年以上	28年未満	456,300
28年以上	29年未満	462,300
29年以上	30年未満	471,500
30年以上	31年未満	475,200
31年以上	32年未満	480,800
32年以上		480,900
暫定再任用		360,700

別表第十一（第五条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
11年未満		335,800
11年以上	12年未満	341,900
12年以上	13年未満	349,000
13年以上	14年未満	354,900
14年以上	15年未満	360,400
15年以上	16年未満	366,200
16年以上	17年未満	372,900
17年以上	18年未満	378,200
18年以上	19年未満	384,700
19年以上	20年未満	390,600
20年以上	21年未満	396,500
21年以上	22年未満	401,900
22年以上	23年未満	406,300
23年以上	24年未満	411,700
24年以上	25年未満	416,400
25年以上	26年未満	420,800
26年以上	27年未満	425,500
27年以上	28年未満	429,500
28年以上	29年未満	433,400
29年以上	30年未満	438,800
30年以上	31年未満	443,200
31年以上	32年未満	446,100
32年以上	33年未満	446,200
33年以上	34年未満	446,900
34年以上	36年未満	447,400
36年以上	37年未満	447,900
37年以上		448,400
暫定再任用		319,100

別表第十二（第五条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
１年未満		270,900
１年以上	２年未満	276,000
２年以上	３年未満	278,800
３年以上	４年未満	285,900
４年以上	５年未満	291,400
５年以上	６年未満	301,200
６年以上	７年未満	310,400
７年以上	８年未満	310,700
８年以上	９年未満	318,000
９年以上	10年未満	318,400
10年以上	11年未満	327,000
11年以上	12年未満	334,700
12年以上	13年未満	344,400
13年以上	14年未満	351,300
14年以上	15年未満	358,000
15年以上	16年未満	363,700
16年以上	17年未満	370,700
17年以上	18年未満	376,600
18年以上	19年未満	382,900
19年以上	20年未満	388,900
20年以上	21年未満	394,300
21年以上	22年未満	399,000
22年以上	23年未満	403,000
23年以上	24年未満	408,200
24年以上	25年未満	412,000
25年以上	26年未満	415,800
26年以上	27年未満	419,100
27年以上	28年未満	421,100
28年以上	29年未満	423,000
29年以上	30年未満	424,500
30年以上	31年未満	429,700
31年以上	32年未満	429,800
32年以上	33年未満	429,900
33年以上	34年未満	431,300
34年以上	35年未満	432,300
35年以上	36年未満	432,400
36年以上	37年未満	433,400
37年以上		434,400
暫定再任用		304,000

別表第十一の次に次の一表を加える。

別表第十三（第五条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
１年未満		264,900
１年以上	２年未満	270,000
２年以上	３年未満	272,800
３年以上	４年未満	279,900
４年以上	５年未満	285,400

５年以上	６年未満	295,200
６年以上	７年未満	304,400
７年以上	８年未満	304,700
８年以上	９年未満	312,000
９年以上	10年未満	312,400
10年以上	11年未満	321,000
11年以上	12年未満	328,700
12年以上	13年未満	338,400
13年以上	14年未満	345,300
14年以上	15年未満	352,000
15年以上	16年未満	357,700
16年以上	17年未満	364,700
17年以上	18年未満	370,600
18年以上	19年未満	376,900
19年以上	20年未満	382,900
20年以上	21年未満	388,300
21年以上	22年未満	393,000
22年以上	23年未満	397,000
23年以上	24年未満	402,200
24年以上	25年未満	406,000
25年以上	26年未満	409,800
26年以上	27年未満	413,100
27年以上	28年未満	415,100
28年以上	29年未満	417,000
29年以上	30年未満	418,500
30年以上	31年未満	423,700
31年以上	32年未満	423,800
32年以上	33年未満	423,900
33年以上	34年未満	425,300
34年以上	35年未満	426,300
35年以上	36年未満	426,400
36年以上	37年未満	427,400
37年以上		428,400
暫定再任用		288,900

別表第十四（第五条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
１年未満		260,300
１年以上	２年未満	265,000
２年以上	３年未満	267,500
３年以上	４年未満	273,900
４年以上	５年未満	278,700
５年以上	６年未満	284,100
６年以上	７年未満	288,300
７年以上	８年未満	289,100
８年以上	９年未満	289,800
９年以上	10年未満	291,900
10年以上	11年未満	293,100
11年以上	12年未満	296,200
12年以上	13年未満	300,200
13年以上	14年未満	303,500
14年以上	15年未満	306,400
15年以上	16年未満	309,000
16年以上	17年未満	312,800
17年以上	18年未満	316,600
18年以上	19年未満	320,000
19年以上	20年未満	322,500
20年以上	21年未満	324,500
21年以上	22年未満	330,300
22年以上	23年未満	333,900
23年以上	24年未満	336,200
24年以上	25年未満	337,800
25年以上	26年未満	339,000
26年以上	27年未満	340,700
27年以上	28年未満	341,400
28年以上	29年未満	342,400
29年以上	30年未満	343,900
30年以上	31年未満	344,400
31年以上	32年未満	344,700
32年以上	33年未満	346,300
33年以上	34年未満	347,600
34年以上	35年未満	347,700
35年以上	36年未満	347,800
36年以上	37年未満	348,700
37年以上		349,500
暫定再任用		247,200

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和八年度分の教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担金から適用する。

○文部科学省令第二十三号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、文部科学省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

文部科学大臣　松本　洋平

文部科学省定員規則の一部を改正する省令

文部科学省定員規則（平成十三年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
（本省及び各外局別の定員）			（本省及び各外局別の定員）		
第一条　文部科学省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。			**第一条**　文部科学省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考	区分	定員	備考
本省	一、八五六人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	本省	一、八一三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
スポーツ庁	一〇七人		スポーツ庁	一〇八人	
文化庁	二九三人		文化庁	二九一人	
合計	二、二五六人		合計	二、二一二人	

附　則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和八年四月一日から適用する。

○厚生労働省令第七十七号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項及び第二項並びに第六十三条第一項及び第二項並びに建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第九条及び第四十七条の規定に基づき、雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第一条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（事務の処理単位）	（事務の処理単位）
第三条　適用事業の事業主（第百三十条を除き、以下「事業主」という。）は、別段の定めがある場合のほか、法の規定により行うべき法第四条第一項に規定する被保険者（第百十八条の二第十二項第一号ハ及び附則第十七条の二の七を除き、以下「被保険者」という。）に関する届出その他の事務を、その事業所ごとに処理しなければならない。	**第三条**　適用事業の事業主（第百三十条を除き、以下「事業主」という。）は、別段の定めがある場合のほか、法の規定により行うべき法第四条第一項に規定する被保険者（第百十八条の二第十一項第一号ハ及び附則第十七条の二の七を除き、以下「被保険者」という。）に関する届出その他の事務を、その事業所ごとに処理しなければならない。
（特定理由離職者又は特定受給資格者の介護又は育児のための休業又は所定労働時間短縮の開始時の賃金の届出）	（特定理由離職者又は特定受給資格者の介護又は育児のための休業又は所定労働時間短縮の開始時の賃金の届出）
第十四条の四　事業主は、その雇用する被保険者がその対象家族（法第六十一条の四第一項に規定する対象家族をいう。第三十六条及び第百十六条を除き、以下同じ。）を介護するための休業若しくは小学校就学の始期に達するまでの子（法第六十一条の七第一項に規定する子をいう。第百一条の二十五（第三号に限る。）、第百一条の二十九の二（第一号イに限る。）、第百一条の二十九の三及び第百十条を除き、以下同じ。）を養育するための休業をした場合又はその雇用する被保険者のうちその対象家族を介護する被保険者若しくは小学校就学の始期に達するまでの	**第十四条の四**　事業主は、その雇用する被保険者がその対象家族（法第六十一条の四第一項に規定する対象家族をいう。第三十六条を除き、以下同じ。）を介護するための休業若しくは小学校就学の始期に達するまでの子（法第六十一条の七第一項に規定する子をいう。第百一条の二十五（第三号に限る。）、第百一条の二十九の二（第一号イに限る。）、第百一条の二十九の三及び第百十条を除き、以下同じ。）を養育するための休業をした場合又はその雇用する被保険者のうちその対象家族を介護する被保険者若しくは小学校就学の始期に達するまでの子を養育する被

子を養育する被保険者に関して所定労働時間の短縮を行つた場合であつて、当該被保険者が離職し、法第十三条第三項に規定する特定理由離職者又は法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者（以下「特定受給資格者」という。）として受給資格の決定を受けることとなるときは、法第七条の規定により、当該被保険者が当該離職したことにより被保険者でなくなつた日の翌日から起算して十日以内に、休業等開始時賃金証明書に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）第五条第六項の育児休業申出に係る書面、育児・介護休業法第九条の二第三項の出生時育児休業申出に係る書面、育児・介護休業法第十一条第三項の介護休業申出に係る書面（第百一条の十九第一項において「介護休業申出書」という。）、育児・介護休業法第二十三条第一項又は第三項に規定する申出に係る書類その他の介護休業、育児休業又は家族介護若しくは育児に係る所定労働時間短縮（以下この項において「休業等」という。）を行つたことの事実及び休業等を行つた期間並びに当該休業等を開始した日前の賃金の額を証明することができる書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

２～４　（略）

（産業雇用安定助成金）

第百二条の三の三　（略）

２・３　（略）

４　スキルアップ支援コース奨励金は、次の第一号から第四号までのいずれにも該当する事業主及び第五号に該当する事業主に対して支給するものとする。

一　職業能力開発推進者（職業能力開発促進法第十二条に規定する職業能力開発推進者をいう。以下同じ。）を選任している事業主であつて、あらかじめ出向をさせた者を雇い入れる事業主（以下この項及び第九項において「出向先事業主」という。）と出向に関する契約を締結し、雇用する被保険者（出向をした日の前日において当該事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、出向をした日の前日から起算して六箇月前の日から当該前日までの期間について期間の定めのある労働契約を締結する労働者として勤務している者、出向をしている者、労働者派遣事業（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二条第三号に規定する労働者派遣事業をいう。以下この号において同じ。）に係る労働に従事する者及び請負の形式による契約により行う業務に従事する者、出向の終了後当該事業主の当該出向に係る事業所に復帰した日から起算して六箇月を経過した日までの期間について期間の定めのある労働契約を締結する労働者として勤務している者、出向をしている者、労働者派遣事業に係る労働に従事する者及び請負の形式による契約により行う業務に従事する者、解雇を予告された被保険者等（解雇を予告された被保険者その他これに準ずる者（当該解雇その他離職の日の翌日において安定した職業に就くことが明らかな者を除く。）をいう。）並びに日雇労働被保険者を除く。以下この号及び第九項において「出向元事業所被保険者」という。）について次のいずれにも該当する出向（当該出向元事業所被保険者に対する職業能力開発を行うための出向をいう。）をさせ、当該出向をした者に係る出向の状況及び当該出向をした者の賃金についての負担状況を明らかにする書類を整備している事業主（以下この項、第七項及び第八項において「出向元事業主」という。）

イ～ホ　（略）

保険者に関して所定労働時間の短縮を行つた場合であつて、当該被保険者が離職し、法第十三条第三項に規定する特定理由離職者又は法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者（以下「特定受給資格者」という。）として受給資格の決定を受けることとなるときは、法第七条の規定により、当該被保険者が当該離職したことにより被保険者でなくなつた日の翌日から起算して十日以内に、休業等開始時賃金証明書に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）第五条第六項の育児休業申出に係る書面、育児・介護休業法第九条の二第三項の出生時育児休業申出に係る書面、育児・介護休業法第十一条第三項の介護休業申出に係る書面（第百一条の十九第一項において「介護休業申出書」という。）、育児・介護休業法第二十三条第一項又は第三項に規定する申出に係る書類その他の介護休業、育児休業又は家族介護若しくは育児に係る所定労働時間短縮（以下この項において「休業等」という。）を行つたことの事実及び休業等を行つた期間並びに当該休業等を開始した日前の賃金の額を証明することができる書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

２～４　（略）

（産業雇用安定助成金）

第百二条の三の三　（略）

２・３　（略）

４　スキルアップ支援コース奨励金は、次の各号のいずれにも該当する事業主に対して支給するものとする。

一　職業能力開発推進者（職業能力開発促進法第十二条に規定する職業能力開発推進者をいう。以下同じ。）を選任している事業主であつて、あらかじめ出向をさせた者を雇い入れる事業主（以下この項及び第八項において「出向先事業主」という。）と出向に関する契約を締結し、雇用する被保険者（出向をした日の前日において当該事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、出向をした日の前日から起算して六箇月前の日から当該前日までの期間について期間の定めのある労働契約を締結する労働者として勤務している者、出向をしている者、労働者派遣事業（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二条第三号に規定する労働者派遣事業をいう。以下この号において同じ。）に係る労働に従事する者及び請負の形式による契約により行う業務に従事する者、出向の終了後当該事業主の当該出向に係る事業所に復帰した日から起算して六箇月を経過した日までの期間について期間の定めのある労働契約を締結する労働者として勤務している者、出向をしている者、労働者派遣事業に係る労働に従事する者及び請負の形式による契約により行う業務に従事する者、解雇を予告された被保険者等（解雇を予告された被保険者その他これに準ずる者（当該解雇その他離職の日の翌日において安定した職業に就くことが明らかな者を除く。）をいう。）並びに日雇労働被保険者を除く。以下この号及び第八項において「出向元事業所被保険者」という。）について次のいずれにも該当する出向（当該出向元事業所被保険者に対する職業能力開発を行うための出向をいう。）をさせ、当該出向をした者に係る出向の状況及び当該出向をした者の賃金についての負担状況を明らかにする書類を整備している事業主（以下この項、第六項及び第七項において「出向元事業主」という。）

イ～ホ　（略）

二・三　（略）

四　出向の終了後出向元事業主の当該出向に係る事業所に復帰した者（以下この号において「復帰労働者」という。）に係る最初の賃金支払日の属する月の翌月から当該最初の賃金支払日から起算して六箇月を経過した日の属する月までの各月において当該復帰労働者に対して支払つた当該各月の賃金支払日ごとの賃金の額を当該出向前の直近の賃金支払日において当該復帰労働者に対して支払つた賃金の額で除して得た割合が、いずれも職業安定局長が定める割合以上である事業主（当該復帰労働者が職業安定局長が定める者に該当する場合には、職業安定局長が定める条件を満たす事業主）

五　あらかじめ出向元事業主と出向に関する契約を締結した出向先事業主であつて、雇い入れた者に係る出向の状況及び雇い入れた者の賃金についての具体的状況を明らかにする書類を整備しているもの

5　スキルアップ支援コース奨励金の額は、次の各号に掲げる事業主の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

一　前項第一号から第四号までのいずれにも該当する事業主　当該事業主が同項第一号イからホまでのいずれにも該当する出向をした者に係る出向期間（当該期間が出向をした日から起算して一年を超えるものについては一年。次項において「支給対象期間」という。）における賃金について同号の契約に基づいて負担した額に二分の一（中小企業事業主にあつては、三分の二）を乗じて得た額

二　前項第五号に該当する事業主　当該事業主が同号の契約に基づいて負担した額に二分の一（中小企業事業主にあつては、三分の二）を乗じて得た額

6　前項の規定にかかわらず、同項第一号に定めるところにより算定される額及び同項第二号に定めるところにより算定される額の合計額が、基本手当日額の最高額に支給対象期間中の労働日数を乗じて得た額（以下この項において「基本手当支給対象額」という。）を超える場合には、前項第一号に定める額は、同号に定めるところにより算定される額に基本手当支給対象額を乗じて得た額を当該合計額で除して得た額とし、同項第二号に定める額は、同号に定めるところにより算定される額に基本手当支給対象額を乗じて得た額を当該合計額で除して得た額とする。

7～9　（略）

10　一の年度において、第四項第一号から第四号までのいずれにも該当し、又は同項第五号に該当する事業主の一の事業所に係る第五項又は第六項のスキルアップ支援コース奨励金の額が一千万円を超えるときは、第五項又は第六項の規定にかかわらず、一千万円を当該事業所の事業主に対して支給するものとする。

二・三　（略）

四　出向の終了後出向元事業主の当該出向に係る事業所に復帰した者（以下この号において「復帰労働者」という。）に係る最初の賃金支払日の属する月の翌月から当該最初の賃金支払日から起算して六箇月を経過した日の属する月までの各月において当該復帰労働者に対して支払つた当該各月の賃金支払日ごとの賃金の額を当該出向前の直近の賃金支払日において当該復帰労働者に対して支払つた賃金の額で除して得た割合が、いずれも職業安定局長が定める割合以上である事業主

（新設）

5　スキルアップ支援コース奨励金は、前項に該当する事業主が同項第一号イからホまでのいずれにも該当する出向をした者に係る出向期間（当該期間が出向をした日から起算して一年を超えるものについては一年。以下この項において「支給対象期間」という。）における賃金について同号の契約に基づいて負担した額（その額が当該出向をした者の出向前における通常賃金の額に二分の一を乗じて得た額に支給対象期間の日数を乗じて得た額を超えるときは、当該額）に二分の一（中小企業事業主にあつては、三分の二）を乗じて得た額（その額が基本手当日額の最高額に支給対象期間の日数を乗じて得た額を超えるときは、基本手当日額の最高額に支給対象期間の日数を乗じて得た額）を支給するものとする。

（新設）

（新設）

6～8　（略）

9　一の年度において、第四項各号のいずれにも該当する事業主の一の事業所に係る第五項のスキルアップ支援コース奨励金の額が一千万円を超えるときは、同項の規定にかかわらず、一千万円を当該事業所の事業主に対して支給するものとする。

（早期再就職支援等助成金）

第百二条の五　早期再就職支援等助成金は、再就職支援コース奨励金、雇入れ支援コース奨励金及び中途採用拡大コース奨励金とする。

２～７　（略）

８　中途採用拡大コース奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額（一の事業所につき、一の年度における対象労働者の数が二十人を超える場合は、当該事業所につき二十人までの支給に限る。）を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　（略）

ロ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　（略）

(2)　次のいずれかに該当する事業主であること。

(i)　中途採用計画に基づき、当該中途採用計画の対象となる期間（以下この(2)において「計画期間」という。）において一般被保険者又は高年齢被保険者（期間の定めのない労働契約を締結する者であつて、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間と同一のものとして雇い入れたものに限る。以下この(2)において「一般被保険者等」という。）として雇い入れた者に占める中途採用により雇い入れた者（以下このロにおいて「中途採用者」という。）（職業安定局長が定める要件に該当する者に限る。以下この(i)において同じ。）の割合から、当該計画期間の初日の前日の一年前の日から計画期間に応じて職業安定局長が定める日までの期間において一般被保険者等として雇い入れた者に占める中途採用者の割合を減じて得た割合が、職業安定局長が定める目標値を達成した事業主であること。

(ii)　計画期間において一般被保険者等として雇い入れた者に占める中途採用者（職業安定局長が定める要件に該当する者に限る。）の割合が、職業安定局長が定める目標値を達成した事業主であること。

(3)　中途採用計画に基づき、当該計画期間において雇い入れた(2)(i)又は(ii)の中途採用者（職業安定局長が定める要件に該当する者に限る。）に係る最初の賃金支払日の属する月の翌月から当該最初の賃金支払日から起算して六箇月を経過する日の属する月までの各月において当該中途採用者に対して支払つた当該各月の賃金支払日ごとの賃金の額を、当該雇入れ前に当該中途採用者を雇用していた事業主が当該中途採用者に対して職業安定局長が定める月において支払つた賃金の額で除して得た割合が、いずれも職業安定局長が定める目標値を達成したものであること。

(4)　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第二十七条の二第一項の規定に基づき中途採用者の数の割合を公表しているものであること。

ハ～ホ　（略）

二　雇入れに係る者一人につき、二十万円（職業安定局長が定める条件を満たす事業主にあつては、雇入れに係る者一人につき、三十万円）

（早期再就職支援等助成金）

第百二条の五　早期再就職支援等助成金は、再就職支援コース奨励金、雇入れ支援コース奨励金及び中途採用拡大コース奨励金とする。

２～７　（略）

８　中途採用拡大コース奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　（略）

ロ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　（略）

(2)　次のいずれかに該当する事業主であること。

(i)　中途採用計画に基づき、当該中途採用計画の対象となる期間（以下この(2)において「計画期間」という。）において一般被保険者又は高年齢被保険者（期間の定めのない労働契約を締結する者であつて、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間と同一のものとして雇い入れたものに限る。以下この(i)において「一般被保険者等」という。）として雇い入れた者に占める職業安定局長が定める要件に該当する中途採用により雇い入れた者の割合から当該計画期間の初日の前日から起算して三年前の日から当該前日までの期間において一般被保険者等として雇い入れた者に占める職業安定局長が定める要件に該当する中途採用により雇い入れた者の割合を減じて得た割合が職業安定局長が定める目標値を達成した事業主（当該計画期間に、中途採用計画に基づき職業安定局長が定める要件に該当する者を中途採用により二人以上雇い入れた事業主に限る。）であること。

(ii)　(i)に掲げる要件を満たし、かつ、中途採用計画に基づき、当該計画期間において中途採用により雇い入れた者に占める当該雇入れの日において四十五歳以上の者（以下この(ii)において「四十五歳以上中途採用者」という。）の割合が職業安定局長が定める目標値以上である事業主であつて、当該四十五歳以上中途採用者に係る最初の賃金支払日の属する月の翌月から当該最初の賃金支払日から起算して六箇月を経過する日の属する月までの各月において当該四十五歳以上中途採用者に対して支払つた当該各月の賃金支払日ごとの賃金の額を当該雇入れ前に四十五歳以上中途採用者を雇用していた事業主が職業安定局長が定める月において当該四十五歳以上中途採用者に対して支払つた賃金の額で除して得た割合が、いずれも職業安定局長が定める目標値を達成したものであること。

（新設）

(3)　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第二十七条の二第一項の規定に基づき中途採用により雇い入れられた者の数の割合を公表しているものであること。

ハ～ホ　（略）

二　次のイ又はロに掲げる事業主の区分に応じて、当該イ又はロに定める額

イ　前号ロ(2)(i)に該当する事業主（同号ロ(2)(ii)に該当しないものに限る。）　五十万円

ロ　前号ロ(2)(ii)に該当する事業主　百万円

（六十五歳超雇用推進助成金）

第百四条　六十五歳超雇用推進助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する事業主であること。

イ　次のいずれにも該当する事業主

(1)　労働協約又は就業規則により次のいずれかに該当する措置を新たに講じた事業主であること。

(i)～(iii)　（略）

(iv)　定年の定めの廃止

(v)　六十六歳以上七十歳未満の年齢までの継続雇用制度（被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この条において同じ。）であつて定年後も引き続いて雇用されることを希望する者（以下この条において「継続雇用希望者」という。）を定年後も引き続いて雇用する制度をいう。以下この条において同じ。）の導入

(vi)　七十歳以上の年齢までの継続雇用制度の導入

(vii)　六十六歳以上七十歳未満の年齢までの他社継続雇用制度（被保険者であつて定年後等（定年後又は継続雇用制度において設定した年齢の上限に達した後をいう。以下この号において同じ。）も引き続いて雇用されることを希望する者（以下この条において「特定継続雇用希望者」という。）を高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第九条第二項の契約又は同法第十条の二第三項の契約を締結し、当該契約に基づき定年後等も特定継続雇用希望者の雇用を確保する制度をいう。以下この条において同じ。）の導入

(viii)　七十歳以上の年齢までの他社継続雇用制度の導入

(2)　(1)の措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

(3)～(5)　（略）

ロ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　（略）

(2)　雇用管理整備計画に基づく措置として、労働協約又は就業規則の定めるところにより、その雇用する高年齢者の雇用の機会を増大するための能力開発、能力評価、賃金体系、労働時間等の雇用管理制度の見直し若しくは導入又は医師若しくは歯科医師による健康診断（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条第一項から第四項までに規定する健康診断を除く。次号ロ(2)において同じ。）を実施するための制度の導入を実施し、当該措置の実施の状況及び当該雇用管理整備計画の期間の末日の翌日から起算して六箇月を経過する日までの間における当該措置の実施後の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

(3)・(4)　（略）

ハ　（略）

（六十五歳超雇用推進助成金）

第百四条　六十五歳超雇用推進助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する事業主であること。

イ　次のいずれにも該当する事業主（既にこのイに該当するものとしてこの条の規定による支給を受けた事業主を除く。）

(1)　労働協約又は就業規則により次のいずれかに該当する措置を新たに講じた事業主であること。

(i)～(iii)　（略）

(iv)　定年の定めの廃止（廃止前の定年が七十歳未満のものに限る。）

(v)　六十六歳以上七十歳未満の年齢までの継続雇用制度（被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この条において同じ。）であつて定年後も引き続いて雇用されることを希望する者を定年後も引き続いて雇用する制度をいう。以下この条において同じ。）の導入

(vi)　七十歳以上の年齢までの継続雇用制度の導入（導入前の定年及び継続雇用制度において設定した年齢の上限が七十歳未満のものに限る。）

(vii)　六十六歳以上七十歳未満の年齢までの他社継続雇用制度（被保険者であつて定年後等（定年後又は継続雇用制度において設定した年齢の上限に達した後をいう。以下この号において同じ。）も引き続いて雇用されることを希望する者を高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第九条第二項の契約又は同法第十条の二第三項の契約を締結し、当該契約に基づき定年後等も当該希望者の雇用を確保する制度をいう。以下この条において同じ。）の導入

(viii)　七十歳以上の年齢までの他社継続雇用制度の導入（導入前の定年並びに継続雇用制度において設定した年齢の上限及び他社継続雇用制度において設定した年齢の上限が七十歳未満のものに限る。）

(2)　(1)の措置の実施に要した費用（人件費を除く。）の負担の状況及び当該措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

(3)～(5)　（略）

ロ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　（略）

(2)　雇用管理整備計画に基づく措置として、労働協約又は就業規則の定めるところにより、その雇用する高年齢者の雇用の機会を増大するための能力開発、能力評価、賃金体系、労働時間等の雇用管理制度の見直し若しくは導入又は医師若しくは歯科医師による健康診断（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条第一項から第四項までに規定する健康診断を除く。）を実施するための制度の導入を実施し、当該措置の実施の状況及び当該雇用管理整備計画の期間の末日の翌日から起算して六箇月を経過する日までの間における当該措置の実施後の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

(3)・(4)　（略）

ハ　（略）

二　次のイからハまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号イに該当する事業主　次の(1)から(8)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　（略）

(2)　前号イ(1)(ii)の措置を講じた事業主　次の(i)から(iv)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が四人未満の事業主　四十万円（定年を引き上げた事業主のうち引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、二十五万円）

(ii)　対象被保険者が四人以上七人未満の事業主　六十五万円（定年を引き上げた事業主のうち引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、三十二万円）

(iii)　対象被保険者が七人以上十人未満の事業主　百十万円（定年を引き上げた事業主のうち引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、三十九万円）

(iv)　対象被保険者が十人以上の事業主　百三十五万円（定年を引き上げた事業主のうち引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、四十六万円）

(3)　前号イ(1)(iii)の措置を講じた事業主　次の(i)から(iv)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が四人未満の事業主　四十五万円

(ii)　対象被保険者が四人以上七人未満の事業主　七十万円

(iii)　対象被保険者が七人以上十人未満の事業主　百十五万円

(iv)　対象被保険者が十人以上の事業主　百四十万円

(4)　前号イ(1)(iv)の措置を講じた事業主　次の(i)から(iv)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が四人未満の事業主　六十万円

(ii)　対象被保険者が四人以上七人未満の事業主　百二十万円

(iii)　対象被保険者が七人以上十人未満の事業主　百八十万円

(iv)　対象被保険者が十人以上の事業主　二百四十万円

(5)　前号イ(1)(v)の措置を講じた事業主　次の(i)から(iv)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が四人未満の事業主　二十万円（継続雇用希望者全員を対象とする措置を講じた事業主にあつては、二十二万円）

(ii)　対象被保険者が四人以上七人未満の事業主　三十二万円（継続雇用希望者全員を対象とする措置を講じた事業主にあつては、三十七万円）

(iii)　対象被保険者が七人以上十人未満の事業主　五十万円（継続雇用希望者全員を対象とする措置を講じた事業主にあつては、六十万円）

(iv)　対象被保険者が十人以上の事業主　七十五万円（継続雇用希望者全員を対象とする措置を講じた事業主にあつては、九十万円）

(6)　前号イ(1)(vi)の措置を講じた事業主　次の(i)から(iv)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が四人未満の事業主　三十六万円（継続雇用希望者全員を対象とする措置を講じた事業主にあつては、四十万円）

二　次のイからハまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号イに該当する事業主　次の(1)から(8)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　（略）

(2)　前号イ(1)(ii)の措置を講じた事業主　次の(i)から(iv)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が四人未満の事業主　三十万円（定年を引き上げた事業主のうち引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、二十万円）

(ii)　対象被保険者が四人以上七人未満の事業主　五十万円（定年を引き上げた事業主のうち引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、二十五万円）

(iii)　対象被保険者が七人以上十人未満の事業主　八十五万円（定年を引き上げた事業主のうち引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、三十万円）

(iv)　対象被保険者が十人以上の事業主　百五万円（定年を引き上げた事業主のうち引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、三十五万円）

(3)　前号イ(1)(iii)の措置を講じた事業主　次の(i)から(iv)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が四人未満の事業主　三十万円

(ii)　対象被保険者が四人以上七人未満の事業主　五十万円

(iii)　対象被保険者が七人以上十人未満の事業主　八十五万円

(iv)　対象被保険者が十人以上の事業主　百五万円

(4)　前号イ(1)(iv)の措置を講じた事業主　次の(i)から(iv)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が四人未満の事業主　四十万円

(ii)　対象被保険者が四人以上七人未満の事業主　八十万円

(iii)　対象被保険者が七人以上十人未満の事業主　百二十万円

(iv)　対象被保険者が十人以上の事業主　百六十万円

(5)　前号イ(1)(v)の措置を講じた事業主　次の(i)から(iv)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が四人未満の事業主　十五万円

(ii)　対象被保険者が四人以上七人未満の事業主　二十五万円

(iii)　対象被保険者が七人以上十人未満の事業主　四十万円

(iv)　対象被保険者が十人以上の事業主　六十万円

(6)　前号イ(1)(vi)の措置を講じた事業主　次の(i)から(iv)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が四人未満の事業主　三十万円

(ii)　対象被保険者が四人以上七人未満の事業主　六十万円（継続雇用希望者全員を対象とする措置を講じた事業主にあつては、六十五万円）

(iii)　対象被保険者が七人以上十人未満の事業主　九十五万円（継続雇用希望者全員を対象とする措置を講じた事業主にあつては、百五万円）

(iv)　対象被保険者が十人以上の事業主　百二十万円（継続雇用希望者全員を対象とする措置を講じた事業主にあつては、百三十万円）

(7)　前号イ(1)(vii)の措置を講じた事業主　次のi)からiv)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

i)　対象被保険者が四人未満の事業主　十六万円（特定継続雇用希望者全員を対象とする措置を講じた事業主にあつては、二十万円）

ii)　対象被保険者が四人以上七人未満の事業主　二十六万円（特定継続雇用希望者全員を対象とする措置を講じた事業主にあつては、三十万円）

iii)　対象被保険者が七人以上十人未満の事業主　四十万円（特定継続雇用希望者全員を対象とする措置を講じた事業主にあつては、五十万円）

iv)　対象被保険者が十人以上の事業主　六十万円（特定継続雇用希望者全員を対象とする措置を講じた事業主にあつては、七十万円）

(8)　前号イ(1)(viii)の措置を講じた事業主　次のi)からiv)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

i)　対象被保険者が四人未満の事業主　三十万円（特定継続雇用希望者全員を対象とする措置を講じた事業主にあつては、三十二万円）

ii)　対象被保険者が四人以上七人未満の事業主　四十五万円（特定継続雇用希望者全員を対象とする措置を講じた事業主にあつては、五十万円）

iii)　対象被保険者が七人以上十人未満の事業主　七十五万円（特定継続雇用希望者全員を対象とする措置を講じた事業主にあつては、八十五万円）

iv)　対象被保険者が十人以上の事業主　百万円（特定継続雇用希望者全員を対象とする措置を講じた事業主にあつては、百五万円）

ロ　前号ロに該当する事業主　次の(1)から(3)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　前号ロ(2)の措置として、労働協約又は就業規則の定めるところにより、同号ロ(2)の雇用管理制度（能力評価及び賃金体系に関するものに限る。）の見直し又は導入を実施した事業主　四十五万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）

(2)　前号ロ(2)の措置として、労働協約又は就業規則の定めるところにより、同号ロ(2)の雇用管理制度（能力評価及び賃金体系に関するものを除く。）の見直し若しくは導入又は健康診断を実施するための制度の導入を実施した事業主　二十三万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

(ii)　対象被保険者が四人以上七人未満の事業主　五十万円

(iii)　対象被保険者が七人以上十人未満の事業主　八十万円

(iv)　対象被保険者が十人以上の事業主　百万円

(7)　前号イ(1)(vii)の措置を講じ、その実施に要した費用（人件費を除く。）の全部を負担した事業主　同号イ(1)(vii)の措置の実施に要した費用（人件費を除く。）の二分の一に相当する額又は十万円のいずれか低い額

（新設）

(8)　前号イ(1)(viii)の措置を講じ、その実施に要した費用（人件費を除く。）の全部を負担した事業主　同号イ(1)(viii)の措置の実施に要した費用（人件費を除く。）の二分の一に相当する額又は十五万円のいずれか低い額

（新設）

（新設）

（新設）

ロ　前号ロに該当する事業主　同号ロ(2)の措置の実施に要した費用（人件費を除く。）の額又は五十万円のいずれか低い額（当該事業主に対する最初の支給に当たつては、五十万円）の百分の四十五（中小企業事業主にあつては、百分の六十）に相当する額

（新設）

（新設）

(3)　前号ロ(2)の措置の実施に当たり、当該措置に係る機器、システム、ソフトウェアその他これらに類するもの（以下この(3)において「機器等」という。）を導入した事業主　当該機器等の導入に要した費用（人件費を除く。）の額の百分の四十五（中小企業事業主にあつては、百分の六十）に相当する額又は三十万円のいずれか低い額

ハ　前号ハに該当する事業主　前号ハ(2)の措置の対象者一人につき、三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）（一の事業所につき、一の年度における当該措置の対象となる労働者の数が十人を超える場合は、当該事業所につき十人までの支給に限る。）

（両立支援等助成金）

第百十六条　（略）

2　（略）

3　出生時両立支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する中小企業事業主又は特定事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主をいう。以下この条において同じ。）

イ　（略）

ロ　次のいずれにも該当する特定事業主（特定事業主が次世代法第十五条の二の規定により認定されたもの（第五項及び第十一項において「認定特定事業主」という。）である場合にあつては、(1)及び(2)に該当する特定事業主）

(1)　（略）

(2)　出生時両立支援コース助成金の支給の申請（イに該当することによる申請を除く。）をしようとする日の属する事業年度（以下この(2)において「申請年度」という。）の直前の事業年度（以下この(2)において「申請前事業年度」という。）における、その雇用する男性被保険者であつて配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号、第四項及び第六項において同じ。）が出産（イ(2)に該当するものとして当該男性被保険者がする育児休業（育児・介護休業法第二条第一号に規定する育児休業、育児・介護休業法第二十三条第二項に規定する育児休業に関する制度に準ずる措置による休業及び育児・介護休業法第二十四条第一項の規定により育児休業に関する制度に準じて講ずることとされる措置による休業をいう。以下同じ。）に係る子の出産を除く。以下この(2)において同じ。）したものの数に対するその雇用する男性被保険者でありかつ、育児休業（イ(2)に該当するものとして当該男性被保険者がするものを除く。）を取得したものの数の割合（以下この(2)において「男性被保険者育児休業取得割合」という。）が百分の五十以上であり、かつ、申請前事業年度の直前の事業年度における男性被保険者育児休業取得割合よりも百分の三十以上増加している事業主。ただし、申請前事業年度の直前の事業年度における、その雇用する男性被保険者であつて配偶者が出産したものが五人未満である事業主にあつては、申請年度の直前の二事業年度における男性被保険者育児休業取得割合がいずれも百分の七十以上であれば足りる。

(3)　（略）

（新設）

ハ　前号ハに該当する事業主　前号ハ(2)の措置の対象者一人につき、二十三万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）（一の事業所につき、一の年度における当該措置の対象となる労働者の数が十人を超える場合は、当該事業所につき十人までの支給に限る。）

（両立支援等助成金）

第百十六条　（略）

2　（略）

3　出生時両立支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する中小企業事業主

イ　（略）

ロ　次のいずれにも該当する中小企業事業主（中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合にあつては、(1)及び(2)に該当する中小企業事業主）

(1)　（略）

(2)　出生時両立支援コース助成金の支給の申請（イに該当することによる申請を除く。）をしようとする日の属する事業年度（以下この(2)において「申請年度」という。）の直前の事業年度（以下この(2)において「申請前事業年度」という。）における、その雇用する男性被保険者であつて配偶者が出産（イ(2)に該当するものとして当該男性被保険者がする育児休業（育児・介護休業法第二条第一号に規定する育児休業、育児・介護休業法第二十三条第二項に規定する育児休業に関する制度に準ずる措置による休業及び育児・介護休業法第二十四条第一項の規定により育児休業に関する制度に準じて講ずることとされる措置による休業をいう。以下同じ。）に係る子の出産を除く。以下この(2)において同じ。）したものの数に対するその雇用する男性被保険者であつて育児休業（イ(2)に該当するものとして当該男性被保険者がするものを除く。）を取得したものの数の割合（以下この(2)において「男性被保険者育児休業取得割合」という。）が百分の五十以上であり、かつ、申請前事業年度の直前の事業年度における男性被保険者育児休業取得割合よりも百分の三十以上増加している事業主。ただし、申請前事業年度の直前の事業年度における、その雇用する男性被保険者であつて配偶者が出産したものが五人未満である事業主にあつては、申請年度の直前の二事業年度における男性被保険者育児休業取得割合がいずれも百分の七十以上であれば足りる。

(3)　（略）

二　次のイ及びロに掲げる中小企業事業主又は特定事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　（略）

ロ　前号ロに該当する特定事業主（一の年度において既に同号イに該当するものとしてこの項の規定による支給を受けた中小企業事業主及び既に同号ロに該当するものとしてこの項の規定による支給を受けた特定事業主を除く。）　六十万円

4　前項第一号に規定する中小企業事業主又は特定事業主（既にこの項に該当するものとして前項の規定による支給を受けた中小企業事業主又は特定事業主を除く。）が、同号イ又はロに該当することにより出生時両立支援コース助成金の支給を受け、かつ、当該助成金の支給の申請をした日の属する事業年度の直前の事業年度における次の各号に掲げる事項を厚生労働省のウェブサイトに公表したものである場合（以下この条において「育児休業等の取得の状況を公表したものである場合」という。）にあつては、当該中小企業事業主又は特定事業主については、同項第二号イ又はロに定める額に加え、二万円を支給するものとする。

一～四　（略）

5　第三項第一号ロに規定する特定事業主（既にこの項に該当するものとして第三項の規定による支給を受けた特定事業主を除く。）が、同号ロに該当することにより出生時両立支援コース助成金の支給を受け、かつ、認定特定事業主である場合にあつては、当該認定特定事業主については、第三項第二号ロに定める額に加え、十五万円を支給するものとする。

6　介護離職防止支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して第二号に定める額を支給するものとする。

一　仕事と介護との両立の推進に資する職場環境整備に関する取組を行い、かつ、次のいずれかに該当する中小企業事業主

イ　（略）

ロ　その雇用する被保険者について、介護支援計画を作成し、かつ、当該介護支援計画に基づく措置を講じた中小企業事業主であつて、次に掲げるもののうちいずれかの制度を設け、又は措置を講じ、当該被保険者による当該制度又は措置の利用状況及び当該制度又は措置の利用後における継続雇用の状況が、厚生労働省雇用環境・均等局長（以下「雇用環境・均等局長」という。）の定める要件に該当するもの

（削る）

(1)～(5)　（略）

（削る）

二　次のイ及びロに掲げる中小企業事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　（略）

ロ　前号ロに該当する中小企業事業主（一の年度において既に同号イに該当するものとしてこの項の規定による支給を受けた中小企業事業主及び既に同号ロに該当するものとしてこの項の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く。）　六十万円

4　前項第一号に規定する中小企業事業主（既にこの項に該当するものとして同項の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く。）が、同号に該当することにより出生時両立支援コース助成金の支給を受け、かつ、当該助成金の支給の申請をした日の属する事業年度の直前の事業年度における次の各号に掲げる事項を厚生労働省のウェブサイトに公表したものである場合（以下この条において「育児休業等の取得の状況を公表したものである場合」という。）にあつては、当該中小企業事業主については、同項第二号イ又はロに定める額に加え、二万円を支給するものとする。

一～四　（略）

5　第三項第一号ロに規定する中小企業事業主（既にこの項に該当するものとして同項の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く。）が、同号ロに該当することにより出生時両立支援コース助成金の支給を受け、かつ、認定中小企業事業主である場合にあつては、当該認定中小企業事業主については、第三項第二号ロに定める額に加え、十五万円を支給するものとする。

6　介護離職防止支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して第二号に定める額を支給するものとする。

一　仕事と介護との両立の推進に資する職場環境整備に関する取組を行い、かつ、次のいずれかに該当する中小企業事業主

イ　（略）

ロ　その雇用する被保険者について、介護支援計画を作成し、かつ、当該介護支援計画に基づく措置を講じた中小企業事業主であつて、次に掲げるもののうちいずれかの制度を設け、又は措置を講じ、当該被保険者による当該制度又は措置の利用状況及び当該制度又は措置の利用後における継続雇用の状況が、厚生労働省雇用環境・均等局長（以下「雇用環境・均等局長」という。）の定める要件に該当するもの

(1)　育児・介護休業法第十六条の九第一項において準用する育児・介護休業法第十六条の八の規定による所定外労働の制限に関する制度

(2)　育児・介護休業法第二十条第一項において準用する育児・介護休業法第十九条の規定による深夜業の制限に関する制度

(3)～(7)　（略）

(8)　労働者の申出に基づく当該労働者が就業しつつ負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、二週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子、祖父母、兄弟姉妹及び孫並びに配偶者の父母（次号において「対象家族」という。）の介護その他の世話を行うための有給休暇（年次有給休暇として与えられるものを除く。）を付与するための制度であつて、時間を単位として取得することができるもの

ハ　次のいずれかに該当する中小企業事業主

(1)　（略）

(2)　その雇用する被保険者が介護休業をする期間について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、当該被保険者の業務を処理した労働者に対する手当の支給その他の当該事業所に雇用される他の労働者が当該業務を円滑に処理するために必要な措置（以下この条及び附則第三十四条において「手当支給等措置」という。）を講じた上で、当該被保険者に連続した五日間以上の介護休業を取得させた中小企業事業主であつて、その実施の状況を明らかにする書類を整備しているもの

(3)　（略）

ニ　その雇用する被保険者のうち、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、二週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹及び孫並びに配偶者の父母（次号において「対象家族」という。）の介護その他の世話を行うものについて、労働協約又は就業規則に定めるところにより、育児・介護休業法第十六条の五第一項に規定する介護休暇であつて、次のいずれにも該当する休暇制度を設け、かつ、当該休暇制度の利用状況が、雇用環境・均等局長の定める要件に該当する中小企業事業主

(1)　有給休暇（年次有給休暇として与えられるものを除く。）であること。

(2)　始業の時刻から連続せず、かつ、終業の時刻まで連続しない時間単位で取得することができるものであること。

(3)　所定労働時間を変更することなく利用できるものであること。

二　次のイから二までに掲げる中小企業事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　（略）

ロ　前号ロに該当する中小企業事業主　次の(1)及び(2)に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（当該中小企業事業主における同号ロに該当する被保険者（同一の同号ロの制度又は措置について既に同号ロに該当するものとしてこのロの規定による支給の対象となつたもの及び同一の対象家族に係る前号ロの制度又は措置について既に同号ロに該当するものとして二回このロの規定による支給の対象となつたものを除く。以下このロにおいて同じ。）の数が五人を超える場合は、五人までの支給に限る。）

(1)　前号ロ(1)から(5)までに掲げるもののうちいずれか一の制度を設け、又は措置を講じた上で、同号ロに該当する被保険者が生じた中小企業事業主　被保険者一人につき二十万円（当該中小企業事業主が同号ロ(1)から(3)まで及び(5)のいずれか一の制度を設け、又は措置を講じ、かつ、当該被保険者が当該制度又は措置を利用した日数を合算した日数が六十日以上のときは、三十万円）

(2)　前号ロ(1)から(5)までに掲げるもののうちいずれか二以上の制度を設け、又は措置を講じた上で、同号ロに該当する被保険者が生じた中小企業事業主　被保険者一人につき二十五万円（当該中小企業事業主が同号ロ(1)から(3)まで及び(5)のいずれか一以上の制度を設け、又は措置を講じ、かつ、当該被保険者が当該制度又は措置を利用した日数をそれぞれの制度又は措置につき合算した日数が六十日以上のときは、四十万円）

ハ　（略）

ニ　前号ニに該当する中小企業事業主　三十万円（同号ニに定める休暇制度を一の年度において十労働日以上付与するものとした中小企業事業主については、五十万円）

ハ　次のいずれかに該当する中小企業事業主

(1)　（略）

(2)　その雇用する被保険者が介護休業をする期間について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、当該被保険者の業務を処理した労働者に対する手当の支給その他の当該事業所に雇用される他の労働者が当該業務を円滑に処理するために必要な措置（以下この条において「手当支給等措置」という。）を講じた上で、当該被保険者に連続した五日間以上の介護休業を取得させた中小企業事業主であつて、その実施の状況を明らかにする書類を整備しているもの

(3)　（略）

（新設）

二　次のイからハまでに掲げる中小企業事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　（略）

ロ　前号ロに該当する中小企業事業主　次の(1)及び(2)に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（当該中小企業事業主における同号ロに該当する被保険者（同一の同号ロの制度又は措置について既に同号ロに該当するものとしてこのロの規定による支給の対象となつたもの及び同一の対象家族に係る前号ロの制度又は措置について既に同号ロに該当するものとして二回このロの規定による支給の対象となつたものを除く。以下このロにおいて同じ。）の数が五人を超える場合は、五人までの支給に限る。）

(1)　前号ロ(1)から(8)までに掲げるもののうちいずれか一の制度を設け、又は措置を講じた上で、同号ロに該当する被保険者が生じた中小企業事業主　被保険者一人につき二十万円（当該中小企業事業主が同号ロ(1)から(5)まで及び(7)のいずれか一の制度を設け、又は措置を講じ、かつ、当該被保険者が当該制度又は措置を利用した日数を合算した日数が六十日以上のときは、三十万円）

(2)　前号ロ(1)から(8)までに掲げるもののうちいずれか二以上の制度を設け、又は措置を講じた上で、同号ロに該当する被保険者が生じた中小企業事業主　被保険者一人につき二十五万円（当該中小企業事業主が同号ロ(1)から(5)まで及び(7)のいずれか一以上の制度を設け、又は措置を講じ、かつ、当該被保険者が当該制度又は措置を利用した日数をそれぞれの制度又は措置につき合算した日数が六十日以上のときは、四十万円）

ハ　（略）

（新設）

7　前項第一号に規定する中小企業事業主（既にこの項に該当するものとして前項の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く。）が、同号イからハまでのいずれかに該当することにより介護離職防止支援コース助成金の支給を受け、かつ、介護休業及び同号ロ(1)から(5)までに掲げる制度又は措置（以下この項において「介護休業等」という。）の申出が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備に関する措置として、次に掲げる全ての措置を講じた上で、当該措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している場合にあつては、当該中小企業事業主に対しては、前項第二号に定める額に加え、十万円を支給するものとする。

一～四　（略）

8　第六項第一号イ又はロに規定する中小企業事業主が、同号イ又はロに該当することにより介護離職防止支援コース助成金の支給を受け、かつ、当該支給に係る被保険者が期間を定めて雇用する被保険者である場合にあつては、当該中小企業事業主に対しては、同項第二号イ又はロに定める額に加え、被保険者一人につき十万円を支給するものとする。

9　育児休業等支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対し、第二号に定める支給額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する中小企業事業主（中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合にあつては、イに該当する中小企業事業主）

イ　その雇用する被保険者について、育休復帰支援計画（育児休業をする被保険者の当該育児休業をした期間（当該被保険者に労働基準法第六十五条第二項の規定によつて休業する期間があり、かつ、当該期間の満了後引き続き育児休業をする場合にあつては、当該期間）の開始前に、事業所において作成される当該被保険者に係る育児休業を取得することを円滑にするための措置及び当該被保険者の当該育児休業の終了後に当該被保険者が事業所において再び就業することを円滑にするための措置を定めた計画をいう。以下このイ及び次号イ(1)において同じ。）を作成し、かつ、当該育休復帰支援計画に基づく措置を講じた中小企業事業主であつて、当該被保険者の育児休業をした期間（当該被保険者に同項の規定によつて休業した期間があり、かつ、当該期間の満了後引き続き育児休業をした場合にあつては、当該期間及び当該育児休業をした期間を通算した期間。次号イ(1)、第十一項第一号ロ及びニ、同項第二号イからハまで並びに第十二項において同じ。）が三箇月以上であるもの

ロ　（略）

二　（略）

10　前項第一号に規定する中小企業事業主（既にこの項に該当するものとして前項の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く。）が、同号イ又はロに該当することにより育児休業等支援コース助成金の支給を受け、かつ、当該中小企業事業主が、育児休業等の取得の状況を公表したものである場合にあつては、当該中小企業事業主については、同項第二号イ又はロのいずれかに定める額に加え、二万円を支給するものとする。

11　育休中等業務代替支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対し、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する事業主

イ　次のいずれにも該当する特定事業主（特定事業主が認定特定事業主である場合にあつては、(1)及び(2)に該当する特定事業主）

(1)　その雇用する被保険者が育児休業をする期間について当該被保険者の業務を処理するために、必要な労働者を雇い入れ、又は派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けた上で、当該被保険者に七日以上一箇月未満の育児休業（当該被保険者に労働基準法

7　前項第一号に規定する中小企業事業主（既にこの項に該当するものとして同項の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く。）が、同号に該当することにより介護離職防止支援コース助成金の支給を受け、かつ、介護休業及び同号ロ(1)から(8)までに掲げる制度又は措置（以下この項において「介護休業等」という。）の申出が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備に関する措置として、次に掲げる全ての措置を講じた上で、当該措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している場合にあつては、当該中小企業事業主に対しては、同項第二号に定める額に加え、十万円を支給するものとする。

一～四　（略）

（新設）

8　育児休業等支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対し、第二号に定める支給額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する中小企業事業主（中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合にあつては、イに該当する中小企業事業主）

イ　その雇用する被保険者について、育休復帰支援計画（育児休業をする被保険者の当該育児休業をした期間（当該被保険者に労働基準法第六十五条第二項の規定によつて休業する期間があり、かつ、当該期間の満了後引き続き育児休業をする場合にあつては、当該期間）の開始前に、事業所において作成される当該被保険者に係る育児休業を取得することを円滑にするための措置及び当該被保険者の当該育児休業の終了後に当該被保険者が事業所において再び就業することを円滑にするための措置を定めた計画をいう。以下このイ及び次号イ(1)において同じ。）を作成し、かつ、当該育休復帰支援計画に基づく措置を講じた中小企業事業主であつて、当該被保険者の育児休業をした期間（当該被保険者に同項の規定によつて休業した期間があり、かつ、当該期間の満了後引き続き育児休業をした場合にあつては、当該期間及び当該育児休業をした期間を通算した期間。次号イ(1)、第十項第一号ロ及びニ、同項第二号イからハまで並びに第十一項において同じ。）が三箇月以上であるもの

ロ　（略）

二　（略）

9　前項第一号に規定する中小企業事業主（既にこの項に該当するものとして同項の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く。）が、同号に該当することにより育児休業等支援コース助成金の支給を受け、かつ、当該中小企業事業主が、育児休業等の取得の状況を公表したものである場合にあつては、当該中小企業事業主については、前項第二号イ又はロのいずれかに定める額に加え、二万円を支給するものとする。

10　育休中等業務代替支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対し、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する中小企業事業主又は特定事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主をいう。以下この項から第十二項まで及び附則第十七条の二の三において同じ。）

イ　次のいずれにも該当する中小企業事業主（中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合にあつては、(1)及び(2)に該当する中小企業事業主）

(1)　その雇用する被保険者が育児休業をする期間について当該被保険者の業務を処理するために、必要な労働者を雇い入れ、又は派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けた上で、当該被保険者に七日以上一箇月未満の育児休業（当該被保険者に労働基準法

第六十五条第二項の規定によつて休業した期間があり、かつ、当該期間の満了後引き続き育児休業をした場合にあつては、当該期間及び当該育児休業をした期間を通算した期間が七日以上一箇月未満である育児休業。ハにおいて同じ。）を取得させた特定事業主

(2)　(1)に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している特定事業主であつて、育休中等業務代替支援コース助成金の支給の対象となる被保険者が最初に生じた日から起算して五年の期間を経過していないもの

(3)　厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている特定事業主

ロ　次のいずれにも該当する特定事業主（特定事業主が認定特定事業主である場合にあつては、(1)及び(2)に該当する特定事業主）

(1)　その雇用する被保険者について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、育児休業後において、当該育児休業前の職務及び職制上の地位と同一又はこれに相当する地位（以下「原職等」という。）に復帰させる措置（以下「原職等復帰措置」という。）を実施する事業所の特定事業主であつて、当該被保険者の育児休業をした期間が一箇月以上あり、当該期間について当該被保険者の業務を処理するために、必要な労働者を雇い入れ、又は派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けた上で、当該育児休業後に当該被保険者を原職等復帰措置に基づき原職等に復帰させ、三箇月以上継続して雇用したもの

(2)　(1)に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している特定事業主であつて、育休中等業務代替支援コース助成金の支給の対象となる被保険者が最初に生じた日から起算して五年の期間を経過していないもの

(3)　厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている特定事業主

ハ　次のいずれにも該当する事業主（事業主が次世代法第十五条の二の規定により認定されたもの（以下この項において「認定事業主」という。）である場合にあつては、(1)及び(2)に該当する事業主）

(1)　その雇用する被保険者が育児休業をする期間について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、手当支給等措置を講じた上で、当該被保険者に七日以上一箇月未満の育児休業を取得させた事業主

(2)　(1)に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している事業主であつて、育休中等業務代替支援コース助成金の支給の対象となる被保険者が最初に生じた日から起算して五年の期間を経過していないもの

(3)　厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている事業主

ニ　次のいずれにも該当する事業主（事業主が認定事業主である場合にあつては、(1)及び(2)に該当する事業主）

(1)　その雇用する被保険者について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、原職等復帰措置を実施する事業所の事業主であつて、当該被保険者の育児休業をした期間が一箇月以上あり、当該期間について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、手当支給等措置を講じたもの

第六十五条第二項の規定によつて休業した期間があり、かつ、当該期間の満了後引き続き育児休業をした場合にあつては、当該期間及び当該育児休業をした期間を通算した期間が七日以上一箇月未満である育児休業。ハにおいて同じ。）を取得させた中小企業事業主

(2)　(1)に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している中小企業事業主であつて、育休中等業務代替支援コース助成金の支給の対象となる被保険者が最初に生じた日から起算して五年の期間を経過していないもの

(3)　厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている中小企業事業主

ロ　次のいずれにも該当する中小企業事業主（中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合にあつては、(1)及び(2)に該当する中小企業事業主）

(1)　その雇用する被保険者について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、育児休業後において、当該育児休業前の職務及び職制上の地位と同一又はこれに相当する地位（以下「原職等」という。）に復帰させる措置（以下「原職等復帰措置」という。）を実施する事業所の中小企業事業主であつて、当該被保険者の育児休業をした期間が一箇月以上あり、当該期間について当該被保険者の業務を処理するために、必要な労働者を雇い入れ、又は派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けた上で、当該育児休業後に当該被保険者を原職等復帰措置に基づき原職等に復帰させ、三箇月以上継続して雇用したもの

(2)　(1)に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している中小企業事業主であつて、育休中等業務代替支援コース助成金の支給の対象となる被保険者が最初に生じた日から起算して五年の期間を経過していないもの

(3)　厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている中小企業事業主

ハ　次のいずれにも該当する特定事業主（特定事業主が次世代法第十五条の二の規定により認定されたもの（以下この項において「認定特定事業主」という。）である場合にあつては、(1)及び(2)に該当する特定事業主）

(1)　その雇用する被保険者が育児休業をする期間について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、手当支給等措置を講じた上で、当該被保険者に七日以上一箇月未満の育児休業を取得させた特定事業主

(2)　(1)に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している特定事業主であつて、育休中等業務代替支援コース助成金の支給の対象となる被保険者が最初に生じた日から起算して五年の期間を経過していないもの

(3)　厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている特定事業主

ニ　次のいずれにも該当する特定事業主（特定事業主が認定特定事業主である場合にあつては、(1)及び(2)に該当する特定事業主）

(1)　その雇用する被保険者について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、原職等復帰措置を実施する事業所の特定事業主であつて、当該被保険者の育児休業をした期間が一箇月以上あり、当該期間について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、手当支給等措置を講じたもの

(2)　(1)に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している事業主であつて、育休中等業務代替支援コース助成金の支給の対象となる被保険者が最初に生じた日から起算して五年の期間を経過していないもの

(3)　厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている事業主

ホ　次のいずれにも該当する事業主（事業主が認定事業主である場合にあつては、(1)及び(2)に該当する事業主）

(1)　その雇用する被保険者について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、育児・介護休業法第二十三条第一項に規定する育児のための所定労働時間の短縮措置（以下「所定労働時間短縮措置」という。）を講ずる事業所の事業主であつて、当該被保険者に係る当該所定労働時間短縮措置が講じられた期間が一箇月以上あり、当該期間について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、手当支給等措置を講じたもの

(2)　(1)に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している事業主であつて、育休中等業務代替支援コース助成金の支給の対象となる被保険者が最初に生じた日から起算して五年の期間を経過していないもの

(3)　厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている事業主

二　次のイからニまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（一の年度において、前号イ(1)、ロ(1)、ハ(1)、ニ(1)又はホ(1)に該当する被保険者の数の合計が十人を超える場合の同号イからホまでの規定に基づく支給については、合計して十人までの支給に限る。）

イ　前号イ又はロに該当する特定事業主（既に同号イからニまでのいずれかに該当するものとして同一の被保険者がする同一の子に係る育児休業について、この項の規定による支給を受けたものを除く。）　被保険者一人につき、次の(1)から(6)までに掲げる期間（当該被保険者が育児休業をした期間について当該被保険者の業務を処理するために必要な労働者を雇い入れ、又は派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けた期間をいう。）の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　七日以上十四日未満　九万円（当該特定事業主が認定特定事業主である場合にあつては、十一万円）

(2)　十四日以上一箇月未満　十三万五千円（当該特定企業事業主が認定特定事業主である場合にあつては、十六万五千円）

(3)　一箇月以上三箇月未満　二十七万円（当該特定事業主が認定特定企業事業主である場合にあつては、三十三万円）

(4)　三箇月以上六箇月未満　四十五万円（当該特定事業主が認定特定事業主である場合にあつては、五十五万円）

(5)　六箇月以上一年未満　六十七万五千円（当該特定事業主が認定特定事業主である場合にあつては、八十二万五千円）

(6)　一年以上　八十一万円（当該特定事業主が認定特定事業主である場合にあつては、九十九万円）

(2)　(1)に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している特定事業主であつて、育休中等業務代替支援コース助成金の支給の対象となる被保険者が最初に生じた日から起算して五年の期間を経過していないもの

(3)　厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている特定事業主

ホ　次のいずれにも該当する特定事業主（特定事業主が認定特定事業主である場合にあつては、(1)及び(2)に該当する特定事業主）

(1)　その雇用する被保険者について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、育児・介護休業法第二十三条第一項に規定する育児のための所定労働時間の短縮措置（以下「所定労働時間短縮措置」という。）を講ずる事業所の特定事業主であつて、当該被保険者に係る当該所定労働時間短縮措置が講じられた期間が一箇月以上あり、当該期間について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、手当支給等措置を講じたもの

(2)　(1)に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している特定事業主であつて、育休中等業務代替支援コース助成金の支給の対象となる被保険者が最初に生じた日から起算して五年の期間を経過していないもの

(3)　厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている特定事業主

二　次のイからニまでに掲げる中小企業事業主又は特定事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（一の年度において、前号イ(1)、ロ(1)、ハ(1)、ニ(1)又はホ(1)に該当する被保険者の数の合計が十人を超える場合の同号イからホまでの規定に基づく支給については、合計して十人までの支給に限る。）

イ　前号イ又はロに該当する中小企業事業主（既に同号イからニまでのいずれかに該当するものとして同一の被保険者がする同一の子に係る育児休業について、この項の規定による支給を受けたものを除く。）　被保険者一人につき、次の(1)から(5)までに掲げる期間（当該被保険者が育児休業をした期間について当該被保険者の業務を処理するために必要な労働者を雇い入れ、又は派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けた期間をいう。）の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　七日以上十四日未満　九万円（当該中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合にあつては、十一万円）

(2)　十四日以上一箇月未満　十三万五千円（当該中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合にあつては、十六万五千円）

(3)　一箇月以上三箇月未満　二十七万円（当該中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合にあつては、三十三万円）

(4)　三箇月以上六箇月未満　四十五万円（当該中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合にあつては、五十五万円）

(5)　六箇月以上　六十七万五千円（当該中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合にあつては、八十二万五千円）

（新設）

ロ　前号ハに該当する事業主（既に同号イからニまでのいずれかに該当するものとして同一の被保険者がする同一の子に係る育児休業について、この項の規定による支給を受けたものを除く。）　次の(1)に掲げる額及び被保険者一人につき次の(2)に掲げる額の合計額（当該事業主が既に同号ハ又はニのいずれかに該当するものとしてこの項の規定による支給を受けた事業主である場合にあつては、被保険者一人につき次の(2)に掲げる額）

(1)　（略）

(2)　被保険者が育児休業をした期間について、当該被保険者の業務を処理した労働者に対して支給した手当の額に四分の三（当該事業主が認定事業主である場合にあつては、五分の四）を乗じて得た額（当該被保険者一人につき、当該額が十万円を超えるときは、十万円とする。）

ハ　前号ニに該当する事業主（既に同号イからニまでのいずれかに該当するものとして同一の被保険者がする同一の子に係る育児休業について、この項の規定による支給を受けたものを除く。）　次の(1)に掲げる額及び被保険者一人につき次の(2)に掲げる額の合計額（当該事業主が既に同号ハ又はニのいずれかに該当するものとしてこの項の規定による支給を受けた事業主である場合にあつては、被保険者一人につき次の(2)に掲げる額）

(1)　（略）

(2)　次の(i)及び(ii)に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　前号ニに該当する被保険者が生じた事業主　当該被保険者が育児休業を開始した日から起算して一箇月の期間について、当該被保険者の業務を処理した労働者に対して支給した手当の額に四分の三（当該事業主が認定事業主である場合にあつては、五分の四）を乗じて得た額（当該被保険者一人につき、当該額が十万円を超えるときは、十万円とする。）

(ii)　前号ニに該当するものとして(i)の支給の対象となつた被保険者を育児休業の終了後に原職等復帰措置に基づき原職等に復帰させ、三箇月以上継続して雇用した事業主　当該被保険者が育児休業をした期間について、当該被保険者の業務を処理した労働者に対して支給した手当の額（当該被保険者一人につき、当該手当の額の算定の基礎となる期間が二十四箇月を超える場合は、二十四箇月として算定した額とする。）に四分の三（当該事業主が認定事業主である場合にあつては、五分の四）を乗じて得た額（当該被保険者一人につき、当該額を当該手当の額の算定の基礎となる期間の月数（当該月数が二十四月を超えるときは、二十四月）で除して得た額が十万円を超えるときは、十万円とする。）から(i)の額を減じた額

ニ　前号ホに該当する事業主　次の(1)に掲げる額及び被保険者一人につき次の(2)に掲げる額の合計額（事業主が既に同号ホに該当するものとしてこの項の規定による支給を受けた事業主である場合にあつては、被保険者一人につき次の(2)に掲げる額）

(1)・(2)　（略）

12　前項第一号ロに規定する特定事業主又は同号ニ若しくはホに規定する事業主が、同号ロ又はニ若しくはホに該当することにより育休中等業務代替支援コース助成金の支給を受け、かつ、当該支給に係る被保険者が期間を定めて雇用する被保険者である場合（当該被保険者が育児休業をした期間について当該被保険者の業務を処理するために必要な労働者を雇い入れ、若しくは派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けた期間又は当該育児休業をした期間若しくは当該被保険者に係る所定労働時間短縮措置が講じられた期間について当該被保険者の業務を処理した労働者に対して支給した手当の額の算定の基礎となる期間が一箇月未満の場合を除く。）にあつては、当該特定事業主又は事業主に対しては、同項第二号イ又はハ若しくはニに定める額に加え、被保険者一人につき十万円を支給するものとする。

ロ　前号ハに該当する特定事業主（既に同号イからニまでのいずれかに該当するものとして同一の被保険者がする同一の子に係る育児休業について、この項の規定による支給を受けたものを除く。）　次の(1)に掲げる額及び被保険者一人につき次の(2)に掲げる額の合計額（特定事業主が既に同号ハ又はニのいずれかに該当するものとしてこの項の規定による支給を受けた特定事業主である場合にあつては、被保険者一人につき次の(2)に掲げる額）

(1)　（略）

(2)　被保険者が育児休業をした期間について、当該被保険者の業務を処理した労働者に対して支給した手当の額に四分の三（当該特定事業主が認定特定事業主である場合にあつては、五分の四）を乗じて得た額（当該被保険者一人につき、当該額が十万円を超えるときは、十万円とする。）

ハ　前号ニに該当する特定事業主（既に同号イからニまでのいずれかに該当するものとして同一の被保険者がする同一の子に係る育児休業について、この項の規定による支給を受けたものを除く。）　次の(1)に掲げる額及び被保険者一人につき次の(2)に掲げる額の合計額（特定事業主が既に同号ハ又はニのいずれかに該当するものとしてこの項の規定による支給を受けた特定事業主である場合にあつては、被保険者一人につき次の(2)に掲げる額）

(1)　（略）

(2)　次の(i)及び(ii)に掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　前号ニに該当する被保険者が生じた特定事業主　当該被保険者が育児休業を開始した日から起算して一箇月の期間について、当該被保険者の業務を処理した労働者に対して支給した手当の額に四分の三（当該特定事業主が認定特定事業主である場合にあつては、五分の四）を乗じて得た額（当該被保険者一人につき、当該額が十万円を超えるときは、十万円とする。）

(ii)　前号ニに該当するものとして(i)の支給の対象となつた被保険者を育児休業の終了後に原職等復帰措置に基づき原職等に復帰させ、三箇月以上継続して雇用した特定事業主　当該被保険者が育児休業をした期間について、当該被保険者の業務を処理した労働者に対して支給した手当の額（当該被保険者一人につき、当該手当の額の算定の基礎となる期間が十二箇月を超える場合は、十二箇月として算定した額とする。）に四分の三（当該特定事業主が認定特定事業主である場合にあつては、五分の四）を乗じて得た額（当該被保険者一人につき、当該額を当該手当の額の算定の基礎となる期間の月数（当該月数が十二月を超えるときは、十二月）で除して得た額が十万円を超えるときは、十万円とする。）から(i)の額を減じた額

ニ　前号ホに該当する特定事業主　次の(1)に掲げる額及び被保険者一人につき次の(2)に掲げる額の合計額（特定事業主が既に同号ホに該当するものとしてこの項の規定による支給を受けた特定事業主である場合にあつては、被保険者一人につき次の(2)に掲げる額）

(1)・(2)　（略）

11　前項第一号ロ、ニ又はホに規定する中小企業事業主又は特定事業主が、同号ロ、ニ又はホに該当することにより育休中等業務代替支援コース助成金の支給を受け、かつ、当該支給に係る被保険者が期間を定めて雇用する被保険者である場合（当該被保険者が育児休業をした期間について当該被保険者の業務を処理するために必要な労働者を雇い入れ、若しくは派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けた期間又は当該育児休業をした期間若しくは当該被保険者に係る所定労働時間短縮措置が講じられた期間について当該被保険者の業務を処理した労働者に対して支給した手当の額の算定の基礎となる期間が一箇月未満の場合を除く。）にあつては、当該中小企業事業主又は特定事業主に対しては、同項第二号イ、ハ又はニに定める額に加え、被保険者一人につき十万円を支給するものとする。

13　第十一項第一号に規定する事業主（既にこの項に該当するものとして第十一項の規定による支給を受けた事業主を除く。）が、同号イからホまでのいずれかに該当することにより育休中等業務代替支援コース助成金の支給を受け、かつ、当該事業主が、育児休業等の取得の状況を公表したものである場合にあつては、当該事業主については、同項第二号イからニまでに定める額に加え、二万円を支給するものとする。

14　柔軟な働き方選択制度等支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する中小企業事業主

イ　（略）

ロ　次のいずれにも該当する中小企業事業主（中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合にあつては、(1)に該当する中小企業事業主）

(1)　その雇用する労働者のうち、その九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するものについて、労働協約又は就業規則に定めるところにより、育児・介護休業法第十六条の二に規定する子の看護等休暇であつて、次のいずれにも該当する休暇制度を設け、かつ、当該休暇制度の利用状況が、雇用環境・均等局長の定める要件に該当する中小企業事業主

(i)～(iv)　（略）

(2)　（略）

二　（略）

15　前項第一号に該当する中小企業事業主（既にこの項に該当するものとして前項の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く。）が、同号イ又はロに該当することにより柔軟な働き方選択制度等支援コース助成金の支給を受け、かつ、次のいずれかに該当する場合にあつては、当該中小企業事業主については、同項第二号に定める額に加え、二十万円を支給するものとする。

一　前項第一号イ(1)(i)から(iii)まで及び(v)に掲げる措置のうち当該中小企業事業主が講じた全ての措置を、その雇用する労働者のうち、その三歳から十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（次号において「中学校修了前の子」という。）を養育するものについて利用できるものとした場合

二　前項第一号ロ(1)の休暇制度をその雇用する労働者のうち、その中学校修了前の子を養育するものについて利用できるものとした場合

16　第十四項第一号に該当する中小企業事業主（既にこの項に該当するものとして第十四項の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く。）が、同号イ又はロに該当することにより柔軟な働き方選択制度等支援コース助成金の支給を受け、かつ、次のいずれかに該当する場合にあつては、当該中小企業事業主については、同項第二号に定める額に加え、二十万円を支給するものとする。

一　第十四項第一号イ(1)(i)から(iii)まで及び(v)に掲げる措置のうち当該中小企業事業主が講じた全ての措置を、その雇用する労働者のうち、障害のある子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるもの又は十八歳以上のものであつて高等学校等（学校教育法に

12　第十項第一号に規定する中小企業事業主又は特定事業主（既にこの項に該当するものとして同項の規定による支給を受けた中小企業事業主又は特定事業主を除く。）が、同号に該当することにより育休中等業務代替支援コース助成金の支給を受け、かつ、当該中小企業事業主又は特定事業主が、育児休業等の取得の状況を公表したものである場合にあつては、当該中小企業事業主又は特定事業主については、第十項第二号イからニまでのいずれかに定める額に加え、二万円を支給するものとする。

13　柔軟な働き方選択制度等支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する中小企業事業主

イ　（略）

ロ　次のいずれにも該当する中小企業事業主（中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合にあつては、(1)に該当する中小企業事業主）

(1)　その雇用する労働者のうち、その九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するものについて、労働協約又は就業規則に定めるところにより、育児・介護休業法第十六条の二に規定する子の看護等休暇であつて、次のいずれにも該当する制度を設けた中小企業事業主

(i)～(iv)　（略）

(2)　（略）

二　（略）

14　前項第一号に該当する中小企業事業主（既にこの項に該当するものとして同項の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く。）が、同号に該当することにより柔軟な働き方選択制度等支援コース助成金の支給を受け、かつ、次のいずれかに該当する場合にあつては、当該中小企業事業主については、前項第二号に定める額に加え、二十万円を支給するものとする。

一　前項第一号イ(1)(i)から(v)までに掲げる措置のうち当該中小企業事業主が講じた措置をその雇用する労働者のうち、その三歳から十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（次号において「中学校修了前の子」という。）を養育するものについて利用できるものとした場合

二　前項第一号ロ(1)の制度をその雇用する労働者のうち、その中学校修了前の子を養育するものについて利用できるものとした場合

（新設）

規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。以下この号において同じ。）に在籍するものに限る。）又は医療的ケア児（日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。）を受けることが不可欠である児童であつて、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者又は十八歳以上の者であつて高等学校等に在籍するものに限る。）（次号において「障害のある子等」という。）を養育するものについて利用できるものとした場合

二　第十四項第一号ロ(1)の休暇制度を、その雇用する労働者のうち、その障害のある子等を養育するものについて利用できるものとした場合

17　第十四項第一号に該当する中小企業事業主（既にこの項に該当するものとして第十四項の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く。）が、同号イ又はロに該当することにより柔軟な働き方選択制度等支援コース助成金の支給を受け、かつ、当該中小企業事業主が、育児休業等の取得の状況を公表したものである場合にあつては、当該中小企業事業主については、第十四項第二号イからハまでに定める額に加え、二万円を支給するものとする。

18　（略）

（人材確保等支援助成金）

第百十八条　（略）

2　人材確保等支援助成コース助成金は、第一号に該当する認定組合等又は事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　次のイからニまでに掲げる認定組合等又は事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　（略）

ロ　前号ロに該当する事業主　次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額

(1)　前号ロ(1)(i)に該当する事業主にあつては、次のiからvまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（当該iからvまでのうち、二以上に該当する場合にあつては、当該規定に定める額の合計額）（その額が八十万円を超えるときは、八十万円（その雇用する労働者に係る賃金を職業安定局長が定める割合以上で増額した事業主にあつては、その額が百万円を超えるときは、百万円））

(i)　前号ロ(1)(i)(イ)の措置を講じた事業主　四十万円（その雇用する労働者に係る賃金を職業安定局長が定める割合以上で増額した事業主にあつては、五十万円）

(ii)　前号ロ(1)(i)(ロ)の措置を講じた事業主　四十万円（その雇用する労働者に係る賃金を職業安定局長が定める割合以上で増額した事業主にあつては、五十万円）

(iii)　前号ロ(1)(i)(ハ)の措置を講じた事業主　四十万円（その雇用する労働者に係る賃金を職業安定局長が定める割合以上で増額した事業主にあつては、五十万円）

(iv)　前号ロ(1)(i)(ニ)の措置を講じた事業主　二十万円（その雇用する労働者に係る賃金を職業安定局長が定める割合以上で増額した事業主にあつては、二十五万円）

(v)　前号ロ(1)(i)(ホ)の措置を講じた事業主　二十万円（その雇用する労働者に係る賃金を職業安定局長が定める割合以上で増額した事業主にあつては、二十五万円）

15　第十三項第一号に該当する中小企業事業主（既にこの項に該当するものとして同項の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く。）が、同号に該当することにより柔軟な働き方選択制度等支援コース助成金の支給を受け、かつ、当該中小企業事業主が、育児休業等の取得の状況を公表したものである場合にあつては、当該中小企業事業主については、第十三項第二号イからハまでのいずれかに定める額に加え、二万円を支給するものとする。

16　（略）

（人材確保等支援助成金）

第百十八条　（略）

2　人材確保等支援助成コース助成金は、第一号に該当する認定組合等又は事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　次のイからニまでに掲げる認定組合等又は事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　（略）

ロ　前号ロに該当する事業主　次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額

(1)　同号ロ(1)(i)に該当する事業主にあつては、次のiからvまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（当該iからvまでのうち、二以上に該当する場合にあつては、当該規定に定める額の合計額）（その額が八十万円を超えるときは、八十万円（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、その額が百万円を超えるときは、百万円））

(i)　同号ロ(1)(i)(イ)の措置を講じた事業主　四十万円（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、五十万円）

(ii)　同号ロ(1)(i)(ロ)の措置を講じた事業主　四十万円（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、五十万円）

(iii)　同号ロ(1)(i)(ハ)の措置を講じた事業主　四十万円（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、五十万円）

(iv)　同号ロ(1)(i)(ニ)の措置を講じた事業主　二十万円（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、二十五万円）

(v)　同号ロ(1)(i)(ホ)の措置を講じた事業主　二十万円（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、二十五万円）

(2)　前号ロ(1)(ii)の雇用管理改善機器等（以下この(2)において「雇用管理改善機器等」という。）を導入した事業主にあつては、次に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　その雇用する労働者に係る賃金を職業安定局長が定める割合以上で増額した事業主　雇用管理改善機器等の導入に要した費用の額の二分の一に相当する額（その額が百五十万円を超えるときは、百五十万円。(ii)において「二分の一相当額」という。）に、当該賃金の増額の割合に応じて、職業安定局長が定めるところにより、雇用管理改善機器等の導入に要した費用の額の八分の一又は四分の一に相当する額を加えた額（八分の一に相当する額を加えた場合であつてその合計額が百八十七万五千円を超えるときは百八十七万五千円とし、四分の一に相当する額を加えた場合であつてその合計額が二百二十五万円を超えるときは二百二十五万円とする。）。

(ii)　(i)以外の事業主　二分の一相当額

ハ　前号ハに該当する事業主　次の(1)から(5)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額の合計額（当該(1)から(5)までのうち、二以上に該当する場合にあつては、当該規定に定める額の合計額）（その額が八十万円を超えるときは、八十万円）

(1)　前号ハ(1)(i)の措置を講じた事業主　二十万円

(2)　前号ハ(2)(ii)の措置を講じた事業主　二十万円

(3)　前号ハ(3)(i)の措置を講じた事業主　二十万円

(4)　前号ハ(4)(ii)の措置を講じた事業主　二十万円

(5)　前号ハ(5)(iii)の措置を講じた事業主　二十万円

ニ　（略）

3・4　（略）

（キャリアアップ助成金）

第百十八条の二　（略）

2　正社員化コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　有期契約労働者又は期間の定めのない労働契約を締結する労働者（通常の労働者（派遣労働者を除く。以下この条、第百二十五条及び附則第三十四条において同じ。）、勤務地限定正社員（期間の定めのない労働契約を締結している労働者であつて、勤務地が同一の事業所に雇用される通常の労働者の勤務地に比し限定され、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいい、派遣労働者を除く。以下この条及び第百二十五条において同じ。）、職務限定正社員（期間の定めのない労働契約を締結している労働者であつて、職務が同一の事業所に雇用される通常の労働者の職務に比し限定され、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいい、派遣労働者を除く。以下この条及び第百二十五条において同じ。）及び短時間正社員（期間の定めのない労働契約を締結している労働者であつて、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいい、派遣労働者を除く。以下この条及び第百二十五条において「無期契約労働者」という。）（以下「有期契約労働者等」という。）について、そのキャリアアップ（職務経験又は職業訓練等の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の改善が図られることをいう。以下同じ。）を図るための措置を講ずる事業主であつて、次のいずれにも該当するもの。

イ・ロ　（略）

(2)　同号ロ(1)(ii)の雇用管理改善機器等を導入した場合にあつては、導入に要した費用の額の二分の一（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、千分の六百二十五）に相当する額（その額が百五十万円を超えるときは、百五十万円（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、その額が百八十七万五千円を超えるときは、百八十七万五千円））

（新設）

ハ　前号ハに該当する事業主　次の(1)から(5)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額の合計額（当該(1)から(5)までのうち、二以上に該当する場合にあつては、当該規定に定める額の合計額）（その額が八十万円を超えるときは、八十万円）

(1)　同号ハ(1)(i)の措置を講じた事業主　二十万円

(2)　同号ハ(1)(ii)の措置を講じた事業主　二十万円

(3)　同号ハ(2)(i)の措置を講じた事業主　二十万円

(4)　同号ハ(2)(ii)の措置を講じた事業主　二十万円

(5)　同号ハ(2)(iii)の措置を講じた事業主　二十万円

ニ　（略）

3・4　（略）

（キャリアアップ助成金）

第百十八条の二　（略）

2　正社員化コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　有期契約労働者又は期間の定めのない労働契約を締結する労働者（通常の労働者（派遣労働者を除く。以下この条、第百二十五条及び附則第三十四条において同じ。）、勤務地限定正社員（期間の定めのない労働契約を締結している労働者であつて、勤務地が同一の事業所に雇用される通常の労働者の勤務地に比し限定され、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいい、派遣労働者を除く。以下この条及び第百二十五条において同じ。）、職務限定正社員（期間の定めのない労働契約を締結している労働者であつて、職務が同一の事業所に雇用される通常の労働者の職務に比し限定され、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいい、派遣労働者を除く。以下この条及び第百二十五条において同じ。）及び短時間正社員（期間の定めのない労働契約を締結している労働者であつて、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいい、派遣労働者を除く。以下この条及び第百二十五条において「無期契約労働者」という。）（以下「有期契約労働者等」という。）について、そのキャリアアップ（職務経験又は職業訓練等の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の改善が図られることをいう。以下同じ。）を図るための措置を講ずる事業主であつて、次のいずれにも該当するもの。

イ・ロ　（略）

ハ　労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた制度に基づき、次のいずれかに該当する措置を講じた事業主

(1)　その雇用する有期契約労働者（当該事業主に雇用された期間を通算した期間が三年未満であつて、第百十条第九項第一号イ(2)若しくは(3)のいずれかに該当しない者又は同号イ(2)若しくは(3)のいずれにも該当しない者に限る。）（新規学卒者については、その卒業後当該事業主に雇い入れられた日から起算して雇用環境・均等局長が定める期間を経過していないものを除く。(2)から(4)までにおいて同じ。）の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員への転換（当該労働者に係る転換後の賃金を、転換前の賃金と比べて雇用環境・均等局長が定める割合以上で増額する場合に限る。）

(2)　その雇用する有期契約労働者（当該事業主に雇用された期間を通算した期間が三年未満であつて、第百十条第九項第一号イ(2)及び(3)のいずれにも該当する者に限る。）の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員への転換（当該労働者に係る転換後の賃金を、転換前の賃金と比べて雇用環境・均等局長が定める割合以上で増額する場合に限る。）

(3)　その雇用する有期契約労働者（当該事業主に雇用された期間を通算した期間が三年以上五年以下である者に限る。）の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員への転換（当該労働者に係る転換後の賃金を、転換前の賃金と比べて雇用環境・均等局長が定める割合以上で増額する場合に限る。）

(4)　その雇用する有期契約労働者（当該事業主に雇用された期間を通算した期間が五年を超える者に限る。）の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員への転換（当該労働者に係る転換後の賃金を、転換前の賃金と比べて雇用環境・均等局長が定める割合以上で増額する場合に限る。）

(5)　その雇用する無期契約労働者（新規学卒者については、その卒業後当該事業主に雇い入れられた日から起算して雇用環境・均等局長が定める期間を経過していないものを除く。）の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員への転換（当該労働者に係る転換後の賃金を、転換前の賃金と比べて雇用環境・均等局長が定める割合以上で増額する場合に限る。）

(6)　その指揮命令の下に労働させる派遣労働者（派遣元事業主と期間の定めのある労働契約を締結している者であつて、当該派遣元事業主に雇用された期間を通算した期間が五年以下であるものに限る。）の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員としての雇入れ（当該労働者に係る雇入れ後の賃金を、雇入れ前の賃金と比べて雇用環境・均等局長が定める割合以上で増額する場合に限る。）

(7)　その指揮命令の下に労働させる派遣労働者（派遣元事業主と期間の定めのある労働契約を締結している者であつて、当該派遣元事業主に雇用された期間を通算した期間が五年を超えるものに限る。）の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員としての雇入れ（当該労働者に係る雇入れ後の賃金を、雇入れ前の賃金と比べて雇用環境・均等局長が定める割合以上で増額する場合に限る。）

ハ　労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた制度に基づき、次のいずれかに該当する措置を講じた事業主

(1)　その雇用する有期契約労働者（当該事業主に雇用された期間を通算した期間が三年未満であつて、第百十条第九項第一号イ(2)若しくは(3)のいずれかに該当しない者又は同号イ(2)若しくは(3)のいずれにも該当しない者に限る。）（新規学卒者については、その卒業後当該事業主に雇い入れられた日から起算して一定の期間を経過していないものを除く。(2)から(4)までにおいて同じ。）の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員への転換（当該労働者に係る転換後の賃金を、転換前の賃金と比べて一定の割合以上で増額する場合に限る。）

(2)　その雇用する有期契約労働者（当該事業主に雇用された期間を通算した期間が三年未満であつて、第百十条第九項第一号イ(2)及び(3)のいずれにも該当する者に限る。）の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員への転換（当該労働者に係る転換後の賃金を、転換前の賃金と比べて一定の割合以上で増額する場合に限る。）

(3)　その雇用する有期契約労働者（当該事業主に雇用された期間を通算した期間が三年以上五年以下である者に限る。）の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員への転換（当該労働者に係る転換後の賃金を、転換前の賃金と比べて一定の割合以上で増額する場合に限る。）

(4)　その雇用する有期契約労働者（当該事業主に雇用された期間を通算した期間が五年を超える者に限る。）の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員への転換（当該労働者に係る転換後の賃金を、転換前の賃金と比べて一定の割合以上で増額する場合に限る。）

(5)　その雇用する無期契約労働者（新規学卒者については、その卒業後当該事業主に雇い入れられた日から起算して一定の期間を経過していないものを除く。）の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員への転換（当該労働者に係る転換後の賃金を、転換前の賃金と比べて一定の割合以上で増額する場合に限る。）

(6)　その指揮命令の下に労働させる派遣労働者（派遣元事業主と期間の定めのある労働契約を締結している者であつて、当該派遣元事業主に雇用された期間を通算した期間が五年以下であるものに限る。）の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員としての雇入れ（当該労働者に係る雇入れ後の賃金を、雇入れ前の賃金と比べて一定の割合以上で増額する場合に限る。）

(7)　その指揮命令の下に労働させる派遣労働者（派遣元事業主と期間の定めのある労働契約を締結している者であつて、当該派遣元事業主に雇用された期間を通算した期間が五年を超えるものに限る。）の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員としての雇入れ（当該労働者に係る雇入れ後の賃金を、雇入れ前の賃金と比べて一定の割合以上で増額する場合に限る。）

(8)　その指揮命令の下に労働させる派遣労働者（派遣元事業主と期間の定めのない労働契約を締結している者に限る。）の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員としての雇入れ（当該労働者に係る雇入れ後の賃金を、雇入れ前の賃金と比べて雇用環境・均等局長が定める割合以上で増額する場合に限る。）

ニ～ヘ　（略）

二　（略）

3～5　（略）

6　第二項第一号ハの措置を講じた事業主が、同号に該当することにより正社員化コース助成金の支給を受け、かつ、次の各号に掲げる事項を自ら管理するウェブサイト又は厚生労働省のウェブサイトに公表したものである場合にあつては、当該事業主に対しては、同項第二号イからニまで（前三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める額に加え、一の事業所につき十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）を支給するものとする。ただし、既にこの項の規定による支給を受けた事業主にあつては、この限りではない。

一　その雇用する有期契約労働者等の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員若しくは短時間正社員（以下この項において「通常の労働者等」という。）への転換又は通常の労働者等としての雇入れを実施するための制度の概要

二　当該事業主の事業所において、直近の三事業年度に通常の労働者等に転換し、又は通常の労働者等として雇い入れられた有期契約労働者等の数

三　当該事業主の事業所において、直近の三事業年度に有期契約労働者等の通常の労働者等への転換又は通常の労働者等としての雇入れに要した期間の平均期間及び最短期間

7　賃金規定等改定コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　有期契約労働者等について、そのキャリアアップを図るための措置を講ずる事業主であつて、次のいずれにも該当するもの。

イ・ロ　（略）

ハ　労働協約又は就業規則に定めるところにより、その雇用する全ての又は合理的に区分された有期契約労働者等について、賃金を雇用環境・均等局長が定める割合以上で増額する措置を講じた事業主

ニ　（略）

二　（略）

8～14　（略）

（国等に対する不支給）

第百二十条　第百二条の三第一項、第百二条の三の三第二項及び第四項、第百二条の五第二項、第七項及び第八項、第百四条、第百十条第二項、第七項、第九項及び第十項、第百十条の三第二項及び第三項、第百十二条第二項及び第四項、第百十三条第一項（附則第十六条の規定により適用される場合を含む。）、第百十四条第一項（附則第十六条の規定により適用される場合を含む。）、第百十六条第二項、第三項、第六項、第九項、第十一項、第十四項及び第十八項、第百十八条第二項並びに第百十八条の二第二項、第七項及び第十項から第十三項までの規定（次条において「雇用関係助成金関係規定」という。）にかかわらず、雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、早期再就職支援等助成金、六十五歳超雇用推進助成金、特定求職者雇用開発助成金、

(8)　その指揮命令の下に労働させる派遣労働者（派遣元事業主と期間の定めのない労働契約を締結している者に限る。）の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員としての雇入れ（当該労働者に係る雇入れ後の賃金を、雇入れ前の賃金と比べて一定の割合以上で増額する場合に限る。）

ニ～ヘ　（略）

二　（略）

3～5　（略）

（新設）

6　賃金規定等改定コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　有期契約労働者等について、そのキャリアアップを図るための措置を講ずる事業主であつて、次のいずれにも該当するもの。

イ・ロ　（略）

ハ　労働協約又は就業規則に定めるところにより、その雇用する全ての又は合理的に区分された有期契約労働者等について、賃金を一定の割合以上で増額する措置を講じた事業主

ニ　（略）

二　（略）

7～13　（略）

（国等に対する不支給）

第百二十条　第百二条の三第一項、第百二条の三の三第二項及び第四項、第百二条の五第二項、第七項及び第八項、第百四条、第百十条第二項、第七項、第九項及び第十項、第百十条の三第二項及び第三項、第百十二条第二項及び第四項、第百十三条第一項（附則第十六条の規定により適用される場合を含む。）、第百十四条第一項（附則第十六条の規定により適用される場合を含む。）、第百十六条第二項、第三項、第六項、第八項、第十項、第十三項及び第十六項、第百十八条第二項並びに第百十八条の二第二項、第六項及び第九項から第十二項までの規定（次条において「雇用関係助成金関係規定」という。）にかかわらず、雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、早期再就職支援等助成金、六十五歳超雇用推進助成金、特定求職者雇用開発助成金、

トライアル雇用助成金、地域雇用開発助成金、通年雇用助成金、両立支援等助成金、人材確保等支援助成コース助成金及びキャリアアップ助成金（次条において「雇用関係助成金」という。）は、国、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。）、行政執行法人及び特定地方独立行政法人（以下「国等」という。）に対しては、支給しないものとする。

（人材開発支援助成金）

第百二十五条　（略）

２　人材育成支援コース助成金は、第一号に該当する事業主又は事業主団体若しくは共同して職業訓練等を実施する二以上の事業主（以下この条において「事業主団体等」という。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する事業主又は事業主団体等であること。

イ～ハ　（略）

ニ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　イ(1)(i)及び(iii)から(viii)までに該当する事業主であること。

(2)　次のいずれにも該当する職業訓練（以下この項において「中高年齢者実習型訓練」という。）に係る職業訓練実施計画に基づき、その雇用する被保険者であつて四十五歳以上のもの（中高年齢者実習型訓練を受けることが望ましいと認められる者に限る。以下この項において「中高年齢者実習型訓練対象者」という。）に中高年齢者実習型訓練を受けさせる事業主（当該中高年齢者実習型訓練の期間、当該中高年齢者実習型訓練対象者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。

(i)　実習と座学等とが効果的に組み合わされたものであり、かつ、実習と座学等とが相互に密接な関連を有するものであること。

(ii)　職業訓練の実施期間が二箇月以上であること。

(iii)　職業訓練の総訓練時間数を六箇月当たりの時間数に換算した時間数が四百二十五時間以上であること。

(iv)　実習の時間数の職業訓練の総訓練時間数に占める割合が一割以上九割以下であること。

(v)　中高年齢者実習型訓練対象者に対して、適正な能力評価を実施すること。

(vi)　職業訓練の指導及び能力評価に係る担当者及び責任者が選任されていること。

ホ　職業能力開発推進者を選任している事業主であつて、次のいずれかに該当するものであること。

(1)　次のいずれにも該当する事業主であること。

(i)　その雇用する被保険者のキャリア形成を支援するため、労働協約又は就業規則に定めるところにより、当該事業主以外の者の行う職業訓練等、職業能力検定（職業に必要な労働者の技能及びこれに関連する知識についての検定をいう。）又はキャリアコンサルティング（以下この(1)(i)において「自発的職業能力開発」という。）を受けるために必要な有給休暇（年次有給休暇として与えられるものを除く。次号チ(2)(ii)において同じ。）の付与による自発的職業能力開発を受ける機会の確保等を通じた職業能力の開発及び向上を促進する措置を新たに行つた事業主であること。

(ii)～(vii)　（略）

(2)・(3)　（略）

トライアル雇用助成金、地域雇用開発助成金、通年雇用助成金、両立支援等助成金、人材確保等支援助成コース助成金及びキャリアアップ助成金（次条において「雇用関係助成金」という。）は、国、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。）、行政執行法人及び特定地方独立行政法人（以下「国等」という。）に対しては、支給しないものとする。

（人材開発支援助成金）

第百二十五条　（略）

２　人材育成支援コース助成金は、第一号に該当する事業主又は事業主団体若しくは共同して職業訓練等を実施する二以上の事業主（以下この条において「事業主団体等」という。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する事業主又は事業主団体等であること。

イ～ハ　（略）

（新設）

ニ　職業能力開発推進者を選任している事業主であつて、次のいずれかに該当するものであること。

(1)　次のいずれにも該当する事業主であること。

(i)　その雇用する被保険者のキャリア形成を支援するため、労働協約又は就業規則に定めるところにより、当該事業主以外の者の行う職業訓練等、職業能力検定（職業に必要な労働者の技能及びこれに関連する知識についての検定をいう。）又はキャリアコンサルティング（以下この(1)(i)において「自発的職業能力開発」という。）を受けるために必要な有給休暇（年次有給休暇として与えられるものを除く。次号ト(2)(ii)において同じ。）の付与による自発的職業能力開発を受ける機会の確保等を通じた職業能力開発及び向上を促進する措置を新たに行つた事業主であること。

(ii)～(vii)　（略）

(2)・(3)　（略）

二　次のイからチまでに掲げる事業主又は事業主団体等の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号イ(1)に該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　人材育成訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに人材育成訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の三十（その雇用する労働者に係る賃金を厚生労働省人材開発統括官（以下「人材開発統括官」という。）が定める割合以上で増額した事業主又は労働協約若しくは就業規則に定めるところにより、職務に関連した専門的な知識若しくは技能を習得したと認める労働者に係る賃金を人材開発統括官が定める割合以上で増額した事業主（以下この項、附則第三十四条第二項及び附則第三十五条第二項において「その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主」という。）にあつては、百分の四十五（中小企業事業主にあつては、百分の六十）（有期契約労働者等を対象とする場合にあつては百分の七十（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の八十五）の額（その額が、当該人材育成訓練を受けた労働者一人につき、次のiから㈢までに掲げる一の人材育成訓練の実施時間数の区分に応じ、当該iから㈢までに定める額を超えるときは、当該定める額。ただし、情報通信技術を活用した職業訓練等（相手の状態を相互に認識しながら実施するものを除く。以下「オンライン訓練」という。）又は通信の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基づき、設問解答、添削指導、質疑応答等を行う職業訓練等（以下「通信制訓練」という。）のうち、人材開発統括官が定める訓練を実施した場合は、十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）。）

i～㈢　（略）

(2)　（略）

ロ　前号イ(2)に該当する事業主団体等　人材育成訓練（当該事業主団体等が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに人材育成訓練（当該事業主団体等が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の四十五（有期契約労働者等を対象とする場合にあつては、百分の七十）の額（その額が、当該人材育成訓練を受けた労働者一人につき、次の(1)から(3)までに掲げる一の人材育成訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める額を超えるときは、当該定める額。ただし、オンライン訓練又は通信制訓練のうち、人材開発統括官が定める訓練を実施した場合は、十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）。）

(1)～(3)　（略）

ハ　前号ロに該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　特定雇用型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに特定雇用型訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の三十（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の四十五）（中小企業事業主にあつては、百分の六十）の額（その額が、当

二　次のイからトまでに掲げる事業主又は事業主団体等の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号イ(1)に該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　人材育成訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに人材育成訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の三十（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主又は労働協約若しくは就業規則に定めるところにより、職務に関連した専門的な知識若しくは技能を習得したと認める労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主（以下この項及び附則第三十四条第二項において「その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主」という。）にあつては、百分の四十五（中小企業事業主にあつては、百分の六十）（有期契約労働者等を対象とする場合にあつては百分の七十（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の八十五）の額（その額が、当該人材育成訓練を受けた労働者一人につき、次のiから㈢までに掲げる一の人材育成訓練の実施時間数の区分に応じ、当該iから㈢までに定める額を超えるときは、当該定める額）

i～㈢　（略）

(2)　（略）

ロ　前号イ(2)に該当する事業主団体等　人材育成訓練（当該事業主団体等が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに人材育成訓練（当該事業主団体等が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の四十五（有期契約労働者等を対象とする場合にあつては、百分の七十）の額（その額が、当該人材育成訓練を受けた労働者一人につき、次の(1)から(3)までに掲げる一の人材育成訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(1)～(3)　（略）

ハ　前号ロに該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　特定雇用型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに特定雇用型訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の三十（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の四十五）（中小企業事業主にあつては、百分の六十）の額（その額が、当

該特定雇用型訓練を受けた雇用型訓練対象者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の特定雇用型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額。ただし、オンライン訓練又は通信制訓練のうち、人材開発統括官が定める訓練を実施した場合は、十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）。）

(i)～(iii)　（略）

(2)・(3)　（略）

ニ　前号ハ(1)(i)に該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　有期実習型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに有期実習型訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の七十五（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の百）の額（その額が、当該有期実習型訓練を受けた対象職業能力形成促進者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の有期実習型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額。ただし、オンライン訓練又は通信制訓練のうち、人材開発統括官が定める訓練を実施した場合は、十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）。）

(i)～(iii)　（略）

(2)・(3)　（略）

ホ　前号ハ(1)(ii)に該当する派遣元事業主又は派遣先の事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　有期実習型訓練（当該派遣元事業主又は当該派遣先の事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに有期実習型訓練（当該派遣元事業主又は当該派遣先の事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の七十五（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の百）の額（その額が、当該有期実習型訓練を受けた紹介予定派遣に係る派遣労働者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の有期実習型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額。ただし、オンライン訓練又は通信制訓練のうち、人材開発統括官が定める訓練を実施した場合は、十万円（当該派遣元事業主又は当該派遣先の事業主が中小企業事業主である場合にあつては、十五万円）。）

(i)～(iii)　（略）

(2)　（略）

ヘ　前号ニに該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　中高年齢者実習型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに中高年齢者実習型訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の四十五（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の六十）（中小企業事業主にあつては、百分の六十五）（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の七十五）の額（その額が、当該中高年齢者実習型訓練を受けた中高年齢者実習型訓練対象者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の中高年齢者実習型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額。ただし、オンライン訓練又は通信制訓練のうち、人材開発統括官が定める訓練を実施した場合は、十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）。）

(i)　十時間以上百時間未満　十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）

(ii)　百時間以上二百時間未満　二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

(iii)　二百時間以上　三十万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

該特定雇用型訓練を受けた雇用型訓練対象者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の特定雇用型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)～(iii)　（略）

(2)・(3)　（略）

ニ　前号ハ(1)(i)に該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　有期実習型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに有期実習型訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の七十五（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の百）の額（その額が、当該有期実習型訓練を受けた対象職業能力形成促進者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の有期実習型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)～(iii)　（略）

(2)・(3)　（略）

ホ　前号ハ(1)(ii)に該当する派遣元事業主又は派遣先の事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　有期実習型訓練（当該派遣元事業主又は当該派遣先の事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに有期実習型訓練（当該派遣元事業主又は当該派遣先の事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の七十五（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の百）の額（その額が、当該有期実習型訓練を受けた紹介予定派遣に係る派遣労働者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の有期実習型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)～(iii)　（略）

(2)　（略）

ヘ　（新設）

(2)　その雇用する中高年齢者実習型訓練対象者に対して、中高年齢者実習型訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払つた賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数（当該中高年齢者実習型訓練対象者一人につき、千二百時間を限度とする。）に四百円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、五百円）（中小企業事業主にあつては、八百円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、千円））を乗じて得た額

(3)　中高年齢者実習型訓練（座学等を除く。）を受けた中高年齢者実習型訓練対象者の一人につき、九万円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、十二万円）（中小企業事業主にあつては、十万円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、十三万円））

チ　前号ホに該当する事業主　次の(1)から(3)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該(1)から(3)までに定める額

(1)　前号ホ(1)に該当する事業主　三十万円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、三十六万円）

(2)　前号ホ(2)に該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(i)・(ii)　（略）

(3)　前号ホ(3)に該当する事業主　二十万円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、二十四万円）

3・4　（略）

附　則

（両立支援等助成金に関する暫定措置）

第十七条の二の三　第百十六条第十一項第一号イ(1)、ロ(1)、ハ(1)、ニ(1)及びホ(1)に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している事業主であつて、同号イ(1)及びハ(1)に規定する育児休業を終了した被保険者が最初に生じた日、同号ロ(1)及びニ(1)に規定する原職等復帰措置により原職等に復帰した被保険者が最初に生じた日又は同号ホ(1)に規定する所定労働時間短縮措置が講じられた被保険者に係る当該所定労働時間短縮措置が講じられた期間が終了した日若しくは当該所定労働時間短縮措置が最初に講じられた日から起算して一年を経過する日の翌日のいずれか早い日の前日までに次世代法第十三条の規定に基づく認定を受けたものに対する同号及び同項第二号の規定の適用については、同項第一号イ及びロ中「次のいずれにも該当する特定事業主（特定事業主が認定特定事業主である場合にあつては、(1)及び(2)に該当する特定事業主）」とあるのは「次の(1)に該当する特定事業主」と、同号ハ中「次のいずれにも該当する事業主（事業主が次世代法第十五条の二の規定により認定されたもの（以下この項において「認定事業主」という。）である場合にあつては、(1)及び(2)に該当する事業主」とあり、及び同号ニ及びホ中「次のいずれにも該当する事業主（事業主が認定事業主である場合にあつては、(1)及び(2)に該当する事業主）」とあるのは「次の(1)に該当する事業主」と、同項第二号中「（一の年度において、前号イ(1)、ロ(1)、ハ(1)、ニ(1)又はホ(1)に該当する被保険者の数の合計が十人を超える場合の同号イからホまでの規定に基づく支給については、合計して十人までの支給に限る。）」とあるのは「（育休中等業務代替支援コース助成金の支給の対象となる被保険者が最初に生じた日から令和十三年三月三十一日までの間において当該被保険者の数が五十人を超える場合は、五十人までの支給に限る。）」とする。

ト　前号ニに該当する事業主　次の(1)から(3)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該(1)から(3)までに定める額

(1)　前号ニ(1)に該当する事業主　三十万円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、三十六万円）

(2)　前号ニ(2)に該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(i)・(ii)　（略）

(3)　前号ニ(3)に該当する事業主　二十万円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、二十四万円）

3・4　（略）

附　則

（両立支援等助成金に関する暫定措置）

第十七条の二の三　第百十六条第十項第一号イ(1)、ロ(1)、ハ(1)、ニ(1)及びホ(1)に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している中小企業事業主又は特定事業主であつて、同号イ(1)及びハ(1)に規定する育児休業を終了した被保険者が最初に生じた日、同号ロ(1)及びニ(1)に規定する原職等復帰措置により原職等に復帰した被保険者が最初に生じた日又は同号ホ(1)に規定する所定労働時間短縮措置が講じられた被保険者に係る当該所定労働時間短縮措置が講じられた期間が終了した日若しくは当該所定労働時間短縮措置が最初に講じられた日から起算して一年を経過する日の翌日のいずれか早い日の前日までに次世代法第十三条の規定に基づく認定を受けたものに対する同号及び同項第二号の規定の適用については、同項第一号イ及びロ中「次のいずれにも該当する中小企業事業主（中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合にあつては、(1)及び(2)に該当する中小企業事業主）」とあるのは「次の(1)に該当する中小企業事業主」と、同号ハ中「次のいずれにも該当する特定事業主（特定事業主が次世代法第十五条の二の規定により認定されたもの（以下この項において「認定特定事業主」という。）である場合にあつては、(1)及び(2)に該当する特定事業主）」とあり、及び同号ニ及びホ中「次のいずれにも該当する特定事業主（特定事業主が認定特定事業主である場合にあつては、(1)及び(2)に該当する特定事業主）」とあるのは「次の(1)に該当する特定事業主」と、同項第二号中「（一の年度において、前号イ(1)、ロ(1)、ハ(1)、ニ(1)又はホ(1)に該当する被保険者の数の合計が十人を超える場合の同号イからホまでの規定に基づく支給については、合計して十人までの支給に限る。）」とあるのは「（育休中等業務代替支援コース助成金の支給の対象となる被保険者が最初に生じた日から令和十二年三月三十一日までの間において当該被保険者の数が五十人を超える場合は、五十人までの支給に限る。）」とする。

（キャリアアップ助成金に関する暫定措置）

第十七条の二の七　第百十八条の二第十二項の短時間労働者労働時間延長コース助成金に代えて、当分の間、社会保険適用時処遇改善コース助成金又は短時間労働者労働時間延長支援コース助成金を支給するものとし、同項の規定は適用しない。ただし、社会保険適用時処遇改善コース助成金の支給については、令和八年三月三十一日までの間、行うものとする。

２～４　（略）

第十七条の二の八　第百二十五条第二項に規定する人材育成支援コース助成金の対象となる訓練（同項第一号イ(1)(ii)に規定する人材育成訓練（同号イに該当する事業主又は事業主団体等が同号イ(1)(i)に規定する職業訓練実施計画（以下単に「職業訓練実施計画」という。）又は同号イ(2)(i)に規定する訓練実施計画を都道府県労働局長に提出し、当該職業訓練実施計画又は当該訓練実施計画に基づき開始したものに限る。）、同号ロ(1)(i)に規定する対象認定実習併用職業訓練（同号ロに該当する事業主が職業訓練実施計画を都道府県労働局長に提出し、当該職業訓練実施計画に基づき開始したものに限る。）、同号ハ(1)(i)に規定する有期実習型訓練実施計画を都道府県労働局長に提出し、当該有期実習型訓練実施計画に基づき開始したものに限る。）又は同号ニ(2)に規定する中高年齢者実習型訓練（同号ニに該当する事業主が職業訓練実施計画を都道府県労働局長に提出し、当該職業訓練実施計画に基づき開始したものに限る。）をいう。）を修了した者、同号ホ(1)(i)に規定する自発的職業能力開発（同号ホに該当する事業主が同号ホ(1)(iii)に規定する制度導入・適用計画を都道府県労働局長に提出し、当該制度導入・適用計画に基づく措置を利用して受けたものに限る。）又は同号ヘに該当する事業主が同号ヘ(1)(iii)に規定する制度導入・適用計画を都道府県労働局長に提出し、当該制度導入・適用計画に基づく措置を利用して受けたものに限る。）を受けた者、附則第三十四条第二項第一号ヘ(1)(i)に規定する自発的職業能力開発（同号ヘに該当する事業主が同号ヘ(1)(iii)に規定する休暇制度導入・適用計画又は同号ヘ(4)(iii)に規定する短時間勤務等制度導入・適用計画を都道府県労働局長に提出し、当該休暇制度導入・適用計画又は当該短時間勤務等制度導入・適用計画に基づく措置を利用して受けたものに限る。）を受けた者若しくは附則第三十五条第一項に規定する事業展開等リスキリング支援コース助成金の対象となる訓練（同条第二項第一号に該当する事業主が職業訓練実施計画を都道府県労働局長に提出し、当該職業訓練実施計画に基づき開始したものに限る。）を修了した者（以下この項において「訓練修了者」という。）を第百十八条の二第二項第一号ハ(1)から(5)までのいずれかの措置により転換した場合又は同号ハ(6)から(8)までのいずれかの措置により雇い入れた場合における同項の正社員化コース助成金は、令和九年三月三十一日までの間は、同項の規定にかかわらず、同項第一号に該当する事業主（訓練修了者であつて同項第一号ハ(1)から(5)までのいずれかの措置により転換した又は同号ハ(6)から(8)までのいずれかの措置により雇い入れたものに係る人材開発支援助成金（第百二十五条第二項、附則第三十四条第一項又は附則第三十五条第一項に規定するものに限る。）の支給を受けたものに限る。）に対して、次の各号に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額（一の事業所につき、一の年度における当該措置の対象となる労働者の数が二十人を超える場合は、当該事業所につき二十人までの支給に限る。）を支給するものとする。

一～四　（略）

（キャリアアップ助成金に関する暫定措置）

第十七条の二の七　第百十八条の二第十一項の短時間労働者労働時間延長コース助成金に代えて、当分の間、社会保険適用時処遇改善コース助成金又は短時間労働者労働時間延長支援コース助成金を支給するものとし、同項の規定は適用しない。ただし、社会保険適用時処遇改善コース助成金の支給については、令和八年三月三十一日までの間、行うものとする。

２～４　（略）

第十七条の二の八　第百二十五条第二項に規定する人材育成支援コース助成金の対象となる訓練（同項第一号イ(1)(ii)に規定する人材育成訓練（同号イに該当する事業主又は事業主団体等が同号イ(1)(i)に規定する職業訓練実施計画（以下単に「職業訓練実施計画」という。）又は同号イ(2)(i)に規定する訓練実施計画を都道府県労働局長に提出し、当該職業訓練実施計画又は当該訓練実施計画に基づき開始したものに限る。）、同号ロ(1)(i)に規定する対象認定実習併用職業訓練（同号ロに該当する事業主が職業訓練実施計画を都道府県労働局長に提出し、当該職業訓練実施計画に基づき開始したものに限る。）又は同号ハ(1)(i)に規定する有期実習型訓練実施計画を都道府県労働局長に提出し、当該有期実習型訓練実施計画に基づき開始したものに限る。）をいう。）を修了した者、同号ニ(1)(i)に規定する自発的職業能力開発（同号ニに該当する事業主が同号ニ(1)(iii)に規定する制度導入・適用計画を都道府県労働局長に提出し、当該制度導入・適用計画に基づく措置を利用して受けたものに限る。）を受けた者、附則第三十四条第一項に規定する人への投資促進コース助成金の対象となる訓練（同条第二項第一号イ(2)に規定する定額制訓練、同号ロ(1)に規定する自発的職業能力開発訓練、同号ハ(1)に規定する高度デジタル人材訓練、同号ニに規定する成長分野等人材訓練又は同号ホ(1)に規定する情報技術分野認定実習併用職業訓練（同号イからホまでのいずれかに該当する事業主が職業訓練実施計画を都道府県労働局長に提出し、当該職業訓練実施計画に基づき開始したものに限る。）を修了した者、附則第三十四条第二項第一号ヘ(1)(i)に規定する自発的職業能力開発（同号ヘに該当する事業主が同号ヘ(1)(iii)に規定する短時間勤務等制度導入・適用計画又は同号ヘ(2)(iii)に規定する短時間勤務等制度導入・適用計画を都道府県労働局長に提出し、当該休暇制度導入・適用計画又は当該短時間勤務等制度導入・適用計画に基づく措置を利用して受けたものに限る。）を受けた者若しくは附則第三十五条第一項に規定する事業展開等リスキリング支援コース助成金の対象となる訓練（同条第二項第一号に該当する事業主が職業訓練実施計画を都道府県労働局長に提出し、当該職業訓練実施計画に基づき開始したものに限る。）を修了した者（以下この項において「訓練修了者」という。）を第百十八条の二第二項第一号ハ(1)から(5)までのいずれかの措置により転換した場合又は同号ハ(6)から(8)までのいずれかの措置により雇い入れた場合における同項の正社員化コース助成金は、令和九年三月三十一日までの間は、同項の規定にかかわらず、同項第一号に該当する事業主（訓練修了者であつて同項第一号ハ(1)から(5)までのいずれかの措置により転換した又は同号ハ(6)から(8)までのいずれかの措置により雇い入れたものに係る人材開発支援助成金（第百二十五条第二項、附則第三十四条第一項又は附則第三十五条第一項に規定するものに限る。）の支給を受けたものに限る。）に対して、次の各号に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額（一の事業所につき、一の年度における当該措置の対象となる労働者の数が二十人を超える場合は、当該事業所につき二十人までの支給に限る。）を支給するものとする。

一～四　（略）

２　第百十八条の二第四項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項第一号から第四号までの規定中「円（」とあるのは「円及び当該措置が実施された一の事業所につき十五万円（」と、「円）」とあるのは「円及び当該措置が実施された一の事業所につき二十万円）」と、同条第五項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項第一号から第四号までの規定中「円（」とあるのは「円及び当該措置が実施された一の事業所につき三十万円（」と、「円）」とあるのは「円及び当該措置が実施された一の事業所につき四十万円）」とする。

３　第百十八条の二第六項に規定する場合における第一項の規定の適用については、同項第一号から第三号までの規定中「円（」とあるのは「円に加え、一の事業所につき十五万円（」と、「円）」とあるのは「円に加え、一の事業所につき二十万円）」とする。

（人材開発支援助成金に関する暫定措置）

第三十四条　第百二十五条の人材開発支援助成金として、同条に規定するもののほか、令和四年四月一日から令和九年三月三十一日までの間、人への投資促進コース助成金を支給するものとする。ただし、当該期間、同条第二項第一号ホ(2)及び(3)並びに同項第二号チ(2)及び(3)の規定に基づく同項の人材育成支援コース助成金は、支給しない。

２　人への投資促進コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する事業主であること。

イ～ニ　（略）

ホ　イ(1)及び(3)から(7)までに該当する事業主であつて、次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)・(2)　（略）

(3)　次のいずれかを満たす事業主であること。

(i)　（略）

(ii)　(i)に定めるもののほか、人材開発統括官の定めるその雇用する被保険者に当該情報技術分野認定実習併用職業訓練を受けさせることにより、当該被保険者が職務に関連する実践的な能力を発揮することができると見込まれる事業主であること。

ヘ　職業能力開発推進者を選任している事業主であつて、次のいずれかに該当する事業主であること。

(1)　次のいずれにも該当する事業主であること。

(i)　その雇用する被保険者のキャリア形成を支援するため、労働協約又は就業規則に定めるところにより、当該事業主以外の者の行う職業訓練等、職業能力検定（職業に必要な労働者の技能及びこれに関連する知識についての検定をいう。）又はキャリアコンサルティング（以下この(i)及び(4)(i)において「自発的職業能力開発」という。）を受けるために必要な三十日以上の休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。(2)及び(3)並びに次号ヘ(1)から(3)までにおいて「長期教育訓練休暇」という。）の付与による自発的職業能力開発を受ける機会の確保等を通じた職業能力の開発及び向上を促進する措置を新たに行つた事業主又は当該措置を既に行つた事業主のうち人材開発統括官が定める要件を満たすものであること。

(ii)～(vii)　（略）

２　第百十八条の二第四項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項第一号から第四号までの規定中「円（中小企業事業主）」とあるのは「円及び当該措置が実施された一の事業所につき十五万円（中小企業事業主）」と、「円）」とあるのは「円及び当該措置が実施された一の事業所につき二十万円）」とし、同条第五項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項第一号から第四号までの規定中「円（中小企業事業主）」とあるのは「円及び当該措置が実施された一の事業所につき三十万円（中小企業事業主）」と、「円）」とあるのは「円及び当該措置が実施された一の事業所につき四十万円）」とする。

（新設）

（人材開発支援助成金に関する暫定措置）

第三十四条　第百二十五条の人材開発支援助成金として、同条に規定するもののほか、令和四年四月一日から令和九年三月三十一日までの間、人への投資促進コース助成金を支給するものとする。ただし、当該期間、同条第二項第一号ニ(2)及び(3)並びに同項第二号ト(2)及び(3)の規定に基づく同項の人材育成支援コース助成金は、支給しない。

２　人への投資促進コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する事業主であること。

イ～ニ　（略）

ホ　イ(1)及び(3)から(7)までに該当する事業主であつて、次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)・(2)　（略）

(3)　次のいずれかを満たす事業主であること。

(i)　（略）

(ii)　(i)に定めるもののほか、厚生労働省人材開発統括官の定めるその雇用する被保険者に当該情報技術分野認定実習併用職業訓練を受けさせることにより、当該被保険者が職務に関連する実践的な能力を発揮することができると見込まれる事業主であること。

ヘ　職業能力開発推進者を選任している事業主であつて、次のいずれかに該当する事業主であること。

(1)　次のいずれにも該当する事業主であること。

(i)　その雇用する被保険者のキャリア形成を支援するため、労働協約又は就業規則に定めるところにより、当該事業主以外の者の行う職業訓練等、職業能力検定（職業に必要な労働者の技能及びこれに関連する知識についての検定をいう。）又はキャリアコンサルティング（以下この(i)及び(2)(i)において「自発的職業能力開発」という。）を受けるために必要な三十日以上の休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。次号ヘ(1)(ii)において同じ。）の付与による自発的職業能力開発を受ける機会の確保等を通じた職業能力開発及び向上を促進する措置を新たに行つた又は既に行つたもののうち一定の要件を満たす事業主であること。

(ii)～(vii)　（略）

(2)　次のいずれにも該当する中小企業事業主であること。

(i)　(1)に該当する中小企業事業主であること。

(ii)　その雇用する被保険者が長期教育訓練休暇を取得する期間において当該被保険者の業務を処理するために必要な労働者を雇い入れ、又は派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けた上で、当該被保険者に長期教育訓練休暇を取得させた中小企業事業主であること。

(3)　次のいずれにも該当する中小企業事業主であること。

(i)　(1)に該当する中小企業事業主であること。

(ii)　その雇用する被保険者が長期教育訓練休暇を取得する期間において、労働協約又は就業規則に定めるところにより、手当支給等措置を講じた上で、当該被保険者に長期教育訓練休暇を取得させた中小企業事業主であること。

(4)　（略）

二　次のイからヘまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　（略）

ロ　前号ロに該当する事業主　次の(1)から(3)までに定める額

(1)　自発的職業能力開発訓練（学校教育法第八十三条に規定する大学及び同法第九十七条に規定する大学院（これに相当する外国の大学院を含む。）において実施するものを除く。以下この(1)において同じ。）に係る入学料及び受講料（事業主が前号ロ(2)の制度に基づき負担した額に限る。(2)及び(3)において同じ。）の合計額の百分の四十五（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の六十）の額（その額が、当該自発的職業能力開発訓練を受けた被保険者一人につき、次のi)から(iii)までに掲げる一の自発的職業能力開発訓練の実施時間数の区分に応じ、当該i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額。ただし、オンライン訓練又は通信制訓練のうち、人材開発統括官が定める訓練を実施した場合は、七万円。）

(i)～(iii)　（略）

(2)・(3)　（略）

ハ　前号ハに該当する事業主　次の(1)又は(2)に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該(1)又は(2)に定める額

(1)　高度デジタル人材訓練（学校教育法第八十三条に規定する大学において実施するものを除く。以下この(1)において同じ。）を受けさせる事業主　次に掲げる額の合計額

(i)　高度デジタル人材訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費及び資格試験の受験手数料並びに高度デジタル人材訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料、受講料及び資格試験の受験手数料の合計額の百分の六十（中小企業事業主にあつては、百分の七十五）の額（その額

（新設）

（新設）

(2)　（略）

二　次のイからヘまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　（略）

ロ　前号ロに該当する事業主　次の(1)から(3)までに定める額

(1)　自発的職業能力開発訓練（学校教育法第八十三条に規定する大学及び同法第九十七条に規定する大学院（これに相当する外国の大学院を含む。）において実施するものを除く。以下この(1)において同じ。）に係る入学料及び受講料（事業主が前号ロ(2)の制度に基づき負担した額に限る。(2)及び(3)において同じ。）の合計額の百分の四十五（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の六十）の額（その額が、当該自発的職業能力開発訓練を受けた被保険者一人につき、次のi)から(iii)までに掲げる一の自発的職業能力開発訓練の実施時間数の区分に応じ、当該i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)～(iii)　（略）

(2)・(3)　（略）

ハ　前号ハに該当する事業主　次の(1)又は(2)に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該(1)又は(2)に定める額

(1)　高度デジタル人材訓練（学校教育法第八十三条に規定する大学において実施するものを除く。以下この(1)において同じ。）を受けさせる事業主　次に掲げる額の合計額

(i)　高度デジタル人材訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費及び資格試験の受験手数料並びに高度デジタル人材訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料、受講料及び資格試験の受験手数料の合計額の百分の六十（中小企業事業主にあつては、百分の七十五）の額（その額

が、当該高度デジタル人材訓練を受けた被保険者一人につき、次の(イ)から(ハ)までに掲げる一の高度デジタル人材訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(イ)から(ハ)までに定める額を超えるときは、当該定める額。ただし、オンライン訓練又は通信制訓練のうち、人材開発統括官が定める訓練を実施した場合は、二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）。）

(イ)～(ハ)　（略）

(ii)　（略）

(2)　（略）

ニ　（略）

ホ　前号ホに該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　情報技術分野認定実習併用職業訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費及び資格試験の受験手数料並びに情報技術分野認定実習併用職業訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料、受講料及び資格試験の受験手数料の合計額の百分の四十五（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の六十）（中小企業事業主にあつては、百分の六十（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の七十五））の額（その額が、当該情報技術分野認定実習併用職業訓練を受けた情報技術分野認定実習併用職業訓練対象者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の情報技術分野認定実習併用職業訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額。ただし、オンライン訓練又は通信制訓練のうち、人材開発統括官が定める訓練を実施した場合は、十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）。）

(i)～(iii)　（略）

(2)・(3)　（略）

ヘ　前号ヘに該当する事業主　次の(1)から(4)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該(1)から(4)までに定める額

(1)　前号ヘ(1)に該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(i)　（略）

(ii)　その雇用する被保険者に与えた有給の長期教育訓練休暇の時間数（当該被保険者一人につき、千二百時間（中小企業事業主にあつては、千六百時間）を限度とする。）を合計した数に八百円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主又は中小企業事業主にあつては、千円）を乗じて得た額

(2)　前号ヘ(2)に該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(i)　二十万円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、二十四万円）（前号ヘ(1)(i)の措置を新たに行つた事業主に限る。）

(ii)　その雇用する被保険者に与えた有給の長期教育訓練休暇の時間数（当該被保険者一人につき、千六百時間を限度とする。）を合計した数に千円を乗じて得た額

(iii)　被保険者一人につき、次の(イ)から(ハ)までに掲げる期間（当該被保険者が有給の長期教育訓練休暇を取得した期間のうち、当該期間において当該被保険者の業務を処理するために必要な労働者を雇い入れ、又は派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けた期間に限る。）の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(イ)　三十日以上九十日未満　二十七万円

(ロ)　九十日以上百八十日未満　四十五万円

(ハ)　百八十日以上　六十七万五千円

が、当該高度デジタル人材訓練を受けた被保険者一人につき、次の(イ)から(ハ)までに掲げる一の高度デジタル人材訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(イ)から(ハ)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(イ)～(ハ)　（略）

(ii)　（略）

(2)　（略）

ニ　（略）

ホ　前号ホに該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　情報技術分野認定実習併用職業訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費及び資格試験の受験手数料並びに情報技術分野認定実習併用職業訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料、受講料及び資格試験の受験手数料の合計額の百分の四十五（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の六十）（中小企業事業主にあつては、百分の六十（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の七十五））の額（その額が、当該情報技術分野認定実習併用職業訓練を受けた情報技術分野認定実習併用職業訓練対象者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の情報技術分野認定実習併用職業訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)～(iii)　（略）

(2)・(3)　（略）

ヘ　前号ヘに該当する事業主　次の(1)又は(2)に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該(1)又は(2)に定める額

(1)　前号ヘ(1)に該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(i)　（略）

(ii)　その雇用する被保険者に与えた有給休暇の時間数（当該被保険者一人につき、千二百時間（中小企業事業主にあつては、千六百時間）を限度とする。）を合計した数に八百円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主又は中小企業事業主にあつては、千円）を乗じて得た額

（新設）

(3)	前号へ(3)に該当する事業主　次に掲げる額の合計額
(i)	二十万円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、二十四万円）（前号へ(1)(i)の措置を新たに行つた事業主に限る。）
(ii)	その雇用する被保険者に与えた有給の長期教育訓練休暇の時間数（当該被保険者一人につき、千六百時間を限度とする。）を合計した数に千円を乗じて得た額
(iii)	被保険者が有給の長期教育訓練休暇を取得した期間について、当該被保険者の業務を処理した労働者に対して支給した手当の額に百分の七十五を乗じて得た額（当該被保険者一人につき、当該額を当該手当の額の算定の基礎となる期間の月数（当該月数が十月を超えるときは、十月）で除して得た額が十六万円を超えるときは、十六万円）
(4)	前号へ(4)に該当する事業主　二十万円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、二十四万円）

3～6　（略）

第三十五条　（略）

2　事業展開等リスキリング支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する事業主であること。

イ・ロ　（略）

ハ　前条第二項第一号イ(1)、(3)及び(7)に該当する中小企業事業主であつて、次のいずれにも該当するものであること。

(1)　イに該当する事業主であること。

(2)　事業展開等に伴う訓練の修了後に、事業展開等に資する機器又は設備として人材開発統括官が定めるもの（以下この条において「事業展開促進機器等」という。）を導入した事業主であること。

(3)　その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主であること。

二　次のイからハまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号イに該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　事業展開等に伴う訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費及び資格試験の受験手数料並びに事業展開等に伴う訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料、受講料及び資格試験の受験手数料の合計額の百分の六十（中小企業事業主にあつては、百分の七十五）の額（その額が、当該事業展開等に伴う訓練を受けた被保険者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の事業展開等に伴う訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額。ただし、オンライン訓練又は通信制訓練を実施した場合は、十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）。）

(i)～(iii)　（略）

(2)　（略）

ロ　（略）

ハ　前号ハに該当する事業主　イに定める額に加え、事業展開促進機器等の導入に要した費用の額の二分の一に相当する額又は十五万円に当該事業展開等に伴う訓練を受けた被保険者の数を乗じた額のいずれか低い額（その額が百五十万円を超えるときは、百五十万円）

3～5　（略）

（新設）

(2)	前号へ(2)に該当する事業主　二十万円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、二十四万円）

3～6　（略）

第三十五条　（略）

2　事業展開等リスキリング支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する事業主であること。

イ・ロ　（略）

（新設）

二　次のイ又はロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号イに該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　事業展開等に伴う訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費及び資格試験の受験手数料並びに事業展開等に伴う訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料、受講料及び資格試験の受験手数料の合計額の百分の六十（中小企業事業主にあつては、百分の七十五）の額（その額が、当該事業展開等に伴う訓練を受けた被保険者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の事業展開等に伴う訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)～(iii)　（略）

(2)　（略）

ロ　（略）

（新設）

3～5　（略）

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（若年・女性建設労働者トライアルコース助成金等）	（若年・女性建設労働者トライアルコース助成金等）
第七条の二　（略）	**第七条の二**　（略）
2　建設キャリアアップシステム等活用促進コース助成金は、第一号に該当する中小建設事業主又は建設事業主団体等（建設事業主の団体又はその連合団体をいう。以下同じ。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。	2　建設キャリアアップシステム等活用促進コース助成金は、第一号に該当する中小建設事業主又は建設事業主団体等（建設事業主の団体又はその連合団体をいう。以下同じ。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。
一　次のいずれかに該当する中小建設事業主又は建設事業主団体等であること。	一　次のいずれかに該当する中小建設事業主又は建設事業主団体等であること。
イ　中小建設事業主であって、その雇用する全ての建設技能者（工事現場における建設工事の施工に従事する者のうち当該建設工事を適正に実施するために必要な技能を有する者をいう。以下この項において同じ。）について、建設キャリアアップシステム（一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。以下この号において同じ。）に登録し、かつ、建設技能者の能力評価制度（建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成三十一年国土交通省告示第四百六十号。以下このイにおいて「能力評価制度告示」という。）第三条の規定により国土交通大臣の認定を受けた同条の能力評価基準に基づき、建設キャリアアップシステムに登録された建設技能者（ロにおいて「登録建設技能者」という。）の技能や経験を評価する制度をいう。以下この項において同じ。）において、能力評価実施機関（能力評価制度告示第四条に規定する能力評価実施機関をいう。次号イにおいて同じ。）が実施する能力評価により、能力評価の段階が昇格した建設技能者に係る賃金を職業安定局長が定める割合以上で増額したものであること。	イ　中小建設事業主であって、その雇用する全ての建設技能者（工事現場における建設工事の施工に従事する者のうち当該建設工事を適正に実施するために必要な技能を有する者をいう。以下この項において同じ。）について、建設キャリアアップシステム（一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。以下この号において同じ。）に登録し、かつ、建設技能者の能力評価制度（建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成三十一年国土交通省告示第四百六十号。以下このイにおいて「能力評価制度告示」という。）第三条の規定により国土交通大臣の認定を受けた同条の能力評価基準に基づき、建設キャリアアップシステムに登録された建設技能者（ロにおいて「登録建設技能者」という。）の技能や経験を評価する制度をいう。以下この項において同じ。）において、能力評価実施機関（能力評価制度告示第四条に規定する能力評価実施機関をいう。次号イにおいて同じ。）が実施する能力評価により、能力評価の段階が昇格した建設技能者に係る賃金を一定の割合以上で増額したものであること。
ロ　（略）	ロ　（略）
二　（略）	二　（略）
3　建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金は、第一号に該当する建設事業主、建設事業主団体等又は職業訓練法人（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十一条に規定する職業訓練法人をいう。以下同じ。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。	3　建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金は、第一号に該当する建設事業主、建設事業主団体等又は職業訓練法人（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十一条に規定する職業訓練法人をいう。以下同じ。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。
一　次のいずれかに該当する建設事業主、建設事業主団体等又は職業訓練法人であること。	一　次のいずれかに該当する建設事業主、建設事業主団体等又は職業訓練法人であること。
イ　雇用管理制度の整備に関する事業であって、次に掲げるいずれかのものを行う建設事業主であること。	イ　雇用管理制度の整備に関する事業であって、次に掲げるいずれかのものを行う建設事業主であること。
(1)　若年労働者及び女性労働者の建設事業に対する関心及び理解の増進のための事業	(1)　若年労働者及び女性労働者の建設事業に対する関心及び理解の増進又は建設事業への就業に必要な能力の開発及び向上を図るための事業
(2)　建設事業への就業に必要な能力の開発及び向上を図るための事業	（新設）
(3)～(6)　（略）	(2)～(5)　（略）
(7)　(1)、(2)及び(6)に掲げる事業を一体的に行う事業	（新設）
ロ・ハ　（略）	ロ・ハ　（略）

二　次のイからハまでに掲げる建設事業主、建設事業主団体等又は職業訓練推進団体の区分に応じて、当該イからハまでに定める額

イ　前号イに該当する建設事業主　次に掲げる額の合計額（一の事業年度につき、その額が二百万円を超えるときは、二百万円）

(1)　前号イ(1)から(5)まで及び(7)に掲げる事業に要した経費（同号イ(7)に掲げる事業については、同号イ(1)及び(2)に掲げる事業を一体的に実施するために要した経費に限る。）の額の二十分の九（その雇用する労働者に係る賃金を職業安定局長が定める割合以上で増額した建設事業主にあっては、五分の三）（中小建設事業主にあっては、四分の三）に相当する額

(2)　前号イ(6)及び(7)に掲げる事業に係る雇用管理研修等を受けさせた労働者一人につき、九千五百円（その雇用する労働者に係る賃金を職業安定局長が定める割合以上で増額した建設事業主にあっては、一万一千五百円）に、当該雇用管理研修等を受けさせた日数（一の雇用管理研修等について六日分を限度とする。）を乗じて得た額

(3)　前号イ(7)に掲げる事業により労働者を雇い入れ、職業安定局長が定める期間継続して雇用した建設事業主にあっては、四十二万円に、当該継続して雇用した労働者の数を乗じて得た額（一の事業年度につき、その額が百二十六万円を超えるときは、百二十六万円）

ロ・ハ　（略）

4　建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金は、第一号に該当する職業訓練推進団体又は中小建設事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　次のイからハまでに掲げる職業訓練推進団体又は中小建設事業主の区分に応じて、当該イからハまでに定める額

イ　（略）

ロ　前号ロに該当する中小建設事業主　一の事業年度につき、同号ロの貸与に要する経費の五分の三（その雇用する労働者に係る賃金を職業安定局長が定める割合以上で増額した中小建設事業主にあっては、四分の三）に相当する額（その額が九十万円を超えるときは、九十万円）

ハ　（略）

5　建設労働者認定訓練コース助成金は、第一号に該当する中小建設事業主又は中小建設事業主団体等（以下これらを総称して「中小建設事業主等」という。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　次のイ及びロに掲げる中小建設事業主等の区分に応じて、当該イ及びロに定める額

イ　（略）

ロ　前号ロに該当する中小建設事業主　当該認定訓練を受けさせた建設労働者一人につき、三千八百円（その雇用する労働者に係る賃金を職業安定局長が定める割合以上で増額した中小建設事業主又は労働協約若しくは就業規則に定めるところにより、職務に関連した専門的な知識若しくは技能を習得したと認める労働者に係る賃金を職業安定局長が定める割合以上で増額した中小建設事業主（次項第二号ロにおいて「その雇用する労働者に係る賃金を増額した中小建設事業主」という。）にあっては、四千八百円）に、当該認定訓練を受けさせた日（人材育成支援コース助成金の支給の対象となった日に限る。）の数を乗じて得た額

二　次のイからハまでに掲げる建設事業主、建設事業主団体等又は職業訓練推進団体の区分に応じて、当該イからハまでに定める額

イ　前号イに該当する建設事業主　次に掲げる額の合計額（一の事業年度につき、その額が二百万円を超えるときは、二百万円）

(1)　前号イ(1)から(4)までに掲げる事業に要した経費の額の二十分の九（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した建設事業主にあっては、五分の三）（中小建設事業主にあっては、五分の三（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した中小建設事業主にあっては、四分の三））に相当する額

(2)　前号イ(5)に掲げる事業に係る雇用管理研修等を受けさせた労働者一人につき、八千五百五十円（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した建設事業主にあっては、一万五百五十円）に、当該雇用管理研修等を受けさせた日数（一の雇用管理研修等について六日分を限度とする。）を乗じて得た額

（新設）

ロ・ハ　（略）

4　建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金は、第一号に該当する職業訓練推進団体又は中小建設事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　次のイからハまでに掲げる職業訓練推進団体又は中小建設事業主の区分に応じて、当該イからハまでに定める額

イ　（略）

ロ　前号ロに該当する中小建設事業主　一の事業年度につき、同号ロの貸与に要する経費の五分の三（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した中小建設事業主にあっては、四分の三）に相当する額（その額が九十万円を超えるときは、九十万円）

ハ　（略）

5　建設労働者認定訓練コース助成金は、第一号に該当する中小建設事業主又は中小建設事業主団体等（以下これらを総称して「中小建設事業主等」という。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　次のイ及びロに掲げる中小建設事業主等の区分に応じて、当該イ及びロに定める額

イ　（略）

ロ　前号ロに該当する中小建設事業主　当該認定訓練を受けさせた建設労働者一人につき、三千八百円（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した中小建設事業主又は労働協約若しくは就業規則に定めるところにより、職務に関連した専門的な知識若しくは技能を習得したと認める労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した中小建設事業主（次項第二号ロにおいて「その雇用する労働者に係る賃金を増額した中小建設事業主」という。）にあっては、四千八百円）に、当該認定訓練を受けさせた日（人材育成支援コース助成金の支給の対象となった日に限る。）の数を乗じて得た額

6　建設労働者技能実習コース助成金は、第一号に該当する建設事業主又は建設事業主団体等（以下「建設事業主等」という。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　次のイ及びロに掲げる建設事業主等の区分に応じて、当該イ及びロに定める額

イ　前号イに該当する中小建設事業主等（女性労働者に係る技能実習を行う場合にあっては、建設事業主等）　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　前号イ(1)に該当する技能実習を行った場合　当該技能実習に要した経費の額（登録教習機関等に委託して行ったときは、当該技能実習に係る受講料のうち当該中小建設事業主等が負担した額）の五分の四（中小建設事業主のうちその雇用する雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者の数が二十人以下であるもの（以下このイ及びロにおいて「特定小規模建設事業主」という。）にあっては四分の三（その雇用する労働者に係る賃金を職業安定局長が定める割合以上で増額した特定小規模建設事業主又は労働協約若しくは就業規則に定めるところにより、職務に関連した専門的な知識若しくは技能を習得したと認める労働者に係る賃金を職業安定局長が定める割合以上で増額した特定小規模建設事業主（以下このイ及びロにおいて「その雇用する労働者に係る賃金を増額した特定小規模建設事業主」という。）にあっては、十分の九）、中小建設事業主のうち特定小規模建設事業主以外のものであって三十五歳未満の者に係る技能実習を行うもの（以下このイにおいて「特定中小建設事業主」という。）にあっては十分の七（その雇用する労働者に係る賃金を職業安定局長が定める割合以上で増額した特定中小建設事業主又は労働協約若しくは就業規則に定めるところにより、職務に関連した専門的な知識若しくは技能を習得したと認める労働者に係る賃金を職業安定局長が定める割合以上で増額した特定中小建設事業主（以下このイにおいて「その雇用する労働者に係る賃金を増額したその他の中小建設事業主」という。）にあっては、二十分の十七）、その他の中小建設事業主にあっては二十分の九（その雇用する労働者に係る賃金を職業安定局長が定める割合以上で増額したその他の中小建設事業主又は労働協約若しくは就業規則に定めるところにより、職務に関連した専門的な知識若しくは技能を習得したと認める労働者に係る賃金を職業安定局長が定める割合以上で増額したその他の中小建設事業主（以下このイにおいて「その雇用する労働者に係る賃金を増額したその他の中小建設事業主」という。）にあっては、五分の三）に相当する額（建設事業主等（中小建設事業主等を除く。）が女性労働者に係る技能実習を行うときは、三分の二（建設事業主にあっては、五分の三（その雇用する労働者に係る賃金を職業安定局長が定める割合以上で増額した建設事業主又は労働協約若しくは就業規則に定めるところにより、職務に関連した専門的な知識若しくは技能を習得したと認める労働者に係る賃金を職業安定局長が定める割合以上で増額した建設事業主」という。）にあっては、四分の三）に相当する額）（一の技能実習について、一人当たり十万円を限度とする。）

(2)　（略）

6　建設労働者技能実習コース助成金は、第一号に該当する建設事業主又は建設事業主団体等（以下「建設事業主等」という。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　次のイ及びロに掲げる建設事業主等の区分に応じて、当該イ及びロに定める額

イ　前号イに該当する中小建設事業主等（女性労働者に係る技能実習を行う場合にあっては、建設事業主等）　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　前号イ(1)に該当する技能実習を行った場合　当該技能実習に要した経費の額（登録教習機関等に委託して行ったときは、当該技能実習に係る受講料のうち当該中小建設事業主等が負担した額）の五分の四（中小建設事業主のうちその雇用する雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者の数が二十人以下であるもの（以下このイ及びロにおいて「特定小規模建設事業主」という。）にあっては四分の三（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した特定小規模建設事業主又は労働協約若しくは就業規則に定めるところにより、職務に関連した専門的な知識若しくは技能を習得したと認める労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した特定小規模建設事業主（以下このイ及びロにおいて「その雇用する労働者に係る賃金を増額した特定小規模建設事業主」という。）にあっては、十分の九）、中小建設事業主のうち特定小規模建設事業主以外のものであって三十五歳未満の者に係る技能実習を行うもの（以下このイにおいて「特定中小建設事業主」という。）にあっては十分の七（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した特定中小建設事業主又は労働協約若しくは就業規則に定めるところにより、職務に関連した専門的な知識若しくは技能を習得したと認める労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した特定中小建設事業主（以下このイにおいて「その雇用する労働者に係る賃金を増額したその他の中小建設事業主」という。）にあっては、二十分の十七）、その他の中小建設事業主にあっては二十分の九（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額したその他の中小建設事業主又は労働協約若しくは就業規則に定めるところにより、職務に関連した専門的な知識若しくは技能を習得したと認める労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額したその他の中小建設事業主（以下このイにおいて「その雇用する労働者に係る賃金を増額したその他の中小建設事業主」という。）にあっては、五分の三）に相当する額（建設事業主等（中小建設事業主等を除く。）が女性労働者に係る技能実習を行うときは、三分の二（建設事業主にあっては、五分の三（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した建設事業主又は労働協約若しくは就業規則に定めるところにより、職務に関連した専門的な知識若しくは技能を習得したと認める労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した建設事業主」という。）にあっては、四分の三）に相当する額）（一の技能実習について、一人当たり十万円を限度とする。）

(2)　（略）

ロ　前号ロに該当する中小建設事業主　当該技能実習を受けさせた建設労働者一人につき、八千五百五十円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した中小建設事業主にあっては、一万三百円）（特定小規模建設事業主にあっては、九千五百円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した特定小規模建設事業主にあっては、一万一千五百円）に、当該技能実習を受けさせた日数（一の技能実習について、二十日分を限度とする。）を乗じて得た額

7　（略）

附　則

1　（略）

2　平成三十一年四月一日から令和九年三月三十一日までに開始する技能実習を受けさせた建設労働者が、能力、経験等に応じた処遇を受けるための取組を行っている者として職業安定局長が定めるものである場合の中小建設事業主に対する建設労働者技能実習コース助成金の支給に係る第七条の二第六項第二号ロの適用については、「八千五百五十円」とあるのは「九千四百五円」と、「一万三百円」とあるのは「一万一千四百五十円」と、「九千五百円」とあるのは「一万二千四百五十円」とする。

ロ　前号ロに該当する中小建設事業主　当該技能実習を受けさせた建設労働者一人につき、七千六百円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した中小建設事業主にあっては、九千三百五十円）（特定小規模建設事業主にあっては、八千五百五十円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した特定小規模建設事業主にあっては、一万五百五十円）に、当該技能実習を受けさせた日数（一の技能実習について、二十日分を限度とする。）を乗じて得た額

7　（略）

附　則

1　（略）

2　平成三十一年四月一日から令和九年三月三十一日までに開始する技能実習を受けさせた建設労働者が、能力、経験等に応じた処遇を受けるための取組を行っている者として職業安定局長が定めるものである場合の中小建設事業主に対する建設労働者技能実習コース助成金の支給に係る第七条の二第六項第二号ロの適用については、「七千六百円」とあるのは「八千三百六十円」と、「九千三百五十円」とあるのは「一万百十円」と、「八千五百五十円」とあるのは「九千四百五円」と、「一万五百五十円」とあるのは「一万千四百五円」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）第百二条の三の三第四項第一号ホの出向計画を都道府県労働局長に提出した事業主に対するスキルアップ支援コース奨励金の支給については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧雇保則第百二条の五第八項第一号イの中途採用計画を都道府県労働局長に提出した事業主に対する中途採用拡大コース奨励金の支給については、なお従前の例による。

3　施行日前に旧雇保則第百四条第一号イ(1)(i)から(ⅷ)までのいずれかの措置を講じ、同条第二号イ(1)から(8)までに定める額の支給申請を行った事業主に対する六十五歳超雇用推進助成金の支給については、なお従前の例による。

4　施行日前に旧雇保則第百四条第一号ロ(1)に規定する雇用管理整備計画又は同号ハ(1)に規定する無期雇用転換計画を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出した事業主に対する六十五歳超雇用推進助成金の支給については、なお従前の例による。

5　第一条の規定による改正後の雇用保険法施行規則第十六条第六項第一号ロ及び第二号ロ並びに第七項の規定は、施行日以後に被保険者に同条第六項第一号ロ(1)から(5)までに掲げる制度又は措置の利用を開始させた事業主に対する介護離職防止支援コース助成金の支給について適用し、施行日前に被保険者に旧雇保則第百十六条第六項第一号ロに掲げる制度又は措置の利用を開始させた事業主に対する同項及び同条第七項に規定する介護離職防止支援コース助成金の支給については、なお従前の例による。

6　第一条の規定による改正後の雇用保険法施行規則第十六条第十四項第一号ロ(1)の規定は、施行日以後に同号ロ(1)の休暇制度を設け、かつ、当該休暇制度の利用状況が、雇用環境・均等局長の定める要件に該当する中小企業事業主に対する柔軟な働き方選択制度等支援コース助成金の支給について適用し、施行日前に旧雇保則第百十六条第十三項第一号ロ(1)の制度を設けた中小企業事業主に対する同項、同条第十四項及び同条第十五項に規定する柔軟な働き方選択制度等支援コース助成金の支給については、なお従前の例による。

7　施行日前に旧雇保則第百十八条第二項第一号ロ(2)の計画を都道府県労働局長に提出した事業主に対する人材確保等支援助成コース助成金の支給については、なお従前の例による。

8　施行日前に旧雇保則第百十八条の二第二項第一号に該当する事業主に対するキャリアアップ助成金の支給については、なお従前の例による。

9　施行日前に旧雇保則附則第三十四条第二項第一号イ(1)の職業訓練実施計画を都道府県労働局長に提出した事業展開等リスキリング支援コース助成金の支給については、なお従前の例による。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　施行日前に第二条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第七条の二第三項第一号イ(1)から(5)までに掲げる事業に係る届出を都道府県労働局長に行った建設事業主に対する建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金の支給については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第七十八号

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第十九条の規定に基づき、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（認定職業訓練実施奨励金） **第八条**　（略） ２　認定職業訓練実施基本奨励金は、特定求職者等に対し認定職業訓練を適切に行う者（次項後段の規定により認定職業訓練実施基本奨励金が支給される場合にあっては、認定職業訓練を適切に行った者）に対して、次の各号に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、当該各号に定める額を支給するものとする。 一　基礎訓練　次のイ及びロに掲げる基本奨励金支給単位期間（認定職業訓練の期間を当該認定職業訓練が開始された日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該認定職業訓練の期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この条において「開始応当日」という。）から各翌月の開始応当日の前日（当該認定職業訓練が終了した日（同日前に当該認定職業訓練の受講を取りやめた者にあっては、当該認定職業訓練の受講を取りやめた日。以下この号において同じ。）の属する月にあっては、当該認定職業訓練が終了した日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該イ及びロに定める額を合算した額 イ　ロに掲げる基本奨励金支給単位期間以外の基本奨励金支給単位期間　当該基礎訓練を受講した特定求職者等（次項に規定する基本奨励金支給対象期間（次項後段の場合にあっては、当該基礎訓練の全ての基本奨励金支給単位期間。以下この号において同じ。）において、当該基礎訓練を受講した日数（当該基礎訓練の一実施日における訓練の部分の一部のみを受講した日（当該基礎訓練の一実施日における訓練の部分の二分の一以上に相当する部分を受講した日に限る。以下イにおいて同じ。）がある場合にあっては、当該基礎訓練を受講した日数に当該一部のみを受講した日数に二分の一を乗じて得た日数を加えた日数（一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）。以下この号において同じ。）の当該基本奨励金支給対象期間における当該基礎訓練の実施日数に占める割合が百分の八十以上の者又は当該基礎訓練を受講した日数の当該基本奨励金支給対象期間におけるいずれかの基本奨励金支給単位期間における当該基礎訓練の実施日数に占める割合が百分の八十以上の者に限る。ロにおいて同じ。）一人につき六万六千円に当該基本奨励金支給対象期間における基本奨励金支給単位期間の数（当該基礎訓練を受講した特定求職者等が当該基礎訓練を受講した日数の当該基本奨励金支給対象期間における当該基礎訓練の実施日数に占める割合が百分の八十未満かつ当該基礎訓練を受講した日数の当該基本奨励金支給対象期間におけるいずれかの基本奨励金支給単位期間における当該基礎訓練の実施日数に占める割合が百分の八十以上の者である場合にあっては、当該特定求職者等が当該基礎訓練を受講した日数の基本奨励金支給単位期間における当該基礎訓練の実施日数に占める割合が百分の八十以上の基本奨励金支給単位期間の数）を乗じて得た額 ロ　基本奨励金支給単位期間における日数が二十八日未満である基本奨励金支給単位期間 当該基礎訓練を受講した特定求職者等一人につき三千三百円に当該基本奨励金支給単位期間における当該基礎訓練の実施日数を乗じて得た額（その額が六万六千円を超える場合にあっては、六万六千円）	（認定職業訓練実施奨励金） **第八条**　（略） ２　認定職業訓練実施基本奨励金は、特定求職者等に対し認定職業訓練を適切に行う者（次項後段の規定により認定職業訓練実施基本奨励金が支給される場合にあっては、認定職業訓練を適切に行った者）に対して、次の各号に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、当該各号に定める額を支給するものとする。 一　基礎訓練　次のイ及びロに掲げる基本奨励金支給単位期間（認定職業訓練の期間を当該認定職業訓練が開始された日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該認定職業訓練の期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この条において「開始応当日」という。）から各翌月の開始応当日の前日（当該認定職業訓練が終了した日（同日前に当該認定職業訓練の受講を取りやめた者にあっては、当該認定職業訓練の受講を取りやめた日。以下この号において同じ。）の属する月にあっては、当該認定職業訓練が終了した日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該イ及びロに定める額を合算した額 イ　ロに掲げる基本奨励金支給単位期間以外の基本奨励金支給単位期間　当該基礎訓練を受講した特定求職者等（次項に規定する基本奨励金支給対象期間（次項後段の場合にあっては、当該基礎訓練の全ての基本奨励金支給単位期間。以下この号において同じ。）において、当該基礎訓練を受講した日数（当該基礎訓練の一実施日における訓練の部分の一部のみを受講した日（当該基礎訓練の一実施日における訓練の部分の二分の一以上に相当する部分を受講した日に限る。以下イにおいて同じ。）がある場合にあっては、当該基礎訓練を受講した日数に当該一部のみを受講した日数に二分の一を乗じて得た日数を加えた日数（一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）。以下この号において同じ。）の当該基本奨励金支給対象期間における当該基礎訓練の実施日数に占める割合が百分の八十以上の者又は当該基礎訓練を受講した日数の当該基本奨励金支給対象期間におけるいずれかの基本奨励金支給単位期間における当該基礎訓練の実施日数に占める割合が百分の八十以上の者に限る。ロにおいて同じ。）一人につき六万三千円に当該基本奨励金支給対象期間における基本奨励金支給単位期間の数（当該基礎訓練を受講した特定求職者等が当該基礎訓練を受講した日数の当該基本奨励金支給対象期間における当該基礎訓練の実施日数に占める割合が百分の八十未満かつ当該基礎訓練を受講した日数の当該基本奨励金支給対象期間におけるいずれかの基本奨励金支給単位期間における当該基礎訓練の実施日数に占める割合が百分の八十以上の者である場合にあっては、当該特定求職者等が当該基礎訓練を受講した日数の基本奨励金支給単位期間における当該基礎訓練の実施日数に占める割合が百分の八十以上の基本奨励金支給単位期間の数）を乗じて得た額 ロ　基本奨励金支給単位期間における日数が二十八日未満である基本奨励金支給単位期間 当該基礎訓練を受講した特定求職者等一人につき三千百五十円に当該基本奨励金支給単位期間における当該基礎訓練の実施日数を乗じて得た額（その額が六万三千円を超える場合にあっては、六万三千円）

二　実践訓練　次のイ及びロに掲げる基本奨励金支給単位期間の区分に応じ、当該イ及びロに定める額を合算した額

イ　ロに掲げる基本奨励金支給単位期間以外の基本奨励金支給単位期間　当該実践訓練を受講した特定求職者等（次項に規定する基本奨励金支給対象期間（次項後段の場合にあっては、当該実践訓練の全ての基本奨励金支給単位期間。以下この号において同じ。）において、当該実践訓練を受講した日数（当該実践訓練の一実施日における訓練の部分の一部のみを受講した日（当該実践訓練の一実施日における訓練の部分の二分の一以上に相当する部分を受講した日に限る。以下イにおいて同じ。）がある場合にあっては、当該実践訓練を受講した日数に当該一部のみを受講した日数に二分の一を乗じて得た日数を加えた日数（一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）。以下この号において同じ。）の当該基本奨励金支給対象期間における当該実践訓練の実施日数に占める割合（実施日が特定されていない科目を含む実践訓練にあっては、当該実践訓練を受講した時間数の当該基本奨励金支給対象期間における当該実践訓練を行う者が定める時間数に占める割合。以下このイにおいて同じ。）が百分の八十以上の者又は当該実践訓練を受講した日数の当該基本奨励金支給対象期間におけるいずれかの基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練の実施日数に占める割合（実施日が特定されていない科目を含む実践訓練にあっては、当該実践訓練を受講した時間数の当該基本奨励金支給対象期間におけるいずれかの基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練を行う者が定める時間数に占める割合。以下このイにおいて同じ。）が百分の八十以上の者に限る。ロにおいて同じ。）一人につき五万六千円に当該基本奨励金支給対象期間における基本奨励金支給単位期間の数（当該実践訓練を受講した特定求職者等が当該実践訓練を受講した日数の当該基本奨励金支給対象期間における当該実践訓練の実施日数に占める割合が百分の八十未満かつ当該実践訓練を受講した日数の当該基本奨励金支給対象期間におけるいずれかの基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練の実施日数に占める割合が百分の八十以上の者である場合にあっては、当該特定求職者等が当該実践訓練を受講した日数の基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練の実施日数に占める割合（実施日が特定されていない科目を含む実践訓練にあっては、当該実践訓練を受講した時間数の基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練を行う者が定める時間数に占める割合）が百分の八十以上の基本奨励金支給単位期間の数）を乗じて得た額

ロ　基本奨励金支給単位期間における日数が二十八日未満である基本奨励金支給単位期間　当該実践訓練を受講した特定求職者等一人につき二千八百円に当該基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練の実施日数（実施日が特定されていない科目を含む実践訓練にあっては、当該基本奨励金支給単位期間における日数から日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下この条及び第十一条において「日曜日等」という。）の日数を減じた日数）を乗じて得た額（その額が五万六千円を超える場合にあっては、五万六千円）

3～5　（略）

附　則

第三条の二　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第百五十二号。次条において「令和五年改正省令」という。）の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に開始した情報処理分野に係る認定職業訓練であって厚生労働省人材開発統括官が定めるものを実施した場合の第八条第二項の規定の適用に

二　実践訓練　次のイ及びロに掲げる基本奨励金支給単位期間の区分に応じ、当該イ及びロに定める額を合算した額

イ　ロに掲げる基本奨励金支給単位期間以外の基本奨励金支給単位期間　当該実践訓練を受講した特定求職者等（次項に規定する基本奨励金支給対象期間（次項後段の場合にあっては、当該実践訓練の全ての基本奨励金支給単位期間。以下この号において同じ。）において、当該実践訓練を受講した日数（当該実践訓練の一実施日における訓練の部分の一部のみを受講した日（当該実践訓練の一実施日における訓練の部分の二分の一以上に相当する部分を受講した日に限る。以下イにおいて同じ。）がある場合にあっては、当該実践訓練を受講した日数に当該一部のみを受講した日数に二分の一を乗じて得た日数を加えた日数（一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）。以下この号において同じ。）の当該基本奨励金支給対象期間における当該実践訓練の実施日数に占める割合（実施日が特定されていない科目を含む実践訓練にあっては、当該実践訓練を受講した時間数の当該基本奨励金支給対象期間における当該実践訓練を行う者が定める時間数に占める割合。以下このイにおいて同じ。）が百分の八十以上の者又は当該実践訓練を受講した日数の当該基本奨励金支給対象期間におけるいずれかの基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練の実施日数に占める割合（実施日が特定されていない科目を含む実践訓練にあっては、当該実践訓練を受講した時間数の当該基本奨励金支給対象期間におけるいずれかの基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練を行う者が定める時間数に占める割合。以下このイにおいて同じ。）が百分の八十以上の者に限る。ロにおいて同じ。）一人につき五万三千円に当該基本奨励金支給対象期間における基本奨励金支給単位期間の数（当該実践訓練を受講した特定求職者等が当該実践訓練を受講した日数の当該基本奨励金支給対象期間における当該実践訓練の実施日数に占める割合が百分の八十未満かつ当該実践訓練を受講した日数の当該基本奨励金支給対象期間におけるいずれかの基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練の実施日数に占める割合が百分の八十以上の者である場合にあっては、当該特定求職者等が当該実践訓練を受講した日数の基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練の実施日数に占める割合（実施日が特定されていない科目を含む実践訓練にあっては、当該実践訓練を受講した時間数の基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練を行う者が定める時間数に占める割合）が百分の八十以上の基本奨励金支給単位期間の数）を乗じて得た額

ロ　基本奨励金支給単位期間における日数が二十八日未満である基本奨励金支給単位期間　当該実践訓練を受講した特定求職者等一人につき二千六百五十円に当該基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練の実施日数（実施日が特定されていない科目を含む実践訓練にあっては、当該基本奨励金支給単位期間における日数から日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下この条及び第十一条において「日曜日等」という。）の日数を減じた日数）を乗じて得た額（その額が五万三千円を超える場合にあっては、五万三千円）

3～5　（略）

附　則

第三条の二　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第百五十二号。次条において「令和五年改正省令」という。）の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に開始した情報処理分野に係る認定職業訓練であって厚生労働省人材開発統括官が定めるものを実施した場合の第八条第二項の規定の適用に

ついては、同項第一号イ中「六万六千円」とあるのは「七万千円、七万六千円又は八万六千円」と、同号ロ中「三千三百円」とあるのは「三千五百五十円、三千八百円又は四千三百円」と、「六万六千円を超える場合にあっては、六万六千円」とあるのは「七万千円を超える場合（当該基礎訓練を受講した特定求職者等一人につき三千五百五十円に当該基本奨励金支給単位期間における当該基礎訓練の実施日数を乗じて得た額が七万千円を超える場合（当該基礎訓練を受講した特定求職者等一人につき三千八百円に当該基本奨励金支給単位期間における当該基礎訓練の実施日数を乗じて得た額が七万六千円を超える場合に限る。）にあっては七万千円、七万六千円を超える場合（当該基礎訓練を受講した特定求職者等一人につき四千三百四円に当該基本奨励金支給単位期間における当該基礎訓練の実施日数を乗じて得た額が八万六千円を超える場合に限る。）にあっては八万六千円」と、同項第二号イ中「五万六千円」とあるのは「六万千円、六万六千円又は七万六千円」と、同号ロ中「二千八百円」とあるのは「三千五十円、三千三百円又は三千八百円」と、「五万六千円」とあるのは「六万千円を超える場合（当該実践訓練を受講した特定求職者等一人につき三千五十円に当該基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練の実施日数（実施日が特定されていない科目を含む実践訓練にあっては、当該基本奨励金支給単位期間における日数を減じた日数）を乗じて得た額が六万千円を超える場合（当該実践訓練を受講した特定求職者等一人につき三千三百円に当該基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練の実施日数を乗じて得た額が六万六千円を超える場合に限る。）にあっては六万千円、六万六千円を超える場合（当該実践訓練を受講した特定求職者等一人につき三千三百円に当該基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練の実施日数（実施日が特定されていない科目を含む実践訓練にあっては、当該基本奨励金支給単位期間における日数を減じた日数）を乗じて得た額が六万六千円を超える場合に限る。）にあっては六万千円、六万六

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第一条の規定により申請があった申請職業訓練（同令第二条第一号イに規定する申請職業訓練をいう。以下この項において同じ。）については、この省令による改正後の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第一条の規定により申請があった申請職業訓練とみなして、同令の規定を適用する。

3　この省令による改正後の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第八条第二項並びに附則第三条の二及び第三条の三の規定は、この省令の施行の日以後に開始した認定職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第四条第二項に規定する認定職業訓練をいう。以下この項において同じ。）に係る認定職業訓練実施基本奨励金（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第八条第二項に規定する認定職業訓練実施基本奨励金をいう。以下この項において同じ。）の支給について適用し、同日前に開始した認定職業訓練に係る認定職業訓練実施基本奨励金の支給については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第七十九号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（本省及び中央労働委員会の定員） **第一条**　厚生労働省の本省及び中央労働委員会の定員は、次の表のとおりとする。 区分　定員　備考 本省　三二、九九五人　（略） （略）　（略）　（略） 合計　三三、〇九三人	（本省及び中央労働委員会の定員） **第一条**　厚生労働省の本省及び中央労働委員会の定員は、次の表のとおりとする。 区分　定員　備考 本省　三二、七五四人　（略） （略）　（略）　（略） 合計　三二、八五二人

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の規定は、令和八年四月一日から適用する。

○厚生労働省令第八十号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和八年政令第百三十三号）の施行に伴い、及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）附則第二条の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令等の一部を改正する省令

（高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部改正）

第一条　高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （法附則第二条の厚生労働省令で定める病床の種別） **第七条**　法附則第二条の厚生労働省令で定める病床の種別は、次に掲げる病床とする。 一　（略） 二　医療法第七条第二項第五号に規定する一般病床	**附　則** （法附則第二条の厚生労働省令で定める病床の種別） **第七条**　法附則第二条の厚生労働省令で定める病床の種別は、次に掲げる病床とする。 一　（略） 二　医療の効率的な提供の推進のために病床の転換（法附則第二条に規定する病床の転換をいう。）が必要と認められる病床

（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部改正）

第二条　国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （病床転換支援金等を納付する都道府県の調整交付金の特例） **第三条**　令和十五年三月三十一日までの間、都道府県について、第四条の規定を適用する場合においては、同条第一項第二号イ中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。	**附　則** （病床転換支援金等を納付する都道府県の調整交付金の特例） **第三条**　令和八年三月三十一日までの間、都道府県について、第四条の規定を適用する場合においては、同条第一項第二号イ中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。

（国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部改正）

第三条　国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
附　則 （病床転換支援金等を納付する組合の事務費負担金及び療養給付費等補助金の特例） **第四条**　令和十五年三月三十一日までの間、第二条、第七条、第七条の四から第七条の十二まで及び第十三条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		**附　則** （病床転換支援金等を納付する組合の事務費負担金及び療養給付費等補助金の特例） **第四条**　令和八年三月三十一日までの間、第二条、第七条、第七条の四から第七条の十一まで、第十三条及び第十四条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
第二条第三項	、介護保険法	第二条第三項	及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等
（略）	（略）	（略）	（略）
第七条の四第二号イ	（略）	第七条の四第二号イ	後期高齢者支援金
第七条の五（見出しを含む。）	（略）	第七条の五（見出しを含む。）	（略）
第七条の七	及び	及び第七条の七	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）
第七条の十一（見出しを含む。）	（略）	第七条の十一（見出しを含む。）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
並びに高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等、介護保険法	並びに	、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等	後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）
（略）	（略）	（略）	（新設）
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の七	（略）	並びに附則第四条の規定により読み替えられた第七条の七	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

第七条の十二（見出しを含む。）	第五条第五項第三号ニ	附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ニ
（略）	（略）	（略）
第十三条第二項第一号ワ	算定政令第五条第五項第三号ヘ	算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ヘ
第十三条第二項第二号	二　前項第二号ロの療養給付費等補助見込額　イに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額及びニに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、ニに掲げる額からホに掲げる額を控除した額）にヘに掲げる割合を乗じて得た額の合算額 イ　前項第二号イに掲げる額から特定納付費用見込額（前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額（当該額に給付費割合を乗じて得た額に限る。）、介護納付金の納付に要する費用の見込額、流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の見込額及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の見込額を除く。）（前期高齢者交付金見込額がある場合には、当該額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額を合算した額）を控除した額	二　前項第二号ロの療養給付費等補助見込額　イに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額、ニに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、ニに掲げる額からホに掲げる額を控除した額）にヘに掲げる割合を乗じて得た額及びトに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、トに掲げる額からチに掲げる額を控除した額）にリに掲げる割合を乗じて得た額の合算額 イ　前項第二号イに掲げる額から特定納付費用見込額（前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額（当該額に給付費割合を乗じて得た額に限る。）、介護納付金の納付に要する費用の見込額、流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の見込額及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の見込額を除く。）（前期高齢者交付金見込額があ
（新設）	（略）	（略）
（新設）	第十三条第二項第一号ワ	第十三条第二項第二号及び第三号
（新設）	算定政令第五条第五項第三号ホ	二　前項第二号ロの療養給付費等補助見込額　イに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額及びニに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、ニに掲げる額からホに掲げる額を控除した額）にヘに掲げる割合を乗じて得た額の合算額 イ　前項第二号イに掲げる額から特定納付費用見込額（前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額（当該額に給付費割合を乗じて得た額に限る。）、介護納付金の納付に要する費用の見込額及び流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の見込額を除く。）（前期高齢者交付金見込額がある場合には、当該額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額を合算した額）を控除した額 ロ　当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でな
（新設）	（略）	（略）
（新設）	算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ホ	二　前項第二号ロの療養給付費等補助見込額　イに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額、ニに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、ニに掲げる額からホに掲げる額を控除した額）にヘに掲げる割合を乗じて得た額及びトに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、トに掲げる額からチに掲げる額を控除した額）にリに掲げる割合を乗じて得た額の合算額 イ　前項第二号イに掲げる額から特定納付費用見込額（前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額（当該額に給付費割合を乗じて得た額に限る。）、介護納付金の納付に要する費用の見込額及び流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の見込額を除く。）（前期高齢者交付金見込額がある場合には、これに一から給付費割合を控除した割合を乗

ロ　当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額（当該額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額に限る。）及び当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る後期高齢者支援金の納付に要する費用の見込額の合算額

ハ　前号ホに掲げる割合

ニ　特定納付費用見込額のうち組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額の合算額

ホ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金見込額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額及び算定政令第五条第五項第三号ロに規定する額の見込額の合算額

ヘ　前号ワに掲げる割合

る場合には、当該額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額を合算した額）を控除した額

ロ　当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額（当該額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額に限る。）及び当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る後期高齢者支援金の納付に要する費用の見込額の合算額

ハ　前号ホに掲げる割合

ニ　特定納付費用見込額のうち組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額の合算額

ホ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金見込額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額

ヘ　前号ワに掲げる割合

ト　特定納付費用見込額から前号ヌ及び同号ルに掲げる額、二に掲げる額、次号二に掲げる額並びに第四号二に掲げる額の合算額を控除した額

チ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金見込額から前号ヲ及びホに掲げる額の合算額を控除した額

いものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額（当該額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額に限る。）及び当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る後期高齢者支援金の納付に要する費用の見込額の合算額

ハ　前号ホに掲げる割合

ニ　特定納付費用見込額のうち組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額及び算定政令第五条第五項第三号ロに規定する額の見込額の合算額

ホ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金見込額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額

ヘ　前号ワに掲げる割合

ト　特定納付費用見込額から前号ヌ及び同号ルに掲げる額、二に掲げる額並びに次号二に掲げる額の合算額を控除した額

チ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金見込額から前号ヲ及びホに掲げる額の合算額を控除した額

三　前項第三号ロの療養給付費等補助見込額　イに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額及びニに掲げる額にホに掲げる割合を乗じて得た額の合算額

イ　前項第三号イに掲げる額から特定納付費用見込額（介護納付金の納付に要する費用の見込額に限る。）を控除した額

ロ　当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る介護納付金の納付に要する費用の見込額を合算した額）を控除した額

ロ　当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額（当該額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額に限る。）及び当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る後期高齢者支援金の納付に要する費用の見込額の合算額

ハ　前号ホに掲げる割合

ニ　特定納付費用見込額のうち組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額及び算定政令第五条第五項第三号ロに規定する額の見込額の合算額

ホ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金見込額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額

ヘ　前号ワに掲げる割合

ト　特定納付費用見込額から前号ヌ及び同号ルに掲げる額、二に掲げる額並びに次号二に掲げる額の合算額を控除した額

チ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金見込額から前号ヲ及びホに掲げる額の合算額を控除した額

リ　算定政令別表第三の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の

リ　算定政令別表第三の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合	算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ハ	第十三条第二項第三号ニ	
	算定政令第五条第五項第三号ニ	第十三条第二項第四号ニ	
	（略）	（略）	（削る）
	算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ニ	（略）	（削る）

（病床転換支援金等を納付する都道府県に係る算定政令第二条第五項及び第六項の厚生労働省令で定める算定方法の特例）

第四条の二　令和十五年三月三十一日までの間、都道府県について、第六条の二を適用する場合においては、同条第一号ロ⑵中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。

ハ　第一号ホに掲げる割合 ニ　特定納付費用見込額のうち算定政令第五条第五項第三号ハに規定する額の見込額 ホ　第一号ワに掲げる割合	（新設）	（新設）	
区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合 三　前項第三号ロの療養給付費等補助見込額　イに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額及びニに掲げる額にホに掲げる割合を乗じて得た額の合算額 イ　前項第三号イに掲げる額から特定納付費用見込額（介護納付金の納付に要する費用の見込額に限る。）を控除した額 ロ　当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る介護納付金の納付に要する費用の見込額 ハ　第一号ホに掲げる割合 ニ　特定納付費用見込額のうち算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ハに規定する額の見込額 ホ　第一号ワに掲げる割合	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）
第十四条第一項第一号イ及びロ	後期高齢者支援金及び	後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに	

（病床転換支援金等を納付する都道府県に係る算定政令第二条第五項及び第六項の厚生労働省令で定める算定方法の特例）

第四条の二　令和八年三月三十一日までの間、都道府県について、第六条の二を適用する場合においては、同条第一号ロ⑵中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。

（削る）

（平成三十年度における組合に対する補助の特例）

第四条の三　平成三十年度において、附則第四条の規定により読み替えられた第七条、第七条の七から第七条の九まで及び第十三条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第四条の規定により読み替えられた第七条（見出しを含む。）	附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の七（見出しを含む。）	附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の八（見出しを含む。）	附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の九（見出しを含む。）	附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項	二　イ及びロに掲げる額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額からハに掲げる額を控除した額）に千分の百三十を乗じて得た額 イ　特定給付見込額 ロ　特定納付費用見込額のうち算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第二号に規定する額 ハ　算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第四項第二号に規定する額	二　イ及びロに掲げる額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額からハに掲げる額を控除した額）に千分の百三十を乗じて得た額 イ　特定給付見込額 ロ　特定納付費用見込額のうち算定政令附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第二号に規定する額 ハ　算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた

三	イに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額	算定政令第五条第四項第二号に規定する額
	ロ　特定納付費用見込額のうち算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号イからハまでに規定する額の合算額	イに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額
	ハ　算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ニに規定する額	ロ　特定納付費用見込額のうち算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号イからハまでに規定する額の合算額
四	イに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額	ハ　算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ホに掲げる割合
	ロ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額のうち第二号ハ及び前号ロに掲げる額の合算額を控除した額	イ　特定納付費用見込額のうち第二号ロに掲げる額及び前号イに掲げる額の合算額を控除した額
	ハ　算定政令別表第三の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たりの所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合	ロ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額のうち第二号ハ及び前号ロに掲げる額の合算額を控除した額

（削る）

ハ　算定政令別表第三の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合		

（平成三十一年度における組合に対する補助の特例）

第四条の四　平成三十一年度において、附則第四条の規定により読み替えられた第七条、第七条の七から第七条の九まで及び第十三条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第四条の規定により読み替えられた第七条（見出しを含む。）	附則第十三条	附則第十六条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の七（見出しを含む。）	附則第十三条	附則第十六条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の八（見出しを含む。）	附則第十三条	附則第十六条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の九（見出しを含む。）	附則第十三条	附則第十六条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項	二　イ及びロに掲げる額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額からハに掲げる額を控除した額）に千分の百三十を乗じて得た額 イ　特定給付見込額 ロ　特定納付費用見込額のうち算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第二号に規定する額 ハ　算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第四項第二号に規定する額	二　イ及びロに掲げる額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額からハに掲げる額を控除した額）に千分の百三十を乗じて得た額 イ　特定給付見込額 ロ　特定納付費用見込額のうち算定政令附則第十六条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第二号に規定する額 ハ　算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた

三　イに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額

イ　特定納付費用見込額のうち算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号イからハまでに規定する額の合算額

ロ　算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ニに規定する額

ハ　算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ホに掲げる割合

四　イに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額

イ　特定納付費用見込額のうち第二号ロに掲げる額及び前号イに掲げる額の合算額を控除した額

ロ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額のうち第二号ハ及び前号ロに掲げる額の合算額を控除した額

ハ　算定政令別表第三の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

三　イに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額

イ　特定納付費用見込額のうち算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号イからハまでに規定する額の合算額

ロ　算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ニに規定する額

ハ　算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ホに掲げる割合

四　イに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額

イ　特定納付費用見込額のうち第二号ロに掲げる額及び前号イに掲げる額の合算額を控除した額

ロ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額のうち第二号ハ及び前号ロに掲げる額の合算額を控除した額

（削る）

ハ　算定政令別表第三の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合		

（経過的組合員を組合員とする組合に対する補助金の特例）

第五条　平成三十年度において、算定政令附則第十七条に規定する経過的組合員（次条及び附則第七条において「経過的組合員」という。）を組合員とする組合について、附則第四条の三の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第七条、附則第四条の規定により読み替えられた第七条の四から第七条の六まで及び附則第四条の三の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第十三条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ下欄に掲げる字句とする。

附則第四条の三の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第七条の見出し	附則第十五条	附則第十七条の規定により読み替えられた算定政令附則第十五条
附則第四条の三の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第七条第一項	附則第十五条	附則第十七条の規定により読み替えられた算定政令附則第十五条
	以下同じ。）でないもの	以下同じ。）でないもの並びに算定政令附則第十七条に規定する経過的組合員（以下「経過的組合員」という。）であつて指定組合特定被保険者（同条の規定により読み替えられた算定政令第五条第四項第一号イに規定する指定組合特定被保険者をいう。以下同じ。）又は小規模事業所等常勤経過的組合員（同号ロに規定する小規模事業所等常勤経過的組合員をいう。以下同じ。）でないもの及び経過的世帯員（経過的組合員の世帯に属する当該組合の組合特定被保険者であつて経過的組合員でないものをいう。以下同じ。）

第七条第一項第二号イ	でないもの	でないもの並びに経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員
附則第四条の三の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第七条第二項から第四項まで	附則第十五条	附則第十七条の規定により読み替えられた算定政令附則第十五条
	でないもの	でないもの並びに経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の四（見出しを含む。）	附則第十三条	附則第十七条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
	組合特定被保険者	組合特定被保険者（経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員であるものを除く。）
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の五（見出しを含む。）	附則第十三条	附則第十七条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
	同条第四項第一号	同条第四項第一号イ
	次条において同じ。）	以下この条及び次条において同じ。）並びに経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の六（見出し含む。）	第五条第五項第一号	附則第十七条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第一号
	附則第四条	附則第五条の規定により読み替えられた附則第四条
	指定組合特定被保険者	指定組合特定被保険者（経過的世帯員を除く。）及び小規模事業所等常勤経過的組合員

（削る）

附則第四条の三の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第二号ロ	附則第十五条	附則第十七条の規定により読み替えられた算定政令附則第十五条
附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第二号ハ	附則第十三条	附則第十七条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
附則第四条の三の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第三号イからハまで	附則第十五条	附則第十七条の規定により読み替えられた算定政令附則第十五条
第十三条第三項	組合特定被保険者	組合特定被保険者（経過的組合員及び経過的世帯員であるものを除く。次項において同じ。）

第六条　平成三十一年度において、経過的組合員を組合員とする組合について、附則第四条の四の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第七条、附則第四条の規定により読み替えられた第七条の四から第七条の六まで及び附則第四条の四の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第十三条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ下欄に掲げる字句とする。

附則第四条の四の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第七条の見出し	附則第十六条	附則第十八条の規定により読み替えられた算定政令附則第十六条
附則第四条の四の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第七条第一項	附則第十六条	附則第十八条の規定により読み替えられた算定政令附則第十六条
	以下同じ。）でないもの	以下同じ。）でないもの並びに算定政令附則第十七条に規定する経過的組合員（以下「経過的組合員」という。）であつて指定組合特定被保険者（算定政令附則第十八条の規定により読み替えられた算定政令第五条第四項第

一号イに規定する指定組合特定被保険者をいう。以下同じ。）又は小規模事業所等常勤経過的組合員（同号ロに規定する小規模事業所等常勤経過的組合員をいう。以下同じ。）でないもの及び経過的世帯員（経過的組合員の世帯に属する当該組合の組合特定被保険者であつて経過的組合員でないものをいう。以下同じ。）	第七条第一項第二号イ	附則第四条の四の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第七条第二項から第四項まで	附則第四条の規定により読み替えられた第七条の四（見出しを含む。）
でないもの並びに経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員	でないもの	附則第十六条	附則第十三条
附則第十八条の規定により読み替えられた算定政令附則第十六条			組合特定被保険者
でないもの並びに経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員		附則第十三条	
附則第十八条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条			附則第四条の規定により読み替えられた第七条の五（見出しを含む。）
同条第四項第一号イ		同条第四項第一号	

（削る）

	次条において同じ。）	
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の六（見出し含む。）	第五条第五項第一号	以下この条及び次条において同じ。）並びに経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）
	附則第四条	附則第十八条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第一号
	指定組合特定被保険者	附則第六条の規定により読み替えられた附則第四条
附則第四条の四の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第二号ロ	附則第十六条	指定組合特定被保険者（経過的世帯員を除く。）及び小規模事業所等常勤経過的組合員
附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第二号ハ	附則第十三条	附則第十八条の規定により読み替えられた算定政令附則第十六条
附則第四条の四の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第三号イからハまで	附則第十六条	附則第十八条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
第十三条第三項	組合特定被保険者	附則第十八条の規定により読み替えられた算定政令附則第十六条
		組合特定被保険者（経過的組合員及び経過的世帯員であるものを除く。次項において同じ。）

第七条　令和二年度から令和五年度までの各年度において、経過的組合員を組合員とする組合について、附則第四条の規定により読み替えられた第七条、第七条の四から第七条の六まで及び第十三条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ下欄に掲げる字句とする。

附則第四条の規定により読み替えられた第七条の見出し	附則第十三条	附則第十九条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
附則第四条の規定により読み替えられた第七条第一項	附則第十三条	附則第十九条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条

以下同じ。）でないもの			
以下同じ。）でないもの並びに算定政令附則第十七条に規定する経過的組合員（以下「経過的組合員」という。）であつて指定組合特定被保険者（算定政令附則第十九条の規定により読み替えられた算定政令第五条第四項第一号イに規定する指定組合特定被保険者をいう。以下同じ。）又は小規模事業所等常勤経過的組合員（同号ロに規定する小規模事業所等常勤経過的組合員をいう。以下同じ。）でないもの及び経過的世帯員（経過的組合員の世帯に属する当該組合の組合特定被保険者であつて経過的組合員でないものをいう。以下同じ。）	でないもの	第七条第一項第二号イ	
以下同じ。）でないもの並びに経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員	附則第十三条	附則第四条の規定により読み替えられた第七条第二項から第四項まで	
附則第十九条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条	組合特定被保険者	附則第四条の規定により読み替えられた第七条の四（見出しを含む。）	
組合特定被保険者（経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員であるものを除く。）			

第五条　経過的組合員を組合員とする組合について、附則第四条の規定により読み替えられた第七条、第七条の四から第七条の六まで及び第十三条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）

第八条　令和六年度及び令和七年度の各年度において、経過的組合員を組合員とする組合について、附則第四条の規定により読み替えられた第七条、第七条の四、第七条の五、第七条の六及び第十三条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ下欄に掲げる字句とする。

附則第四条の規定により読み替えられた第七条の五（見出しを含む。）	附則第十三条	附則第十九条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
	同条第四項第一号	同条第四項第一号イ
	次条において同じ。）	以下この条及び次条において同じ。）並びに経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の六（見出しを含む。）	第五条第五項第一号	附則第十九条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第一号
	附則第四条	附則第七条の規定により読み替えられた附則第四条
	指定組合特定被保険者	指定組合特定被保険者（経過的世帯員を除く。）及び小規模事業所等常勤経過的組合員
附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第二号ロ	附則第十三条	附則第十九条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第二号ハ	附則第十三条	附則第十九条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第三号イからハまで	附則第十三条	附則第十九条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
第十三条第三項	組合特定被保険者	組合特定被保険者（経過的組合員及び経過的世帯員であるものを除く。次項において同じ。）
（略）	（略）	（略）

附則第四条の規定により読み替えられた第七条第二項から第五項まで	附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
（略）	でないもの	でないもの並びに経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員
（略）	（略）	（略）
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の六（見出しを含む。）	附則第四条	附則第五条の規定により読み替えられた附則第四条
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）

附則第四条の規定により読み替えられた第七条第二項から第四項まで	附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
（略）	でないもの	でないもの並びに経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員
（略）	（略）	（略）
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の六（見出しを含む。）	附則第四条	附則第八条の規定により読み替えられた附則第四条
（略）	（略）	（略）
附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第一号リ	附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第一号ヌ	附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第一号ル	附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第一号ヲ	附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第一号ワ	（略）	（略）
附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第二号ニ	附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
（略）	（略）	（略）
附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第二号ニ	附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条

附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第四号ロ	に係る子ども・子育て支援納付金	並びに経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員に係る子ども・子育て支援納付金
（略）	（略）	（略）

（削る）

（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）

（令和五年度における算定政令第四条の五第一項各号に規定する額の算定方法の特例）

第九条　令和五年度における算定政令第四条の五第一項各号の規定により算定される額については、第六条の五の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を用いるものとする。

一　算定政令第四条の五第一項第一号に規定する額　令和五年度において被保険者が属する世帯（当該市町村の令和五年四月一日から同年十月三十一日までの間に令第二十九条の七第五項第八号及び第九号に定める基準に従い同条第二項から第四項までの規定に基づき算定される所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなるものに限る。）に係る令和五年度分の保険料について減額するものとした場合に減額することとなる額の総額に七分の三を乗じて得た額

二　算定政令第四条の五第一項第二号に規定する額　令和五年度において被保険者が属する世帯（当該市町村の令和五年度の国民健康保険税の賦課期日から令和五年十月三十一日までの間に地方税法第七百三条の五第三項に定める基準に従い同法第七百三条の四の規定により算定される所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなるものに限る。）に係る令和五年度分の国民健康保険税について減額するものとした場合に減額することとなる額の総額に七分の三を乗じて得た額

2　法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属都道府県について、前項の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第八条第一項柱書（見出しを含む。）	第四条の五第一項各号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の五第一項各号
附則第八条第一項第一号	第四条の五第一項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の五第一項第一号
	所得割額	所得割額（一般被保険者に係る額に限る。）
	被保険者均等割額	被保険者均等割額（一般被保険者に係る額に限る。）
附則第八条第一項第二号	第四条の五第一項第二号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の五第一項第二号

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

○厚生労働省令第八十一号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第六条　（略）	**第十条**　（略）
（創薬支援対策室及び医療機器政策室並びに首席流通指導官）	（医療機器政策室及び首席流通指導官）
第十六条　医薬産業振興・医療情報企画課に、創薬支援対策室及び医療機器政策室並びに首席流通指導官一人を置く。	**第十六条**　医薬産業振興・医療情報企画課に、医療機器政策室及び首席流通指導官一人を置く。
2　創薬支援対策室は、革新的な医薬品等（国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）附則第十七条第一項第一号に規定する革新的な医薬品等をいう。）の実用化の支援に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	（新設）
3　創薬支援対策室に、室長を置く。	（新設）
4　医療機器政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。	2　医療機器政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　医療機器その他衛生用品の輸出入に関すること（医薬局の所掌に属するものを除く。）。	三　医療機器その他衛生用品の輸出入に関すること。
四　（略）	四　（略）
5・6　（略）	3・4　（略）
（訓練企画官、特別支援企画官、就労支援訓練企画官、職業能力開発指導官、主任職業能力開発指導官、キャリア形成支援企画官、企業内人材開発支援企画官、職業能力検定官、主任職業能力検定官、海外協力企画官及び育成就労業務指導企画官）	（訓練企画官、特別支援企画官、就労支援訓練企画官、職業能力開発指導官、主任職業能力開発指導官、キャリア形成支援企画官、企業内人材開発支援企画官、職業能力検定官、主任職業能力検定官及び海外協力企画官）
第七十三条の四　本省に、訓練企画官一人、特別支援企画官一人、就労支援訓練企画官一人、職業能力開発指導官二人、主任職業能力開発指導官一人、キャリア形成支援企画官一人、企業内人材開発支援企画官一人、職業能力検定官六人、主任職業能力検定官一人、海外協力企画官一人及び育成就労業務指導企画官一人を置く。	**第七十三条の四**　本省に、訓練企画官一人、特別支援企画官一人、就労支援訓練企画官一人、職業能力開発指導官二人、主任職業能力開発指導官一人、キャリア形成支援企画官一人、企業内人材開発支援企画官一人、職業能力検定官六人、主任職業能力検定官一人及び海外協力企画官一人を置く。
2～11　（略）	2～11　（略）
12　育成就労業務指導企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち人材開発統括官の所掌事務に係る国際協力に関する事務（出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）附則第五条の認定等に関する準備行為に関するものに限る。）を助ける。	（新設）

所得割額	所得割額（一般被保険者に係る額に限る。）
被保険者均等割額	被保険者均等割額（一般被保険者に係る額に限る。）

（地方厚生局に置く課）

第七百九条　地方厚生局に、健康福祉部及び麻薬取締部に置くもののほか、次に掲げる課を置く。

総務課
会計課
企画調整課
年金指導課（関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。）
年金調整課（関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。）
年金管理課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局に限る。）
年金審査課
管理課
医療課
調査課
特別指導第一課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）
特別指導第二課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）
指導監査課（北海道厚生局を除く。）

（総務課の所掌事務）

第七百十条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～八　（略）
（削る）
（削る）
九～十二　（略）
（削る）

（上席看護指導官）

第七百十条の十　医療課に、上席看護指導官一人を置く。

2　上席看護指導官は、北海道厚生局にあっては、命を受けて、第七百十条の四第一項各号に掲げる事務（看護に関する専門的事項に係るものに限る。）を、東北厚生局、関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局にあっては、命を受けて、第七百十条の四第二項各号に掲げる事務（看護に関する専門的事項に係るものに限る。）を行う。

（支局に置く課）

第七百四十条　支局に、麻薬取締部に置くもののほか、次に掲げる課を置く。

総務課
会計課
企画調整課
年金管理課
年金審査課
健康福祉課
地域包括ケア推進課
保険年金課
管理課
医療課
調査課
指導監査課

（地方厚生局に置く課）

第七百九条　地方厚生局に、健康福祉部及び麻薬取締部に置くもののほか、次に掲げる課を置く。

総務課
会計課（関東信越厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。）
企画調整課
年金指導課（関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。）
年金調整課（関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。）
年金管理課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局に限る。）
年金審査課
管理課
医療課
調査課
特別指導第一課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）
特別指導第二課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）
指導監査課（北海道厚生局を除く。）

（総務課の所掌事務）

第七百十条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～八　（略）
九　地方厚生局の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。
十　地方厚生局所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
十一～十四　（略）

2　関東信越厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局の総務課は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第八号まで及び第十一号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。

第七百十条の十　削除

（支局に置く課）

第七百四十条　支局に、麻薬取締部に置くもののほか、次に掲げる課を置く。

総務課
（新設）
企画調整課
年金管理課
年金審査課
健康福祉課
地域包括ケア推進課
保険年金課
管理課
医療課
調査課
指導監査課

（総務課の所掌事務）

第七百四十一条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～八　（略）

（削る）

（削る）

九～十四　（略）

（会計課の所掌事務）

第七百四十一条の二　会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　支局の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

二　支局所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

第七百四十一条の三～第七百四十一条の五　（略）

（上席看護指導官）

第七百四十六条の三　医療課に、上席看護指導官一人を置く。

2　上席看護指導官は、命を受けて、第七百四十五条の三に掲げる事務（看護に関する専門的事項に係るものに限る。）を行う。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第三十三号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、農林水産省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

農林水産省定員規則の一部を改正する省令

農林水産省定員規則（平成十三年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
（本省及び各外局別の定員）		
第一条　農林水産省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考
本省	一三、五三五人	
林野庁	四、六一五人	
水産庁	一、〇〇六人	
合計	一九、一五六人	

改正前		
（本省及び各外局別の定員）		
第一条　農林水産省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考
本省	一三、五一五人	
林野庁	四、六三五人	
水産庁	一、〇一四人	
合計	一九、一六四人	

附　則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の農林水産省定員規則第一条の規定は、令和八年四月一日から適用する。

○農林水産省令第三十四号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第九条第三項、第十九条第二項、第二十条第三項及び第三十四条第四項並びに農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第八十八条第二項及び第九十二条第五項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（総務課の所掌事務）

第七百四十一条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～八　（略）

九　支局の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

十　支局所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

十一～十六　（略）

（新設）

第七百四十一条の二～第七百四十一条の四　（略）

（新設）

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（調査官、人事調査官、人事企画官、管理官、人事企画調整官、秘書専門官、企画官、任用専門官、給与専門官、人事評価専門官、リスク管理指導官、栄典専門官及び監査官） **第二条**　秘書課に、調査官一人、人事調査官一人、人事企画官四人、管理官二十人、人事企画調整官一人、秘書専門官一人、企画官一人、任用専門官一人、給与専門官一人、人事評価専門官一人、リスク管理指導官一人、栄典専門官一人及び監査官一人を置く。 2～14　（略） （技術政策室及び食料安全保障室並びに調査官、企画官、調整官、技術企画専門官、食料安全保障専門官及び食料自給率専門官） **第五条**　政策課に、技術政策室及び食料安全保障室並びに調査官十九人、企画官八十四人、調整官七人、技術企画専門官三人、食料安全保障専門官二人及び食料自給率専門官二人を置く。 2～11　（略） （新事業創出室、食料システム連携推進室及び商品取引室並びに新事業・食品産業調整官、新事業・食品産業専門官、新事業創出専門官、金融専門官、商品取引専門官及び総合取引専門官） **第九条**　新事業・食品産業政策課に、新事業創出室、食料システム連携推進室及び商品取引室並びに新事業・食品産業調査官二人、新事業・食品産業調整官一人、新事業・食品産業専門官五人、新事業創出専門官一人、金融専門官一人、商品取引専門官一人及び総合取引専門官一人を置く。 2　新事業創出室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する新たな事業の創出に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（農村振興局の所掌に属するものを除く。）。 二　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る新たな事業の創出を図るための技術の改良及び発達に関する事務の総括に関すること。 3　新事業創出室に、室長を置く。 4・5　（略） （削る。）	（調査官、人事調査官、人事企画官、管理官、人事企画調整官、秘書専門官、企画官、任用専門官、給与専門官、人事評価専門官、リスク管理指導官、栄典専門官及び監査官） **第二条**　秘書課に、調査官一人、人事調査官一人、人事企画官三人、管理官二十人、人事企画調整官一人、秘書専門官一人、企画官一人、任用専門官一人、給与専門官一人、人事評価専門官一人、リスク管理指導官一人、栄典専門官一人及び監査官一人を置く。 2～14　（略） （技術政策室及び食料安全保障室並びに調査官、企画官、調整官、技術企画専門官、食料安全保障専門官及び食料自給率専門官） **第五条**　政策課に、技術政策室及び食料安全保障室並びに調査官二十人、企画官八十四人、調整官七人、技術企画専門官三人、食料安全保障専門官二人及び食料自給率専門官二人を置く。 2～11　（略） （食料システム連携推進室、ファイナンス室及び商品取引室並びに新事業・食品産業調整官、新事業・食品産業専門官、新事業創出専門官、金融専門官、商品取引専門官及び総合取引専門官） **第九条**　新事業・食品産業政策課に、食料システム連携推進室、ファイナンス室及び商品取引室並びに新事業・食品産業調査官二人、新事業・食品産業調整官一人、新事業・食品産業専門官五人、新事業創出専門官一人、金融専門官一人、商品取引専門官一人及び総合取引専門官一人を置く。 （新設） 2・3　（略） 4　ファイナンス室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号）の施行に関すること。 二　農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第二十七条から第三十条までの規定により株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う業務に関すること。 三　農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第二条第二項に規定する農林漁業法人等投資育成事業に関する事務のうち食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関すること。 四　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の事業者に対する持続可能な事業形態の確保を図るための投資に関する政策の企画及び立案に関すること。

（削る。）

６～10　（略）

11　新事業創出専門官は、第二項各号に掲げる事務に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

12～14　（略）

（検査官、上席検査官、次席検査官及び検査情報分析官）

第十七条の二　検査課に、検査官九十九人、上席検査官七人、次席検査官十八人及び検査情報分析官二人を置く。

２～５　（略）

（米穀流通・食品表示監視室並びに消費生活専門官、食育推進専門官及び食育推進指導官）

第十九条　消費者行政・食育課に、米穀流通・食品表示監視室並びに消費生活専門官一人、食育推進専門官二人及び食育推進指導官一人を置く。

２・３　（略）

（削る。）

（削る。）

４　（略）

５　食育推進専門官は、命を受けて、食育推進基本計画（食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十六条第一項に規定する食育推進基本計画をいう。）の推進に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

６　（略）

（食品安全科学室及び国際基準室並びに企画官、国際食料調査官、リスク管理専門官、食品安全危機管理官及び国際基準専門官）

第二十条　食品安全政策課に、食品安全科学室及び国際基準室並びに企画官二人、国際食料調査官四人、リスク管理専門官三人、食品安全危機管理官一人及び国際基準専門官五人を置く。

２～10　（略）

（地理的表示保護推進室及び種苗室並びに業務推進専門官、知的財産専門官、知的財産デジタル専門官、地理的表示審査官、審査官、総括審査官、審判官、首席審判官及び国際専門官）

第二十一条　知的財産課に、地理的表示保護推進室及び種苗室並びに業務推進専門官一人、知的財産専門官二人、知的財産デジタル専門官一人、地理的表示審査官五人、審査官十七人、総括審査官二人、審判官一人、首席審判官一人及び国際専門官三人を置く。

２～14　（略）

（米麦消費拡大推進室並びに生産専門官、首席生産専門官、技術専門官、米流通対策官及び備蓄米活用専門官）

第二十二条　穀物課に、米麦消費拡大推進室並びに生産専門官三人、首席生産専門官一人、技術専門官一人、米流通対策官一人及び備蓄米活用専門官一人を置く。

２　米麦消費拡大推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　米穀を主な原料とする飲食料品（酒類を除く。第百六十二条第四号、第百七十七条第一号、第二百九十一条第四号及び第三百八条第一号を除き、以下同じ。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（米穀輸出促進官の所掌に属するものを除く。）。

５　ファイナンス室に、室長を置く。

６～10　（略）

11　新事業創出専門官は、農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する新たな事業の創出に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

12～14　（略）

（検査官、上席検査官、次席検査官及び検査情報分析官）

第十七条の二　検査課に、検査官百二人、上席検査官七人、次席検査官十八人及び検査情報分析官二人を置く。

２～５　（略）

（米穀流通・食品表示監視室並びに監視専門官、監視特別専門官、消費生活専門官、食育推進専門官及び食育推進指導官）

第十九条　消費者行政・食育課に、米穀流通・食品表示監視室並びに監視専門官九人、監視特別専門官一人、消費生活専門官一人、食育推進専門官一人及び食育推進指導官一人を置く。

２・３　（略）

４　監視専門官は、命を受けて、第二項各号に掲げる事務に関する専門の事項についての検査及び指導に関する事務を行う。

５　監視特別専門官は、命を受けて、前項の事務を行い、並びに第二項各号に掲げる事務に関する専門の事項のうち特に重要なものについての検査及び指導に関する事務を行う。

６　（略）

７　食育推進専門官は、食育推進基本計画（食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十六条第一項に規定する食育推進基本計画をいう。）の推進に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

８　（略）

（食品安全科学室及び国際基準室並びに企画官、国際食料調査官、リスク管理専門官、食品安全危機管理官及び国際基準専門官）

第二十条　食品安全政策課に、食品安全科学室及び国際基準室並びに企画官二人、国際食料調査官五人、リスク管理専門官三人、食品安全危機管理官一人及び国際基準専門官五人を置く。

２～10　（略）

（地理的表示保護推進室及び種苗室並びに業務推進専門官、知的財産専門官、知的財産デジタル専門官、地理的表示審査官、審査官、総括審査官、審判官、首席審判官及び国際専門官）

第二十一条　知的財産課に、地理的表示保護推進室及び種苗室並びに業務推進専門官一人、知的財産専門官二人、知的財産デジタル専門官一人、地理的表示審査官六人、審査官十八人、総括審査官二人、審判官一人、首席審判官一人及び国際専門官三人を置く。

２～14　（略）

（米麦流通加工対策室並びに生産専門官、首席生産専門官、技術専門官及び備蓄米活用専門官）

第二十二条　穀物課に、米麦流通加工対策室並びに生産専門官四人、首席生産専門官一人、技術専門官一人及び備蓄米活用専門官一人を置く。

２　米麦流通加工対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　米穀を主な原料とする飲食料品（酒類を除く。第百六十二条第四号、第百七十七条第一号、第二百九十一条第四号及び第三百八条第一号を除き、以下同じ。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

二　主要食糧（米穀を除く。）の流通及び加工に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
三　主要食糧の消費の増進、改善及び調整に関すること（米穀輸出促進官の所掌に属するものを除く。）。
（削る。）
3　米麦消費拡大推進室に、室長を置く。
4～6　（略）
7　米流通対策官は、米穀の流通の増進、改善及び調整並びに米穀の流通及び加工に関する事業の発達、改善及び調整に関する重要事項についての調査、企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
8　（略）
（企画官）
第三十四条の二　農産局に、企画官一名を置く。
2　企画官は、米穀輸出促進官のつかさどる職務に関し調整を要する事項のうち農産局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関するものを助ける。
（水田農業対策室並びに食糧調査官、企画官、指導官、国際専門官、水田農業高収益化専門官及び米流通調整官）
第三十五条　企画課に、水田農業対策室並びに食糧調査官二人、企画官三人、指導官二人、国際専門官一人、水田農業高収益化専門官一人及び米流通調整官一人を置く。
（削る。）
（削る。）
2・3　（略）
4　食糧調査官は、命を受けて、企画課の所掌事務に関し調整を要する重要事項その他の重要事項についての調査、企画及び連絡調整を行う。
5～9　（略）
（担い手・法人総合対策室及び経営安定対策室並びに経営専門官及び数理官）
第四十七条　経営政策課に、担い手・法人総合対策室及び経営安定対策室並びに経営専門官六人及び数理官一人を置く。
2　担い手・法人総合対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）
3　担い手・法人総合対策室に、室長を置く。
4～7　（略）
（農泊・里業推進室及び農福連携推進室並びに企画官）
第五十七条　都市農村交流課に、農泊・里業推進室及び農福連携推進室並びに企画官一人を置く。
2　農泊・里業推進室は、農山漁村と都市との地域間交流に関する事務（林野庁及び水産庁の所掌に属するものを除く。）のうち次に掲げる事務をつかさどる。
一　農泊（観光旅客の農山漁村への来訪及び滞在をいう。次号において同じ。）の推進に関すること。

二　主要食糧の流通及び加工に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
三　主要食糧の消費の増進、改善及び調整に関すること。
四　農産物検査に関すること（消費・安全局の所掌に属するものを除く。）。
3　米麦流通加工対策室に、室長を置く。
4～6　（略）
（新設）
7　（略）
（新設）
（米穀貿易企画室及び水田農業対策室並びに食糧調査官、企画官、指導官、国際専門官、水田農業高収益化専門官及び米流通調整官）
第三十五条　企画課に、米穀貿易企画室及び水田農業対策室並びに食糧調査官一人、企画官四人、指導官二人、国際専門官一人、水田農業高収益化専門官一人及び米流通調整官一人を置く。
2　米穀貿易企画室は、米穀（その加工品を含む。）についての輸出入並びに関税及び国際協定に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。
3　米穀貿易企画室に、室長を置く。
4・5　（略）
6　食糧調査官は、企画課の所掌事務に関し調整を要する重要事項その他の重要事項についての調査、企画及び連絡調整を行う。
7～11　（略）
（担い手総合対策室及び経営安定対策室並びに経営専門官及び数理官）
第四十七条　経営政策課に、担い手総合対策室及び経営安定対策室並びに経営専門官七人及び数理官一人を置く。
2　担い手総合対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）
3　担い手総合対策室に、室長を置く。
4～7　（略）
（農泊推進室及び農福連携推進室並びに企画官及びインバウンド推進専門官）
第五十七条　都市農村交流課に、農泊推進室及び農福連携推進室並びに企画官二人及びインバウンド推進専門官一人を置く。
2　農泊推進室は、農山漁村と都市との地域間交流に関する事務のうち農泊（観光旅客の農山漁村への来訪及び滞在をいう。）の推進に関する事務をつかさどる。
（新設）

二　農泊の推進と一体的に行う里業（農産物の加工又は販売を行う事業、農業の体験の機会の提供を行う事業その他の農村に存在する地域資源を活用して行う事業（農業を除く。）をいう。）の推進に関すること。

3　農泊・里業推進室に、室長を置く。

4・5　（略）

6　企画官は、都市農村交流課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち農村振興局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（削る。）

（企画連絡室に置く課）

第百三十二条の二　企画連絡室に、次の四課を置く。

企画調整課

審査調整第一課

審査調整第二課

技術指導課

（審査調整第一課の所掌事務）

第百三十二条の四　審査調整第一課は、動物用の生物学的製剤及び再生医療等製品の検査に関する技術的事項についての審査及び連絡調整に関する事務をつかさどる。

（審査調整第二課の所掌事務）

第百三十二条の五　審査調整第二課は、動物用の医薬品（生物学的製剤を除く。第百三十六条において同じ。）、医薬部外品及び医療機器の検査に関する技術的事項についての審査及び連絡調整に関する事務をつかさどる。

（技術指導課の所掌事務）

第百三十二条の六　（略）

（動物用医薬品審査官、動物用医療機器審査官、動物用医薬品専門官及び病原微生物管理専門官）

第百三十三条　企画連絡室に、動物用医薬品審査官二人、動物用医療機器審査官一人、動物用医薬品専門官三人及び病原微生物管理専門官一人を置く。

2～5　（略）

（検査第二部の所掌事務）

第百三十六条　検査第二部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　動物用の医薬品、医薬部外品及び医療機器の検査を行うこと。

二・三　（略）

（消費者行政専門官、食品アクセス推進専門官、食育情報専門官及び教育ファーム推進専門官）

第百八十一条　消費生活課に、消費者行政専門官二人、食品アクセス推進専門官一人、食育情報専門官一人及び教育ファーム推進専門官一人を置く。

2・3　（略）

4　食育情報専門官は、地方農政局の管轄区域内における健全な食生活その他の食料の消費に関する知識の普及及び情報の提供に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

5　（略）

（新設）

3　農泊推進室に、室長を置く。

4・5　（略）

6　企画官は、命を受けて、都市農村交流課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち農村振興局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

7　インバウンド推進専門官は、外国人観光旅客の農山漁村への来訪及び滞在の推進に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（企画連絡室に置く課）

第百三十二条の二　企画連絡室に、次の三課を置く。

企画調整課

審査調整課

（新設）

技術指導課

（審査調整課の所掌事務）

第百三十二条の四　審査調整課は、動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の検査に関する技術的事項についての審査及び連絡調整に関する事務をつかさどる。

（新設）

（技術指導課の所掌事務）

第百三十二条の五　（略）

（動物用医薬品審査官、動物用医療機器審査官、動物用医薬品専門官及び病原微生物管理専門官）

第百三十三条　企画連絡室に、動物用医薬品審査官三人、動物用医療機器審査官一人、動物用医薬品専門官三人及び病原微生物管理専門官一人を置く。

2～5　（略）

（検査第二部の所掌事務）

第百三十六条　検査第二部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　動物用の医薬品（生物学的製剤を除く。次号及び第三号において同じ。）、医薬部外品及び医療機器の検査を行うこと。

二・三　（略）

（消費者行政専門官、食品アクセス推進専門官、食育情報専門官及び教育ファーム推進専門官）

第百八十一条　消費生活課に、消費者行政専門官二人、食品アクセス推進専門官一人、食育情報専門官二人及び教育ファーム推進専門官一人を置く。

2・3　（略）

4　食育情報専門官は、命を受けて、地方農政局の管轄区域内における健全な食生活その他の食料の消費に関する知識の普及及び情報の提供に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

5　（略）

（災害対策室並びに防災・減災対策官、災害査定官及び能登半島復旧調整官）

第二百二十一条　防災課に、災害対策室並びに防災・減災対策官一人及び災害査定官二人を置く。

2～6　（略）

（津軽土地改良建設事務所）

第二百六十五条　（略）

2・3　（略）

4　津軽土地改良建設事務所に、次の四課並びに津軽北部二期農業水利事業建設所及び十三湖農地防災事業建設所並びに企画官二人、技術専門官三人及び環境専門官一人を置く。

庶務課
用地課
工事第一課
工事第二課

5～10　（略）

（北奥羽土地改良調査管理事務所）

第二百六十七条　（略）

2・3　（略）

4　北奥羽土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、施設再編専門官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、技術調整官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全課
（削る。）
（削る。）

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務並びに実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によって造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（保全課の所掌に属するものを除く。）を、保全課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務をつかさどる。

（災害対策室並びに防災・減災対策官、災害査定官及び能登半島復旧調整官）

第二百二十一条　防災課に、災害対策室並びに防災・減災対策官一人及び災害査定官二人を置く。ただし、東北農政局の防災課には、災害対策室を置かない。

2～6　（略）

（津軽土地改良建設事務所）

第二百六十五条　（略）

2・3　（略）

4　津軽土地改良建設事務所に、次の四課並びに津軽北部二期農業水利事業建設所及び十三湖農地防災事業建設所並びに企画官二人、技術専門官二人及び環境専門官一人を置く。

庶務課
用地課
工事第一課
工事第二課

5～10　（略）

（北奥羽土地改良調査管理事務所）

第二百六十七条　（略）

2・3　（略）

4　北奥羽土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設再編専門官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
（新設）
保全計画課
保全整備課

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務並びに実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によって造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（保全計画課及び保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全計画課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全整備課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する事務をつかさどる。

6～12　（略）

13　技術調整官は、施設の保全に関する専門技術上の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

14・15　（略）

（北上土地改良調査管理事務所）

第二百六十八条　（略）

2・3　（略）

4　北上土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、施設再編専門官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、技術調整官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課

企画課

調査課

計画課

財産管理課

保全課

（削る。）

（削る。）

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務並びに実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によって造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（保全課の所掌に属するものを除く。）を、保全課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務をつかさどる。

6～12　（略）

13　技術調整官は、施設の保全に関する専門技術上の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

14～16　（略）

6～12　（略）

（新設）

13・14　（略）

（北上土地改良調査管理事務所）

第二百六十八条　（略）

2・3　（略）

4　北上土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設再編専門官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課

企画課

調査課

計画課

財産管理課

（新設）

保全計画課

保全整備課

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務並びに実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によって造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（保全計画課及び保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全計画課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全整備課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する事務をつかさどる。

6～12　（略）

（新設）

13～15　（略）

（西奥羽土地改良調査管理事務所）

第二百六十九条　（略）

２・３　（略）

４　西奥羽土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、施設再編専門官、施設監視専門官、水利調整専門官、農業水利総合対策官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、技術調整官、権利保全対策官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全課

（削る。）

５　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務並びに実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によって造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（保全課の所掌に属するものを除く。）を、保全課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務をつかさどる。

６～13　（略）

14　技術調整官は、施設の保全に関する専門技術上の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

15～18　（略）

（阿武隈土地改良調査管理事務所）

第二百七十条　（略）

２・３　（略）

４　阿武隈土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、施設再編専門官、施設監視専門官、水利調整専門官、農業水利総合対策官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、技術調整官、権利保全対策官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課

（西奥羽土地改良調査管理事務所）

第二百六十九条　（略）

２・３　（略）

４　西奥羽土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設再編専門官、施設監視専門官、水利調整専門官、農業水利総合対策官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、権利保全対策官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
（新設）
保全計画課
保全整備課

５　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務並びに実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によって造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（保全計画課及び保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全計画課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全整備課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する事務をつかさどる。

６～13　（略）

（新設）

14～17　（略）

（阿武隈土地改良調査管理事務所）

第二百七十条　（略）

２・３　（略）

４　阿武隈土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設再編専門官、施設監視専門官、水利調整専門官、農業水利総合対策官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、権利保全対策官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課

計画課
財産管理課
保全課
（削る。）
（削る。）

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務並びに実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によって造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（保全課の所掌に属するものを除く。）を、保全課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務をつかさどる。

6～13　（略）

14　技術調整官は、施設の保全に関する専門技術上の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

15～18　（略）

（利根川水系土地改良調査管理事務所）

第二百七十一条　（略）

2・3　（略）

4　利根川水系土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官一人、施設再編専門官一人、施設監視専門官一人、水利調整専門官二人、農業水利総合対策官一人、調査計画専門官一人、環境調査専門官一人、耐震対策専門官一人、管理調整官一人、技術調整官二人、技術情報専門官一人、防災情報管理官一人、権利保全対策官一人、保全整備専門官一人及び施設復旧対策専門官一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
技術調整課
保全課
（削る。）
（削る。）

計画課
財産管理課
（新設）
保全計画課
保全整備課

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務並びに実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によって造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（保全計画課及び保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全計画課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全整備課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する事務をつかさどる。

6～13　（略）
（新設）

14～17　（略）

（利根川水系土地改良調査管理事務所）

第二百七十一条　（略）

2・3　（略）

4　利根川水系土地改良調査管理事務所に、次の八課並びに企画情報管理官一人、施設再編専門官一人、施設監視専門官一人、水利調整専門官二人、農業水利総合対策官一人、調査計画専門官一人、環境調査専門官一人、耐震対策専門官一人、管理調整官一人、技術調整官一人、技術情報専門官一人、防災情報管理官一人、権利保全対策官一人、保全整備専門官一人及び施設復旧対策専門官一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
技術調整課
（新設）
保全計画課
保全整備課

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務並びに実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によって造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（技術調整課、保全課の所掌に属するものを除く。）を、技術調整課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する技術上の企画、情報の管理及び連絡調整に関する事務を、保全課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務をつかさどる。

6～14　（略）

15　技術調整官は、命を受けて、施設の保全に関する専門技術上の事項（技術情報専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

16～21　（略）

（西関東土地改良調査管理事務所）

第二百七十二条　（略）

2・3　（略）

4　西関東土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、施設再編専門官、施設監視専門官、水利調整専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、耐震対策専門官、管理調整官、技術調整官、権利保全対策官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全課
（削る。）
（削る。）

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務並びに実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によって造成された

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務並びに実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によって造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（技術調整課、保全課の所掌に属するものを除く。）を、技術調整課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する技術上の企画、情報の管理及び連絡調整に関する事務を、保全課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務をつかさどる。

6～14　（略）

15　技術調整官は、施設の保全に関する専門技術上の事項（技術情報専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

16～21　（略）

（西関東土地改良調査管理事務所）

第二百七十二条　（略）

2・3　（略）

4　西関東土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設再編専門官、施設監視専門官、水利調整専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、耐震対策専門官、管理調整官、権利保全対策官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
（新設）
保全計画課
保全整備課

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務並びに実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によって造成された

施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（保全課の所掌に属するものを除く。）を、保全課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務をつかさどる。

6～13　（略）

14　技術調整官は、施設の保全に関する専門技術上の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

15～17　（略）

（信濃川水系土地改良調査管理事務所）

第二百七十三条　（略）

2　信濃川水系土地改良調査管理事務所に、次長一人を置く。

3　（略）

4　信濃川水系土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、施設再編専門官、施設監視専門官、水利調整専門官、農業水利総合対策官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、技術調整官、権利保全対策官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全課
（削る。）
（削る。）

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務並びに実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によって造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（保全課の所掌に属するものを除く。）を、保全課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務をつかさどる。

6～13　（略）

14　技術調整官は、施設の保全に関する専門技術上の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

15～17　（略）

施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（保全計画課及び保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全計画課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全整備課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する事務をつかさどる。

6～13　（略）

（新設）

14～16　（略）

（信濃川水系土地改良調査管理事務所）

第二百七十三条　（略）

2　信濃川水系土地改良調査管理事務所に、次長二人を置く。

3　（略）

4　信濃川水系土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設再編専門官、施設監視専門官、水利調整専門官、農業水利総合対策官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、権利保全対策官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
（新設）
保全計画課
保全整備課

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務並びに実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によって造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（保全計画課及び保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全計画課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全整備課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する事務をつかさどる。

6～13　（略）

（新設）

14～16　（略）

（西北陸土地改良調査管理事務所）

第二百七十四条　（略）

2・3　（略）

4　西北陸土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、管理調整官、技術調整官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全課

（削る。）

（削る。）

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務並びに実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によって造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（保全課の所掌に属するものを除く。）を、保全課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務をつかさどる。

6～12　（略）

13　技術調整官は、施設の保全に関する専門技術上の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

14・15　（略）

（木曽川水系土地改良調査管理事務所）

第二百七十五条　（略）

2・3　（略）

4　木曽川水系土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、耐震対策専門官、技術調整官、権利保全対策官、保全整備専門官、施設復旧対策専門官及び施設管理調整官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課

（西北陸土地改良調査管理事務所）

第二百七十四条　（略）

2・3　（略）

4　西北陸土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、管理調整官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課

（新設）

保全課

（新設）

保全整備課

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務並びに実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によって造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（保全計画課及び保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全計画課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全整備課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する事務をつかさどる。

6～12　（略）

（新設）

13・14　（略）

（木曽川水系土地改良調査管理事務所）

第二百七十五条　（略）

2・3　（略）

4　木曽川水系土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、耐震対策専門官、権利保全対策官、保全整備専門官、施設復旧対策専門官及び施設管理調整官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課

計画課
財産管理課
保全課
（削る。）
（削る。）

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務並びに実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によって造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（保全課の所掌に属するものを除く。）を、保全課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務をつかさどる。

6～12　（略）

13　技術調整官は、施設の保全に関する専門技術上の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

14～18　（略）

（淀川水系土地改良調査管理事務所）

第二百七十六条　（略）

2・3　（略）

4　淀川水系土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、施設再編専門官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、技術調整官、権利保全対策官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全課
（削る。）
（削る。）

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に

計画課
財産管理課
（新設）
保全計画課
保全整備課

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務並びに実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によって造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（保全計画課及び保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全計画課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全整備課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する事務をつかさどる。

6～12　（略）
（新設）

13～17　（略）

（淀川水系土地改良調査管理事務所）

第二百七十六条　（略）

2・3　（略）

4　淀川水系土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設再編専門官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、権利保全対策官、保全整備専門官、施設復旧対策専門官及び用地調整官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
（新設）
保全計画課
保全整備課

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に

関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務並びに実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によって造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（保全課の所掌に属するものを除く。）を、保全課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務をつかさどる。

6～12　（略）

13　技術調整官は、施設の保全に関する専門技術上の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

14～16　（略）

（削る。）

17　淀川水系土地改良調査管理事務所に、加古川水系広域農業水利施設総合管理所、川代ダム管理所、鴨川・大川瀬ダム管理所及び糀屋ダム管理所を置く。

（南近畿土地改良調査管理事務所）

第二百七十八条　（略）

2・3　（略）

4　南近畿土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、施設再編専門官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、耐震対策専門官、技術調整官、保全整備専門官、施設復旧対策専門官及び施設管理調整官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査計画課
財産管理課
保全課
（削る。）
（削る。）
管理課

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査計画課は同項の事業の実施に関する土地、水その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務、建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務、実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によって造成された施設並びに当該施

関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務並びに実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によって造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（保全計画課及び保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全計画課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全整備課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する事務をつかさどる。

6～12　（略）

（新設）

13～15　（略）

16　用地調整官は、工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する調査及び連絡調整に関する事務を行う。

17　淀川水系土地改良調査管理事務所に、加古川水系広域農業水利施設総合管理所、川代ダム管理所、鴨川・大川瀬ダム管理所、糀屋ダム管理所及び湖北支所を置く。

（南近畿土地改良調査管理事務所）

第二百七十八条　（略）

2・3　（略）

4　南近畿土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設再編専門官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、耐震対策専門官、保全整備専門官、施設復旧対策専門官及び施設管理調整官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査計画課
財産管理課
（新設）
保全計画課
保全整備課
管理課

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査計画課は同項の事業の実施に関する土地、水その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務、建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務、実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によって造成された施設並びに当該施

設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（保全課及び管理課の所掌に属するものを除く。）を、保全課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務を、管理課は同項の事業によって造成された施設の操作及び保守に関する事務をつかさどる。

6～13　（略）

14　技術調整官は、施設の保全に関する専門技術上の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

15～18　（略）

（中国土地改良調査管理事務所）

第二百八十条　（略）

2・3　（略）

4　中国土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、施設再編専門官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、耐震対策専門官、技術調整官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全課
（削る。）
（削る。）

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務並びに実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によって造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（保全課の所掌に属するものを除く。）を、保全課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務をつかさどる。

6～13　（略）

14　技術調整官は、施設の保全に関する専門技術上の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

15・16　（略）

設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（保全計画課、保全整備課及び管理課の所掌に属するものを除く。）を、保全計画課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（保全整備課及び管理課の所掌に属するものを除く。）を、保全整備課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する事務を、管理課は同項の事業によって造成された施設の操作及び保守に関する事務をつかさどる。

6～13　（略）

（新設）

14～17　（略）

（中国土地改良調査管理事務所）

第二百八十条　（略）

2・3　（略）

4　中国土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設再編専門官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、耐震対策専門官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
（新設）
保全計画課
保全整備課

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務並びに実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によって造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（保全計画課及び保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全計画課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全整備課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する事務をつかさどる。

6～13　（略）

（新設）

14・15　（略）

（四国土地改良調査管理事務所）

第二百八十一条　（略）

2・3　（略）

4　四国土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、技術調整官、権利保全対策官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全課
（削る。）
（削る。）

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務並びに実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によって造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（保全課の所掌に属するものを除く。）を、保全課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務をつかさどる。

6～11　（略）

12　技術調整官は、施設の保全に関する専門技術上の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

13～16　（略）

（北部九州土地改良調査管理事務所）

第二百八十二条　（略）

2・3　（略）

4　北部九州土地改良調査管理事務所に、次の七課及び筑後川下流福岡農業水利事業建設所並びに企画情報管理官一人、施設再編専門官一人、施設監視専門官一人、水利調整専門官一人、洪水調節機能強化専門官一人、調査計画専門官一人、環境調査専門官一人、技術調整官、権利保全対策官一人、保全整備専門官二人、施設復旧対策専門官一人、環境保全専門官二人及び用地調整官一人を置く。

庶務課
企画課
調査課

（四国土地改良調査管理事務所）

第二百八十一条　（略）

2・3　（略）

4　四国土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、権利保全対策官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
（新設）
保全計画課
保全整備課

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務並びに実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によって造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（保全計画課及び保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全計画課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全整備課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する事務をつかさどる。

6～11　（略）

（新設）

12～15　（略）

（北部九州土地改良調査管理事務所）

第二百八十二条　（略）

2・3　（略）

4　北部九州土地改良調査管理事務所に、次の八課及び筑後川下流福岡農業水利事業建設所並びに企画情報管理官一人、施設再編専門官一人、施設監視専門官一人、水利調整専門官一人、洪水調節機能強化専門官一人、調査計画専門官一人、環境調査専門官一人、権利保全対策官一人、保全整備専門官二人、施設復旧対策専門官一人、環境保全専門官二人及び用地調整官一人を置く。

庶務課
企画課
調査課

計画課
財産管理課
保全課
（削る。）
（削る。）
環境調整課
5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務並びに実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によって造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（保全課及び環境調整課の所掌に属するものを除く。）を、保全課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務を、環境調整課は同項の事業によって造成された施設の保全その他の管理に関する事務のうち環境との調和に配慮するため必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
6～13　（略）
14　技術調整官は、施設の保全に関する専門技術上の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
15～19　（略）
20　北部九州土地改良調査管理事務所に、熊本支所、駅館川支所、上場支所及び大野川支所を置く。
（南部九州土地改良調査管理事務所）
第二百八十三条　（略）
2・3　（略）
4　南部九州土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、施設再編専門官、施設監視専門官、水利調整専門官、農業水利総合対策官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、管理調整官、技術調整官、権利保全対策官、保全整備専門官、施設復旧対策専門官及び用地調整官それぞれ一人を置く。
庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全課
（削る。）

計画課
財産管理課
（新設）
保全計画課
保全整備課
環境調整課
5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務並びに実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によって造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（保全計画課、保全整備課及び環境調整課の所掌に属するものを除く。）を、保全計画課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（保全整備課及び環境調整課の所掌に属するものを除く。）を、保全整備課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する事務を、環境調整課は同項の事業によって造成された施設の保全その他の管理に関する事務のうち環境との調和に配慮するため必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
6～13　（略）
（新設）
14～18　（略）
19　北部九州土地改良調査管理事務所に、熊本支所、筑後川中流支所、駅館川支所及び上場支所を置く。
（南部九州土地改良調査管理事務所）
第二百八十三条　（略）
2・3　（略）
4　南部九州土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設再編専門官、施設監視専門官、水利調整専門官、農業水利総合対策官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、管理調整官、権利保全対策官、保全整備専門官、施設復旧対策専門官及び用地調整官それぞれ一人を置く。
庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
（新設）
保全計画課
保全整備課

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務並びに実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によって造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（保全課の所掌に属するものを除く。）を、保全課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務をつかさどる。

6～14　（略）

15　技術調整官は、施設の保全に関する専門技術上の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

16～20　（略）

（土地改良技術事務所）

第二百八十五条　（略）

2　土地改良技術事務所に、次長一人（関東農政局及び北陸農政局にあっては、二人）を置く。

3～16　（略）

（消費者行政専門官、食品アクセス推進専門官及び教育ファーム推進専門官）

第三百十一条　消費生活課に、消費者行政専門官、食品アクセス推進専門官及び教育ファーム推進専門官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

（削る。）

4　（略）

（森林集積推進室、山村振興・緑化推進室及び森業振興室並びに施業集約化推進官、森林経営管理技術者育成専門官、花粉発生源対策調整官、花粉発生源対策推進官、森林炭素取引活性化企画官、環境保全専門官、森林生物多様性専門官及び森林ボランティア企画官）

第三百九十一条の二　森林利用課に、森林集積推進室、山村振興・緑化推進室及び森業振興室並びに施業集約化推進官、森林経営管理技術者育成専門官、花粉発生源対策調整官、花粉発生源対策推進官、森林炭素取引活性化企画官、環境保全専門官、森林生物多様性専門官及び森林ボランティア企画官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務並びに実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によって造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（保全計画課及び保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全計画課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全整備課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する事務をつかさどる。

6～14　（略）

（新設）

15～19　（略）

（土地改良技術事務所）

第二百八十五条　（略）

2　土地改良技術事務所に、次長一人（北陸農政局にあっては、二人）を置く。

3～16　（略）

（消費者行政専門官、食品アクセス推進専門官、食育情報専門官及び教育ファーム推進専門官）

第三百十一条　消費生活課に、消費者行政専門官、食品アクセス推進専門官、食育情報専門官及び教育ファーム推進専門官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

4　食育情報専門官は、北海道農政事務所の管轄区域内における健全な食生活その他の食料の消費に関する知識の普及及び情報の提供に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

5　（略）

（森林集積推進室及び山村振興・緑化推進室並びに施業集約化推進官、森林経営管理技術者育成専門官、花粉発生源対策調整官、森林吸収源情報管理官、花粉発生源対策推進官、森林炭素取引活性化企画官、環境保全専門官、森林生物多様性専門官、森林環境教育推進官及び森林ボランティア企画官）

第三百九十一条の二　森林利用課に、森林集積推進室及び山村振興・緑化推進室並びに施業集約化推進官、森林経営管理技術者育成専門官、花粉発生源対策調整官、森林吸収源情報管理官、花粉発生源対策推進官、森林炭素取引活性化企画官、環境保全専門官、森林生物多様性専門官、森林環境教育推進官及び森林ボランティア企画官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

4　山村振興・緑化推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
二　（削る。）
三　（略）
5　（略）
6　森業振興室は、林野庁の所掌に係る森業（森林における観光、保養若しくは教育又は林業の体験の機会の提供を行う事業その他の森林の空間若しくは自然環境又は森林資源を活用して行う事業（林業を除く。）をいう。）の振興に関する事務をつかさどる。
7　森業振興室に、室長を置く。
8～10　（削る。）
11～14　（略）
15　（削る。）
第五百三十五条　漁政部に、数理官二人及び漁業共済指導官一人を置く。
2　（略）
3　（外国漁船対策室並びに漁業監督指導官、上席漁業監督指導官、外国漁船取締企画官及び安全操業調整官）
第五百三十九条　漁業取締課に、外国漁船対策室並びに漁業監督指導官三十一人、上席漁業監督指導官三人、外国漁船取締企画官二人及び安全操業調整官二人を置く。
2～7　（略）
第五百三十九条の二　資源管理部に、漁獲監理専門官十三人及び上席漁獲監理専門官二人を置く。
2　（略）
3　上席漁獲監理専門官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務を総括する。
（生態系保全室及び資源評価高度化専門官）
第五百四十一条　漁場資源課に、生態系保全室及び資源評価高度化専門官一人を置く。
2・3　（削る。）
4　（略）
（内水面漁業振興室並びに栽培養殖専門官、事業転換指導企画官、陸上養殖専門官及び内水面養殖企画官）
第五百四十二条　栽培養殖課に、内水面漁業振興室並びに栽培養殖専門官、事業転換指導企画官、陸上養殖専門官及び内水面養殖企画官それぞれ一人を置く。
2～5　（略）

4　山村振興・緑化推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
二　山村に滞在しつつ行う林業の体験その他の山村と都市との地域間交流に関すること。
三　（略）
5　（略）
（新設）
6～8　（略）
9　森林吸収源情報管理官は、森林による温室効果ガスの排出及び吸収に関する重要事項についての調査、企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
10～13　（略）
14　森林環境教育推進官は、森林環境教育の推進に関する企画及び連絡調整に関する事務を行う。
15　（略）
（数理官、漁船保険指導官及び漁業共済指導官）
第五百三十五条　漁政部に、数理官二人、漁船保険指導官一人及び漁業共済指導官一人を置く。
2　（略）
3　漁船保険指導官は、漁業保険管理官のつかさどる職務のうち漁船損害等補償に関する専門技術上の事項についての指導及び調査に関するものを助ける。
4　（略）
（外国漁船対策室並びに漁業監督指導官、上席漁業監督指導官、外国漁船取締企画官及び安全操業調整官）
第五百三十九条　漁業取締課に、外国漁船対策室並びに漁業監督指導官三十三人、上席漁業監督指導官三人、外国漁船取締企画官二人及び安全操業調整官二人を置く。
2～7　（略）
（漁獲監理専門官）
第五百三十九条の二　資源管理部に、漁獲監理専門官十五人を置く。
2　（略）
（新設）
（生態系保全室並びに資源技術専門官及び資源評価高度化専門官）
第五百四十一条　漁場資源課に、生態系保全室並びに資源技術専門官及び資源評価高度化専門官それぞれ一人を置く。
2・3　（略）
4　資源技術専門官は、水産資源に関する調査及び評価に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
5　（略）
（内水面漁業振興室並びに栽培養殖専門官、事業転換指導企画官、養殖国際専門官、陸上養殖専門官及び内水面養殖企画官）
第五百四十二条　栽培養殖課に、内水面漁業振興室並びに栽培養殖専門官、事業転換指導企画官、養殖国際専門官、陸上養殖専門官及び内水面養殖企画官それぞれ一人を置く。
2～5　（略）

（削る。）

6・7　（略）

（漁港漁場専門官、上席漁港漁場専門官及び漁港漁場防災・減災技術専門官）

第五百四十四条　事業課に、漁港漁場専門官六人、上席漁港漁場専門官一人及び漁港漁場防災・減災技術専門官一人を置く。

2～4　（略）

（削る。）

（水産施設災害対策室並びに防災技術専門官、災害査定官及び総括災害査定官）

第五百四十五条　防災漁村課に、水産施設災害対策室並びに防災技術専門官一人、災害査定官四人及び総括災害査定官一人を置く。

2～6　（略）

（削る。）

（北海道漁業調整事務所に置く課等）

第五百五十条　北海道漁業調整事務所に、次の二課並びに漁業監督指導官十五人、上席漁業監督指導官一人、安全操業調整官一人及び資源管理推進官一人を置く。

資源課

漁業監督課

（漁業監督指導官及び上席漁業監督指導官）

第五百八十一条　漁業監督課に、漁業監督指導官三十五人及び上席漁業監督指導官一人を置く。

2・3　（略）

別表第一（第九十七条関係）

名称	位置
（略）	（略）
門司植物防疫所下関出張所	（略）
門司植物防疫所大分出張所	大分市
（略）	（略）
門司植物防疫所鹿児島支所熊本空港出張所	熊本県上益城郡益城町
（削る。）	（削る。）
（略）	（略）

6　養殖国際専門官は、栽培養殖課の所掌事務に係る国際関係事務に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

7・8　（略）

（漁港漁場専門官、上席漁港漁場専門官、漁港漁場防災・減災技術専門官及び海外水産土木専門官）

第五百四十四条　事業課に、漁港漁場専門官六人、上席漁港漁場専門官一人、漁港漁場防災・減災技術専門官一人及び海外水産土木専門官一人を置く。

2～4　（略）

5　海外水産土木専門官は、漁港及び漁場の整備に関する国際協力に関する専門技術上の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（水産施設災害対策室並びに防災技術専門官、災害査定官、総括災害査定官及び施設管理指導官）

第五百四十五条　防災漁村課に、水産施設災害対策室並びに防災技術専門官一人、災害査定官四人、総括災害査定官一人及び施設管理指導官一人を置く。

2～6　（略）

7　施設管理指導官は、沿岸漁業の構造改善に関する事業に係る施設の管理、運営及び処分についての指導に関する事務を行う。

（北海道漁業調整事務所に置く課等）

第五百五十条　北海道漁業調整事務所に、次の二課並びに漁業監督指導官十六人、上席漁業監督指導官一人、安全操業調整官一人及び資源管理推進官一人を置く。

資源課

漁業監督課

（漁業監督指導官及び上席漁業監督指導官）

第五百八十一条　漁業監督課に、漁業監督指導官三十七人及び上席漁業監督指導官一人を置く。

2・3　（略）

別表第一（第九十七条関係）

名称	位置
（略）	（略）
門司植物防疫所下関出張所	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
門司植物防疫所鹿児島支所八代出張所	八代市
門司植物防疫所鹿児島支所大分出張所	大分市
（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第四十号

経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）を実施するため、並びに行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、経済産業省組織規則及び経済産業省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

経済産業大臣　赤澤　亮正

経済産業省組織規則及び経済産業省定員規則の一部を改正する省令

（経済産業省組織規則の一部改正）

第一条　経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
（公文書監理室及び広報室並びに政策企画官、企画官、国会事務連絡調整官、業務管理官、文書管理官及び情報化総括責任者補佐官）	（公文書監理室及び広報室並びに政策企画官、企画官、国会事務連絡調整官、業務管理官、文書管理官及び情報化総括責任者補佐官）
第二条　総務課に、公文書監理室及び広報室並びに政策企画官十一人、企画官四十四人、国会事務連絡調整官一人、業務管理官四人、文書管理官一人及び情報化総括責任者補佐官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。	**第二条**　総務課に、公文書監理室及び広報室並びに政策企画官十一人、企画官四十五人、国会事務連絡調整官一人、業務管理官四人、文書管理官一人及び情報化総括責任者補佐官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。
2～11　（略）	2～11　（略）
（DX室及び情報システム室並びに統括情報セキュリティ対策官及び情報セキュリティ対策官）	（情報システム室並びに統括情報セキュリティ対策官及び情報セキュリティ対策官）
第四条　業務改革課に、DX室及び情報システム室並びに情報セキュリティ対策官三人を置き、情報セキュリティ対策官のうちから経済産業大臣が指名する者を統括情報セキュリティ対策官とする。	**第四条**　業務改革課に、情報システム室並びに情報セキュリティ対策官三人を置く。
2　DX室は、経済産業省の事務能率の増進に関する事務のうち、行政の情報化の推進に関する事務をつかさどる。	（新設）
3　DX室に、室長を置く。	（新設）
4　情報システム室は、経済産業省の情報システムの整備及び管理に関する事務をつかさどる。	2　情報システム室は、次に掲げる事務をつかさどる。
5　情報システム室に、室長を置く。	一　経済産業省の情報システムの整備に関すること。
（削る）	二　経済産業省の情報システムに関する調査及び管理に関すること。
6　情報セキュリティ対策官は、命を受けて、経済産業省の情報システムのセキュリティに関する事務を処理する。	3　情報システム室に、室長を置く。
7　統括情報セキュリティ対策官は、命を受けて、経済産業省の情報システムのセキュリティに関する事務を処理し、及び情報セキュリティ対策官の職務を統括する。	4　情報セキュリティ対策官三人のうちから経済産業大臣が指名する者を統括情報セキュリティ対策官とする。
（量子産業室及び大学連携推進室）	5　情報セキュリティ対策官は、命を受けて、経済産業省の情報システムのセキュリティに関する事務を処理する。
第二十三条　イノベーション政策課に、量子産業室及び大学連携推進室を置く。	6　統括情報セキュリティ対策官は、命を受けて、経済産業省の情報システムのセキュリティに関する事務を処理し、及び情報セキュリティ対策官の職務を統括する。
2　量子産業室は、次に掲げる事務をつかさどる。	（大学連携推進室）
一　経済産業省の所掌に係るイノベーションの創出に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務のうち量子に係るものに関すること。	**第二十三条**　イノベーション政策課に、大学連携推進室を置く。
二　経済産業省の所掌に係るイノベーションの創出に関する事務のうち量子に係るものの総括に関すること。	（新設）
3　量子産業室に、室長を置く。	2　大学連携推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
4　大学連携推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。	一～三　（略）
一～三　（略）	3　大学連携推進室に、室長を置く。
5　大学連携推進室に、室長を置く。	

（海洋資源開発企画官）

第二百五十五条の六　資源開発課に、海洋資源開発企画官一人を置く。

2　（略）

（削る）

（経済産業省定員規則の一部改正）

第二条　経済産業省定員規則（平成十三年経済産業省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

改正後		
（本省及び各外局別の定員）		
第一条　経済産業省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考
本省	四、六四四人	
資源エネルギー庁	四二八人	
特許庁	二、七九七人	
中小企業庁	一九九人	
合計	八、〇六八人	

改正前		
（本省及び各外局別の定員）		
第一条　経済産業省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考
本省	四、五八三人	
資源エネルギー庁	四二九人	
特許庁	二、八〇〇人	
中小企業庁	二〇〇人	
合計	八、〇一二人	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、この省令による改正後の経済産業省定員規則第一条及び次項の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の経済産業省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同条に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	令和八年九月三十日までの間	四、七二二人
合計	令和八年九月三十日までの間	八、一四六人

（海洋資源開発企画官及び液化天然ガス企画官）

第二百五十五条の六　資源開発課に、海洋資源開発企画官一人及び液化天然ガス企画官一人を置く。

2　（略）

3　液化天然ガス企画官は、命を受けて、資源開発課の所掌事務のうち液化天然ガスの輸出、輸入及び生産に関する事務に参画する。

○国土交通省令第四十二号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十八条第四項の規定に基づき、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

国土交通大臣　金子　恭之

地方航空局組織規則の一部を改正する省令

地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

第一章　内部部局（第一条―第三十四条の二）
第二章　地方航空局の事務所
　第一節　総則（第三十五条）
　第二節　空港事務所
　　第一款　総則（第三十六条―第三十九条の五）
　　第二款　新千歳空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所（第四十条―第五十七条）
　　第三款　仙台空港事務所（第五十八条―第六十条の三）
　　第四款　その他の空港事務所（第六十一条―第七十九条）
　第三節　空港出張所（第八十条―第八十二条）
　第四節　空港・航空路監視レーダー事務所（第八十三条―第八十五条）
第三章　雑則（第八十六条）
附則
（空港連携調整官）
第一条の三　東京航空局に空港連携調整官四人を、大阪航空局に空港連携調整官五人を置く。
2～4　（略）
（総務調整官）
第三十九条の三　仙台空港事務所、中部空港事務所及び関西空港事務所に、それぞれ総務調整官一人を置く。
2　（略）
　第二款　新千歳空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所
（新千歳空港事務所等に置く部）
第四十条　新千歳空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所に、次に掲げる部を置く。
　総務部
　空港安全部（東京空港事務所に限る。）
　管制保安部
　施設部（東京空港事務所及び那覇空港事務所に限る。）
（管制保安部の所掌事務）
第四十四条　管制保安部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～四　（略）
五　航空交通管制に用いる施設の作動状況の監視に関すること。
六～十五　（略）
2　成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）

改正前

目次

第一章　内部部局（第一条―第三十四条の二）
第二章　地方航空局の事務所
　第一節　総則（第三十五条）
　第二節　空港事務所
　　第一款　総則（第三十六条―第三十九条の五）
　　第二款　新千歳空港事務所、仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所（第四十条―第六十条）
　　（新設）
　　第三款　その他の空港事務所（第六十一条―第七十九条）
　第三節　空港出張所（第八十条―第八十二条）
　第四節　空港・航空路監視レーダー事務所（第八十三条―第八十五条）
第三章　雑則（第八十六条）
附則
（空港連携調整官）
第一条の三　東京航空局に空港連携調整官三人を、大阪航空局に空港連携調整官五人を置く。
2～4　（略）
（総務調整官）
第三十九条の三　中部空港事務所及び関西空港事務所に、それぞれ総務調整官一人を置く。
2　（略）
　第二款　新千歳空港事務所、仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所
（新千歳空港事務所等に置く部）
第四十条　新千歳空港事務所、仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所に、次に掲げる部を置く。
　総務部
　空港安全部（東京空港事務所に限る。）
　管制保安部
　施設部（東京空港事務所及び那覇空港事務所に限る。）
（管制保安部の所掌事務）
第四十四条　管制保安部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～四　（略）
（新設）
五～十四　（略）
2　仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）

（削る）

3　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項に規定するもののほか、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所及び鹿児島空港事務所の管制保安部は、前二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

4　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項及び前項に規定するもののほか、成田空港事務所の管制保安部は、第一項及び第二項に規定するもののほか、大阪空港事務所、福岡空港事務所及び鹿児島空港事務所の管制保安部は、前三項に規定するもののほか、航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関する事務（航空路管制業務を行う機関又は航空機からの要請により行うもの並びに空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項及び前二項に規定するもののほか、東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項までに規定するもののほか、福岡空港事務所及び鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、那覇空港事務所の管制保安部は、第一項及び第二項に規定するもののほか、ターミナル・レーダー管制業務に関する事務をつかさどる。

6　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項及び前三項に規定するもののほか、大阪空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項までに規定するもののほか、福岡空港事務所及び鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、電話による航空情報（電話による航空情報であって飛行場管制業務、ターミナル・レーダー管制業務又は着陸誘導管制業務に関連して提供するものをいう。以下同じ。）及び電話による航空路航空情報を除く。）に関する事務（空港出張所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

7　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項及び第三項から前項までに規定するもののほか、成田空港事務所の管制保安部は、第一項、第二項及び第四項に規定するもののほか、福岡空港事務所及び鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、次条各号に掲げる事務をつかさどる。

8　東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで及び第五項に規定するもののほか、鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、那覇空港事務所の管制保安部は、第一項、第二項及び第五項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

9　成田空港事務所の管制保安部は、第一項、第二項、第四項及び第七項に規定するもののほか、東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで、第五項及び前項に規定するもののほか、国際航空通信施設の工事及び保守に関する事務をつかさどる。

10　東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで、第五項及び前二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

3　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項に規定するもののほか、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前二項に規定するもののほか、航空交通管制に用いる施設の作動状況の監視に関する事務をつかさどる。

4　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項及び前項に規定するもののほか、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

5　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項及び前二項に規定するもののほか、成田空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項までに規定するもののほか、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関する事務（航空路管制業務を行う機関又は航空機からの要請により行うもの並びに空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

6　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項及び前三項に規定するもののほか、仙台空港事務所の管制保安部は、第一項及び第二項に規定するもののほか、東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項までに規定するもののほか、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、ターミナル・レーダー管制業務に関する事務をつかさどる。

7　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項及び第三項から前項までに規定するもののほか、大阪空港事務所の管制保安部は、第一項から第五項までに規定するもののほか、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、電話による航空情報（電話による飛行場航空情報（電話による航空情報であって飛行場管制業務、ターミナル・レーダー管制業務又は着陸誘導管制業務に関連して提供するものをいう。以下同じ。）及び電話による航空路航空情報を除く。）に関する事務（空港出張所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

8　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項及び第三項から前項までに規定するもののほか、仙台空港事務所の管制保安部は、第一項、第二項及び第六項に規定するもののほか、成田空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで及び第五項に規定するもののほか、福岡空港事務所及び鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、次条各号に掲げる事務をつかさどる。

9　東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項まで及び第六項に規定するもののほか、鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第六項までに規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

10　成田空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで、第五項及び第八項に規定するもののほか、東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項まで、第六項及び前項に規定するもののほか、国際航空通信施設の工事及び保守に関する事務をつかさどる。

11　東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項まで、第六項及び前二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

11　那覇空港事務所の管制保安部は、第一項、第二項、第五項及び第八項に規定するもののほか、着陸誘導管制業務に関する事務をつかさどる。

12　大阪空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項まで及び第六項に規定するもののほか、次条第一号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

（総務部に置く課等）

第四十六条　総務部に、次に掲げる課を置く。

総務課

会計課（成田空港事務所及び鹿児島空港事務所を除く。）

運用調整課（新千歳空港事務所、福岡空港事務所及び那覇空港事務所に限る。）

空港振興課（東京空港事務所及び那覇空港事務所に限る。）

地域調整課（成田空港事務所に限る。）

環境・地域振興課（東京空港事務所及び福岡空港事務所に限る。）

航空保安防災課（鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所に限る。）

2　前項に掲げる課のほか、総務部に広報企画調整官（東京空港事務所に限る。）、空港業務調整官（東京空港事務所に限る。）及び地域調整官（大阪空港事務所に限る。）それぞれ一人を置く。

（総務課の所掌事務）

第四十七条　（略）

2　新千歳空港事務所、成田空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所及び鹿児島空港事務所の総務課は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

3　成田空港事務所及び鹿児島空港事務所の総務課は、前二項に規定するもののほか、次条各号に掲げる事務をつかさどる。

（環境・地域振興課の所掌事務）

第五十一条　環境・地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関すること（空港業務調整官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

（地域調整官の職務）

第五十三条の三　地域調整官は、命を受けて、第四十一条第一項第十三号に掲げる事務のうち大阪国際空港及びその周辺地域における生活環境の改善を図ることにより大阪国際空港の円滑な運用を確保するための地方公共団体、地域住民その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（削る）

（航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官、航空管制技術官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

第五十六条　管制保安部に、航空管制運航情報官（成田空港事務所を除く。）、航空管制通信官（成田空港事務所に限る。）、航空管制官、航空管制技術官、施設運用管理官（東京空港事務所及び那覇空港事務所を除く。）及び航空灯火・電気技術官を置く。

12　那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第七項まで及び第九項に規定するもののほか、着陸誘導管制業務に関する事務をつかさどる。

13　大阪空港事務所の管制保安部は、第一項から第五項まで及び第七項に規定するもののほか、次条第一号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

（総務部に置く課等）

第四十六条　総務部に、次に掲げる課を置く。

総務課

会計課（仙台空港事務所及び成田空港事務所を除く。）

運用調整課（新千歳空港事務所、福岡空港事務所及び那覇空港事務所に限る。）

空港振興課（東京空港事務所及び那覇空港事務所に限る。）

地域調整課（成田空港事務所に限る。）

環境・地域振興課（東京空港事務所及び福岡空港事務所に限る。）

航空保安防災課（鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所に限る。）

2　前項に掲げる課のほか、総務部に広報企画調整官（東京空港事務所に限る。）、空港業務調整官（東京空港事務所に限る。）及び地域調整官（仙台空港事務所及び大阪空港事務所に限る。）それぞれ一人を置く。

（総務課の所掌事務）

第四十七条　（略）

2　新千歳空港事務所、仙台空港事務所、成田空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所及び鹿児島空港事務所の総務課は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

3　仙台空港事務所及び成田空港事務所の総務課は、前二項に規定するもののほか、次条各号に掲げる事務をつかさどる。

（環境・地域振興課の所掌事務）

第五十一条　環境・地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関すること（空港業務調整官及び地域調整官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

（地域調整官の職務）

第五十三条の三　仙台空港事務所の地域調整官は、命を受けて、第四十一条第一項第十三号に掲げる事務のうち仙台空港及びその周辺地域における生活環境の改善を図ることにより仙台空港の円滑な運用を確保するための地方公共団体、地域住民その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

2　大阪空港事務所の地域調整官は、命を受けて、第四十一条第一項第十三号に掲げる事務のうち大阪国際空港及びその周辺地域における生活環境の改善を図ることにより大阪国際空港の円滑な運用を確保するための地方公共団体、地域住民その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官、航空管制技術官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

第五十六条　管制保安部に、航空管制運航情報官（仙台空港事務所及び成田空港事務所を除く。）、航空管制通信官（成田空港事務所に限る。）、航空管制官、航空管制技術官、施設運用管理官（東京空港事務所及び那覇空港事務所を除く。）及び航空灯火・電気技術官を置く。

2　新千歳空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所及び鹿児島空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

3　新千歳空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所及び鹿児島空港事務所の航空管制運航情報官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

4　東京空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項に規定するもののほか、鹿児島空港事務所の航空管制運航情報官は、前二項に規定するもののほか、那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

5～7　（略）

8　成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

9　新千歳空港事務所の航空管制官は、第七項に規定するもののほか、東京空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制官は、前二項に規定するもののほか、ターミナル・レーダー管制業務に関する事務をつかさどる。

10～14　（略）

15　新千歳空港事務所、成田空港事務所、福岡空港事務所及び鹿児島空港事務所の施設運用管理官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

16～21　（略）

22　成田空港事務所及び鹿児島空港事務所にあってはそれぞれ航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する者一人、那覇空港事務所にあっては航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する者二人、新千歳空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所及び福岡空港事務所にあってはそれぞれ航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する者三人を先任航空管制技術官とする。

23　（略）

24　次の各号に掲げる事務所にあっては、それぞれ当該各号に定める者を先任施設運用管理官とする。

一　成田空港事務所及び鹿児島空港事務所　施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官のうちから国土交通大臣が指名する者一人

二・三　（略）

25　（略）

26　成田空港事務所及び鹿児島空港事務所の先任施設運用管理官は、前項に規定するもののほか、航空灯火・電気技術官の所掌に属する事務を管理する。

27～30　（略）

（削る）

2　航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

3　新千歳空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

4　東京空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項に規定するもののほか、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

5～7　（略）

8　仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

9　新千歳空港事務所の航空管制官は、第七項に規定するもののほか、仙台空港事務所、東京空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制官は、前二項に規定するもののほか、ターミナル・レーダー管制業務に関する事務をつかさどる。

10～14　（略）

15　新千歳空港事務所、仙台空港事務所、成田空港事務所、福岡空港事務所及び鹿児島空港事務所の施設運用管理官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

16～21　（略）

22　仙台空港事務所、成田空港事務所及び鹿児島空港事務所にあってはそれぞれ航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する者一人、那覇空港事務所にあっては航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する者二人、新千歳空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所及び福岡空港事務所にあってはそれぞれ航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する者三人を先任航空管制技術官とする。

23　（略）

24　次の各号に掲げる事務所にあっては、それぞれ当該各号に定める者を先任施設運用管理官とする。

一　仙台空港事務所、成田空港事務所及び鹿児島空港事務所　施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官のうちから国土交通大臣が指名する者一人

二・三　（略）

25　（略）

26　仙台空港事務所、成田空港事務所及び鹿児島空港事務所の先任施設運用管理官は、前項に規定するもののほか、航空灯火・電気技術官の所掌に属する事務を管理する。

27～30　（略）

第五十八条から第六十条まで　削除

第三款　仙台空港事務所

（仙台空港事務所に置く部）

第五十八条　仙台空港事務所に、管制保安部を置く。

（管制保安部の所掌事務）

第五十九条　管制保安部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関すること（航空路管制業務を行う機関又は航空機からの要請により行うものに限る。）。

二　飛行場管制業務に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

三　ターミナル・レーダー管制業務に関すること。

四　航空法第九十五条ただし書の規定による許可に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

五　国内航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設の工事及び保守に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

六　航空保安無線施設の工事、運用及び保守に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

七　航空保安無線施設の設置及び管理の監督に関すること。

八　空港等の施設に係る航空法の規定に基づく検査に関すること。

九　土木施設に関する工事及び保守に関すること（空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るものを除く。）。

十　建築施設に関する工事及び保守に関すること。

十一　航空灯火その他の電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する工事、運用及び保守に関すること。

十二　航空灯火の設置及び管理の監督に関すること。

十三　類似灯火の制限に関すること。

十四　昼間障害標識に関すること。

十五　空港事務所の所掌事務を遂行するために使用する機械施設に関する工事並びに機械施設及び車両の保守に関すること。

十六　進入管制業務に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

十七　航空路管制業務に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

十八　航空法第九十四条ただし書及び第九十四条の二第一項ただし書の規定による許可に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

十九　航空法第九十七条第一項の規定による承認に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

二十　航空法第九十七条第一項の規定による承認を与えた航空機の到着の通知に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

二十一　航空機の位置通報に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

（新設）

（新設）

（新設）

（航空管制官、航空管制技術官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

第六十条　管制保安部に、航空管制官、航空管制技術官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官を置く。

2　航空管制官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関すること（航空路管制業務を行う機関又は航空機からの要請により行うものに限る。）。

二　飛行場管制業務に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

三　ターミナル・レーダー管制業務に関すること。

四　航空法第九十五条ただし書の規定による許可に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

五　進入管制業務に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

六　航空路管制業務に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

七　航空法第九十四条ただし書及び第九十四条の二第一項ただし書の規定による許可に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

八　航空法第九十七条第一項の規定による承認に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

九　航空法第九十七条第一項の規定による承認を与えた航空機の到着の通知に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

十　航空機の位置通報に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

3　航空管制技術官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国内航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設の工事及び保守に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

二　航空保安無線施設の工事、運用及び保守に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

三　航空保安無線施設の設置及び管理の監督に関すること。

4　施設運用管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　空港等の施設に係る航空法の規定に基づく検査に関すること。

二　土木施設に関する工事及び保守に関すること（空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るものを除く。）。

三　建築施設に関する工事及び保守に関すること。

四　空港事務所の所掌事務を遂行するために使用する機械施設に関する工事並びに機械施設及び車両の保守に関すること。

5　航空灯火・電気技術官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空灯火その他の電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する工事、運用及び保守に関すること。

二　航空灯火の設置及び管理の監督に関すること。

三　類似灯火の制限に関すること。

四　昼間障害標識に関すること。

6　航空管制官のうちから国土交通大臣が指名する者一人を先任航空管制官とする。

7　先任航空管制官は、航空管制官の所掌に属する事務を管理する。

8　航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する者一人を先任航空管制技術官とする。

（新設）

9　先任航空管制技術官は、航空管制技術官の所掌に属する事務を管理する。
10　施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官のうちから国土交通大臣が指名する者一人を先任施設運用管理官とする。
11　先任施設運用管理官は、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官の所掌に属する事務を管理する。
12　第六項及び第八項に規定するもののほか、航空管制官及び航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する者をそれぞれ次席航空管制官及び次席航空管制技術官とする。
13　次席航空管制官及び次席航空管制技術官は、それぞれ航空管制官又は航空管制技術官の所掌に属する事務の管理に関し、先任航空管制官又は先任航空管制技術官を補佐する。

（仙台空港事務所に置く課）

第六十条の二　仙台空港事務所に、総務課を置く。

（総務課の所掌事務）

第六十条の三　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
二　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
三　公文書類の審査及び進達に関すること。
四　空港事務所の所掌事務に関する総合調整に関すること。
五　職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
六　職員に貸与する宿舎に関すること。
七　航空機の操縦の練習の許可に関すること。
八　航空に関する事業（航空機及びその装備品の生産（修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。）に関する事業を除く。）の発達、改善及び調整に関すること。
九　空港等の設置及び管理の監督に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所並びに管制保安部の所掌に属するものを除く。）。
十　空港等の供用に関すること（管制保安部の所掌に属するものを除く。）。
十一　会計に関すること。
十二　国有財産及び物品の管理に関すること。
十三　前各号に掲げるもののほか、空港事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第四款　その他の空港事務所

（航空管制運航情報官）

第六十二条　丘珠空港事務所、三沢空港事務所、百里空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、八尾空港事務所、関西空港事務所、美保空港事務所、岩国空港事務所、徳島空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所に、航空管制運航情報官を置く。
2　丘珠空港事務所、三沢空港事務所、百里空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、八尾空港事務所、美保空港事務所、岩国空港事務所、徳島空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）
3　関西空港事務所、松山空港事務所、長崎空港事務所及び大分空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～六　（略）

（新設）

（新設）

第三款　その他の空港事務所

（航空管制運航情報官）

第六十二条　丘珠空港事務所、稚内空港事務所、三沢空港事務所、百里空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、八尾空港事務所、関西空港事務所、美保空港事務所、岩国空港事務所、徳島空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所に、航空管制運航情報官を置く。
2　丘珠空港事務所、三沢空港事務所、百里空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、美保空港事務所、岩国空港事務所、徳島空港事務所、高知空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）
3　八尾空港事務所、関西空港事務所、松山空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所及び大分空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～六　（略）

4　松山空港事務所、長崎空港事務所及び大分空港事務所の航空管制運航情報官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（削る）

5～7　（略）

8　関西空港事務所及び北九州空港事務所にあっては、第六項に規定するもののほか、航空管制運航情報官のうちから国土交通大臣が指名する者をそれぞれ次席航空管制運航情報官とする。

9　（略）

（施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

第六十七条　新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所に、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官を置く。

2～5　（略）

（総務課の所掌事務）

第六十九条　（略）

2　新潟空港事務所、八尾空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の総務課は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

3　（略）

別表第二（第六十八条関係）

空港事務所	空港事務所に置く課
（略）	（略）
稚内空港事務所	総務課
函館空港事務所	
釧路空港事務所	
新潟空港事務所	
中部空港事務所	
八尾空港事務所	
関西空港事務所	
広島空港事務所	

4　八尾空港事務所、松山空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所及び大分空港事務所の航空管制運航情報官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

5　稚内空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　電話による航空通信の実施に関すること（空港出張所の所掌に属するものを除く。）。

二　電話による航空路航空情報に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

三　電話による航空情報（電話による飛行場航空情報及び電話による航空路航空情報を除く。）に関すること（空港出張所の所掌に属するものを除く。）。

四　航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関すること（航空路管制業務を行う機関又は航空機からの要請により行うもの並びに空港出張所の所掌に属するものを除く。）。

6～8　（略）

9　関西空港事務所にあっては、第七項に規定するもののほか、航空管制運航情報官のうちから国土交通大臣が指名する者をそれぞれ次席航空管制運航情報官とする。

10　（略）

（施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

第六十七条　新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所に、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官を置く。

2～5　（略）

（総務課の所掌事務）

第六十九条　（略）

2　新潟空港事務所、八尾空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の総務課は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

3　（略）

別表第二（第六十八条関係）

空港事務所	空港事務所に置く課
（略）	（略）
稚内空港事務所	総務課
函館空港事務所	
釧路空港事務所	
新潟空港事務所	
中部空港事務所	
八尾空港事務所	
関西空港事務所	
広島空港事務所	

高松空港事務所		
高知空港事務所		
北九州空港事務所		
長崎空港事務所		
熊本空港事務所		
大分空港事務所		
宮崎空港事務所		
丘珠空港事務所	管理課	
三沢空港事務所		
百里空港事務所		
小松空港事務所		
美保空港事務所		
岩国空港事務所		
徳島空港事務所		

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十三号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、国土交通省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

国土交通大臣　金子　恭之

国土交通省定員規則の一部を改正する省令

国土交通省定員規則（平成十三年国土交通省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
高松空港事務所		
高知空港事務所		
長崎空港事務所		
熊本空港事務所		
大分空港事務所		
宮崎空港事務所		
丘珠空港事務所	管理課	
三沢空港事務所		
百里空港事務所		
小松空港事務所		
美保空港事務所		
岩国空港事務所		
徳島空港事務所		
北九州空港事務所		

（本省及び各外局別の定員）

第一条　国土交通省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	四〇、〇三三人	
観光庁	二二七人	
気象庁	五、〇四一人	
運輸安全委員会	一八六人	事務局の職員の定員とする。
海上保安庁	一四、九五六人	
合計	六〇、四四三人	

改正前		
高松空港事務所		
高知空港事務所		
長崎空港事務所		
熊本空港事務所		
大分空港事務所		
宮崎空港事務所		
丘珠空港事務所	管理課	
三沢空港事務所		
百里空港事務所		
小松空港事務所		
美保空港事務所		
岩国空港事務所		
徳島空港事務所		
北九州空港事務所		

（本省及び各外局別の定員）

第一条　国土交通省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	三九、七四二人	
観光庁	二二五人	
気象庁	五、〇三五人	
運輸安全委員会	一八一人	事務局の職員の定員とする。
海上保安庁	一四、八八九人	
合計	六〇、〇七二人	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国土交通省定員規則（次項において「新規則」という。）第一条の規定及び次項の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（定員の期間別の特例）

2　新規則第一条の規定にかかわらず、国土交通省の本省の定員は、令和八年九月三十日までの間においては、四〇、〇三六人とする。

○国土交通省令第四十四号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

国土交通大臣　金子　恭之

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（公文書監理・情報公開室並びに企画官、企画調整官、地方企画調整官及び総務調整官） **第六条**　総務課に、公文書監理・情報公開室並びに企画官十三人、企画調整官十人、地方企画調整官一人及び総務調整官二人を置く。 2～7　（略） （建設システム管理企画室、建設技術調整室、施工企画室及び電気通信室並びに技術企画官、技術革新企画官、環境安全・地理空間情報技術調整官、工事監視官、施工自動化企画官、情報技術企画官、事業評価・保全企画官及び技術開発官） **第十一条**　技術調査課に、建設システム管理企画室、建設技術調整室、施工企画室及び電気通信室並びに技術企画官、技術革新企画官、環境安全・地理空間情報技術調整官、工事監視官、施工自動化企画官、情報技術企画官、事業評価・保全企画官及び技術開発官それぞれ一人を置く。 2～10　（略） 11　技術革新企画官は、命を受けて、技術調査課の所掌事務に関する技術革新の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。 12～17　（略） （サイバーセキュリティ対策室、建設経済統計調査室及び交通経済統計調査室並びにＡＩ活用推進企画官、ＩＴ戦略企画調整官、情報危機管理官、行政情報システム効率化推進官、先端ＩＴ企画調整官及び統計企画官） **第二十九条**　情報政策課に、サイバーセキュリティ対策室、建設経済統計調査室及び交通経済統計調査室並びにＡＩ活用推進企画官、ＩＴ戦略企画調整官、情報危機管理官、行政情報システム効率化推進官、先端ＩＴ企画調整官及び統計企画官それぞれ一人を置く。 2～7　（略） 8　ＡＩ活用推進企画官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する人工知能関連技術その他のデジタル技術の活用の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。 9～13　（略） （海外高速鉄道プロジェクト推進室及び国際協力政策調整官） **第八十三条**　国際課に、海外高速鉄道プロジェクト推進室及び国際協力政策調整官一人を置く。 2　海外高速鉄道プロジェクト推進室は、鉄道局の所掌に属する国際関係事務で海外におけるプロジェクト（高速鉄道に関するものに限る。）に係る我が国事業者の事業活動の推進に係るもののうち、当該プロジェクトの実施に関する事務をつかさどる。 3　海外高速鉄道プロジェクト推進室に、室長を置く。 4　（略）	（公文書監理・情報公開室並びに企画官、企画調整官、地方企画調整官及び総務調整官） **第六条**　総務課に、公文書監理・情報公開室並びに企画官十四人、企画調整官十一人、地方企画調整官一人及び総務調整官二人を置く。 2～7　（略） （建設システム管理企画室、建設技術調整室、施工企画室及び電気通信室並びに技術企画官、環境安全・地理空間情報技術調整官、工事監視官、施工自動化企画官、情報技術企画官、事業評価・保全企画官及び技術開発官） **第十一条**　技術調査課に、建設システム管理企画室、建設技術調整室、施工企画室及び電気通信室並びに技術企画官、環境安全・地理空間情報技術調整官、工事監視官、施工自動化企画官、情報技術企画官、事業評価・保全企画官及び技術開発官それぞれ一人を置く。 2～10　（略） （新設） 11～16　（略） （サイバーセキュリティ対策室、建設経済統計調査室及び交通経済統計調査室並びにＩＴ戦略企画調整官、情報危機管理官、行政情報システム効率化推進官、先端ＩＴ企画調整官及び統計企画官） **第二十九条**　情報政策課に、サイバーセキュリティ対策室、建設経済統計調査室及び交通経済統計調査室並びにＩＴ戦略企画調整官、情報危機管理官、行政情報システム効率化推進官、先端ＩＴ企画調整官及び統計企画官それぞれ一人を置く。 2～7　（略） （新設） 8～12　（略） （国際協力政策調整官） **第八十三条**　国際課に、国際協力政策調整官一人を置く。 （新設） 2　（略）

（安全監理室及び保障事業室並びに企画調整官、危機管理官、事故防止対策推進官、自動車安全監査官、自動車安全監査効率化推進官、自動車事故対策事業企画調整官、訟務官及び被害者保護企画調整官）

第八十七条　安全政策課に、安全監理室及び保障事業室並びに企画調整官、危機管理官及び事故防止対策推進官それぞれ一人、自動車安全監査官並びに自動車安全監査効率化推進官、自動車事故対策事業企画調整官、訟務官及び被害者保護企画調整官それぞれ一人を置く。

2　安全監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　前号の基準に基づく道路運送事業の監査に関する基本的な政策に関する企画及び立案に関すること（自動車安全監査効率化推進官の所掌に属するものを除く。）。

3～8　（略）

9　自動車安全監査官は、命を受けて、道路運送事業の監査に関する基本的な政策に関する企画及び立案に関する事務（安全監理室及び自動車安全監査効率化推進官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

10・11　（略）

12　自動車安全監査効率化推進官は、道路運送事業の監査に関する事務能率の増進に関する企画及び立案に関する事務をつかさどる。

13～15　（略）

（企画室、海洋教育・海事振興企画室、モーターボート競走監督室、業務監理室及び外国船舶監督業務調整室並びに国際企画調整官、国際協力調整官、海技試験官及び海事行政ＤＸ推進官）

第九十五条　総務課に、企画室、海洋教育・海事振興企画室、モーターボート競走監督室、業務監理室及び外国船舶監督業務調整室並びに国際企画調整官及び国際協力調整官それぞれ一人、海技試験官七人並びに海事行政ＤＸ推進官一人を置く。

2～18　（略）

19　海事行政ＤＸ推進官は、海事局の所掌する行政手続に関するデジタル技術を活用した業務改革の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（国際企画室並びにクルーズ振興企画調整官、産業連携企画調整官、新エネルギー活用推進官及び国際調整官）

第百十二条　産業港湾課に、国際企画室並びにクルーズ振興企画調整官、産業連携企画調整官及び新エネルギー活用推進官それぞれ一人並びに国際調整官三人を置く。

（削る）

2　国際企画室は、港湾局の所掌事務に係る国際機関との連絡及び国際協力に関する事務（クルーズ振興企画調整官及び国際調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　（略）

（安全監理室及び保障事業室並びに企画調整官、危機管理官、事故防止対策推進官、自動車安全監査官、自動車安全監査効率化推進官、自動車事故対策事業企画調整官、訟務官及び被害者保護企画調整官）

第八十七条　安全政策課に、安全監理室及び保障事業室並びに企画調整官、危機管理官及び事故防止対策推進官それぞれ一人、自動車安全監査官並びに自動車事故対策事業企画調整官、訟務官及び被害者保護企画調整官それぞれ一人を置く。

2　安全監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　前号の基準に基づく道路運送事業の監査に関する基本的な政策に関する企画及び立案に関すること。

3～8　（略）

9　自動車安全監査官は、命を受けて、道路運送事業の監査に関する基本的な政策に関する企画及び立案に関する事務（安全監理室の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

10・11　（略）

（新設）

12～14　（略）

（企画室、海洋教育・海事振興企画室、モーターボート競走監督室、業務監理室及び外国船舶監督業務調整室並びに国際企画調整官、国際協力調整官及び海技試験官）

第九十五条　総務課に、企画室、海洋教育・海事振興企画室、モーターボート競走監督室、業務監理室及び外国船舶監督業務調整室並びに国際企画調整官及び国際協力調整官それぞれ一人並びに海技試験官七人を置く。

2～18　（略）

（新設）

（クルーズ振興室及び国際企画室並びに産業連携企画調整官、新エネルギー活用推進官及び国際調整官）

第百十二条　産業港湾課に、クルーズ振興室及び国際企画室並びに産業連携企画調整官及び新エネルギー活用推進官それぞれ一人並びに国際調整官三人を置く。

2　クルーズ振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　港湾における産業の国際競争力の強化のために行う港湾の整備、利用、保全及び管理に関する基本的な政策（クルーズの振興に関するものに限る。）の企画及び立案に関すること。

二　港湾の利用に関する事務のうち、クルーズ旅客船の寄港の促進その他のクルーズの振興に関する事務で港湾における産業の国際競争力の強化に係るものに関すること。

三　港湾局の所掌事務に係るクルーズの振興に関する事務で国際機関との連絡及び国際協力に関すること。

3　クルーズ振興室に、室長を置く。

4　国際企画室は、港湾局の所掌事務に係る国際機関との連絡及び国際協力に関する事務（クルーズ振興室及び国際調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　（略）

4 クルーズ振興企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。 一　港湾における産業の国際競争力の強化のために行う港湾の整備、利用、保全及び管理に関する基本的な政策（クルーズの振興に関するものに限る。）に係る特定事項についての企画及び立案に関すること。 二　港湾の利用に関する事務のうち、クルーズ旅客船の寄港の促進その他のクルーズの振興に関する事務で港湾における産業の国際競争力の強化に係るものに関すること。 三　港湾局の所掌事務に係るクルーズの振興に関する事務で国際機関との連絡及び国際協力に関すること。 5 産業連携企画調整官は、命を受けて、港湾の利用に関する事務のうち、港湾における産業の国際競争力の強化に関する重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（クルーズ振興企画調整官及び新エネルギー活用推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 6 （略） 7 国際調整官は、命を受けて、港湾局の所掌事務に係る国際協力に関する特定事項についての国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務（クルーズ振興企画調整官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。 8・9 （略）	（新設） 6 産業連携企画調整官は、命を受けて、港湾の利用に関する事務のうち、港湾における産業の国際競争力の強化に関する重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（クルーズ振興室及び新エネルギー活用推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 7 （略） 8 国際調整官は、命を受けて、港湾局の所掌事務に係る国際協力に関する特定事項についての国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務（クルーズ振興室の所掌に属するものを除く。）を分掌する。 9・10 （略）
（空港保安防災企画室及び空港国際業務推進室、空港施設企画調整官及び空港災害対策官並びに空港保安防災教育訓練センター） **第百二十二条**　空港技術課に、空港保安防災企画室及び空港国際業務推進室、空港施設企画調整官及び空港災害対策官それぞれ一人並びに空港保安防災教育訓練センターを置く。 2～6 （略） 7 空港災害対策官は、空港等の建設、改良及び維持に関する事務のうち、空港等に関する災害の発生及び拡大の防止並びに災害の復旧に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（安全部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 8～10 （略） （企画専門官） **第百四十条**　国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官二百二十九人以内を置く。 2 （略）	（空港保安防災企画室及び空港国際業務推進室、空港施設企画調整官並びに空港保安防災教育訓練センター） **第百二十二条**　空港技術課に、空港保安防災企画室及び空港国際業務推進室、空港施設企画調整官一人並びに空港保安防災教育訓練センターを置く。 2～6 （略） （新設） 7～9 （略） （企画専門官） **第百四十条**　国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官二百二十五人以内を置く。 2 （略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十五号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第百九十四条第二項の規定に基づき、国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

国土交通大臣　金子　恭之

国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令

国土技術政策総合研究所組織規則（平成十三年国土交通省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（企画部に置く課等）

第十四条　企画部に、次の三課及び一室並びにサイバーセキュリティ対策・情報利活用推進官、インフラ情報高度利用技術研究官、イノベーション推進研究官及び基準研究官それぞれ一人を置く。

企画課
研究評価・推進課
施設課
国際研究推進室

（企画課の所掌事務）

第十五条　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　調査、研究及び開発に係る業務の企画及び立案並びに総括を行うこと（インフラ情報高度利用技術研究官及びイノベーション推進研究官の所掌に属するものを除く。）。

二・三　（略）

（研究評価・推進課の所掌事務）

第十六条　研究評価・推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　研究評価に関すること（イノベーション推進研究官の所掌に属するものを除く。）。

二　技術に関する渉外に関すること（イノベーション推進研究官の所掌に属するものを除く。）。

三～五　（略）

（イノベーション推進研究官の職務）

第十七条の四　イノベーション推進研究官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　社会資本の整備に関するイノベーション創出に関する調査、研究及び開発に係る事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（インフラ情報高度利用技術研究官の所掌に属するものを除く。）。

二　前号の調査、研究及び開発に関する評価及び渉外に関すること。

第十八条　（略）

（削る）

（流域マネジメント研究官）

第三十九条の二　河川研究部に、流域マネジメント研究官一人を置く。

2　流域マネジメント研究官は、流域の総合的かつ一体的な管理に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。

第三十九条の三・第三十九条の四　（略）

（道路研究官）

第四十五条　道路交通研究部に、道路研究官一人を置く。

2　道路研究官は、次に掲げる事務を整理する。

一　道路交通研究部の所掌事務のうち、道路に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関すること（道路情報高度化研究官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

改正前

（企画部に置く課等）

第十四条　企画部に、次の三課及び一室並びにサイバーセキュリティ対策・情報利活用推進官、インフラ情報高度利用技術研究官及び基準研究官それぞれ一人を置く。

企画課
研究評価・推進課
施設課
国際研究推進室

（企画課の所掌事務）

第十五条　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　調査、研究及び開発に係る業務の企画及び立案並びに総括を行うこと（インフラ情報高度利用技術研究官の所掌に属するものを除く。）。

二・三　（略）

（研究評価・推進課の所掌事務）

第十六条　研究評価・推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　研究評価に関すること。

二　技術に関する渉外に関すること。

三～五　（略）

（新設）

第十七条の四　（略）

第十八条　削除

（新設）

第三十九条の二・第三十九条の三　（略）

（道路研究官）

第四十五条　道路交通研究部に、道路研究官一人を置く。

2　道路研究官は、次に掲げる事務を整理する。

一　道路交通研究部の所掌事務のうち、道路に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関すること（道路防災研究官及び道路情報高度化研究官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

（削る）

第四十五条の二　（略）

（港湾・沿岸海洋研究部に置く室）

第七十二条　港湾・沿岸海洋研究部に、次の六室を置く。

港湾計画研究室
港湾システム研究室
港湾施設研究室
港湾メンテナンス研究室
海洋環境・危機管理研究室
港湾・沿岸防災研究室

（港湾メンテナンス研究室の所掌事務）

第七十六条　港湾メンテナンス研究室は、港湾の保全に係る港湾の施設の維持管理の高度化に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する事務をつかさどる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十六号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第二十八条第二項の規定に基づき、国土地理院組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

国土交通大臣　金子　恭之

国土地理院組織規則の一部を改正する省令

国土地理院組織規則（平成十三年国土交通省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（総務部の所掌事務） **第五条**　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。 （削る） 一・二　（略） 三　測量法（昭和二十四年法律第百八十八号。第六章を除く。）の施行に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。 四～二十一　（略） （総務課の所掌事務） **第十二条**　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 （削る） 一～八　（略）	（総務部の所掌事務） **第五条**　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　測量法（昭和二十四年法律第百八十八号。第六章を除く。）の施行に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。 二・三　（略） （新設） 四～二十一　（略） （総務課の所掌事務） **第十二条**　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　測量士及び測量士補の登録並びに測量士試験及び測量士補試験の実施に関すること（企画部の所掌に属するものを除く。）。 二～九　（略）

（道路防災研究官）

第四十五条の二　道路交通研究部に、道路防災研究官一人を置く。

2　道路防災研究官は、道路交通研究部の所掌事務のうち、道路の防災に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。

第四十五条の三　（略）

（港湾・沿岸海洋研究部に置く室）

第七十二条　港湾・沿岸海洋研究部に、次の六室を置く。

港湾計画研究室
港湾システム研究室
港湾施設研究室
沿岸域システム研究室
海洋環境・危機管理研究室
港湾・沿岸防災研究室

（沿岸域システム研究室の所掌事務）

第七十六条　沿岸域システム研究室は、沿岸域の総合的な利用、開発及び保全に関する計画に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する事務をつかさどる。

（企画部の所掌事務）

第十八条　企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

八　測量士及び測量士補の資格制度に関すること。

九～十二　（略）

（企画部に置く課）

第二十一条　企画部に、次の五課を置く。

企画調整課

防災課

技術管理課

測量資格制度課

国際課

（技術管理課の所掌事務）

第二十四条　技術管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　測量に関する技術及び管理の改善に関すること（測量生産性向上推進官の所掌に属するものを除く。）。

二　公共測量の作業規程の承認に関すること。

三　公共測量に関する企画及び立案、調整及び助言並びに公共測量の測量成果の審査に関すること。

四　無体財産権に関すること。

五　測量に関する統計及び報告に関すること。

（測量資格制度課の所掌事務）

第二十五条　測量資格制度課は、測量士及び測量士補の資格制度に関する事務をつかさどる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十七号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項の規定に基づき、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

国土交通大臣　金子　恭之

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（企画部の所掌事務） **第六条**　企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三十一　（略） 三十二　情報システム（港湾空港部の所掌に属するものを除く。第三十六条の二第二項及び第七十九条の三第六号において同じ。）の整備及び管理に関すること。	（企画部の所掌事務） **第六条**　企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三十一　（略） 三十二　情報システム（港湾空港部の所掌に属するものを除く。第三十六条の二第二項第四号及び第七十九条の三第六号において同じ。）の整備及び管理に関すること。

（公文書管理官）

第十七条　関東地方整備局の総務部に、公文書管理官一人を置く。

2　公文書管理官は、公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に関する事務（港湾空港関係事務に関することを除く。）を整理する。

（企画調整官）

第二十四条　企画部（関東地方整備局、北陸地方整備局、近畿地方整備局及び四国地方整備局を除く。）に、企画調整官一人を置く。

2　（略）

（企画調査官）

第二十五条　関東地方整備局、北陸地方整備局、近畿地方整備局及び四国地方整備局の企画部に、企画調査官一人を置く。

2　（略）

（技術開発調整官）

第二十九条　（略）

2　技術開発調整官は、地方整備局の行う入札及び契約に係る審査、企画及び立案、調整並びに苦情の処理に関する事務のうち技術的事項に係るもの（港湾空港部の所掌に属するものを除く。）並びに直轄事業に関する技術に関する研究及び開発についての企画及び立案並びに調整に関する事務（建設情報・施工高度化技術調整官が整理するものを除く。）を整理する。

（工事品質調整官）

第三十一条　（略）

2　工事品質調整官は、次に掲げる事務を整理する。

一・二　（略）

三　公共工事に係る土木技術者の養成に関する事務（建設情報・施工高度化技術調整官が整理するものを除く。）及び土木技術の向上に関する事務に関すること。

（情報セキュリティ管理官）

第三十六条の二　企画部に、情報セキュリティ管理官一人を置く。

2　情報セキュリティ管理官は、電気通信施設及び情報システムに係る情報の安全の確保に関する事務を整理する。

（建設専門官）

第百三十六条　地方整備局を通じて建設専門官千百四十六人以内を置く。

2　（略）

第十七条　削除

（企画調整官）

第二十四条　企画部（北陸地方整備局、近畿地方整備局及び四国地方整備局を除く。）に、企画調整官一人を置く。

2　（略）

（企画調査官）

第二十五条　北陸地方整備局、近畿地方整備局及び四国地方整備局の企画部に、企画調査官一人を置く。

2　（略）

（技術開発調整官）

第二十九条　（略）

2　技術開発調整官は、地方整備局の行う入札及び契約に係る審査、企画及び立案、調整並びに苦情の処理に関する事務のうち技術的事項に係るもの（港湾空港部の所掌に属するものを除く。）並びに直轄事業に関する技術に関する研究及び開発についての企画及び立案並びに調整に関する事務（建設情報・施工高度化技術調整官が整理するものを除き、関東地方整備局にあっては電気情報技術高度化調整官が整理するものを除く。）を整理する。

（工事品質調整官）

第三十一条　（略）

2　工事品質調整官は、次に掲げる事務を整理する。

一・二　（略）

三　公共工事に係る土木技術者の養成に関する事務（建設情報・施工高度化技術調整官が整理するものを除き、関東地方整備局にあっては電気情報技術高度化調整官が整理するものを除く。）及び土木技術の向上に関する事務に関すること。

（電気情報技術高度化調整官）

第三十六条の二　関東地方整備局の企画部に、電気情報技術高度化調整官一人を置く。

2　電気情報技術高度化調整官は、次に掲げる事務を整理する。

一　直轄事業に関する技術及び管理の改善に関する事務のうち、エネルギーの使用の合理化に関する事務であって、二以上の部に共通するものに関すること。

二　直轄事業に関する技術に関する研究及び開発についての企画及び立案並びに調整のうち、エネルギーの使用の合理化に関すること。

三　公共事業に係る土木技術者の養成に関することのうち、エネルギーの使用の合理化に関すること。

四　電気通信施設の整備計画並びに情報システムの整備及び管理に係る企画及び立案並びに調整に関すること。

（建設専門官）

第百三十六条　地方整備局を通じて建設専門官千百十一人以内を置く。

2　（略）

（先任建設管理官）

第百三十六条の三　地方整備局を通じて先任建設管理官九十四人以内を置く。

２　（略）

（用地官）

第百三十九条　地方整備局を通じて用地官十四人以内を置く。

２　（略）

（用地対策官）

第百四十三条　河川国道事務所等を通じて用地対策官七十八人以内を置く。

２　（略）

（事業対策官）

第百四十五条　河川国道事務所等を通じて事業対策官百二十九人以内を置く。

２　（略）

（総括地域防災調整官）

第百四十五条の二　河川国道事務所等を通じて総括地域防災調整官十六人以内を置く。

２　（略）

（地域防災調整官）

第百四十五条の三　河川国道事務所等を通じて地域防災調整官四十七人以内を置く。

２　（略）

（総括保全対策官）

第百四十五条の四　河川国道事務所等を通じて総括保全対策官四十人以内を置く。

２　（略）

（保全対策官）

第百四十六条　河川国道事務所等を通じて保全対策官百七十一人以内を置く。

２　（略）

（占用調整管理官）

第百四十六条の二　河川国道事務所等を通じて占用調整管理官六十五人以内を置く。

２　（略）

（契約調整官）

第百四十八条の四　港湾事務所等を通じて契約調整官七人以内を置く。

２　（略）

（補償調整官）

第百四十八条の五　港湾事務所等を通じて補償調整官四十二人以内を置く。

２　（略）

附　則

（建設専門官の設置期間の特例）

第十六条　第百三十六条の建設専門官のうち七人は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

２　第百三十六条の建設専門官（前項に規定するものを除く。）のうち八人は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

（先任建設管理官）

第百三十六条の三　地方整備局を通じて先任建設管理官九十五人以内を置く。

２　（略）

（用地官）

第百三十九条　地方整備局を通じて用地官十五人以内を置く。

２　（略）

（用地対策官）

第百四十三条　河川国道事務所等を通じて用地対策官七十四人以内を置く。

２　（略）

（事業対策官）

第百四十五条　河川国道事務所等を通じて事業対策官百二十二人以内を置く。

２　（略）

（総括地域防災調整官）

第百四十五条の二　河川国道事務所等を通じて総括地域防災調整官十七人を置く。

２　（略）

（地域防災調整官）

第百四十五条の三　河川国道事務所等を通じて地域防災調整官四十六人以内を置く。

２　（略）

（総括保全対策官）

第百四十五条の四　河川国道事務所等を通じて総括保全対策官四十一人以内を置く。

２　（略）

（保全対策官）

第百四十六条　河川国道事務所等を通じて保全対策官百七十三人以内を置く。

２　（略）

（占用調整管理官）

第百四十六条の二　河川国道事務所等を通じて占用調整管理官六十二人以内を置く。

２　（略）

（契約調整官）

第百四十八条の四　港湾事務所等を通じて契約調整官六人以内を置く。

２　（略）

（補償調整官）

第百四十八条の五　港湾事務所等を通じて補償調整官四十三人以内を置く。

２　（略）

附　則

（建設専門官の設置期間の特例）

第十六条　第百三十六条の建設専門官のうち三人は、当分の間、置かれるものとする。

２　第百三十六条の建設専門官（前項に規定するものを除く。）のうち七人は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

3　第百三十六条の建設専門官（前二項に規定するものを除く。）のうち十一人は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

4　第百三十六条の建設専門官（前三項に規定するものを除く。）のうち九人は、令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

5　第百三十六条の建設専門官（前四項に規定するものを除く。）のうち三人は、令和十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

（削る）

（削る）

第二十一条　削除

別表第六（第十一条、第百三十条及び第百四十条関係）

所属地方整備局	名称	位置	管轄区域	所掌事務
（略）				
中国地方整備局	（略）			
	広島西部砂防事務所	広島市	広島西部山系、安芸南部山系	砂防工事
	（略）			
（略）				

3　第百三十六条の建設専門官（前二項に規定するものを除く。）のうち八人は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

4　第百三十六条の建設専門官（前三項に規定するものを除く。）のうち十一人は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

5　第百三十六条の建設専門官（前四項に規定するものを除く。）のうち九人は、令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

6　第百三十六条の建設専門官（前五項に規定するものを除く。）のうち三人は、令和十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

（地域防災調整官の設置期間の特例）

第十七条の四　第百四十五条の三の地域防災調整官のうち一人は、当分の間、置かれるものとする。

（広島西部山系砂防事務所の設置期間の特例）

第二十一条　中国地方整備局広島西部山系砂防事務所は、当分の間、置かれるものとする。

別表第六（第十一条、第百三十条及び第百四十条関係）

所属地方整備局	名称	位置	管轄区域	所掌事務
（略）				
中国地方整備局	（略）			
	広島西部山系砂防事務所	広島市	広島西部山系、安芸南部山系	砂防工事
	（略）			
（略）				

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十八号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十四条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十条第四項の規定に基づき、北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

国土交通大臣　金子　恭之

北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（調整官）	（調整官）
第八条　事業振興部及び建設部に、それぞれ調整官二人を、農業水産部に、調整官一人を置く。	**第八条**　事業振興部に、調整官二人を、建設部及び農業水産部に、それぞれ調整官一人を置く。
2　（略）	2　（略）

（開発企画官及び開発連携推進官）

第三十条の二　開発連携推進課に、開発企画官二人及び開発連携推進官一人を置く。

2　（略）

3　開発連携推進官は、命を受けて、第十八条第一号に掲げる事務のうち重要事項に関する事務を処理する。

（デジタル基盤整備企画官、情報セキュリティ管理官、電気通信高度化対策官及び行政情報化推進官）

第四十三条の二　デジタル基盤整備課に、デジタル基盤整備企画官、情報セキュリティ管理官、電気通信高度化対策官及び行政情報化推進官それぞれ一人を置く。

2　（略）

3　情報セキュリティ管理官は、命を受けて、デジタル基盤整備課の所掌事務のうち、電気通信施設及び情報システムに係る情報の安全の確保に関する重要事項に関する事務を処理する。

4・5　（略）

（開発専門官）

第九十一条　北海道開発局に、開発専門官七十二人以内を置く。

2　（略）

第九十五条　削除

第九十八条　開発建設部に、次の五課並びに広報官、特定道路事業対策官及び道路防災推進官それぞれ一人を置く。

総務課

地域連携課

施設整備課

防災課

道路計画課

2　前項の課並びに広報官、特定道路事業対策官及び道路防災推進官のほか、次の表の上欄に掲げる開発建設部に、下欄に掲げる課を、札幌開発建設部に、技術検査官四人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部及び網走開発建設部に、それぞれ技術検査官二人を、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ技術検査官一人を、札幌開発建設部に、工事品質管理官二人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部、網走開発建設部、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ工事品質管理官一人を、札幌開発建設部、小樽開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部及び網走開発建設部に、それぞれ特定用地対策官一人を、札幌開発建設部に、特定公物管理対策官二人を、札幌開発建設部、旭川開発建設部及び帯広開発建設部に、それぞれ流域治水対策官一人を、札幌開発建設部に、特定治水事業対策官二人を、旭川開発建設部、室蘭開発建設部及び帯広開発建設部に、それぞれ特定治水事業対策官一人を、札幌開発建設部に、ダム事業対策官一人及び河川管理推進官一人を、釧路開発建設部に、農業環境保全対策官一人を置く。

（開発企画官）

第三十条の二　開発連携推進課に、開発企画官二人を置く。

2　（略）

（新設）

（デジタル基盤整備企画官、電気通信高度化対策官及び行政情報化推進官）

第四十三条の二　デジタル基盤整備課に、デジタル基盤整備企画官、電気通信高度化対策官及び行政情報化推進官それぞれ一人を置く。

2　（略）

（新設）

3・4　（略）

（開発専門官）

第九十一条　北海道開発局に、開発専門官七十人以内を置く。

2　（略）

第九十五条　札幌開発建設部に、事業調整官一人を置く。

2　事業調整官は、部長を助け、開発建設部の事業の実施に関する重要事項について整理する。

第九十八条　開発建設部に、次の五課並びに広報官及び道路防災推進官それぞれ一人を置く。

総務課

地域連携課

施設整備課

防災課

道路計画課

2　前項の課並びに広報官及び道路防災推進官のほか、次の表の上欄に掲げる開発建設部に、下欄に掲げる課を、札幌開発建設部に、技術検査官四人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部及び網走開発建設部に、それぞれ技術検査官二人を、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ技術検査官一人を、札幌開発建設部に、工事品質管理官二人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部、網走開発建設部、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ工事品質管理官一人を、札幌開発建設部、小樽開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部及び網走開発建設部に、それぞれ特定用地対策官一人を、札幌開発建設部に、特定公物管理対策官二人を、札幌開発建設部、旭川開発建設部及び帯広開発建設部に、それぞれ流域治水対策官一人を、札幌開発建設部に、特定治水事業対策官二人を、旭川開発建設部、室蘭開発建設部及び帯広開発建設部に、それぞれ特定治水事業対策官一人を、札幌開発建設部に、ダム事業対策官一人、河川管理推進官一人及び特定道路事業対策官二人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部、網走開発建設部及び留萌開発建設部に、それぞれ特定道路事業対策官一人を、札幌開発建設部に、空港対策官一人を、釧路開発建設部に、農業環境保全対策官一人を置く。

札幌開発建設部	職員課、経理企画課、経理業務課、契約企画課、契約業務課、技術企画課、技術審査課、用地企画課、用地業務第一課、用地業務第二課、公物管理企画課、公物管理業務第一課、公物管理業務第二課、電気通信技術課、河川計画課、河川整備保全課、都市圏道路計画課、道路整備保全課、空港整備課、農業計画課、農業整備課
（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十九号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十七条第三項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十三条第六項の規定に基づき、地方運輸局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

国土交通大臣　金子　恭之

地方運輸局組織規則の一部を改正する省令

地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（運輸防災調整官） **第十二条の二**　地方運輸局総務部に、運輸防災調整官一人を置く。 2　（略） （外国船舶監督官） **第百二十八条**　旭川運輸支局、釧路運輸支局、秋田運輸支局、福島運輸支局、千葉運輸支局、東京運輸支局、富山運輸支局、静岡運輸支局、三重運輸支局、和歌山運輸支局、鳥取運輸支局、山口運輸支局、福岡運輸支局、長崎運輸支局、熊本運輸支局、大分運輸支局及び鹿児島運輸支局に外国船舶監督官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 2　（略） （運輸支局に置かれる首席運輸企画専門官等の定数） **第百二十九条**　運輸支局に置かれる首席運輸企画専門官、首席陸運技術専門官及び首席海事技術専門官並びに次席運輸企画専門官及び次席海事技術専門官の定数は次のとおりとする。	（運輸防災調整官） **第十二条の二**　北海道運輸局、東北運輸局、北陸信越運輸局、中部運輸局、中国運輸局及び四国運輸局の総務部にそれぞれ運輸防災調整官一人を置く。 2　（略） （外国船舶監督官） **第百二十八条**　旭川運輸支局、釧路運輸支局、秋田運輸支局、福島運輸支局、千葉運輸支局、東京運輸支局、富山運輸支局、静岡運輸支局、三重運輸支局、京都運輸支局、和歌山運輸支局、鳥取運輸支局、山口運輸支局、福岡運輸支局、長崎運輸支局、熊本運輸支局、大分運輸支局及び鹿児島運輸支局に外国船舶監督官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 2　（略） （運輸支局に置かれる首席運輸企画専門官等の定数） **第百二十九条**　運輸支局に置かれる首席運輸企画専門官、首席陸運技術専門官及び首席海事技術専門官並びに次席運輸企画専門官及び次席海事技術専門官の定数は次のとおりとする。

運輸支局	運輸支局に置く官	定数
（略）	（略）	（略）
岩手運輸支局 宮城運輸支局 秋田運輸支局 山形運輸支局 埼玉運輸支局	首席運輸企画専門官 首席陸運技術専門官	四人 一人

運輸支局	運輸支局に置く官	定数
（略）	（略）	（略）
岩手運輸支局 埼玉運輸支局	首席運輸企画専門官 首席陸運技術専門官	四人 一人

札幌開発建設部	職員課、経理企画課、経理業務課、契約企画課、契約業務課、技術企画課、技術審査課、用地企画課、用地業務第一課、用地業務第二課、公物管理企画課、公物管理業務第一課、公物管理業務第二課、電気通信技術課、河川計画課、河川整備保全課、都市圏道路計画課、道路整備保全課、農業計画課、農業整備課
（略）	（略）

新潟運輸支局		
長野運輸支局		
岐阜運輸支局		
島根運輸支局		
札幌運輸支局	首席運輸企画専門官	三人
帯広運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
北見運輸支局		
山梨運輸支局		
広島運輸支局		
	首席運輸企画専門官	二人
栃木運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
群馬運輸支局		
滋賀運輸支局		
奈良運輸支局		
香川運輸支局		

新潟運輸支局		
岐阜運輸支局		
長野運輸支局		
島根運輸支局		
札幌運輸支局	首席運輸企画専門官	三人
秋田運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
山形運輸支局		
宮城運輸支局		
山梨運輸支局		
広島運輸支局		
帯広運輸支局	首席運輸企画専門官	二人
北見運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
栃木運輸支局		
群馬運輸支局		
滋賀運輸支局		
奈良運輸支局		
香川運輸支局		

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、気象庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

国土交通大臣　金子　恭之

気象庁組織規則（平成十三年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（防災企画室、地域防災企画室、技術開発推進室、国際室及び航空気象管理室並びに危機管理企画調整官、地域防災連携企画調整官、ＡＩ戦略企画調整官、海外気象プロジェクト推進官、国際航空気象企画調整官及び航空気象業務推進官）	（防災企画室、地域防災企画室、技術開発推進室、国際室及び航空気象管理室並びに危機管理企画調整官、ＡＩ戦略企画調整官、海外気象プロジェクト推進官、国際航空気象企画調整官及び航空気象業務推進官）
第二十八条　企画課に、防災企画室、地域防災企画室、技術開発推進室、国際室及び航空気象管理室並びに危機管理企画調整官、地域防災連携企画調整官、ＡＩ戦略企画調整官、海外気象プロジェクト推進官、国際航空気象企画調整官及び航空気象業務推進官それぞれ一人を置く。	**第二十八条**　企画課に、防災企画室、地域防災企画室、技術開発推進室、国際室及び航空気象管理室並びに危機管理企画調整官、ＡＩ戦略企画調整官、海外気象プロジェクト推進官、国際航空気象企画調整官及び航空気象業務推進官それぞれ一人を置く。
2　防災企画室は、次に掲げる事務（地域防災企画室及び地域防災連携企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	2　防災企画室は、次に掲げる事務（地域防災企画室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
一・二　（略）	一・二　（略）
3　（略）	3　（略）

4　地域防災企画室は、次に掲げる事務（地域防災連携企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
一・二　（略）
5～11　（略）
12　危機管理企画調整官は、次に掲げる事務（防災企画室及び地域防災企画室並びに地域防災連携企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
一・二　（略）
13　地域防災連携企画調整官は、命を受けて、気象庁の所掌事務に関する地域における災害の防止に係る関係行政機関その他の関係者との連携に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
14～17　（略）
（気候変動対策推進室及びアジア太平洋気象防災センター並びに地域気象防災推進官、広域避難支援気象防災推進官、沿岸防災情報調整官、海上防災情報調整官及び台風防災情報調整官）
第三十五条　気象リスク対策課に、気候変動対策推進室及びアジア太平洋気象防災センター並びに地域気象防災推進官、広域避難支援気象防災推進官、沿岸防災情報調整官、海上防災情報調整官及び台風防災情報調整官それぞれ一人を置く。
2・3　（略）
4　アジア太平洋気象防災センターは、アジア太平洋地域における災害の防止のための気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（津波を除く。）の予報に関する事務（海上防災情報調整官及び台風防災情報調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
5～8　（略）
9　海上防災情報調整官は、大気海洋部の所掌事務に関する海上における災害の防止のための船舶の利用に供する予報及び警報に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。
10　（略）
（海洋気象情報室並びに海洋データ連携企画調整官及び全球大気監視調整官）
第三十九条　環境・海洋気象課に、海洋気象情報室並びに海洋データ連携企画調整官及び全球大気監視調整官それぞれ一人を置く。
2　海洋気象情報室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
二　海上気象及び海水象に関する情報（長期的な海洋汚染に関するものを除く。）の収集及び発表に関すること（海洋データ連携企画調整官の所掌に属するものを除く。）。
3　（略）
4　海洋データ連携企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち特定事項についての企画及び立案並びに関係行政機関、外国の行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
一　海上気象及び海水象に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
二　海上気象及び海水象に関する情報の収集及び発表に関すること。
三　海水象に関する気象測器に関すること。
5　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

4　地域防災企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）
5～11　（略）
12　危機管理企画調整官は、次に掲げる事務（防災企画室及び地域防災企画室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
一・二　（略）
（新設）
13～16　（略）
（気候変動対策推進室及びアジア太平洋気象防災センター並びに地域気象防災推進官、広域避難支援気象防災推進官、沿岸防災情報調整官及び台風防災情報調整官）
第三十五条　気象リスク対策課に、気候変動対策推進室及びアジア太平洋気象防災センター並びに地域気象防災推進官、広域避難支援気象防災推進官、沿岸防災情報調整官及び台風防災情報調整官それぞれ一人を置く。
2・3　（略）
4　アジア太平洋気象防災センターは、アジア太平洋地域における災害の防止のための気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（津波を除く。）の予報に関する事務（台風防災情報調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
5～8　（略）
（新設）
9　（略）
（海洋気象情報室及び全球大気監視調整官）
第三十九条　環境・海洋気象課に、海洋気象情報室及び全球大気監視調整官一人を置く。
2　海洋気象情報室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
二　海上気象及び海水象に関する情報（長期的な海洋汚染に関するものを除く。）の収集及び発表に関すること。
3　（略）
（新設）
4　（略）

○国土交通省令第五十一号

国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第六項及び第二十一条第五項の規定に基づき、並びに海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、海上保安庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

国土交通大臣　金子　恭之

海上保安庁組織規則の一部を改正する省令

海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　内部部局 第一節　（略） 第二節　課の設置等 第一款　総務部（第二条―第十条の三） 第二款～第五款　（略） 第三節　（略） 第二章～第四章　（略） 附則 （総務部に置く課等） **第二条**　総務部に、次の四課並びに教育訓練管理官、主計管理官、国際戦略官、サイバーセキュリティ戦略官及び危機管理官それぞれ一人を置く。 政務課 秘書課 人事課 情報通信課 （情報通信課の所掌事務） **第六条**　情報通信課は、次に掲げる事務（サイバーセキュリティ戦略官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 一・二　（略） （サイバーセキュリティ戦略官の職務） **第十条の二**　サイバーセキュリティ戦略官は、海上保安庁の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。 （危機管理官の職務） **第十条の三**　（略） （政策評価広報室及び予算執行管理室並びに海上保安企画官、企画調整官、海上保安業務改革推進官、海上保安新技術活用推進官及び警務管理官） **第三十五条の二**　政務課に、政策評価広報室及び予算執行管理室並びに海上保安企画官、企画調整官、海上保安業務改革推進官、海上保安新技術活用推進官及び警務管理官それぞれ一人を置く。 ２～７　（略）	目次 第一章　内部部局 第一節　（略） 第二節　課の設置等 第一款　総務部（第二条―第十条の二） 第二款～第五款　（略） 第三節　（略） 第二章～第四章　（略） 附則 （総務部に置く課等） **第二条**　総務部に、次の四課並びに教育訓練管理官、主計管理官、国際戦略官及び危機管理官それぞれ一人を置く。 政務課 秘書課 人事課 情報通信課 （情報通信課の所掌事務） **第六条**　情報通信課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） （新設） （危機管理官の職務） **第十条の二**　（略） （政策評価広報室及び予算執行管理室並びに海上保安企画官、企画調整官、海上保安新技術活用推進官及び警務管理官） **第三十五条の二**　政務課に、政策評価広報室及び予算執行管理室並びに海上保安企画官、企画調整官、海上保安新技術活用推進官及び警務管理官それぞれ一人を置く。 ２～７　（略）

８　海上保安業務改革推進官は、命を受けて、海上保安庁の業務改革の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

９・10　（略）

（システム整備・管理室並びに情報通信企画調整官、情報通信システム推進官、情報通信システム技術調整官及びデジタル技術活用推進官）

第三十八条　情報通信課に、システム整備・管理室並びに情報通信企画調整官、情報通信システム推進官、情報通信システム技術調整官及びデジタル技術活用推進官それぞれ一人を置く。

２　システム整備・管理室は、海上保安庁の使用する情報通信システムの整備及び管理の実施に関する事務（サイバーセキュリティ戦略官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

３　システム整備・管理室に、室長を置く。

（削る）

（削る）

（削る）

４　（略）

５　情報通信システム推進官は、海上保安庁の使用する情報通信システムの整備及び管理に関する基本的な方針の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

６　情報通信システム技術調整官は、海上保安庁の使用する情報通信システムの整備及び管理に関する技術的事項の企画及び立案並びに調整に関する事務（デジタル技術活用推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

７　（略）

（海賊対策調整官及び国際サイバー捜査企画調整官）

第四十五条　国際刑事課に、海賊対策調整官及び国際サイバー捜査企画調整官それぞれ一人を置く。

２　（略）

３　国際サイバー捜査企画調整官は、第十九条第一項第一号に掲げる法令に規定する犯罪のうち海上におけるもの（サイバー空間を利用して行われるものに限る。）の捜査に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（警備情報課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（警備情報管理官及び船舶動静情報調整官）

第四十六条の二　警備情報課に、警備情報管理官及び船舶動静情報調整官それぞれ一人を置く。

２　警備情報管理官は、命を受けて、警備情報の収集、分析その他の調査及び警備情報の管理に関する特定事項についての調整に関する事務をつかさどる。

３　船舶動静情報調整官は、命を受けて、警備情報のうち船舶の動静に関するもの（以下この項において「船舶動静情報」という。）の収集、分析その他の調査及び船舶動静情報の管理に関する重要事項についての調整に関する事務をつかさどる。

（新設）

８・９　（略）

（システム整備室、システム管理室及びサイバー対策室並びに情報通信企画調整官及びデジタル技術活用推進官）

第三十八条　情報通信課に、システム整備室、システム管理室及びサイバー対策室並びに情報通信企画調整官及びデジタル技術活用推進官それぞれ一人を置く。

２　システム整備室は、海上保安庁の使用する情報通信システムの整備の実施に関する事務をつかさどる。

３　システム整備室に、室長を置く。

４　システム管理室は、海上保安庁の使用する情報通信システムの管理の実施に関する事務（サイバー対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

５　システム管理室に、室長を置く。

６　サイバー対策室は、海上保安庁の使用する情報通信システムの安全の確保に関する事務をつかさどる。

７　サイバー対策室に、室長を置く。

８　（略）

（新設）

９　（略）

（海賊対策調整官）

第四十五条　国際刑事課に、海賊対策調整官一人を置く。

２　（略）

（新設）

（警備情報調整官及び船舶動静情報調整官）

第四十六条の二　警備情報課に、警備情報調整官及び船舶動静情報調整官それぞれ一人を置く。

２　警備情報調整官は、命を受けて、警備情報の収集、分析その他の調査及び警備情報の管理に関する重要事項についての調整に関する事務（船舶動静情報調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

３　船舶動静情報調整官は、命を受けて、警備情報のうち船舶の動静に関するもの（以下この条において「船舶動静情報」という。）の収集、分析その他の調査及び船舶動静情報の管理に関する重要事項についての調整に関する事務をつかさどる。

（首席海難調査官、海難防止対策官及び首席海上安全情報官）

第五十四条　安全対策課に、首席海難調査官、海難防止対策官及び首席海上安全情報官それぞれ一人を置く。

２・３　（略）

４　首席海上安全情報官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち重要事項についての企画及び立案に関する事務をつかさどる。

一　船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関すること。

二　灯台その他の航路標識の附属の設備による気象の観測及びその通報に関すること。

（技術開発室）

第五十五条　整備課に、技術開発室を置く。

２・３　（略）

（削る）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第十三号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）第十二条第四項の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

環境大臣　石原　宏高

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（首席海難調査官、海難防止対策官及び首席海上安全情報官） **第五十四条**　安全対策課に、首席海難調査官、海難防止対策官及び首席海上安全情報官それぞれ一人を置く。 ２・３　（略） ４　首席海上安全情報官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち重要事項についての企画及び立案に関する事務をつかさどる。 一　船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関すること。 二　灯台その他の航路標識の附属の設備による気象の観測及びその通報に関すること。 （技術開発室） **第五十五条**　整備課に、技術開発室を置く。 ２・３　（略） （削る）	（首席海難調査官及び海難防止対策官） **第五十四条**　安全対策課に、首席海難調査官及び海難防止対策官それぞれ一人を置く。 ２・３　（略） （新設） （技術開発室及び航路標識企画官） **第五十五条**　整備課に、技術開発室及び航路標識企画官一人を置く。 ２・３　（略） ４　航路標識企画官は、命を受けて、灯台その他の航路標識の建設及び保守に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
（中間貯蔵部の所掌事務） **第六条**　中間貯蔵部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四　（略） 五　福島県内除去土壌等（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第二条第二項に規定する福島県内除去土壌等をいう。以下同じ。）の減容及び福島県内において生じた除去土壌（放射性物質汚染対処特措法第二条第四項に規定する除去土壌をいう。）に係る復興再生利用（放射性物質汚染対処特措法施行規則第五十八条の四に規定する復興再生利用をいう。第五十九条及び第六十条において「福島県内除去土壌に係る復興再生利用」という。）に関すること（環境再生・廃棄物対策部の所掌に属するものを除く。）。 六　（略） （地方環境事務所に置く課等） **第七条**　（略） ２　前項に掲げる室及び課のほか、地方環境事務所に統括環境保全企画官、脱炭素企画官、洋上風力環境調査専門官、統括自然保護企画官、国立公園調整官、自然再生企画官、生物多様性保全企画官、国立公園企画官、野生生物企画官、自然環境整備企画官、外来生物企画官、世界自然遺産専門官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、国立公園高付加価値化企画官、外客受入施設専門官、世界自然遺産調整専門官、離島希少種保全専門官、利用拠点再生専門官、	（中間貯蔵部の所掌事務） **第六条**　中間貯蔵部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四　（略） 五　福島県内除去土壌等（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第二条第二項に規定する福島県内除去土壌等をいう。以下同じ。）の減容及び福島県内において生じた除去土壌（放射性物質汚染対処特措法第二条第四項に規定する除去土壌をいう。）に係る復興再生利用（放射性物質汚染対処特措法施行規則第五十八条の四に規定する復興再生利用をいう。）（第五十七条及び第五十八条において「福島県内除去土壌に係る復興再生利用」という。）に関すること（環境再生・廃棄物対策部の所掌に属するものを除く。）。 六　（略） （地方環境事務所に置く課等） **第七条**　（略） ２　前項に掲げる室及び課のほか、地方環境事務所に統括環境保全企画官、脱炭素企画官、統括自然保護企画官、国立公園調整官、自然再生企画官、生物多様性保全企画官、国立公園企画官、野生生物企画官、自然環境整備企画官、外来生物企画官、世界自然遺産専門官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、国立公園高付加価値化企画官、外客受入施設専門官、世界自然遺産調整専門官、離島希少種保全専門官、利用拠点再生専門官、滞在環境整備専門官、地

滞在環境整備専門官、地熱発電等調整専門官、自然環境調整専門官、地域ネイチャーポジティブ企画官、首席自然保護官、自然保護官及び国立公園管理官を置く（統括環境保全企画官、統括自然保護企画官、国立公園調整官、生物多様性保全企画官、外来生物企画官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、自然環境調整専門官、自然保護官及び国立公園管理官については福島地方環境事務所を除き、脱炭素企画官及び外客受入施設専門官については中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、洋上風力環境調査専門官については関東地方環境事務所に限り、自然再生企画官については北海道地方環境事務所、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所、近畿地方環境事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、国立公園企画官、野生生物企画官、自然環境整備企画官及び地域ネイチャーポジティブ企画官については北海道地方環境事務所、中部地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、世界自然遺産調整専門官及び離島希少種保全専門官については北海道地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、利用拠点再生専門官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、首席自然保護官については東北地方環境事務所、関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限る。）。

（資源循環課の所掌事務）

第十条　資源循環課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十一　（略）

二十二　廃棄物処理業者の組織する中小企業等協同組合（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条に規定する中小企業等協同組合をいう。第十四条第四十号において同じ。）の認可及び監督に関すること。

二十三～三十七　（略）

（野生生物課の所掌事務）

第十四条　野生生物課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三十九　（略）

四十　動物取扱業者の組織する中小企業等協同組合の認可及び監督に関すること。

四十一～四十四　（略）

（自然環境整備課の所掌事務）

第十五条　自然環境整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域に関する保全事業に係る施設の整備に関する助成及び指導並びに当該施設の工事の実施（以下この条、第三十一条及び第三十五条において「施設の整備等」という。）に関すること。

二～十三　（略）

（洋上風力環境調査専門官の職務）

第十八条　洋上風力環境調査専門官は、洋上風力発電設備の整備について、海洋環境の保全に関する調査に係る調整等に関する専門の行政事務を行う。

第十九条～第三十七条　（略）

（地域ネイチャーポジティブ企画官）

第三十八条　地域ネイチャーポジティブ企画官は、地域における生物の多様性の増進に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

第三十九条～第六十二条　（略）

（新設）

第十八条～第三十六条　（略）

（新設）

第三十七条～第六十条　（略）

（地方環境事務所に置く支所）

第六十三条　（略）

2　支所の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
（略）	（略）	（略）
浜通り北支所	南相馬市	相馬市、南相馬市、双葉郡のうち浪江町、相馬郡のうち新地町
浜通り中支所	双葉郡富岡町	郡山市、白河市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、西白河郡、東白川郡、石川郡、田村郡、双葉郡のうち富岡町、双葉町及び葛尾村
浜通り南支所	双葉郡広野町	会津若松市、いわき市、喜多方市、南会津郡、耶麻郡、河沼郡、大沼郡、双葉郡のうち広野町、楢葉町、川内村及び大熊町

3　支所は、第六十五条の規定に基づき、第四十九条、第五十条、第五十一条及び第五十六条第一号から第三号までに規定する事務を分掌する。

（管轄区域の特例）

第六十四条　次の表の上欄に掲げる事務に関しては、環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）第五十条第一項の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる地方環境事務所（当該地方環境事務所に、支所を置く場合は、地方環境事務所及び支所）が、同表の下欄に掲げるそれぞれの区域を管轄するものとする。

事務	地方環境事務所	区域
第八条各号、第九条第十三号及び第十四号、第十条第一号から第十二号まで及び第二十号から第三十六号まで、第十一条第一号から第二十二号まで、第十三条第一号から第五号まで、第七号及び第二十号から第二十四号まで、第十四条第一号から第十	東北地方環境事務所	福島県内の区域

（地方環境事務所に置く支所）

第六十一条　（略）

2　支所の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
（略）	（略）	（略）
県中・県南支所	郡山市	郡山市、白河市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、西白河郡、東白川郡、石川郡、田村郡、双葉郡のうち富岡町、双葉町及び葛尾村
浜通り南支所	双葉郡広野町	会津若松市、いわき市、喜多方市、南会津郡、耶麻郡、河沼郡、大沼郡、双葉郡のうち広野町、楢葉町、川内村及び大熊町
浜通り北支所	南相馬市	相馬市、南相馬市、双葉郡のうち浪江町、相馬郡のうち新地町

3　支所は、第六十三条の規定に基づき、第四十七条、第四十八条、第四十九条及び第五十四条第一号から第三号までに規定する事務を分掌する。

（管轄区域の特例）

第六十二条　次の表の上欄に掲げる事務に関しては、環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）第五十条第一項の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる地方環境事務所（当該地方環境事務所に、支所を置く場合は、地方環境事務所及び支所）が、同表の下欄に掲げるそれぞれの区域を管轄するものとする。

事務	地方環境事務所	区域
第八条各号、第九条第十三号及び第十四号、第十条第一号から第十二号まで及び第二十号から第三十七号まで、第十一条第一号から第二十二号まで、第十三条第一号から第五号まで、第七号及び第二十号から第二十四号まで、第十四条第一号から第十	東北地方環境事務所	福島県内の区域

二号まで、第二十一号、第二十二号及び第二十八号から第四十四号まで並びに第十五条第一号、第二号、第四号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務（第十三条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第十五条第八号については国立公園に係るものを、第十四条第四十三号及び第四十四号並びに第十五条第十二号については国指定鳥獣保護区に係るものを、第十五条第十三号については国立公園及び国指定鳥獣保護区に係るものを除く。）	（略）		
第十四条第十三号から第二十号まで、第二十三号から第二十七号まで、第四十三号及び第四十四号並びに第十五条第十号、第十二号及び第十三号に掲げる事務（第十四条第四十三号及び第四十四号並びに第十五条第十二号及び第十三号については、国指定鳥獣保護区に係るものに限る。）	（略）	東北地方環境事務所	国指定大鳥朝日鳥獣保護区のうち、新潟県内の区域 福島県内の区域
		中部地方環境事務所	国指定浅間鳥獣保護区のうち、群馬県内の区域
		近畿地方環境事務所	国指定大台山系鳥獣保護区のうち、三重県内の区域
第四十八条第二号に掲げる事務	福島地方環境事務所	福島地方環境事務所	岩手県及び宮城県内の区域
第五十四条、第五十六条、第五十九条及び第六十条に掲げる事務	福島地方環境事務所		全国の区域

第六十五条　（略）

附　則

（洋上風力環境調査専門官の設置期間の特例）

第四条　第七条第二項の洋上風力環境調査専門官は、令和十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（削る）

二号まで、第二十一号、第二十二号及び第二十八号から第四十五号まで並びに第十五条第一号、第二号、第四号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務（第十三条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第十五条第八号については国立公園に係るものを、第十四条第四十四号及び第四十五号並びに第十五条第十二号については国指定鳥獣保護区に係るものを、第十五条第十三号については国立公園及び国指定鳥獣保護区に係るものを除く。）	（略）		
第十四条第十三号から第二十号まで、第二十三号から第二十七号まで、第四十四号及び第四十五号並びに第十五条第十号、第十二号及び第十三号に掲げる事務（第十四条第四十四号及び第四十五号並びに第十五条第十二号及び第十三号については、国指定鳥獣保護区に係るものに限る。）	（略）	東北地方環境事務所	国指定大鳥朝日鳥獣保護区のうち、新潟県内の区域 福島県内の区域
		中部地方環境事務所	国指定浅間鳥獣保護区のうち、群馬県内の区域
		近畿地方環境事務所	国指定大台山系鳥獣保護区のうち、三重県内の区域
第四十六条第二号に掲げる事務	福島地方環境事務所	福島地方環境事務所	岩手県及び宮城県内の区域
第五十二条、第五十四条、第五十七条及び第五十八条に掲げる事務	福島地方環境事務所		全国の区域

第六十三条　（略）

附　則

（新設）

（離島希少種保全専門官の設置期間の特例）

第四条　第七条第二項の離島希少種保全専門官のうち一人は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第七条第二項の離島希少種保全専門官（前項に規定するものを除く。）は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

（地域ネイチャーポジティブ企画官の設置期間の特例）

第六条　第七条第二項の地域ネイチャーポジティブ企画官は、令和十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（総務課の設置期間の特例）

第七条　第四十一条第一項の総務課は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（渉外広報課の設置期間の特例）

第八条　第四十一条第一項の渉外広報課は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（企画課の設置期間の特例）

第九条　第四十一条第一項の企画課は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（経理課の設置期間の特例）

第十条　第四十一条第一項の経理課は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（調整官の設置期間の特例）

第十一条　第四十一条第二項の調整官は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

２　第四十七条第二項及び第五十三条第二項の調整官は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（環境再生・廃棄物対策総括課の設置期間の特例）

第十二条　第四十七条第一項の環境再生・廃棄物対策総括課は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（環境再生課の設置期間の特例）

第十三条　第四十七条第一項の環境再生課は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（仮置場対策課の設置期間の特例）

第十四条　第四十七条第一項の仮置場対策課は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（廃棄物対策課の設置期間の特例）

第十五条　第四十七条第一項の廃棄物対策課は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（中間貯蔵総括課の設置期間の特例）

第十六条　第五十三条第一項の中間貯蔵総括課は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

（工務課の設置期間の特例）

第十七条　第五十三条第一項の工務課は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（輸送課の設置期間の特例）

第十八条　第五十三条第一項の輸送課は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（管理課の設置期間の特例）

第十九条　第五十三条第一項の管理課は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（中間貯蔵施設整備推進課の設置期間の特例）

第二十条　第五十三条第一項の中間貯蔵施設整備推進課は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（新設）

（総務課の設置期間の特例）

第六条　第三十九条第一項の総務課は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（渉外広報課の設置期間の特例）

第七条　第三十九条第一項の渉外広報課は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（企画課の設置期間の特例）

第八条　第三十九条第一項の企画課は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（経理課の設置期間の特例）

第九条　第三十九条第一項の経理課は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（調整官の設置期間の特例）

第十条　第三十九条第二項の調整官は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

２　第四十五条第二項及び第五十一条第二項の調整官は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（環境再生・廃棄物対策総括課の設置期間の特例）

第十一条　第四十五条第一項の環境再生・廃棄物対策総括課は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（環境再生課の設置期間の特例）

第十二条　第四十五条第一項の環境再生課は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（仮置場対策課の設置期間の特例）

第十三条　第四十五条第一項の仮置場対策課は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（廃棄物対策課の設置期間の特例）

第十四条　第四十五条第一項の廃棄物対策課は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

（中間貯蔵総括課の設置期間の特例）

第十五条　第五十一条第一項の中間貯蔵総括課は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

（工務課の設置期間の特例）

第十六条　第五十一条第一項の工務課は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（輸送課の設置期間の特例）

第十七条　第五十一条第一項の輸送課は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（管理課の設置期間の特例）

第十八条　第五十一条第一項の管理課は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（中間貯蔵施設整備推進課の設置期間の特例）

第十九条　第五十一条第一項の中間貯蔵施設整備推進課は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

（復興再生利用企画課の設置期間の特例）

第二十一条　第五十三条第一項の復興再生利用企画課は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（復興再生利用事業推進課の設置期間の特例）

第二十二条　第五十三条第一項の復興再生利用事業推進課は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地課の設置期間の特例）

第二十三条　第五十三条第一項の用地課は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（県北支所、浜通り北支所、浜通り中支所及び浜通り南支所の設置期間の特例）

第二十四条　第六十三条第二項の県北支所、浜通り北支所、浜通り中支所及び浜通り南支所は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令は、令和八年四月八日から施行する。

○環境省令第十四号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、環境省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

環境大臣　石原　宏高

環境省定員規則（平成二十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「二、二六五人」を「二、三三四人」に改め、同表原子力規制委員会の項中「一、一四五人」を「一、一五六人」に改め、同表合計の項中「三、四一〇人」を「三、四九〇人」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の環境省定員規則第一条の規定は、令和八年四月一日から適用する。

○防衛省令第十三号

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条の二第二項、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十五条第四項及び第十六条第六項、防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第五十二条第四項及び第百六十九条、行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項並びに科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）第二条第二項第二号の規定に基づき、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

防衛大臣　小泉進次郎

防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則等の一部を改正する省令

（防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則の一部改正）

第一条　防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則（昭和二十九年総理府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（総括首席指導教官、首席指導教官及び指導教官） **第十五条の四**　訓練部に、総括首席指導教官一人、首席指導教官五人及び指導教官を置く。 2～5　［略］ （内部組織） **第十九条**　防衛研究所に、次の五部及び戦史研究センター並びに特別研究官二人を置く。 企画部 政策研究部 先進領域研究部 地域研究部 教育部	（総括首席指導教官、首席指導教官及び指導教官） **第十五条の四**　訓練部に、総括首席指導教官一人、首席指導教官四人及び指導教官を置く。 2～5　［同上］ （内部組織） **第十九条**　防衛研究所に、次の五部及び戦史研究センター並びに特別研究官二人を置く。 企画部 政策研究部 理論研究部 地域研究部 教育部

（政策研究部）

第二十条の四　政策研究部は、自衛隊の管理及び運営に関する基本的な調査研究のうち、我が国及び諸外国の防衛政策、防衛力の整備及び部隊の運用並びに国際的な安全保障課題に係るもの（先進領域研究部、地域研究部及び戦史研究センターの所掌に属するものを除く。）を行う。

（政策研究部の研究室）

第二十条の五　政策研究部に、次の四研究室を置く。

防衛政策研究室

軍事戦略研究室

防衛マネジメント研究室

グローバル安全保障研究室

（先進領域研究部）

第二十条の六　先進領域研究部は、自衛隊の管理及び運営に関する基本的な調査研究のうち、宇宙及びサイバーに関する領域における安全保障課題並びに防衛基盤に係るものを行う。

（先進領域研究部の研究室）

第二十条の七　先進領域研究部に、次の三研究室を置く。

宇宙安全保障研究室

サイバー安全保障研究室

防衛基盤研究室

（所員及び助手）

第二十三条　［略］

２　所員及び助手は、政策研究部、先進領域研究部、地域研究部、教育部若しくは戦史研究センター又は特別研究官の下のいずれかに属するものとする。

３～５　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（防衛省職員給与施行規則の一部改正）

第二条　防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後

別表第一　自衛隊教官俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係）

組織の区分＼職務の級の区分	二級	一級
陸上自衛隊	一人	七六人
海上自衛隊		一
航空自衛隊		三

改　正　前

別表第一　自衛隊教官俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係）

組織の区分＼職務の級の区分	二級	一級
陸上自衛隊	一人	七五人
海上自衛隊		一
航空自衛隊		三

別表第二　行政職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係）

イ　行政職俸給表(一)

組織の区分＼職務の級の区分	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	八人	二九人	五三人	八八人	二二一人	一六三人	二一〇人	四四二人	一一四人	七二人
防衛人事審議会			一							
防衛大学校		二	二	九	一六	一二	三四	五一	四二	四
防衛医科大学校		三	三	一〇	一八	一〇	三九	四七	八	四
防衛研究所		一	二	三	九	一	一六	五		一
統合幕僚監部		一	四	三	八	一七	四一	一九	一九	六
陸上自衛隊		一	一八	三六	二九九	五〇一	八六六	一、七九〇	七二七	五五
海上自衛隊			七	二一	一三九	一八九	三一七	九一八	五一七	八八
航空自衛隊			五	一六	一〇八	二〇五	二五三	八五三	四七四	六九
情報本部		五	一〇	一五	五〇	五二	一〇二	二七〇	一四四	二八
防衛監察本部	一	一	一	二	四	九	六	一三	四	一
地方防衛局	二	三三	二〇	七四	二五六	三九二	五五一	九二三	二八八	九七
防衛装備庁	二	一九	二八	四三	一三八	一六六	一四三	三四六	九一	三一

ロ　行政職俸給表(二)

組織の区分＼職務の級の区分	五級	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	四人	一九人	二三人	人	人
防衛大学校	一	一六	七		
防衛医科大学校		五	四		
統合幕僚監部		一	二三		
陸上自衛隊	五八	七一四	一、三〇九	二五四	二二
海上自衛隊	一八	一九八	九〇	七	
航空自衛隊	一八	一八八	二三二	四	
情報本部	一	二	一二	四	
地方防衛局	一	一〇	一		
防衛装備庁	一	一四	二五		

別表第二　行政職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係）

イ　行政職俸給表(一)

組織の区分＼職務の級の区分	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	八人	二九人	五〇人	八八人	二一三人	一六三人	二一八人	四一九人	一〇七人	六九人
防衛人事審議会			一							
防衛大学校		二	二	九	一六	一二	三四	五一	四一	三
防衛医科大学校		三	三	一〇	一八	一〇	三九	四三	七	二
防衛研究所		一	二	三	九	一	一六	五		一
統合幕僚監部		一	四	三	八	一七	三八	一九	一九	五
陸上自衛隊		一	一八	三六	二九九	四九七	八五一	一、七九八	七五七	四五
海上自衛隊			七	二一	一三九	一八八	三一〇	九三一	五一一	七八
航空自衛隊			五	一六	一〇八	二〇四	二五二	八四二	四六八	五九
情報本部		五	九	一四	五二	一四八	二五四	一、二五四	一四八	二二
防衛監察本部	一	一	一	二	四	九	六	一三	四	一
地方防衛局	一	三三	二〇	七三	二四六	三八二	五六一	九二七	二八一	八一
防衛装備庁	二	一八	二九	四三	一三五	一五五	一三九	三四三	八九	二八

ロ　行政職俸給表(二)

組織の区分＼職務の級の区分	五級	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	四人	二九人	四一人	人	人
防衛大学校	一	一六	七		
防衛医科大学校		五	四		
統合幕僚監部		一	二五五		
陸上自衛隊	五八	七〇六	一、二九九	二六一	二二
海上自衛隊	一八	二〇四	九七	七	
航空自衛隊	一八	一八八	二五五	四	
情報本部	一	二	一二	四	
防衛監察本部		一			
地方防衛局		一〇	一		
防衛装備庁	一	一四	二五		

別表第三　教育職俸給表㈠の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係）

組織の区分＼職務の級の区分	五級	四級	三級	二級	一級
防衛医科大学校					
防衛大学校	一人	一五四人	一〇三人	八人	一人
防衛医科大学校		五七	五一	八五	九六

別表第四　研究職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係）

組織の区分＼職務の級の区分	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	人	三人	一人	三人	人	人
防衛研究所	一	一八	二〇	一三	一二	一
統合幕僚監部		二	一	一三	六	
陸上自衛隊		二	五	一五	一二	
海上自衛隊		六	七	二三	三五	四
航空自衛隊		一三	一三	二九	五七	
情報本部		三	一一	二五	三九	一
防衛装備庁	一	一五八	一〇九	二一〇	一四四	一三

別表第五　医療職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係）

イ　［略］

ロ　医療職俸給表㈡

組織の区分＼職務の級の区分	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛大学校	人	人	人	二人	一人	二人	二人	人
防衛医科大学校		一	三	七	二〇	二八	六九	
陸上自衛隊				一五	四七	一四九	一五五	一〇
海上自衛隊				一	一三	三二	七五	一
航空自衛隊					九	四八	四七	四

ハ　医療職俸給表㈢

組織の区分＼職務の級の区分	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛大学校	人	人	人	人	一人	四人	人
防衛医科大学校		一	四	二八	三七	三八六	

別表第三　教育職俸給表㈠の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係）

組織の区分＼職務の級の区分	五級	四級	三級	二級	一級
防衛医科大学校					
防衛大学校	一人	一五三人	一〇三人	八人	一人
防衛医科大学校		五五	五一	八五	九九

別表第四　研究職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係）

組織の区分＼職務の級の区分	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	人	三人	一人	三人	人	人
防衛研究所	一	一七	二〇	一四	九	
統合幕僚監部		二	一	一三	八	
陸上自衛隊		二	五	一二	一二	
海上自衛隊		六	七	二三	三五	四
航空自衛隊		一三	一三	二九	五七	
情報本部		三	一一	一九	三九	一
防衛装備庁	一	一五六	一〇五	二一二	一四四	四

別表第五　医療職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係）

イ　［同上］

ロ　医療職俸給表㈡

組織の区分＼職務の級の区分	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛大学校	人	人	人	二人	一人	二人	二人	人
防衛医科大学校		一	三	七	二〇	二八	四八	
陸上自衛隊				一五	四七	一四九	一五五	一〇
海上自衛隊				一	一三	三二	七五	一
航空自衛隊					九	四八	四七	四

ハ　医療職俸給表㈢

組織の区分＼職務の級の区分	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛大学校	人	人	人	人	一人	四人	人
防衛医科大学校		一	四	二五	四〇	三九三	

別表第六　［略］

別表第七　行政職俸給表の適用を受ける事務官等のうち定年前再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

イ　行政職俸給表(一)

組織の区分＼職務の級の区分	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	人	人	人	人	人	人	人（一〇）	人	人	人
防衛大学校						（二）一	（二）三	（一四）一四		
防衛医科大学校							（五）五	（五）八		
防衛研究所							（四）四	（一〇）一三		
統合幕僚監部								（二）二		
陸上自衛隊							（五）七	（二六五）三三八		
海上自衛隊								（六〇）九六		
航空自衛隊							（六）八	（五五）七四	（三三）四九	
情報本部							（二）二	（一三）一五	（一）一	
防衛監察本部						二	（四）六			
地方防衛局						（一九）二三	（四二）四八	（五七）六六	（一四）一六	（三）三
防衛装備庁						（一四）一九	（一一）一四			

備考　この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「（　）」で示す。

組織の区分＼職務の級の区分	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
陸上自衛隊						九	二六	三六		
海上自衛隊				五		一一	一七	一一四		
航空自衛隊				三		一一	二二	一二九	一	

別表第六　［同上］

別表第七　行政職俸給表の適用を受ける事務官等のうち定年前再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

イ　行政職俸給表(一)

組織の区分＼職務の級の区分	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	人	人	人	人	人	人	人（五）	人	人	人
防衛大学校						（二）一	（三）三	（一四）一四		
防衛医科大学校							（五）五	（五）七	一	
防衛研究所							（四）四	（一〇）一三	（一）一	
統合幕僚監部								（一）二		
陸上自衛隊							（一）四	（三五二）三八六		
海上自衛隊								（八五）九六		
航空自衛隊							（七）九	（八二）九二	（四三）四八	
情報本部							（三）三	（一六）一七	（一）一	
防衛監察本部						（一）二	（六）六			
地方防衛局						（一三）二五	（六〇）六五	（六六）七一	（一一）一三	（三）三
防衛装備庁						（一八）二〇	（一八）二〇			

備考　この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「（　）」で示す。

組織の区分＼職務の級の区分	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
陸上自衛隊						九	二六	三六		
海上自衛隊				五		一一	一七	一一四		
航空自衛隊				三		一一	二二	一二九	一	

ロ　行政職俸給表(二)

組織の区分＼職務の級の区分	五級	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	人	人	人（一）（一）	人	人
防衛大学校			四（三）		
防衛医科大学校			二（一）		
統合幕僚監部			一（一）		
陸上自衛隊			二六六（二〇七）		
海上自衛隊			五一（三七）		
航空自衛隊			二三（一一）	五四（四三）	
情報本部			二（一）		
地方防衛局				二（一）	
防衛装備庁				三（一）	

備考　この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「（　）」で示す。

別表第八　教育職俸給表(一)の適用を受ける事務官等のうち定年前再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

組織の区分＼職務の級の区分	五級	四級	三級	二級	一級
防衛大学校	人	人	人	人	人（一）（一）
防衛医科大学校					一（一）

備考　この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「（　）」で示す。

ロ　行政職俸給表(二)

組織の区分＼職務の級の区分	五級	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	人	人	人（一）（一）	人	人
防衛大学校			四（四）		
防衛医科大学校			五（四）		
統合幕僚監部			一（一）		
陸上自衛隊			三三三（二九四）		
海上自衛隊			六八（六二）		
航空自衛隊			二九（二八）	六一（五五）	
情報本部			二（一）		
地方防衛局				二（一）	
防衛装備庁				三（三）	

備考　この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「（　）」で示す。

別表第八　教育職俸給表(一)の適用を受ける事務官等のうち定年前再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

組織の区分＼職務の級の区分	五級	四級	三級	二級	一級
防衛大学校	人	人	人	人	人（一）（一）
防衛医科大学校					二（一）

備考　この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「（　）」で示す。

別表第九　研究職俸給表の適用を受ける事務官等のうち定年前再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

組織の区分＼職務の級の区分	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛研究所	人	人	人	人	人	人
陸上自衛隊				（一）一		
防衛装備庁				（一七）三四	（三）三	

備考　この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「（　）」で示す。

別表第十　医療職俸給表の適用を受ける事務官等のうち定年前再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

イ　医療職俸給表(二)

組織の区分＼職務の級の区分	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛大学校	人	人	人	人	人	人	人	人
防衛医科大学校					（四）五	（一）二		
陸上自衛隊						（一三）一四		（一）一
航空自衛隊							（一）二	（六）七

備考　この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「（　）」で示す。

ロ　医療職俸給表(三)

組織の区分＼職務の級の区分	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛医科大学校	人	人	人	人 七 （五）	人 二 （一）	人 四 （三）	人
陸上自衛隊						（一）二	

別表第九　研究職俸給表の適用を受ける事務官等のうち定年前再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

組織の区分＼職務の級の区分	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛研究所	人	人	人	人 五 （五）	人	人
陸上自衛隊				（一）一		
防衛装備庁				（一二）三六	（三）三	

備考　この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「（　）」で示す。

別表第十　医療職俸給表の適用を受ける事務官等のうち定年前再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

イ　医療職俸給表(二)

組織の区分＼職務の級の区分	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛大学校	人	人	人	人	人	人	人	人
防衛医科大学校					（五）六	（一）二		
陸上自衛隊						（一三）一四		（一）一
航空自衛隊							（一）一	（八）八

備考　この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「（　）」で示す。

ロ　医療職俸給表(三)

組織の区分＼職務の級の区分	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛医科大学校	人	人	人	人 九 （七）	人 二 （一）	人 四 （三）	人
陸上自衛隊						（一）二	

組織の区分＼職務の級の区分	四級	三級	二級	一級
海上自衛隊				
航空自衛隊			（一）二	（六）七
防衛省本省の内部部局	人	（八）八 人		人
防衛装備庁		（四）六	（三）四	

備考　この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「（　）」で示す。

別表第十一　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける事務官等のうち定年前再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

組織の区分＼職務の級の区分	四級	三級	二級	一級
航空自衛隊			（一）一	（九）九
防衛省本省の内部部局	人	（八）八 人		人
防衛装備庁		（二）六	（一）四	

備考　この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「（　）」で示す。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（防衛医科大学校の編制等に関する省令の一部改正）

第三条　防衛医科大学校の編制等に関する省令（昭和四十八年総理府令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表第三（第三条関係）	
区分	専任の教授・准教授・講師の数
学科目	専任の助教の数
医学科に設ける講座	一二
看護学科に設ける講座	六七
合計	三三
	五九
	一五
	一一二
	七四

改正前	
別表第三（第三条関係）	
区分	専任の教授・准教授・講師の数
学科目	専任の助教の数
医学科に設ける講座	一二
看護学科に設ける講座	六七
合計	三三
	六〇
	一五
	一一二
	七五

（地方防衛局組織規則の一部改正）

第四条　地方防衛局組織規則（平成十九年防衛省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（部次長）

第八条　北海道防衛局、東北防衛局及び北関東防衛局の企画部、北海道防衛局、東北防衛局、北関東防衛局、中国四国防衛局及び九州防衛局の調達部並びに南関東防衛局及び沖縄防衛局の管理部に、それぞれ次長一人を、南関東防衛局、近畿中部防衛局及び中国四国防衛局の企画部、南関東防衛局及び近畿中部防衛局の調達部並びに九州防衛局の管理部に、それぞれ次長二人を、九州防衛局の企画部及び沖縄防衛局の調達部に、それぞれ次長三人を、沖縄防衛局の企画部に、次長四人を置く。

2　［略］

（周辺環境整備課の所掌事務）

第十八条　周辺環境整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　防衛施設周辺環境整備法第三条第一項及び第八条の規定による措置に関すること。

二　［略］

三　前二号に掲げるもののほか、自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置に関すること（北海道防衛局、東北防衛局、近畿中部防衛局、中国四国防衛局及び九州防衛局にあっては防音対策課の所掌に属するものを、北関東防衛局にあっては住宅防音課の所掌に属するものを除く。）。

四　［略］

2　南関東防衛局の周辺環境整備課は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務をつかさどる。

二‖一‖　前項第一号及び第四号に掲げる事務

二‖一‖　前条第一項第二号及び前項第一号に掲げるもののほか、自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置に関すること（住宅防音第二課の所掌に属するものを除く。）。

3　沖縄防衛局の周辺環境整備課は、第一項の規定にかかわらず、次に掲げる事務をつかさどる。

一‖　第一項第一号及び第四号に掲げる事務

二‖　前条第一項第二号及び前項第一号に掲げるもののほか、自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置に関すること（施設対策計画課及び住宅防音課の所掌に属するものを除く。）。

（防音対策課の所掌事務）

第十九条　防音対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　［略］

［号を削る。］

五‖　自衛隊の施設若しくは駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用により生ずる音響に起因する障害を防止し、又は軽減するため、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置のうち、第一号の措置に準ずるものに関すること。

改正前

（部次長）

第八条　北海道防衛局、東北防衛局及び北関東防衛局の企画部、北海道防衛局、東北防衛局、北関東防衛局、中国四国防衛局及び九州防衛局の調達部並びに南関東防衛局、九州防衛局及び沖縄防衛局の管理部に、それぞれ次長一人を、南関東防衛局、近畿中部防衛局及び中国四国防衛局の企画部、南関東防衛局及び近畿中部防衛局の調達部に、それぞれ次長二人を、九州防衛局の企画部及び沖縄防衛局の調達部に、それぞれ次長三人を、沖縄防衛局の企画部に、次長四人を置く。

2　［同上］

（周辺環境整備課の所掌事務）

第十八条　周辺環境整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　防衛施設周辺環境整備法第三条第一項及び第八条の規定による措置に関すること（防音対策課の所掌に属するものを除く。）。

二　［同上］

三　前二号に掲げるもののほか、自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置に関すること（防音対策課の所掌に属するものを除く。）。

四　［同上］

2　南関東防衛局の周辺環境整備課は、前項の規定にかかわらず、同項第一号、第三号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

［号を加える。］

［号を加える。］

3　沖縄防衛局の周辺環境整備課は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号、第三号（前条第二項に掲げるものを除く。）及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

［号を加える。］

［号を加える。］

（防音対策課の所掌事務）

第十九条　防音対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　［同上］

五‖　防衛施設周辺環境整備法第八条の規定による措置のうち、音響による障害の緩和に資するために整備される施設（主な部分が建物であるものに限る。）に係るものに関すること。

六‖　自衛隊の施設若しくは駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用により生ずる音響に起因する障害を防止し、又は軽減するため、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置のうち、第一号及び前号の措置に準ずるものに関すること。

六　［略］

七　自衛隊の施設若しくは駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用により生ずる音響に起因する障害を防止し、又は軽減するため、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置のうち、防衛施設周辺環境整備法第八条の規定による措置に準ずるものに関すること。

２　北関東防衛局及び沖縄防衛局の防音対策課は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第五号に掲げる事務をつかさどる。

３　南関東防衛局の防音対策課は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号、第三号（防衛施設周辺環境整備法第五条第一項の規定による指定に関することを除く。）、第五号及び第六号（第三号の措置に準ずるものに限る。）に掲げる事務をつかさどる。

（住宅防音課の所掌事務）

第二十条　住宅防音課は、前条第一項第二号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる事務をつかさどる。

（住宅防音第一課の所掌事務）

第二十条の二　住宅防音第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第十九条第一項第二号及び第六号（同項第三号の措置に準ずるものを除く。）に掲げる事務に関すること（住宅防音第二課の所掌に属するものを除く。）。

二　［略］

（住宅防音第二課の所掌事務）

第二十条の三　住宅防音第二課は、第十九条第一項第二号及び第六号（同項第三号の措置に準ずるものを除く。）に掲げる事務（南関東防衛局長の指定する事項に限る。）並びに同項第七号に掲げる事務をつかさどる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（防衛省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　防衛省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則（平成二十年防衛省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
（研究公務員及び研究部課等） **第一条**　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号。以下「令」という。）第二条第二項第二号の命令で定める部課等は、次の表の上欄に掲げる試験研究機関等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる部課等とする。	
試験研究機関等	部課等
防衛研究所	イ　研究幹事 ロ　政策研究部 ハ　先進領域研究部 ニ　地域研究部 ホ　戦史研究センター ヘ　特別研究官
［略］	［略］
２　［略］	

改正前	
（研究公務員及び研究部課等） **第一条**　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号。以下「令」という。）第二条第二項第二号の命令で定める部課等は、次の表の上欄に掲げる試験研究機関等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる部課等とする。	
試験研究機関等	部課等
防衛研究所	イ　研究幹事 ロ　政策研究部 ハ　理論研究部 ニ　地域研究部 ホ　戦史研究センター ヘ　特別研究官
［同上］	［同上］
２　［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（防衛省定員規則の一部改正）

第六条　防衛省定員規則（平成二十七年防衛省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（本省及び防衛装備庁の定員） **第一条**　防衛省の本省及び防衛装備庁の定員は、次の表のとおりとする。 区分 / 定員 / 備考 本省 / 一九、七二〇人 / ［略］ 防衛装備庁 / 一、六九八人 / 合計 / 二一、四一八人 /	（本省及び防衛装備庁の定員） **第一条**　防衛省の本省及び防衛装備庁の定員は、次の表のとおりとする。 区分 / 定員 / 備考 本省 / 一九、五八四人 / ［同上］ 防衛装備庁 / 一、六六九人 / 合計 / 二一、二五三人 /
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の防衛省職員給与施行規則（以下「改正後防衛省職員給与施行規則」という。）及び防衛省定員規則（以下「改正後防衛省定員規則」という。）の規定並びに次項及び附則第三項の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（定員の期間別の特例）

2　令和八年十二月三十一日までの間は、改正後防衛省職員給与施行規則別表第五八防衛医科大学校の項中「三八六」とあるのは「四〇五」とする。

3　令和八年十二月三十一日までの間は、改正後防衛省定員規則第一条の表本省の項中「一九、七二〇」とあるのは「一九、七三九」とする。

（地方防衛局組織規則の一部改正に伴う経過措置）

4　この省令の施行の際現に行われている防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第八条の規定による措置のうち、音響による障害の緩和に資するために整備される施設（主な部分が建物であるものに限る。）に係るものに関する事務については、なお従前の例による。

規　則

○会計検査院規則第二号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第三十八条の規定に基づき、会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年四月八日

会計検査院長　原田　祐平

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局定員規則（昭和二十九年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

「千二百五十一人」を「千二百五十二人」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和八年四月一日から適用する。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年四月八日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則二―三―四三

人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（事務総局に置く課、室及び局の設置） **第四条**　事務総局に、次の五課、一室及び四局を置く。 （略） 総合政策課 （略） （削る） （略） （課長、室長及び局長の設置） **第五条**　前条の各課に課長を、情報管理室に室長を、各局に局長を置く。 （サイバーセキュリティ・情報化審議官） **第八条の三**　（略） ２　サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、人事院の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第十二条の三第一号において同じ。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。 （総務課の所掌事務等） **第九条**　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 三　公文書類の審査（総合政策課の所掌に属するものを除く。）及び公文書類の進達に関すること。 四～十三　（略） 十四　総裁、人事官及び事務総長の官印並びに院印の保管に関すること。 十五　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。 十六　人事院の所掌事務に関する官報掲載に関すること。 十七　人事院の保有する情報の公開に関すること。 十八　人事院の保有する個人情報の保護に関すること。 十九・二十　（略） ２　総務課に、広報室及び公文書監理室を置く。 ３　前項の各室に、室長を置く。 ４　広報室は第一項第十二号及び第十三号に掲げる事務を、公文書監理室は同項第十四号から第十八号までに掲げる事務をつかさどる。	（事務総局に置く課、室及び局の設置） **第四条**　事務総局に、次の五課、二室及び四局を置く。 （略） 企画法制課 （略） 公文書監理室 （略） （課長、室長及び局長の設置） **第五条**　前条の各課に課長を、各室に室長を、各局に局長を置く。 （サイバーセキュリティ・情報化審議官） **第八条の三**　（略） ２　サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、人事院の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第十二条の四第一号において同じ。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。 （総務課の所掌事務等） **第九条**　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 三　公文書類の審査（企画法制課の所掌に属するものを除く。）及び公文書類の進達に関すること。 四～十三　（略） （新設） （新設） （新設） （新設） 十四・十五　（略） ２　総務課に、広報室を置く。 ３　広報室に、室長を置く。 ４　広報室は、第一項第十二号及び第十三号に掲げる事務をつかさどる。

（総合政策課の所掌事務等）

第十条　総合政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　人事行政に関する基本的施策の策定及び推進に関すること。

二　（略）

三　第一号の人事行政に関する基本的施策に関し横断的な処理を要する事項に関する施策の企画及び立案に関すること。

四～十　（略）

2　総合政策課に、政策調整室及び法制調査室を置く。

3　前項の各室に、室長を置く。

4　政策調整室は第一項第一号及び第二号に掲げる事務のうち重要事項に関する事務並びに同項第五号に関する事務を、法制調査室は同項第六号から第十号までに掲げる事務をつかさどる。

（国際課の所掌事務）

第十二条の二　国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　人事行政に係る国際機関、外国の行政機関等に関する事務の調整に関すること（総合政策課の所掌に属するものを除く。）。

二～五　（略）

（削る）

（情報管理室の所掌事務）

第十二条の三　（略）

（職員福祉局に置く課等）

第十七条　職員福祉局に、職員団体審議官の下に置くもののほか、次の三課及び参事官一人を置く。

（略）

（調整課の所掌事務）

第四十三条　（略）

2　調整課に、公平審査制度企画室を置く。

3　公平審査制度企画室に、室長を置く。

4　公平審査制度企画室は、第一項第一号に掲げる事務のうち特に命ぜられた事項に関する事務及び同項第二号に掲げる事務をつかさどる。

（企画官）

第四十五条　人材局及び給与局に、それぞれ企画官一人を置く。

2　（略）

第四十七条　削除

（企画法制課の所掌事務等）

第十条　企画法制課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　人事行政に関する基本的施策の策定に関すること。

二　（略）

（新設）

三～九　（略）

2　企画法制課に、法制調査室を置く。

3　法制調査室に、室長を置く。

4　法制調査室は、第一項第五号から第九号までに掲げる事務をつかさどる。

（国際課の所掌事務）

第十二条の二　国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　人事行政に係る国際機関、外国の行政機関等に関する事務の調整に関すること（企画法制課の所掌に属するものを除く。）。

二～五　（略）

（公文書監理室の所掌事務）

第十二条の三　公文書監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　総裁、人事官及び事務総長の官印並びに院印の保管に関すること。

二　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

三　人事院の所掌事務に関する官報掲載に関すること。

四　人事院の保有する情報の公開に関すること。

五　人事院の保有する個人情報の保護に関すること。

（情報管理室の所掌事務）

第十二条の四　（略）

（職員福祉局に置く課等）

第十七条　職員福祉局に、職員団体審議官の下に置くもののほか、次の三課及び参事官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

（略）

（調整課の所掌事務）

第四十三条　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（企画官）

第四十五条　職員福祉局、人材局及び給与局に、それぞれ企画官一人を置く。

2　（略）

（総合調整官）

第四十七条　事務総局に、総合調整官一人を置く。

2　総合調整官は、命を受けて、事務総局の事務に関する特定事項についての総合調整に関する事務及び特に命ぜられた事務を行う。

（総務企画調整官）

第四十八条　（略）

２　総務企画調整官は、命を受けて、第九条第一項第五号に掲げる事務を行い、又は同項第一号から第九号まで（第五号を除く。）に掲げる事務に関する重要事項の企画及び立案に参画するほか、特に命ぜられた事項の企画調整に関する事務を行う。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年四月八日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則二―一四―一九

人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
人事院の職員（常勤を要しない職員を除く。以下同じ。）の定員は、六百二十四人（うち十二人は、国家公務員倫理審査会事務局の職員の定員とする。）とする。	人事院の職員（常勤を要しない職員を除く。以下同じ。）の定員は、六百十八人（うち十二人は、国家公務員倫理審査会事務局の職員の定員とする。）とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則二―一四の規定は、令和八年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年四月八日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―一七―一七六

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲み又は傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲み又は傍線を付した部分のように改める。

別表第一（第一条関係）

一～三　（略）

四　内閣府

改正後			改正前		
組織	官職	区分	組織	官職	区分
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
北方対策本部	審議官	一種	北方対策本部	審議官	一種
	調査官（人事院の定めるものに限る。）	二種		調査官（人事院の定めるものに限る。）	二種
総合海洋政策推進事務局	参事官	一種			
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

五・六　（略）

七　警察庁

組織	官職	区分
（略）	（略）	（略）
財務捜査・取調べ技術研修研究センター	所長	三種
	主任教授（人事院の定めるものに限る。）	四種
（略）	（略）	（略）

八～三十七　（略）

三十八　国土交通省

組織	官職	区分
（略）	（略）	（略）
北海道開発局	次長	一種（人事院が別に定める場合にあつては二種）
	部長	（略）
	部次長	（略）
（略）	（略）	（略）

三十九～四十五　（略）

七　警察庁

組織	官職	区分
（略）	（略）	（略）
財務捜査研修センター	所長	三種
	主任教授（人事院の定めるものに限る。）	四種
取調べ技術総合研究・研修センター	所長	三種
（略）	（略）	（略）

八～三十七　（略）

三十八　国土交通省

組織	官職	区分
（略）	（略）	（略）
北海道開発局	次長	一種
	部長	（略）
	部次長	（略）
（略）	（略）	（略）

三十九～四十五　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年四月八日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―三〇―一一三

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（狭あい箇所内等検査作業手当）	（狭あい箇所内等検査作業手当）
第十七条　狭あい箇所内等検査作業手当は、次に掲げる場合に支給する。	**第十七条**　狭あい箇所内等検査作業手当は、次に掲げる場合に支給する。
一　（略）	一　（略）
二　海上保安庁装備技術部又は管区海上保安本部船舶技術部若しくは警備救難部に所属する職員が行う船舶の建造の監督又は修繕の監督の業務のうち人事院が定める作業に従事したとき。	（新設）
三　（略）	二　（略）

２　前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　前項第一号及び第二号の作業　二百五十円

二　前項第三号の作業　三百二十円

（災害応急作業等手当）

第十九条　（略）

２　前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として人事院が定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、千四百四十円）とする。

一　前項第一号の作業　作業の種類に応じて次に掲げる額

(1)　巡回監視　九百五十円

(2)　応急作業等　千四百四十円

二　前項第二号の作業　千四百四十円

三　前項第三号の作業　千百二十円

四　前項第四号の作業　九百五十円

五　前項第五号の作業　千四百四十円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事院が定める額

３　（略）

（航空管制手当）

第二十三条　航空管制手当は、国土交通省航空局、地方航空局の空港事務所、空港出張所若しくは空港・航空路監視レーダー事務所又は航空交通管制部に所属する職員のうち、国土交通大臣の定めるところにより航空交通管制技能証明書、航空交通管制通信技能証明書、航空管制運航情報技能証明書又は航空交通管制技術業務技能証明書を交付された職員が、次に掲げる業務に従事したときに支給する。

一　（略）

二　新千歳空港事務所、仙台空港事務所、東京空港事務所、新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、福岡空港事務所、大分空港事務所、鹿児島空港事務所又は那覇空港事務所における進入管制業務、ターミナル・レーダー管制業務又は着陸誘導管制業務（それぞれ管制指示を主として行うものに限る。）

三　前号の空港事務所（新千歳空港事務所を除く。）、函館空港事務所、釧路空港事務所、成田空港事務所、大阪空港事務所、八尾空港事務所、高松空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所若しくは宮崎空港事務所又は人事院の定める空港出張所若しくは空港・航空路監視レーダー事務所における飛行場管制業務（管制指示を主として行うものに限る。）

四　（略）

五　新千歳空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所若しくは鹿児島空港事務所又は人事院の定める空港出張所における無線電話機による対空援助業務

六～九　（略）

２　前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　前項第一号の作業　二百五十円

二　前項第二号の作業　三百二十円

（災害応急作業等手当）

第十九条　（略）

２　前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として人事院が定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、千八十円）とする。

一　前項第一号の作業　作業の種類に応じて次に掲げる額

(1)　巡回監視　七百十円

(2)　応急作業等　千八十円

二　前項第二号の作業　千八十円

三　前項第三号の作業　八百四十円

四　前項第四号の作業　七百十円

五　前項第五号の作業　千八十円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事院が定める額

３　（略）

（航空管制手当）

第二十三条　航空管制手当は、国土交通省航空局、地方航空局の空港事務所、空港出張所若しくは空港・航空路監視レーダー事務所又は航空交通管制部に所属する職員のうち、国土交通大臣の定めるところにより航空交通管制技能証明書、航空交通管制通信技能証明書、航空管制運航情報技能証明書又は航空交通管制技術業務技能証明書を交付された職員が、次に掲げる業務に従事したときに支給する。

一　（略）

二　新千歳空港事務所、函館空港事務所、仙台空港事務所、東京空港事務所、新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、福岡空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所、鹿児島空港事務所又は那覇空港事務所における進入管制業務、ターミナル・レーダー管制業務又は着陸誘導管制業務（それぞれ管制指示を主として行うものに限る。）

三　前号の空港事務所（新千歳空港事務所を除く。）、釧路空港事務所、成田空港事務所、大阪空港事務所、八尾空港事務所、高松空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所若しくは宮崎空港事務所又は人事院の定める空港出張所若しくは空港・航空路監視レーダー事務所における飛行場管制業務（管制指示を主として行うものに限る。）

四　（略）

五　新千歳空港事務所、稚内空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所若しくは那覇空港事務所又は人事院の定める空港出張所における無線電話機による対空援助業務

六～九　（略）

2　前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、業務の種類及び勤務官署に応じて次の表に定める額とする。

業務の種類	勤務官署	手当額	
前項第一号の業務	航空路管制業務	東京航空交通管制部	千四百八十円
		福岡航空交通管制部	千三百円
		神戸航空交通管制部	千九十円
	航空交通管理管制業務	福岡航空交通管制部	八百四十円
（略）	（略）	（略）	（略）
前項第五号の業務	広域対空援助業務	新千歳空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所又は鹿児島空港事務所	三百六十円
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

3　（略）

（船員作業手当）

第三十一条の二　（略）

2　前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額を超えない範囲内において人事院が定める額とする。

職務の級	手当額
公安職俸給表(二)七級以上の級 海事職俸給表(一)六級以上の級 教育職俸給表(一)四級以上の級 医療職俸給表(一)四級以上の級	三千九百八十円
公安職俸給表(二)六級、五級及び四級 海事職俸給表(一)五級及び四級 海事職俸給表(二)六級 教育職俸給表(一)三級及び二級 医療職俸給表(一)三級及び二級	三千八十円
公安職俸給表(二)三級 海事職俸給表(一)三級 海事職俸給表(二)五級 教育職俸給表(一)一級 医療職俸給表(一)一級	二千五百七十円
（略）	（略）

2　前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、業務の種類及び勤務官署に応じて次の表に定める額とする。

業務の種類	勤務官署	手当額	
前項第一号の業務	東京航空交通管制部	千三百八十円	
	その他の航空交通管制部	八百四十円	
（略）	（略）	（略）	
前項第五号の業務	広域対空援助業務	新千歳空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所又は那覇空港事務所	三百六十円
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

3　（略）

（船員作業手当）

第三十一条の二　（略）

2　前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額を超えない範囲内において人事院が定める額とする。

職務の級	手当額
公安職俸給表(二)七級以上の級 海事職俸給表(一)六級以上の級 （新設） 医療職俸給表(一)四級以上の級	三千九百八十円
公安職俸給表(二)六級、五級及び四級 海事職俸給表(一)五級及び四級 海事職俸給表(二)六級 （新設） 医療職俸給表(一)三級及び二級	三千八十円
公安職俸給表(二)三級 海事職俸給表(一)三級 海事職俸給表(二)五級 （新設） 医療職俸給表(一)一級	二千五百七十円
（略）	（略）

（併給禁止）

第三十二条　（略）

２　次の表の上欄に掲げる特殊勤務手当を支給される日については、当該手当に対応する同表の下欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の下欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の上欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の下欄に掲げる一の特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の上欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

高所作業手当	爆発物取扱等作業手当 狭あい箇所内等検査作業手当（第十七条第一項第三号の作業に係るものに限る。以下この表において同じ。） 犯則取締等手当（第二十八条の五第一項第七号の業務のうち人事院が定める業務に係るものに限る。次項において同じ。）
（略）	（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―三〇の規定は、令和八年四月一日から適用する。

○公正取引委員会規則第一号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年四月八日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治

公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会事務総局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分と対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（調査専門官） **第二条の三**　事務総局経済取引局調整課に調査専門官十人以内を置く。 ２　［略］ （企業結合調査官） **第二条の四**　事務総局経済取引局企業結合課に企業結合調査官三十一人以内を置く。 ２　［略］ ［条を削る。］	（調査専門官） **第二条の三**　事務総局経済取引局調整課に調査専門官九人以内を置く。 ２　［同上］ （企業結合調査官） **第二条の四**　事務総局経済取引局企業結合課に企業結合調査官三十四人以内を置く。 ２　［同上］ （フリーランス取引調査官） **第二条の五**　事務総局経済取引局取引部取引企画課フリーランス取引適正化室にフリーランス取引調査官十一人以内を置く。 ２　フリーランス取引調査官は、命を受け、公正取引委員会事務総局組織規則第六条第六項に掲げる事務を処理する。

（併給禁止）

第三十二条　（略）

２　次の表の上欄に掲げる特殊勤務手当を支給される日については、当該手当に対応する同表の下欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の下欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の上欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の下欄に掲げる一の特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の上欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

高所作業手当	爆発物取扱等作業手当 狭あい箇所内等検査作業手当（第十七条第一項第二号の作業に係るものに限る。以下この表において同じ。） 犯則取締等手当（第二十八条の五第一項第七号の業務のうち人事院が定める業務に係るものに限る。次項において同じ。）
（略）	（略）

（転嫁円滑化対策調査官）

第二条の五　［略］

（取引適正化検査官）

第二条の六　事務総局経済取引局取引部に取引適正化検査官八十九人以内を置く。

2　取引適正化検査官は、命を受け、公正取引委員会事務総局組織令第十七条に掲げる事務を処理する。

（特別専門官）

第二条の七　［略］

2　前項の特別専門官は、命を受け、次に掲げる事務に参画する。

一　主要な事件の審査、排除措置計画及び排除確保措置計画の認定、排除措置命令、課徴金の納付命令、競争回復措置命令並びに排除措置計画及び排除確保措置計画の認定後の監査（いずれも私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）に係るもの（独占禁止法第四章の規定に係るものを除く。）に限る。）に関すること。

二　告発及び裁判所に対する違反事件に係る緊急停止命令の申立てに関すること（経済取引局の所掌に属するものを除く。）。

［三・四　略］

五　前各号に掲げるもののほか事件（独占禁止法に係るもの（独占禁止法第四章の規定に係るものを除く。）に限る。）の処理に関する事務のうち重要事項に関すること。

（審査専門官）

第二条の八　事務総局審査局に審査専門官二百七十五人以内を置く。

［2～4　略］

名　称	地方事務所及び支所に置かれる課
北海道事務所	総務課　取引課　取引適正化調査課　フリーランス課　第一審査課
東北事務所	総務課　取引課　取引適正化調査課　フリーランス課　第一審査課　第二審査課
中部事務所	総務課　取引課　第一取引適正化調査課　第二取引適正化調査課　フリーランス課　第一審査課　第二審査課　第三審査課
近畿中国四国事務所	総務課　取引課　第一取引適正化調査課　第二取引適正化調査課　フリーランス課　第一審査課　第二審査課　第三審査課　第四審査課
中国支所	総務課　取引課　取引適正化調査課　フリーランス課　審査課
四国支所	総務課　取引課　取引適正化調査課　フリーランス課　審査課
九州事務所	総務課　取引課　第一取引適正化調査課　第二取引適正化調査課　フリーランス課　第一審査課　第二審査課　第三審査課

（転嫁円滑化対策調査官）

第二条の六　［同上］

（取引適正化検査官）

第二条の七　事務総局経済取引局取引部企業取引課取引適正化調査室に取引適正化検査官六十人以内を置く。

2　取引適正化検査官は、命を受け、公正取引委員会事務総局組織規則第七条第二項に掲げる事務を処理する。

（特別専門官）

第二条の八　［同上］

2　前項の特別専門官は、命を受け、次に掲げる事務に参画する。

一　主要な事件の審査、排除措置計画及び排除確保措置計画の認定、排除措置命令、課徴金の納付命令、競争回復措置命令並びに排除措置計画及び排除確保措置計画の認定後の監査（いずれも私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第四章の規定に係るものを除く。）に関すること。

二　告発及び裁判所に対する違反事件に係る緊急停止命令の申立て（いずれも独占禁止法第四章の規定に係るものを除く。）に関すること。

［三・四　同上］

五　前各号に掲げるもののほか事件（独占禁止法第四章の規定に係るものを除く。）の処理に関する事務のうち重要事項に関すること。

（審査専門官）

第二条の九　事務総局審査局に審査専門官二百八十人以内を置く。

［2～4　同上］

名　称	地方事務所及び支所に置かれる課
北海道事務所	総務課　取引課　フリーランス課　取引適正化調査課　第一審査課
東北事務所	総務課　取引課　フリーランス課　取引適正化調査課　第一審査課　第二審査課
中部事務所	総務課　取引課　フリーランス課　取引適正化調査課　第一審査課　第二審査課　第三審査課
近畿中国四国事務所	総務課　取引課　フリーランス課　取引適正化調査課　第一審査課　第二審査課　第三審査課　第四審査課
中国支所	総務課　取引課　取引適正化調査課　審査課
四国支所	総務課　取引課　取引適正化調査課　審査課
九州事務所	総務課　取引課　フリーランス課　取引適正化調査課　第一審査課　第二審査課　第三審査課

（地方事務所及び支所の総務課）

第四条　地方事務所及び支所の総務課においては、次の事務（近畿中国四国事務所の総務課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、次条第一項第五号、第四条の三第一項及び第二項、第四条の四並びに第五条第一項の事務を行うことができる。

［一～十五　略］

（地方事務所及び支所の取引課並びに地方事務所及び支所の取引方法調査官並びに地方事務所及び支所の転嫁円滑化対策調査官）

第四条の二　地方事務所及び支所の取引課においては、次の事務（近畿中国四国事務所の取引課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、前条第十四号、次条第一項及び第二項、第四条の四並びに第五条第一項の事務を行うことができる。

［一～六　略］

［項を削る。］

２　前項に掲げる事務（転嫁円滑化対策調査官にあっては、同項第一号の事務及び同項第二号の事務（独占禁止法第二条第九項第六号ホに係るものに限る。）を処理させるため、各地方事務所及び支所を通じて取引方法調査官七人以内及び転嫁円滑化対策調査官十三人以内を置く。

［条を削る。］

（地方事務所の取引適正化調査課、第一取引適正化調査課及び第二取引適正化調査課並びに支所の取引適正化調査課並びに地方事務所及び支所の取引適正化調査官）

第四条の三　地方事務所及び支所の取引適正化調査課においては、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第百二十号）の施行に関する事務をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、第四条第十四号、前条第一項第一号及び第五号、次条並びに第五条第一項の事務を行うことができる。

２　地方事務所の第一取引適正化調査課及び第二取引適正化調査課は、命を受けて、前項に規定する事務（近畿中国四国事務所の第一取引適正化調査課及び第二取引適正化調査課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）を分掌する。ただし、特に命じられた場合においては、第四条第十四号、前条第一項第一号及び第五号、次条並びに第五条第一項の事務を行うことができる。

３　地方事務所の第一取引適正化調査課は、前項に規定する事務を行うほか、所内の製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の施行に関する事務の総括に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。近畿中国四国事務所の第一取引適正化調査課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

４　前三項に掲げる事務を処理させるため、各地方事務所及び支所を通じて取引適正化調査官四十七人以内を置く。

（地方事務所及び支所の総務課）

第四条　地方事務所及び支所の総務課においては、次の事務（近畿中国四国事務所の総務課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、次条第一項第五号、第四条の三、第四条の四第一項及び第五条第一項の事務を行うことができる。

［一～十五　同上］

（地方事務所及び支所の取引課並びに地方事務所及び支所の取引方法調査官並びに地方事務所及び支所の転嫁円滑化対策調査官）

第四条の二　地方事務所及び支所の取引課においては、次の事務（近畿中国四国事務所の取引課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、前条第十四号、次条、第四条の四第一項及び第五条第一項の事務を行うことができる。

［一～六　同上］

２　前項に掲げる事務のほか、中国支所及び四国支所の取引課においては、次条に掲げる事務をつかさどる。

３　第一項に掲げる事務（転嫁円滑化対策調査官にあっては、同項第一号の事務及び同項第二号の事務（独占禁止法第二条第九項第六号ホに係るものに限る。）を処理させるため、各地方事務所及び支所を通じて取引方法調査官七人以内及び転嫁円滑化対策調査官十人以内を置く。

（地方事務所のフリーランス課）

第四条の三　地方事務所のフリーランス課においては、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）の施行に関する事務をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、第四条第十四号、前条第一項第一号及び第五号、次条第一項並びに第五条第一項の事務を行うことができる。

（地方事務所及び支所の取引適正化調査課並びに地方事務所及び支所の取引適正化調査官）

第四条の四　地方事務所及び支所の取引適正化調査課においては、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第百二十号）の施行に関する事務（近畿中国四国事務所の取引適正化調査課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、第四条第十四号、第四条の二第一項第一号及び第五号、前条並びに次条第一項の事務を行うことができる。

［項を加える。］

２　前項に掲げる事務を処理させるため、各地方事務所及び支所を通じて取引適正化調査官四十人以内を置く。

（地方事務所及び支所のフリーランス課）

第四条の四　地方事務所及び支所のフリーランス課においては、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）の施行に関する事務をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、第四条第十四号、第四条の二第一項第一号及び第五号、前条第一項及び第二項並びに次条第一項の事務を行うことができる。

（地方事務所の第一審査課、第二審査課、第三審査課及び第四審査課並びに支所の審査課並びに地方事務所及び支所の審査専門官）

第五条　地方事務所の第一審査課、第二審査課、第三審査課及び第四審査課並びに支所の審査課は、命を受けて、事件の審査、課徴金の納付命令並びに排除措置計画及び排除確保措置計画の認定後の監査に関する事務（独占禁止法に係るものに限り、総務課の所掌に属するものを除く。）を分掌する。ただし、特に命じられた場合においては、第四条の二第一項第五号、第四条の三第一項及び第二項並びに前条の事務を行うことができる。

2　地方事務所の第一審査課及び支所の審査課は、前項に規定する事務を行うほか、次の事務（近畿中国四国事務所の第一審査課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　所内の審査事務の総括に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

二　独占禁止法の規定に違反する被疑事実の探知、報告及び通知の受理並びに報告者に対する通知に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

三　排除措置命令の執行及び執行後の監査に関すること（独占禁止法に係るものに限り、総務課の所掌に属するものを除く。）。

四　課徴金の徴収に関すること（独占禁止法に係るものに限る。）。

3　前二項に掲げる事務を処理させるため、各地方事務所及び支所を通じて審査専門官三十七人以内を置く。

附　則

1・2　［略］

3　第二条の八第一項及び第五条第三項の規定により置かれる審査専門官のほか、当分の間、事務総局審査局並びに各地方事務所及び支所を通じて、関係のある他の職を占める者をもって充てられる審査専門官若干人を置くことができる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○国家公安委員会規則第五号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年四月八日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則

警察庁の定員に関する規則（昭和四十四年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			
（警察庁の定員） **第一条**　警察庁の各内部部局別、各附属機関別及び地方機関の定員は、次のとおりとする。			
区分	定員	備考	
内部部局			
長官官房	八一四人	警察庁長官、次長各一人を含む。うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。	

改正前			
（警察庁の定員） **第一条**　［同上］			
区分	定員	備考	
内部部局			
長官官房	七九一人	警察庁長官、次長各一人を含む。うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。	

附　則

1　［略］

2　次の表の区分の欄に掲げるものに係る定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
内部部局			
長官官房	令和八年九月三十日までの間	八四八人	警察庁長官、次長各一人を含む。
生活安全局		一九二人	
刑事局		三五三人	
組織犯罪対策部		二九一人	組織犯罪対策部の定員を除く。
交通局		一八〇人	
警備局		一七五人	
外事情報部		二六〇人	外事情報部及び警備運用部の定員を除く。
警備運用部		一三九人	
サイバー警察局		二六五人	
計		二、六六九人	うち、一、五〇三人は、警察官とする。
附属機関			
警察大学校		一九六人	
科学警察研究所		一二九人	
皇宮警察本部		九四二人	うち、九〇二人は、皇宮護衛官とする。
計		一、二六七人	うち、八二人は、警察官とし、九〇二人は、皇宮護衛官とする。
地方機関			
管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部		四、二五九人	うち、八八一人は、警察官とする。
合計		八、一九五人	うち、二、四六六人は、警察官とし、九〇二人は、皇宮護衛官とする。

附　則

1　［同上］

2　［同上］

区分	期間	定員	備考
内部部局			
長官官房	令和七年九月三十日までの間	八一〇人	警察庁長官、次長各一人を含む。
生活安全局		一九〇人	
刑事局		三五二人	
組織犯罪対策部		二九六人	組織犯罪対策部の定員を除く。
交通局		一八〇人	
警備局		一七〇人	
外事情報部		二六三人	外事情報部及び警備運用部の定員を除く。
警備運用部		一四〇人	
サイバー警察局		二五九人	
計		二、六四一人	うち、一、四六八人は、警察官とする。
附属機関			
警察大学校		一九六人	
科学警察研究所		一二九人	
皇宮警察本部		九三七人	うち、八九七人は、皇宮護衛官とする。
計		一、二六二人	うち、八二人は、警察官とし、八九七人は、皇宮護衛官とする。
地方機関			
管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部		四、二二四人	うち、八三九人は、警察官とする。
合計		八、一二七人	うち、二、三八九人は、警察官とし、八九七人は、皇宮護衛官とする。

			うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
計			
	令和八年九月三十日までの間	二、七〇三人	うち、一、五三七人は、警察官とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則の規定は、令和八年四月一日から適用する。

○原子力規制委員会規則第五号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第六項の規定に基づき、並びに原子力規制委員会設置法及び原子力規制委員会組織令（平成二十四年政令第二百三十号）を実施するため、原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年四月八日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則

原子力規制委員会組織規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

			うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
計			
	令和七年九月三十日までの間	二、六六一人	うち、一、四八七人は、警察官とする。

改正後	改正前
（監視情報課の所掌事務） **第七条**　監視情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 三　放射線による障害の防止に関する事務（原子力事業者（原災法第二条第三号に規定する原子力事業者をいう。第十八条第二項第三号及び第五項第一号ニにおいて同じ。）又は地方公共団体が実施する原子力災害予防対策（原災法第二条第六号に規定する原子力災害予防対策をいう。第十八条第五項第一号ニにおいて同じ。）に関する事務を含む。第十八条第二項第三号において同じ。）のうち放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関すること。 四　（略） （監査・マネジメント推進室、広報室、国際室、事故対処室及び法令審査室並びに企画官、国際協力推進官、地域原子力規制総括調整官、公文書監理調査官、情報システム管理官、防災システム専門官及び上席原子力防災専門官） **第十四条**　総務課に、監査・マネジメント推進室、広報室、国際室、事故対処室及び法令審査室並びに企画官一人、地域原子力規制総括調整官三人、公文書監理調査官一人、情報システム管理官一人、防災システム専門官一人及び上席原子力防災専門官一人を置く。 2　監査・マネジメント推進室は、委員会の行政の考査に関する事務をつかさどる。 3　監査・マネジメント推進室に、室長を置く。 4～18　（略）	（監視情報課の所掌事務） **第七条**　監視情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 三　放射線による障害の防止に関する事務（原子力事業者（原災法第二条第三号に規定する原子力事業者をいう。第十八条第五項第一号ニにおいて同じ。）又は地方公共団体が実施する原子力災害予防対策（原災法第二条第六号に規定する原子力災害予防対策をいう。以下同じ。）に関する事務を含む。）のうち放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関すること。 四　（略） （監査・業務改善推進室、広報室、国際室、事故対処室及び法令審査室並びに企画官、国際協力推進官、地域原子力規制総括調整官、公文書監理調査官、情報システム管理官、防災システム専門官及び上席原子力防災専門官） **第十四条**　総務課に、監査・業務改善推進室、広報室、国際室、事故対処室及び法令審査室並びに企画官一人、地域原子力規制総括調整官三人、公文書監理調査官一人、情報システム管理官一人、防災システム専門官一人及び上席原子力防災専門官一人を置く。 2　監査・業務改善推進室は、委員会の行政の考査に関する事務をつかさどる。 3　監査・業務改善推進室に、室長を置く。 4～18　（略）

（首席技術研究調査官及び上席技術研究調査官）

第十六条　技術基盤課に、首席技術研究調査官一人及び上席技術研究調査官一人を置く。

（削る）

２・３　（略）

（環境放射線企画室並びにモニタリング調整官及び上席放射線防災専門官）

第十八条　監視情報課に、環境放射線企画室並びにモニタリング調整官一人及び上席放射線防災専門官二十六人を置く。

２　環境放射線企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　原子力事故（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を除く。以下この号において同じ。）の状況及び原子力事故により放出された放射性物質の拡散の状況の把握、予測及び公表に関すること。

二　放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関する基本的な方針の推進に関すること。

三　放射線による障害の防止に関する事務のうち放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定（国又は原子力事業者が実施するものに限る。）に関すること。

四　放射能水準の把握のための監視及び測定（国外からの放射性物質の飛来により、我が国の環境に影響を及ぼすおそれがある場合におけるものに限る。）に関すること。

３　環境放射線企画室に、室長を置く。

４　モニタリング調整官は、命を受けて、監視情報課の所掌事務に関する専門的事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

５　（略）

（経理調査官、上席訟務調整官、原子力規制特別国際交渉官、企画官、上席会計監査官、首席査察官、統括技術研究調査官、上席技術研究調査官、核物質防護指導官、上席核物質防護対策官、国際核セキュリティ専門官及び安全管理調査官）

第十九条　長官官房に、経理調査官一人、上席訟務調整官二人（検察官をもって充てるものとする。）、原子力規制特別国際交渉官一人、企画官四人、上席会計監査官一人、首席査察官一人、統括技術研究調査官四人、上席技術研究調査官十五人、核物質防護指導官二人、上席核物質防護対策官一人、国際核セキュリティ専門官一人及び安全管理調査官二人を置く。この場合において、当該上席核物質防護対策官は、原子力検査官（原子炉等規制法第六十七条の二第一項に規定する原子力検査官をいう。以下同じ。）として置かれるものとする。

２～13　（略）

（企画官、首席技術研究調査官及び上席技術研究調査官）

第十六条　技術基盤課に、企画官一人、首席技術研究調査官一人及び上席技術研究調査官一人を置く。

２　企画官は、命を受けて、技術基盤課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

３・４　（略）

（放射線環境対策室並びに環境放射能対策官及び上席放射線防災専門官）

第十八条　監視情報課に、放射線環境対策室及び上席放射線防災専門官二十五人を置く。

２　放射線環境対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

（新設）

一　放射線による障害の防止に関する事務のうち放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関すること。

二　放射能水準の把握のための監視及び測定に関すること。

３　放射線環境対策室に、室長及び環境放射能対策官一人を置く。

４　環境放射能対策官は、命を受けて、放射線環境対策室の所掌事務（第二項第二号に掲げるものに限る。）のうち専門的事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

５　（略）

（経理調査官、上席訟務調整官、原子力規制特別国際交渉官、企画官、上席会計監査官、首席査察官、統括技術研究調査官、上席技術研究調査官、核物質防護指導官、上席核物質防護対策官、国際核セキュリティ専門官及び安全管理調査官）

第十九条　長官官房に、経理調査官一人、上席訟務調整官二人（検察官をもって充てるものとする。）、原子力規制特別国際交渉官一人、企画官三人、上席会計監査官一人、首席査察官一人、統括技術研究調査官四人、上席技術研究調査官十五人、核物質防護指導官二人、上席核物質防護対策官二人、国際核セキュリティ専門官一人及び安全管理調査官一人を置く。この場合において、当該上席核物質防護対策官は、原子力検査官（原子炉等規制法第六十七条の二第一項に規定する原子力検査官をいう。以下同じ。）として置かれるものとする。

２～13　（略）

附　則

この規則は、令和八年四月八日から施行する。

○法務省訓令第１号

訓　令

検察庁事務章程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和８年４月８日

検事総長
検　事　長
検　事　正

法務大臣　平口　洋

検察庁事務章程の一部を改正する訓令

検察庁事務章程（昭和60年法務省訓令第１号大臣訓令）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第４（第10条関係）

地方検察庁支部
東京地方検察庁立川支部
横浜地方検察庁川崎支部
横浜地方検察庁相模原支部
横浜地方検察庁横須賀支部
横浜地方検察庁小田原支部
さいたま地方検察庁越谷支部
さいたま地方検察庁川越支部
さいたま地方検察庁熊谷支部
千葉地方検察庁松戸支部
水戸地方検察庁土浦支部
前橋地方検察庁高崎支部
静岡地方検察庁沼津支部
静岡地方検察庁浜松支部
長野地方検察庁松本支部
新潟地方検察庁長岡支部
大阪地方検察庁堺支部
神戸地方検察庁尼崎支部
神戸地方検察庁姫路支部
名古屋地方検察庁一宮支部
名古屋地方検察庁岡崎支部
名古屋地方検察庁豊橋支部
津地方検察庁四日市支部
広島地方検察庁呉支部
広島地方検察庁尾道支部
広島地方検察庁福山支部
山口地方検察庁下関支部
岡山地方検察庁倉敷支部
福岡地方検察庁飯塚支部
福岡地方検察庁久留米支部
福岡地方検察庁小倉支部
長崎地方検察庁佐世保支部
那覇地方検察庁沖縄支部
福島地方検察庁郡山支部

改正前

別表第４（第10条関係）

地方検察庁支部
東京地方検察庁立川支部
横浜地方検察庁川崎支部
横浜地方検察庁相模原支部
横浜地方検察庁横須賀支部
横浜地方検察庁小田原支部
さいたま地方検察庁越谷支部
さいたま地方検察庁川越支部
さいたま地方検察庁熊谷支部
千葉地方検察庁松戸支部
水戸地方検察庁土浦支部
前橋地方検察庁高崎支部
静岡地方検察庁沼津支部
静岡地方検察庁浜松支部
長野地方検察庁松本支部
新潟地方検察庁長岡支部
大阪地方検察庁堺支部
神戸地方検察庁尼崎支部
神戸地方検察庁姫路支部
名古屋地方検察庁一宮支部
名古屋地方検察庁岡崎支部
名古屋地方検察庁豊橋支部
津地方検察庁四日市支部
広島地方検察庁呉支部
広島地方検察庁尾道支部
広島地方検察庁福山支部
山口地方検察庁下関支部
福岡地方検察庁飯塚支部
福岡地方検察庁久留米支部
福岡地方検察庁小倉支部
長崎地方検察庁佐世保支部
那覇地方検察庁沖縄支部
福島地方検察庁郡山支部
福島地方検察庁いわき支部

福島地方検察庁いわき支部
札幌地方検察庁岩見沢支部
札幌地方検察庁室蘭支部
札幌地方検察庁小樽支部
釧路地方検察庁帯広支部
高松地方検察庁丸亀支部

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

○出入国在留管理庁訓令第１号

主任審査官、特別審理官及び難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和８年４月８日

地方出入国在留管理局長
地方出入国在留管理局支局長
地方出入国在留管理局出張所長
地方出入国在留管理局支局出張所長

出入国在留管理庁長官　丸山　秀治
（公印省略）

主任審査官、特別審理官及び難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令

主任審査官、特別審理官及び難民調査官を指定する訓令（平成31年出入国在留管理庁訓令第１号）の一部を次のように改正する。

別表中「大阪出入国在留管理局神戸支局首席審査官」を「大阪出入国在留管理局神戸支局首席審査官（審査第二担当）」に改める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○内閣府財務省告示第三号

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第五号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件（平成二十年内閣府財務省告示第七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号。以下「公庫法」という。）第十九条第一項第五号に規定する主務大臣が定めるものは、次に掲げる資金とする。 一　特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金（当該資金を調達するために新たに発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下同じ。）を応募その他の方法により取得するための資金を含む。）は、次に掲げる資金とする。 ［1～12　略］ 13　次に掲げる者に対する資金であって、非正規雇用労働者の処遇改善への取組や長時間労働の是正等の働き方改革を実現するため、業務効率向上・生産性向上を図る設備導入、非正規雇用労働者の賃上げ・正社員化又は多様な人材の活用促進等を図るためのもの ［(1)～(6)　略］	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号。以下「公庫法」という。）第十九条第一項第五号に規定する主務大臣が定めるものは、次に掲げる資金とする。 一　特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金（当該資金を調達するために新たに発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下同じ。）を応募その他の方法により取得するための資金を含む。）は、次に掲げる資金とする。 ［1～12　同上］ 13　次に掲げる者に対する資金であって、非正規雇用労働者の処遇改善への取組や長時間労働の是正等の働き方改革を実現するため、業務効率向上・生産性向上を図る設備導入、非正規雇用労働者の賃上げ・正社員化又は多様な人材の活用促進等を図るためのもの ［(1)～(6)　同上］

札幌地方検察庁岩見沢支部
札幌地方検察庁室蘭支部
札幌地方検察庁小樽支部
釧路地方検察庁帯広支部
高松地方検察庁丸亀支部

(7)　外国人労働者の雇用管理の改善又は雇用環境の整備に取り組む者 ［(8)・(9)　略］ ［14～17　略］ 18　次に掲げる者に対する資金であって、中小企業における非化石エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公害防止、再生資源の有効利用等、グリーントランスフォーメーションの取組及び特定船舶の導入により環境対策の促進を図るためのもの ［(1)～(5)　略］ (6)　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の規定により特定船舶導入計画の認定を受けた船舶運航事業者等 ［19～29　略］ 二　沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ特に必要があると認められる長期の資金（当該資金を調達するために新たに発行する社債を応募その他の方法により取得するための資金を含む。）は、次に掲げる資金とする。 ［1～6　略］ 7　国又は県の観光関連施策に基づく整備地域において、観光リゾート産業の振興に寄与する事業を行う者が必要とする次に掲げる資金 (1)　沖縄の歴史・自然・文化等の観光資源を活用した各種ツーリズムの推進、多様な滞在ニーズへの対応又は安全・安心・快適な旅行環境の整備を目的とした、次に掲げる事業に必要な資金（当該事業を行うために必要な業務を受託するための資金を含む。） ［ア～キ　略］ (2)　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第八条第八項の規定に基づく認定を受けた区域計画において特定事業として位置付けられた事業に必要な資金（当該事業を行うために必要な業務を受託するための資金を含む。） ［8・9　略］	(7)　外国人労働者の雇用管理の改善に取り組む者 ［(8)・(9)　同上］ ［14～17　同上］ 18　次に掲げる者に対する資金であって、中小企業における非化石エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公害防止、再生資源の有効利用等及びグリーントランスフォーメーションの取組により環境対策の促進を図るためのもの ［(1)～(5)　同上］ ［加える。］ ［19～29　同上］ 二　沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ特に必要があると認められる長期の資金（当該資金を調達するために新たに発行する社債を応募その他の方法により取得するための資金を含む。）は、次に掲げる資金とする。 ［1～6　同上］ 7　国又は県の観光関連施策に基づく整備地域において、観光リゾート産業の振興に寄与する事業を行う者が必要とする次に掲げる資金 (1)　沖縄の歴史・自然・文化等の観光資源を活用した各種ツーリズムの推進、多様な滞在ニーズへの対応又は安全・安心・快適な旅行環境の整備を目的とした、次に掲げる事業に必要な資金 ［ア～キ　同上］ (2)　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第八条第八項の規定に基づく認定を受けた区域計画において特定事業として位置付けられた事業に必要な資金 ［8・9　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○内閣府財務省告示第四号

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき主務大臣が定める資金を定める件（平成二十年内閣府財務省告示第五号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき、主務大臣が定める資金を次のように定める。 一　沖縄振興開発金融公庫法（以下「公庫法」という。）第十九条第一項第一号本文の資金 ［1～5　略］	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき、主務大臣が定める資金を次のように定める。 一　沖縄振興開発金融公庫法（以下「公庫法」という。）第十九条第一項第一号本文の資金 ［1～5　同上］

6　国又は県の観光関連施策に基づく整備地域において、観光リゾート産業の振興に寄与する事業を行う者が必要とする次に掲げる資金 (1)　沖縄の歴史・自然・文化等の観光資源を活用した各種ツーリズムの推進、多様な滞在ニーズへの対応又は安全・安心・快適な旅行環境の整備を目的とした、次に掲げる事業に必要な資金（当該事業を行うために必要な業務を受託するための資金を含む。） ［ア～キ　同上］ (2)　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第八条第八項の規定に基づく認定を受けた区域計画において特定事業として位置付けられた事業に必要な資金（当該事業を行うために必要な業務を受託するための資金を含む。） ［7～10　略］	6　国又は県の観光関連施策に基づく整備地域において、観光リゾート産業の振興に寄与する事業を行う者が必要とする次に掲げる資金 (1)　沖縄の歴史・自然・文化等の観光資源を活用した各種ツーリズムの推進、多様な滞在ニーズへの対応又は安全・安心・快適な旅行環境の整備を目的とした、次に掲げる事業に必要な資金 ［ア～キ　同上］ (2)　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第八条第八項の規定に基づく認定を受けた区域計画において特定事業として位置付けられた事業に必要な資金 ［7～10　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○内閣府財務省告示第五号

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第二条第一号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第一号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件（昭和四十七年総理府大蔵省告示第四号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号の細分を加える。

改正後	改正前
沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第二条第一号ニ、リ、ヌ、ワ及びヨの規定に基づき、主務大臣の指定するものを次のように定める。 ［一～四　略］ 五　令第二条第一号ヲの資金 林業者が、林業経営の維持を図るのに必要な次の資金（8から10までに掲げるものについては、育林業を営む者に限る。） ［1～9　略］ 10　株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第二十九条の施行後における法第十九条第一項第四号の規定に基づき公庫が令第二条第一号及び第二号に掲げる者に対して融通する当該各号に掲げる資金を借り受けたために生じた負債の円滑な支払に必要な資金 ［六～二十四　略］	沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第二条第一号ニ、リ、ヌ、ワ及びヨの規定に基づき、主務大臣の指定するものを次のように定める。 ［一～四　同上］ 五　令第二条第一号ヲの資金 林業者が、林業経営の維持を図るのに必要な次の資金（8及び9に掲げるものについては、育林業を営む者に限る。） ［1～9　同上］ ［号の細分を加える。］ ［六～二十四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○こども家庭庁告示第九号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の規定に基づき、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等及び特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月八日

こども家庭庁長官　渡辺由美子

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等及び特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件の一部を改正する告示

（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部改正）

第一条　特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～四　略］ 五　小規模保育事業　児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業であって、次のイからハまでに掲げるものをいう。 イ　小規模保育事業Ａ型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第二十七条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。） ロ　小規模保育事業Ｂ型（家庭的保育事業等設備運営基準第二十七条に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。） ハ　小規模保育事業Ｃ型（家庭的保育事業等設備運営基準第二十七条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。） ［六～三十一　略］ 三十二　特定加算部分　当該施設等において、別表第二及び別表第三の各区分に応じて次号から第四十三号まで、第五十三号から第五十五号まで並びに第六十七号及び第六十八号に掲げる加算（各加算について月額調整が適用される場合は月額調整に定める額）を合計したものをいう。 ［三十三・三十四　略］ 三十五　療育支援加算　当該施設等が次に掲げる要件の全てを満たす場合に加算されるものをいう。 イ　障害児を受け入れていること。 ロ　主幹教諭等を専任化させ、又は理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育て支援に係る業務に三年以上従事した経験を有する者をいい、当該施設等において受け入れる障害児が医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一号）第二条第二項に規定する医療的ケア児である場合にあっては看護師及び准看護師を含む。）を配置し、若しくは嘱託すること。 ハ　当該施設等の子どもの療育支援等に取り組むこと。 ［三十五の二～三十九　略］ 四十　施設機能強化推進費加算　当該施設等において、職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等総合的な防災対策の充実強化等を行う場合に加算されるものをいう。 ［四十一～五十五　略］	（定義） **第一条**　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～四　同上］ 五　小規模保育事業　児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業であって、次のイからハまでに掲げるものをいう。 イ　Ａ型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第二十八条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。） ロ　Ｂ型（家庭的保育事業等設備運営基準第三十一条に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。） ハ　Ｃ型（家庭的保育事業等設備運営基準第三十三条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。） ［六～三十一　同上］ 三十二　特定加算部分　当該施設等において、別表第二及び別表第三の各区分に応じて次号から第四十三号まで及び第五十三号から第五十五号までに掲げる加算（各加算について月額調整が適用される場合は月額調整に定める額）を合計したものをいう。 ［三十三・三十四　同上］ 三十五　療育支援加算　当該施設等において障害児を受け入れており、かつ、主幹教諭等を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算されるものをいう。 ［三十五の二～三十九　同上］ 四十　施設機能強化推進費加算　一時預かり事業等の複数事業を行う当該施設等において、職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等総合的な防災対策の充実強化等を行う場合に加算されるものをいう。 ［四十一～五十五　同上］

五十六　学級編制調整加配加算　当該施設等において、その利用定員（法第十九条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）三十一人以上三百人以下の場合であって、全ての学級に専任の学級担任を配置するため、保育教論等を一人加配する場合に加算されるものをいう。

［五十七～六十五　略］

六十六　特別地域　次に掲げる地域をいう。

イ　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域

ロ　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島

ハ　豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯

ニ　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地

ホ　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村

ヘ　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島

ト　半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域

チ　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域

リ　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島

ヌ　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域

六十七　特別地域保育体制確保対応加算　当該施設等が特別地域を有する市町村に所在し、かつ当該市町村が、その区域内に居住地を有する小学校就学前子どもに対する教育・保育（法第七条第十項第五号に規定する教育・保育をいう。以下この号及び次号において同じ。）の提供体制の確保に係る保育所の設置者その他の関係者との協議を行っている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たす場合に加算されるものをいう。

イ　市町村が行う当該協議に参画すること。

ロ　当該施設等の利用定員の総数が二十人であり、かつ、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どもの数が十五人以下であること。

ハ　当該施設等が、他の施設等その他の子ども・子育て支援を提供する施設との連携その他の教育・保育の質の確保及び向上並びに地域における教育・保育の安定的な提供の確保に資する取組を行っていること。

六十八　保育ＩＣＴ推進加算　当該施設等が次に掲げる要件の全てを満たす場合に加算されるものをいう。

イ　当該施設等における教育・保育に関する業務に係る情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者を選任していること。

ロ　教育・保育に関する業務において情報通信技術を効果的に活用していること。

ハ　法第五十八条第一項の規定による報告を適切に行っていること。

［号を加える。］

五十六　学級編制調整加配加算　当該施設等において、その利用定員（法第十九条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）三十六人以上三百人以下の場合であって、全ての学級に専任の学級担任を配置するため、保育教論等を一人加配する場合に加算されるものをいう。

［五十七～六十五　同上］

六十六　運営継続支援臨時加算　当該施設等において、継続的かつ安定的に特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育の提供を行うために必要な場合に、事務費及び事業費として加算されるものをいう。

［号を加える。］

（特定地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準）

第五条　法第二十九条第三項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第三に規定するものとする。ただし、満三歳以上保育認定地域型保育（法第二十九条第一項第一号に規定する満三歳以上保育認定地域型保育をいう。以下この条において同じ。）にあっては、第七条第二号イ（ただし書を除く。）の規定（内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和五年内閣府令第四十三号）第三条第一項に規定する構造改革特別区域満三歳以上限定小規模保育事業を行う事業所における満三歳以上保育認定地域型保育にあっては、第七条第二号ロ及びハに掲げる区分に応じ、同号ロ（ただし書を除く。）及びハの規定）を準用する。

（特別利用地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準）

第六条　法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げる事業にあっては、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち副食費徴収免除対象子どもに該当するものについては、算定した額に四千五百円を加えるものとする。

一　［略］

二　小規模保育事業　次のイからハまでに掲げる小規模保育事業の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに掲げるものとする。

イ　小規模保育事業Ａ型　別表第三における小規模保育事業Ａ型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児（当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、当該年度中に満四歳となる教育・保育給付認定子どもを含む。以下この条及び次条において同じ。）は百分の六十五、四歳以上児（当該年度中に満四歳となる教育・保育給付認定子どもを除く。以下この条及び次条において同じ。）は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満の場合においては、別表第三における小規模保育事業Ａ型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ロ　小規模保育事業Ｂ型　別表第三における小規模保育事業Ｂ型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十五、四歳以上児は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満の場合においては、別表第三における小規模保育事業Ｂ型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ハ　小規模保育事業Ｃ型　別表第三における小規模保育事業Ｃ型の表中三号の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

三　事業所内保育事業　次のイからハまでに掲げる事業所内保育事業の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに掲げるものとする。

［イ～ハ　略］

（特定地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準）

第五条　法第二十九条第三項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第三に規定するものとする。ただし、国家戦略特別区域法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域型保育にあっては、第七条第二号イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれ同号イ（ただし書を除く。）、ロ（ただし書を除く。）及びハの規定を準用する。

（特別利用地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準）

第六条　法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、次の各号に掲げるものとする。

一　［同上］

二　小規模保育事業　次のイからハまでに掲げるものとする。

イ　Ａ型　別表第三における小規模保育事業Ａ型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児（当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、当該年度中に満四歳となる教育・保育給付認定子どもを含む。以下この条及び次条において同じ。）は百分の六十五、四歳以上児（当該年度中に満四歳となる教育・保育給付認定子どもを除く。以下この条及び次条において同じ。）は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満の場合においては、別表第三における小規模保育事業Ａ型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ロ　Ｂ型　別表第三における小規模保育事業Ｂ型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十五、四歳以上児は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満の場合においては、別表第三における小規模保育事業Ｂ型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ハ　Ｃ型　別表第三における小規模保育事業Ｃ型の表中三号の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

三　事業所内保育事業　次のイからハまでに掲げるものとする。

［イ～ハ　同上］

四　［略］

［号を削る。］

（特定利用地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準）

第七条　法第三十条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げる事業にあっては、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち副食費徴収免除対象子ども（当該年度中に満三歳となるものを除く。）に該当するものについては、算定した額に四千五百円を加えるものとする。

一　［略］

二　小規模保育事業　次のイからハまでに掲げる小規模保育事業の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに掲げるものとする。

イ　小規模保育事業Ａ型　別表第三における小規模保育事業Ａ型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十五、四歳以上児は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満となる又は三割以上となるが、地域における保育の提供体制に鑑み、やむを得ないと市町村が認める場合においては、別表第三における小規模保育事業Ａ型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ロ　小規模保育事業Ｂ型　別表第三における小規模保育事業Ｂ型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十五、四歳以上児は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満となる又は三割以上となるが、地域における保育の提供体制に鑑み、やむを得ないと市町村が認める場合においては、別表第三における小規模保育事業Ｂ型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ハ　小規模保育事業Ｃ型　別表第三における小規模保育事業Ｃ型の表中三号の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

三　事業所内保育事業　次のイからハまでに掲げるものとする。

［イ～ハ　略］

四　［略］

［号を削る。］

（施設型給付費に関する経過措置）

第十条　法附則第九条第一項第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百三十四を乗じた額とする。

四　［同上］

五　第一号から第三号までにおいて、副食費徴収免除対象子どもについては、算定した額に四千五百円を加えた額とする。

（特定利用地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準）

第七条　法第三十条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、次の各号に掲げるものとする。

一　［同上］

二　小規模保育事業　次のイからハまでに掲げるものとする。

イ　Ａ型　別表第三における小規模保育事業Ａ型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十五、四歳以上児は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満となる又は三割以上となるが、地域における保育の提供体制に鑑み、やむを得ないと市町村が認める場合においては、別表第三における小規模保育事業Ａ型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ロ　Ｂ型　別表第三における小規模保育事業Ｂ型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十五、四歳以上児は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満となる又は三割以上となるが、地域における保育の提供体制に鑑み、やむを得ないと市町村が認める場合においては、別表第三における小規模保育事業Ｂ型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ハ　Ｃ型　別表第三における小規模保育事業Ｃ型の表中三号の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

三　事業所内保育事業　次のイからハまでに掲げるものとする。

［イ～ハ　同上］

四　［同上］

五　第一号から第三号までにおいて、副食費徴収免除対象子ども（当該年度中に満三歳となるものを除く。）については、算定した額に四千五百円を加えた額とする。

（施設型給付費に関する経過措置）

第十条　法附則第九条第一項第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百四十を乗じた額とする。

（特例施設型給付費に関する経過措置）

第十一条　法附則第九条第一項第二号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百三十四を乗じた額とする。

2　法附則第九条第一項第二号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第三条の規定による額に千分の七百三十四を乗じて得た額とする。

（特例地域型保育給付費に関する経過措置）

第十二条　法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第六条各号の規定による額に千分の七百三十四を乗じて得た額とする。

2　法附則第九条第一項第三号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第八条の規定による額に千分の七百三十四を乗じて得た額とする。

（端数計算）

第十四条　第一条第十三号、第十五号、第二十一号（第二十二号、第二十四号の二、第二十六号、第二十七号及び第三十号（認定こども園において、主幹教諭等の専任を実施していない場合及び配置基準上求められる職員資格を有しない場合に加減調整されるものに限る。）に係るものを除く。）、第二十二号から第二十八号の二まで、第三十号、第三十一号、第三十三号から第四十三号まで、第四十六号、第四十七号、第五十号から第五十一号の二まで、第五十三号から第五十六号まで、第五十九号から第六十二号まで、第六十四号、第六十五号、第六十七号及び第六十八号により算出される額については、当該額が十円以上の場合においては、十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、当該額が十円未満の場合においては、一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。この場合において、各号において算出される額の端数計算は、それぞれの額ごとに行うものとする。

2　第一条第二十一号（第二十四号の二、第二十六号、第二十七号及び第三十号（認定こども園において、主幹教諭等の専任を実施していない場合に加減調整されるものに限る。）に係るものを除く。）により算出される額については、一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。この場合において、各号において算出される額の端数計算は、それぞれの額ごとに行うものとする。

（教育・保育給付認定保護者の負担上限額の算定に関する基準）

第十七条　子ども・子育て支援法施行令第四条第二項（同令第五条第二項、第九条第二項、第十一条第二項及び第十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額については、公定価格の額から処遇改善等加算、外部監査費加算、副食費徴収免除加算、療育支援加算、施設関係者評価加算、除雪費加算、降灰除去費加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算、休日保育加算（居宅訪問型保育事業を除く。）、減価償却費加算、賃借料加算、チーム保育推進加算、高齢者等活躍促進加算、障害児保育加算、特別地域保育体制確保対応加算及び保育ＩＣＴ推進加算が適用される場合の額を減じた額とする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類をこども家庭庁成育局に備え置いて縦覧に供するとともに、こども家庭庁のホームページ（https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/law/law）により公表する。）

（特例施設型給付費に関する経過措置）

第十一条　法附則第九条第一項第二号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百四十を乗じた額とする。

2　法附則第九条第一項第二号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第三条の規定による額に千分の七百四十を乗じて得た額とする。

（特例地域型保育給付費に関する経過措置）

第十二条　法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第六条各号の規定による額に千分の七百四十を乗じて得た額とする。

2　法附則第九条第一項第三号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第八条の規定による額に千分の七百四十を乗じて得た額とする。

（端数計算）

第十四条　第一条第十三号、第十五号、第二十一号（第二十二号、第二十六号、第二十七号及び第三十号（認定こども園において、主幹教諭等の専任を実施していない場合及び配置基準上求められる職員資格を有しない場合に加減調整されるものに限る。）に係るものを除く。）、第二十二号から第二十八号の二まで、第三十号、第三十一号、第三十三号から第四十三号まで、第四十六号、第四十七号、第五十号から第五十一号の二まで、第五十三号から第五十六号まで、第五十九号から第六十二号まで、第六十四号及び第六十五号の各号により算出される額については、当該額が十円以上の場合においては、十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、当該額が十円未満の場合においては、一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。この場合において、各号において算出される額の端数計算は、それぞれの額ごとに行うものとする。

［項を加える。］

（教育・保育給付認定保護者の負担上限額の算定に関する基準）

第十七条　子ども・子育て支援法施行令第四条第二項（同令第五条第二項、第九条、第十一条第二項及び第十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額については、公定価格の額から処遇改善等加算、外部監査費加算、副食費徴収免除加算、療育支援加算、施設関係者評価加算、除雪費加算、降灰除去費加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算、休日保育加算（居宅訪問型保育事業を除く。）、減価償却費加算、賃借料加算、チーム保育推進加算、高齢者等活躍促進加算及び障害児保育加算が適用される場合の額を減じた額とする。

（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件の一部改正）

第二条　特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件（令和七年こども家庭庁告示第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （冷暖房費加算の特例） **第四条**　令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における冷暖房費加算の算定に用いる地域の区分については、第一条第三十六号イからホまでの規定にかかわらず、次の地域の区分によるものとする。 ［一～六　略］	**附　則** （冷暖房費加算の特例） **第四条**　令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間における冷暖房費加算の算定に用いる地域の区分については、第一条第三十六号イからホまでの規定にかかわらず、次の地域の区分によるものとする。 ［一～六　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（適用期日）

1　この告示は、告示の日から適用する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の特定教育・保育、特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の規定は、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特例保育（以下この項において「特定教育・保育等」という。）が行われた月が令和八年四月以後の場合における特定教育・保育等に要する費用の額の算定について適用し、特定教育・保育等が行われた月が同年三月以前の場合における特定教育・保育等に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第十二号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第八号の規定に基づき、平成二十年財務省・農林水産省告示第三十六号（株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月八日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
五　法別表第一第八号の下欄のヲの主務大臣の指定する資金は、次のとおりとする。 林業者が、林業経営の維持を図るのに必要な次の資金（8から10までに掲げるものについては、育林業を営む者に限る。） 1～9　（略） 10　法第十一条第一項第一号の規定に基づき株式会社日本政策金融公庫が法別表第一第八号の中欄に掲げる者に対して融通する同号の下欄に掲げる資金を借り受けたために生じた負債の円滑な支払に必要な資金	五　法別表第一第八号の下欄のヲの主務大臣の指定する資金は、次のとおりとする。 林業者が、林業経営の維持を図るのに必要な次の資金（8及び9に掲げるものについては、育林業を営む者に限る。） 1～9　（略） （新設）

附　則

この告示は、令和八年四月八日から施行する。

○財務省・経済産業省告示第五号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、令和八年財務省・経済産業省告示第二号（株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月八日から施行する。

令和八年四月八日

財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後

株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものは、次の表の中欄に掲げる中小企業者に対して、それぞれ同表の下欄に定める目的に従って貸付けが行われる長期の資金とする。

一～十二	（略）	（略）
十三	1～6　（略） 7　外国人労働者の雇用管理の改善又は雇用環境の整備に取り組む者 8・9　（略）	（略）
十四～十七	（略）	（略）
十八	1～5　（略） 6　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の規定により特定船舶導入計画の認定を受けた船舶運航事業者等	中小企業における非化石エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公害防止、再生資源の有効利用等、グリーントランスフォーメーションの取組及び特定船舶の導入により環境対策の促進を図ること。
十九～三十	（略）	（略）

改正前

株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものは、次の表の中欄に掲げる中小企業者に対して、それぞれ同表の下欄に定める目的に従って貸付けが行われる長期の資金とする。

一～十二	（略）	（略）
十三	1～6　（略） 7　外国人労働者の雇用管理の改善に取り組む者 8・9　（略）	（略）
十四～十七	（略）	（略）
十八	1～5　（略） （新設）	中小企業における非化石エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公害防止、再生資源の有効利用等及びグリーントランスフォーメーションの取組により環境対策の促進を図ること。
十九～三十	（略）	（略）

○文部科学省告示第七十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月八日

文部科学大臣　松本　洋平

大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する告示

大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則（平成三年科学技術庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（交付の期間） **第四条**　一の都道府県に係る交付金は、次の各号に掲げる交付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に限り交付するものとする。 一　排出放射性物質影響調査設備等整備等事業に係る交付金　当該事業の開始の日から当該一の都道府県において使用を開始した大型再処理施設の使用開始時期の属する会計年度の二十七年後の会計年度の末日までの期間 二　［略］	（交付の期間） **第四条**　一の都道府県に係る交付金は、次の各号に掲げる交付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に限り交付するものとする。 一　排出放射性物質影響調査設備等整備等事業に係る交付金　当該事業の開始の日から当該一の都道府県において使用を開始した大型再処理施設の使用開始時期の属する会計年度の二十六年後の会計年度の末日までの期間 二　［同上］

（交付金と交付限度額）

第五条　一の都道府県に対して交付することのできる交付金の交付限度額は、次の各号に掲げる交付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額とする。

一　前条第一号に掲げる交付金　前条第一号に定める期間内に六百五十八億千九百八十七万五千円

二　前条第二号に掲げる交付金　毎会計年度　十五億四千三十七万六千円

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の規定は、令和八年四月一日から適用する。

○厚生労働省告示第百八十四号

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百十条の三第二項第一号イ(5)の規定に基づき、雇用保険法施行規則第百十条の三第二項第一号イ(5)及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成二十五年厚生労働省告示第三百九十号）の一部を次の表のように改正し、告示の日から適用する。ただし、同日前になされた同号イの紹介により同号の労働契約を締結した者に対するこの告示の適用については、なお従前の例による。

令和八年四月八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1　雇用保険法施行規則第百十条の三第二項第一号イ(5)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、次に掲げる者とする。	1　雇用保険法施行規則第百十条の三第二項第一号イ(5)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、次に掲げる者とする。
一～八　（略）	一～八　（略）
九　生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第一項に規定する生活困窮者であって、次のいずれかに該当するもの	九　生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第一項に規定する生活困窮者であって、都道府県、市（特別区を含む。）又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所を設置する町村が、都道府県労働局又は公共職業安定所と締結した協定に基づき、公共職業安定所に対し期間を定め職業紹介、職業指導等を行うことを要請した者であって、公共職業安定所が職業紹介、職業指導等を行ったもの（新設）
イ　都道府県、市（特別区を含む。）又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所を設置する町村が、都道府県労働局又は公共職業安定所と締結した協定に基づき、公共職業安定所に対し期間を定め職業紹介、職業指導等を行うことを要請した者であって、公共職業安定所が職業紹介、職業指導等を行ったもの	（新設）
ロ　生活困窮者自立支援法第三条第二項第一号に規定する事業、同条第四項に規定する生活困窮者就労準備支援事業又は同法第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業による就労の支援の対象者	（新設）
十　（略）	十　（略）

○厚生労働省告示第百八十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成二十年厚生労働省告示第二百十四号）の一部を次の表のように改正し、令和八年度以降の予算により支出される補助金等の交付に関する事務について適用する。ただし、令和七年度以前の予算により支出された補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

令和八年四月八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後		
補助金等の名称	事務を行う都道府県	都道府県が行う事務の内容
（項）　医療保険給付諸費	（略）	（略）
（略）		

改正前		
補助金等の名称	事務を行う都道府県	都道府県が行う事務の内容
（項）　医療保険給付諸費	（略）	（略）
（略）		

（目）国民健康保険組合後期高齢者医療費支援金等補助金		
（略）		
（目）国民健康保険組合高額医療費共同事業補助金		
（略）		
（目）国民健康保険後期高齢者医療費支援金等負担金		
（略）		
（目）後期高齢者医療等財政調整交付金		
（略）		
（目）国民健康保険後期高齢者医療費支援金等財政調整交付金		
（略）	（略）	（略）

（目）国民健康保険組合後期高齢者支援金補助金		
（略）		
（目）国民健康保険組合出産育児一時金等補助金		
（略）		
（目）国民健康保険後期高齢者医療費支援金負担金		
（略）		
（目）後期高齢者医療財政調整交付金		
（略）		
（目）国民健康保険後期高齢者医療費支援金財政調整交付金		
（略）	（略）	（略）

○厚生労働省告示第百八十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）を実施するため、厚生労働科学研究費補助金等取扱規程（平成十年厚生省告示第百三十号）の一部を次の表のように改正し、令和八年度以降の年度分の補助金に適用する。

令和八年四月八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（補助金の交付の対象事業及び対象者） **第３条**　厚生労働大臣は、その所管に属する事務を遂行するために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を中欄に掲げる事業内容により右欄に掲げる研究類型に従い行う研究者等に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内において、研究事業のうち指定型以外のもの及び推進事業に要する経費にあっては厚生労働科学研究費補助金を、研究事業のうち指定型に要する経費にあっては厚生労働行政推進調査事業費補助金を交付するものとする。	（補助金の交付の対象事業及び対象者） **第３条**　厚生労働大臣は、その所管に属する事務を遂行するために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を中欄に掲げる事業内容により右欄に掲げる研究類型に従い行う研究者等に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内において、研究事業のうち指定型以外のもの及び推進事業に要する経費にあっては厚生労働科学研究費補助金を、研究事業のうち指定型に要する経費にあっては厚生労働行政推進調査事業費補助金を交付するものとする。

交付の対象事業	事業内容	研究類型
1　政策科学総合研究事業	人文・社会科学系を中心とした人口・少子化問題、社会保障全般及び厚生労働統計に関する研究の推進、社会保障を中心とした厚生労働行政施策の企画立案及び効率的な推進、統計・情報の整備及び利用の総合的な推進、情報通信技術を用いた医療情報の臨床研究等への活用の推進、人工知能の医療への応用、保健医療分野の倫理的・法的・社会的課題の解決並びに先端的な医療技術等の適切な振興及び規制等に関する政策の策定等に資することを目的とする研究事業	一般公募型 指定型 戦略型 若手育成型
（略）	（略）	（略）

2～17　（略）

（研究報告書の公表）

第18条　厚生労働大臣は、第16条第２項の研究報告書又は同条第３項の総合研究報告書を公表するものとする。

（削る）

○厚生労働省告示第百八十七号

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百三十四条の三（これらの規定を船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第百五十九条の三及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）第十五条の二において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和八年度における健康保険法施行規則第百三十四条の三等の規定に基づき厚生労働大臣が定める出産育児交付算定率を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年四月八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

令和八年度における健康保険法施行規則第百三十四条の三等の規定に基づき厚生労働大臣が定める出産育児交付算定率

健康保険法施行規則第百三十四条の三（これらの規定を船員保険法施行規則第百五十九条の三及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）第十五条の二において準用する場合を含む。）の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を零とする。

○厚生労働省告示第百八十八号

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百三十四条の四第一項第二号及び第三号（これらの規定を船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第百五十九条の四及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）第十五条の三において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和八年度における出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額の算定に関して厚生労働大臣が定める率を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年四月八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

令和八年度における出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額の算定に関して厚生労働大臣が定める率

区分	率
健康保険法施行規則第百三十四条の四第一項第二号（船員保険法施行規則第百五十九条の四及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令第十五条の三において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣が定める率	一・〇〇〇〇
健康保険法施行規則第百三十四条の四第一項第三号（船員保険法施行規則第百五十九条の四及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令第十五条の三において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣が定める率	〇・九四〇〇

交付の対象事業	事業内容	研究類型
1　政策科学総合研究事業	人文・社会科学系を中心とした人口・少子化問題、社会保障全般及び厚生労働統計に関する研究の推進、社会保障を中心とした厚生労働行政施策の企画立案及び効率的な推進、統計・情報の整備及び利用の総合的な推進、情報通信技術を用いた医療情報の臨床研究等への活用の推進、人工知能の医療への応用並びに保健医療分野の倫理的・法的・社会的課題の解決に資することを目的とする研究事業	一般公募型 指定型 戦略型 若手育成型
（略）	（略）	（略）

2～17　（略）

（研究報告書の公表）

第18条　厚生労働大臣は、第16条第２項の研究報告書又は同条第３項の総合研究報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表するものとする。

附　則

第十六条第一項の規定に基づきその日までに研究者等が事業実績報告書又は事業年度終了実績報告書を厚生労働大臣に提出すべきこととされる日（以下「提出期限日」という。）が令和三年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に到来する場合にあっては、同項の規定にかかわらず、研究者等は当該報告書を提出期限日から起算して一年を経過した日までに提出しなければならないこととする。

○厚生労働省告示第百八十九号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第一条の四第一号、第一条の九第一号並びに第一条の十第一項第一号及び第二号並びに高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）の規定に基づき、令和八年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を次のように定めたので、同令第四十七条第一項及び附則第十二条の規定により公示し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年四月八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

区分	率又は額
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（以下「省令」という。）第三条に規定する前期高齢者交付算定率	○・○二九七八五
省令第三条の三第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	○・九四二〇八
省令第五条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	○・九七六七八
省令第八条の三第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	○・九七八八〇
省令第八条の四に規定する厚生労働大臣が定める額	三百三十三万三千五百七十一円
省令第八条の五に規定する厚生労働大臣が定める率	○・九七九三一三三〇九一六六
省令第八条の六に規定する厚生労働大臣が定める率	一・〇〇六七五一一八六三三四
省令第九条第三項に規定する概算補正係数	一・一〇五六三
省令第十一条に規定する一人平均前期高齢者給付費見込額	四十八万四千三百五十四円
省令第十四条の三に規定する厚生労働大臣が定める額	三百十二万八千百二十七円
省令第十四条の四に規定する厚生労働大臣が定める率	○・九八〇六一二三二六四四七
省令第十四条の五に規定する厚生労働大臣が定める率	一・〇〇五六一八四三〇二九六
省令第十五条において準用する省令第九条第三項に規定する確定補正係数	一・一一二六九
省令第十六条に規定する一人平均前期高齢者給付費額	四十六万七千七百九十二円
省令第十七条において準用する省令第三条に規定する前期高齢者納付算定率	○・○二九七八五
省令第十八条第一項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・〇三四〇六
省令第十八条第一項第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・二九八九四
前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（以下「政令」という。）第一条の四第一号に規定する厚生労働大臣が定める額	五百九十九万五百七十七円
省令第十九条に規定する加入者一人当たり調整前負担調整見込額	三百六十一円
政令第一条の九第一号に規定する厚生労働大臣が定める額	五百九十七万六千四十一円
省令第二十条に規定する加入者一人当たり調整前負担調整額	百三十二円
政令第一条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める額	二十一万八千四百二十四円
政令第一条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める率	百分の九十・〇二〇〇六〇〇一二九
政令第一条の十第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	百分の百・〇二〇〇六〇七一六九

省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	三円十銭
省令第三十六条において準用する省令第三条に規定する後期高齢者支援算定率	○・○一○四三四
省令第三十七条第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・○八八六一
省令第三十七条第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・○九三○○
省令第三十八条に規定する加入者一人当たり負担見込額	七万六千三百六十九円
省令第三十八条の二に規定する総報酬割概算負担率	○・○二二九○九○六
省令第三十九条の二に規定する加入者一人当たり負担額	七万百八十七円
省令第三十九条の三に規定する総報酬割確定負担率	○・○二二四三六三五
省令第四十一条において準用する省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	三円九十銭
省令第四十三条の三において準用する省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	○円
省令附則第十条に規定する加入者一人当たり負担見込額	一円十五銭
省令附則第十一条において準用する省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	三銭

○農林水産省告示第五百二十八号

独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三号）第一条の規定に基づき、令和八事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号）第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額として農林水産大臣が定める金額を次のように定め、公布の日から施行する。

令和八年四月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

農林水産大臣が定める金額　七百九十三億八千三百二十一万八千円

○国土交通省告示第五百三十四号

下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第二十四条の二第二項の規定に基づき、昭和四十六年建設省告示第千七百五号の一部を次のように改正する。

令和八年四月八日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
1～5　（略）	1～5　（略）
6　令第二十四条の二第二項の規定により国土交通大臣が定める主要な管渠の範囲は、次に掲げるものを除き、別表に定める基準による。ただし、分流式の汚水に係る公共下水道については、当該公共下水道による汚水処理が個別に設置される浄化槽（浄化槽のうち、一の建築物から排出される汚水を処理するための浄化槽をいう。）により汚水を処理する場合に比較して経済的であることを要件とする。	6　令第二十四条の二第二項の規定により国土交通大臣が定める主要な管渠の範囲は、次に掲げるものを除き、別表に定める基準による。ただし、分流式の汚水に係る公共下水道については、当該公共下水道による汚水処理が個別に設置される浄化槽（浄化槽のうち、一の建築物から排出される汚水を処理するための浄化槽をいう。）により汚水を処理する場合に比較して経済的であることを要件とする。
一～十　（略）	一～十　（略）
十一　公共下水道管理者の間の連携又は二以上の公共下水道の一体的な管理による事業のうち別に定めるところにより実施されるものにより整備される公共下水道に係る主要な管渠は、別に定めることができるものとする。	（新設）
十二　（略）	十一　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和八年度の予算に係る補助金から適用する。令和七年度以前の予算に係る補助金の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○防衛省告示第百九号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第十二条の規定に基づき、昭和五十一年防衛施設庁告示第八号（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令第十二条の規定に基づき、防衛施設庁長官が指定する施設として指定した件）の一部を次のように改正したので、同令第十九条の規定により、告示する。

令和八年四月八日

防衛大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
商工業に関する調査研究、研修若しくは指導又は商工業者の集会の用に供する施設	商工業に関する調査研究、研修若しくは指導又は商工業者の集会の用に供する施設（音響による障害の緩和を必要とする施設に限る。）

附　則

この告示は、公布の日から施行し、令和八年度以降の年度の予算に係る国の補助（令和七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助を除く。）について適用する。ただし、令和七年度以前の年度の予算に係る国の補助で令和八年度以降の年度に繰り越されたもの及び令和七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助については、なお従前の例による。

○防衛省告示第百十号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第五条の規定に基づき、昭和四十九年防衛施設庁告示第七号（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第三条第二項各号に掲げる施設について、それぞれ音響の強度及び頻度を定めた件）の一部を次のように改正したので、同令第十九条の規定により、告示する。

令和八年四月八日

防衛大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
学校（幼稚園を除く。）、専修学校、児童自立支援施設及び職業能力開発校については別表第一の各号のいずれか、幼稚園、保育所並びに家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設及び幼保連携型認定こども園については別表第二の各号のいずれか、福祉型障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。）、児童発達支援センター（肢体不自由（同法第六条の二の二第二項に規定するものをいう。以下同じ。）のある児童に対して治療を行うものを除く。）、身体障害者福祉センター、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設については別表第三、病院、診療所、助産所、医療型障害児入所施設（同法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設をいう。）、児童発達支援センター（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る。）、救護施設、特別養護老人ホーム及び老人介護支援センターについては別表第四の各号のいずれか、保健所及び老人デイサービスセンターについては別表第五のとおりとする。	学校（幼稚園を除く。）、専修学校、児童自立支援施設及び職業能力開発校については別表第一の各号のいずれか、幼稚園、保育所並びに家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設及び幼保連携型認定こども園については別表第二の各号のいずれか、福祉型障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。）、児童発達支援センター（肢体不自由（同法第六条の二の二第二項に規定するものをいう。以下同じ。）のある児童に対して治療を行うものを除く。）、身体障害者福祉センター、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設については別表第三、病院、診療所、助産所、医療型障害児入所施設（同法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設をいう。）、児童発達支援センター（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る。）、救護施設、特別養護老人ホーム、老人介護支援センター及びこども家庭センター（母子保健法（昭和四十一年法律第百四十一号）第二十二条第一項第一号から第四号までに掲げる事業を行うものに限る。）については別表第四の各号のいずれか、保健所及び老人デイサービスセンターについては別表第五のとおりとする。

附　則

この告示は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第百三十八号）の施行の日から施行する。

その他告示

○内閣府告示第三十四号

沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第三十二条の二の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第四十六号（沖縄振興特別措置法施行令第三十二条の二の規定に基づき、沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（別表） ［略］	（別表） ［同上］

第六号に該当する事業等	［略］沖縄県が管理する第一種漁港又は第二種漁港及びこれらの漁港の背後に位置する集落を対象として実施する事業 沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業のうち、次に掲げるもの 一　［略］先進的な林業機械等整備事業 二　［三～十　略］
［略］	
第八号に該当する事業等	［略］堰堤改良事業のうち、次に掲げるもの ［一～四　略］ 五　流水管理高度化事業
［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である

○総務省告示第百八十二号

緊急消防援助隊に関する政令（平成十五年政令第三百七十九号）第六条第二項の規定に基づき、国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額（平成十六年総務省告示第二百八十一号）の一部を次のように改正し、令和八年度分の補助金から適用する。

令和八年四月八日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
区分	施設の種類	基準額（単位千円）	区分	施設の種類	基準額（単位千円）
（基準額） **第一条**　国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額は、施設の種類ごとに、次の表のとおりとする。			（基準額） **第一条**　［同上］		
消防ポンプ自動車	災害対応特殊消防ポンプ自動車		消防ポンプ自動車	災害対応特殊消防ポンプ自動車	
	ＣＤ－Ⅱ型	38,744		ＣＤ－Ⅱ型	37,873
	ＣＤ－Ⅰ型	30,749		ＣＤ－Ⅰ型	30,058
	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車			災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車	
	Ⅱ型	43,675		Ⅱ型	42,693
	Ⅰ－Ｂ型	39,262		Ⅰ－Ｂ型	38,379
	Ⅰ－Ａ型	36,861		Ⅰ－Ａ型	36,032
	Ⅴ型	105,616		Ⅴ型	103,241
	Ⅳ型	87,926		Ⅳ型	85,949
	Ⅲ型	84,455		Ⅲ型	82,556
	災害対応特殊化学消防ポンプ自動車			災害対応特殊化学消防ポンプ自動車	
	Ⅱ型	47,685		Ⅱ型	46,613
	Ⅰ型	46,434		Ⅰ型	45,390

第六号に該当する事業等	［同上］水産業強化支援事業（防災対策）のうち、沖縄県が管理する第一種漁港又は第二種漁港及びこれらの漁港の背後に位置する集落を対象として実施する事業 沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業のうち、次に掲げるもの 一　［同上］高性能林業機械等整備事業 二　［三～十　同上］
［同上］	
第八号に該当する事業等	［同上］堰堤改良事業のうち、次に掲げるもの ［一～四　同上］ ［号を加える。］
［同上］	

消防用自動車			大Ⅱ型	147,322
			大Ⅰ型	104,545
	救助工作車	救助工作車	Ⅳ型	53,107
			Ⅲ型	74,003
			Ⅱ型	66,665
	救急自動車	災害対応特殊救急自動車		22,419
	その他の消防用自動車	災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車	38m級	173,246
			30m級	121,591
			24m級	111,498
			18m級	89,769
			15m級	80,108
		災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車		94,366
		災害対応特殊高発泡車		17,391
		災害対応特殊大型高所放水車		92,654
		災害対応特殊泡原液搬送車		23,441
		特殊災害対応自動車		112,488
		支援車	Ⅰ型	42,732
			Ⅱ型	39,137
			Ⅲ型	13,237
			Ⅳ型	9,607
		海水利用型消防水利システム		144,130
		災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車		40,449
		消防活動二輪車		2,544
航空機		救助消防ヘリコプター		1,656,940
消防艇		広域応援対応型消防艇	60ｔ級を超えるもの	［略］
			60ｔ級	922,900
			30ｔ級	650,700
	救助用資機材	救助用資機材		29,600
		高度救助用資機材		28,577
		高度探査装置		79,595

消防用自動車			大Ⅱ型	144,010
			大Ⅰ型	102,195
	救助工作車	救助工作車	Ⅳ型	51,913
			Ⅲ型	72,339
			Ⅱ型	65,166
	救急自動車	災害対応特殊救急自動車		20,816
	その他の消防用自動車	災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車	38m級	160,860
			30m級	112,898
			24m級	103,526
			18m級	83,351
			15m級	74,381
		災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車		87,619
		災害対応特殊高発泡車		16,148
		災害対応特殊大型高所放水車		86,030
		災害対応特殊泡原液搬送車		21,765
		特殊災害対応自動車		104,446
		支援車	Ⅰ型	39,677
			Ⅱ型	36,339
			Ⅲ型	12,291
			Ⅳ型	8,920
		海水利用型消防水利システム		133,825
		災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車		37,557
		消防活動二輪車		2,362
航空機		救助消防ヘリコプター		1,086,669
消防艇		広域応援対応型消防艇	60ｔ級を超えるもの	［同左］
			60ｔ級	248,478
			30ｔ級	175,192
	救助用資機材	救助用資機材		27,484
		高度救助用資機材		26,534
		高度探査装置		73,904

消防用資機材	救急用資機材	高度救命処置用資機材			10,067
		搬送用アイソレーター装置			1,616
	その他の消防用資機材	緊急消防援助隊用支援資機材等			4,417
		テロ対策用特殊救助資機材			31,095
		検知型遠隔探査装置			11,983
		海水利用型消防水利システム用資機材			93,050
		ヘリコプター高度化資機材			118,470
		ヘリコプター消火用タンク			33,848
		ヘリコプター用衛星電話			15,458
消防に関する情報通信を行うための施設	消防救急デジタル無線設備	消防救急デジタル無線設備	管轄面積が2,000㎢以上又は管轄人口が70万人以上		［略］
			管轄面積	管轄人口	
			1,500㎢以上2,000㎢未満	30万人以上70万人未満	981,608
				10万人以上30万人未満	744,668
				10万人未満	710,820
			1,000㎢以上1,500㎢未満	30万人以上70万人未満	710,820
				10万人以上30万人未満	575,425
				10万人未満	541,577
			500㎢以上1,000㎢未満	30万人以上70万人未満	541,577
				10万人以上30万人未満	406,183
				10万人未満	338,485
			250㎢以上500㎢未満	30万人以上70万人未満	440,032
				10万人以上30万人未満	270,788
				10万人未満	236,940

消防用資機材	救急用資機材	高度救命処置用資機材			9,347
		搬送用アイソレーター装置			1,500
	その他の消防用資機材	緊急消防援助隊用支援資機材等			4,101
		テロ対策用特殊救助資機材			28,872
		検知型遠隔探査装置			11,126
		海水利用型消防水利システム用資機材			86,397
		ヘリコプター高度化資機材			110,000
		ヘリコプター消火用タンク			31,428
		ヘリコプター用衛星電話			14,353
消防に関する情報通信を行うための施設	消防救急デジタル無線設備	消防救急デジタル無線設備	管轄面積が2,000㎢以上又は管轄人口が70万人以上		［同左］
			管轄面積	管轄人口	
			1,500㎢以上2,000㎢未満	30万人以上70万人未満	911,428
				10万人以上30万人未満	691,428
				10万人未満	660,000
			1,000㎢以上1,500㎢未満	30万人以上70万人未満	660,000
				10万人以上30万人未満	534,285
				10万人未満	502,857
			500㎢以上1,000㎢未満	30万人以上70万人未満	502,857
				10万人以上30万人未満	377,143
				10万人未満	314,285
			250㎢以上500㎢未満	30万人以上70万人未満	408,572
				10万人以上30万人未満	251,428
				10万人未満	220,000

			250㎡未満	30万人以上70万人未満	304,637
				10万人以上30万人未満	169,243
				10万人未満	135,395
	その他の消防に関する情報通信を行うための施設	ヘリコプターテレビ電送システム		機上設備	79,174
				地上設備	169,613

備考

［１～９　略］

10　災害対応特殊消防ポンプ自動車、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車、救助工作車、災害対応特殊救急自動車、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車、災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車、災害対応特殊高発泡車、災害対応特殊大型高所放水車、災害対応特殊泡原液搬送車、支援車（Ⅳ型を除く。）、海水利用型消防水利システムの大型動力ポンプ付消防自動車及びホース延長車が一体型のもの（以下第16項において「１台一体型の海水利用型消防水利システム」という。）及び災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車に消防専用電話装置を装備しない場合、海水利用型消防水利システムの大型動力ポンプ付消防自動車又はホース延長車のいずれかに消防専用電話装置を装備しない場合並びに支援車（Ⅳ型に限る。）に消防専用電話装置を１台のみの装備とする場合の基準額は、それぞれの基準額から565千円を控除した額とし、海水利用型消防水利システムの大型動力ポンプ付消防自動車及びホース延長車のいずれにも消防専用電話装置を装備しない場合並びに支援車（Ⅳ型に限る。）に消防専用電話装置を装備しない場合の基準額は、それぞれの基準額から1,130千円を控除した額とする。

11　災害対応特殊消防ポンプ自動車にホース延長用資機材を積載しない場合の基準額は、それぞれの基準額から324千円を控除した額とする。

12　災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅰ－Ｂ型に限る。）に動力付ホース延長用資機材を積載する場合の基準額は、それぞれの基準額に240千円を加算した額とする。

［13　略］

14　災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅰ－Ｂ型に限る。）に動力昇降装置を装備しない場合の基準額は、それぞれの基準額から359千円を控除した額とする。

15　災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車に吸管巻取装置を装備する場合の基準額は、それぞれの基準額に392千円を加算した額とする。

			250㎡未満	30万人以上70万人未満	282,857
				10万人以上30万人未満	157,143
				10万人未満	125,715
	その他の消防に関する情報通信を行うための施設	ヘリコプターテレビ電送システム		機上設備	73,513
				地上設備	157,487

備考

［１～９　同左］

10　災害対応特殊消防ポンプ自動車、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車、救助工作車、災害対応特殊救急自動車、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車、災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車、災害対応特殊高発泡車、災害対応特殊大型高所放水車、災害対応特殊泡原液搬送車、支援車（Ⅳ型を除く。）、海水利用型消防水利システムの大型動力ポンプ付消防自動車及びホース延長車が一体型のもの（以下第16項において「１台一体型の海水利用型消防水利システム」という。）及び災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車に消防専用電話装置を装備しない場合、海水利用型消防水利システムの大型動力ポンプ付消防自動車又はホース延長車のいずれかに消防専用電話装置を装備しない場合並びに支援車（Ⅳ型に限る。）に消防専用電話装置を１台のみの装備とする場合の基準額は、それぞれの基準額から525千円を控除した額とし、海水利用型消防水利システムの大型動力ポンプ付消防自動車及びホース延長車のいずれにも消防専用電話装置を装備しない場合並びに支援車（Ⅳ型に限る。）に消防専用電話装置を装備しない場合の基準額は、それぞれの基準額から1,049千円を控除した額とする。

11　災害対応特殊消防ポンプ自動車にホース延長用資機材を積載しない場合の基準額は、それぞれの基準額から301千円を控除した額とする。

12　災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅰ－Ｂ型に限る。）に動力付ホース延長用資機材を積載する場合の基準額は、それぞれの基準額に223千円を加算した額とする。

［13　同左］

14　災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅰ－Ｂ型に限る。）に動力昇降装置を装備しない場合の基準額は、それぞれの基準額から333千円を控除した額とする。

15　災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車に吸管巻取装置を装備する場合の基準額は、それぞれの基準額に364千円を加算した額とする。

16　災害対応特殊消防ポンプ自動車、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車及び１台一体型の海水利用型消防水利システムを四輪駆動方式としない場合並びに海水利用型消防水利システムの大型動力ポンプ付消防自動車又はホース延長車のいずれかを四輪駆動方式としない場合の基準額は、それぞれの基準額から640千円を控除した額とし、海水利用型消防水利システムで大型動力ポンプ付消防自動車及びホース延長車のいずれも四輪駆動方式としない場合の基準額は、その基準額から1,279千円を控除した額とする。

17　災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車に積載するホースの本数を10本のみとする場合の基準額は、それぞれの基準額から824千円を控除した額とする。

18　災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車に積載はしご動力昇降装置を装備する場合の基準額は、それぞれの基準額に932千円を加算した額とする。

19　豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第２条第１項の規定により豪雪地帯の指定を受けた地域において、災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車に寒冷地特有の装備をする場合の基準額は、それぞれの基準額に959千円を加算した額とする。

20　放射線防護用資機材（放射性汚染防護服、放射線測定用可搬式測定器及び個人用外部被ばく線量測定器で構成されるものをいう。）を災害対応特殊消防ポンプ自動車、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊化学消防ポンプ自動車に積載する場合の基準額は、それぞれの基準額に1,818千円を加算した額とし、災害対応特殊救急自動車に積載する場合の基準額は、その基準額に1,201千円を加算した額とする。

21　災害対応特殊消防ポンプ自動車、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車に空気呼吸器、予備ボンベ及びそれらの取付装置を一体として装備する場合の基準額は、それぞれの基準額に2,177千円を加算した額とする。

22　災害対応特殊救急自動車に電動ストレッチャーを装備する場合の基準額は、その基準額に4,695千円を加算した額とする。

23　災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車を四輪操舵方式としない場合の基準額は、それぞれの基準額から11,041千円を控除した額とする。

24　災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車にポンプ装置を装備しない場合の基準額は、それぞれの基準額から1,780千円を控除した額とする。

25　災害対応特殊消防ポンプ自動車（ＣＤ―Ⅰ型に限る。）に圧縮空気泡消火装置及び小型水槽（水槽容量0.6㎥以上）をあわせて装備する場合の基準額は、その基準額に6,869千円を加算した額とし、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊化学消防ポンプ自動車に圧縮空気泡消火装置を装備する場合の基準額は、それぞれの基準額に4,130千円を加算した額とする。

26　支援車（Ⅰ型に限る。）にトイレを設置しない場合の基準額は、その基準額から3,385千円を控除した額とする。

27　広域応援対応型消防艇の整備と併せて高度救命処置用資機材を整備する場合で消防庁長官が必要であると認めた場合の基準額は、10,067千円を超えない範囲内においてそれぞれの基準額に高度救命処置用資機材の整備に要する経費を加算した額とする。

16　災害対応特殊消防ポンプ自動車、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車及び１台一体型の海水利用型消防水利システムを四輪駆動方式としない場合並びに海水利用型消防水利システムの大型動力ポンプ付消防自動車又はホース延長車のいずれかを四輪駆動方式としない場合の基準額は、それぞれの基準額から594千円を控除した額とし、海水利用型消防水利システムで大型動力ポンプ付消防自動車及びホース延長車のいずれも四輪駆動方式としない場合の基準額は、その基準額から1,188千円を控除した額とする。

17　災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車に積載するホースの本数を10本のみとする場合の基準額は、それぞれの基準額から765千円を控除した額とする。

18　災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車に積載はしご動力昇降装置を装備する場合の基準額は、それぞれの基準額に865千円を加算した額とする。

19　豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第２条第１項の規定により豪雪地帯の指定を受けた地域において、災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車に寒冷地特有の装備をする場合の基準額は、それぞれの基準額に890千円を加算した額とする。

20　放射線防護用資機材（放射性汚染防護服、放射線測定用可搬式測定器及び個人用外部被ばく線量測定器で構成されるものをいう。）を災害対応特殊消防ポンプ自動車、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊化学消防ポンプ自動車に積載する場合の基準額は、それぞれの基準額に1,688千円を加算した額とし、災害対応特殊救急自動車に積載する場合の基準額は、その基準額に1,115千円を加算した額とする。

21　災害対応特殊消防ポンプ自動車、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車に空気呼吸器、予備ボンベ及びそれらの取付装置を一体として装備する場合の基準額は、それぞれの基準額に2,021千円を加算した額とする。

22　災害対応特殊救急自動車に電動ストレッチャーを装備する場合の基準額は、その基準額に4,589千円を加算した額とする。

23　災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車を四輪操舵方式としない場合の基準額は、それぞれの基準額から10,252千円を控除した額とする。

24　災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車にポンプ装置を装備しない場合の基準額は、それぞれの基準額から1,653千円を控除した額とする。

25　災害対応特殊消防ポンプ自動車（ＣＤ―Ⅰ型に限る。）に圧縮空気泡消火装置及び小型水槽（水槽容量0.6㎥以上）をあわせて装備する場合の基準額は、その基準額に6,378千円を加算した額とし、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊化学消防ポンプ自動車に圧縮空気泡消火装置を装備する場合の基準額は、それぞれの基準額に3,835千円を加算した額とする。

26　支援車（Ⅰ型に限る。）にトイレを設置しない場合の基準額は、その基準額から3,143千円を控除した額とする。

27　広域応援対応型消防艇の整備と併せて高度救命処置用資機材を整備する場合で消防庁長官が必要であると認めた場合の基準額は、9,347千円を超えない範囲内においてそれぞれの基準額に高度救命処置用資機材の整備に要する経費を加算した額とする。

［28・29　略］

改正後	改正前
30　消防活動二輪車に消防専用電話装置を装備しない場合の基準額は、その基準額から339千円を控除した額とする。	30　消防活動二輪車に消防専用電話装置を装備しない場合の基準額は、その基準額から315千円を控除した額とする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○厚生労働省告示第百九十号

建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第二十九条の二の規定に基づき、建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習（平成二十七年厚生労働省告示第三百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年四月八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1　（略）	1　（略）
2　雇用管理責任者講習は、次の表の上欄に掲げる期間において同表の下欄に掲げる講習機関が行い、又は行った送出労働者に係る雇用管理の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習とする。	2　雇用管理責任者講習は、次の表の上欄に掲げる期間において同表の下欄に掲げる講習機関が行い、又は行った送出労働者に係る雇用管理の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習とする。

期間	講習機関	
	名称	所在地
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）
令和七年度	（略）	（略）
令和八年度	株式会社タスクールPlus	愛知県名古屋市千種区千種通七丁目二十五番地の一

期間	講習機関	
	名称	所在地
令和二年度	株式会社労働調査会	東京都豊島区北大塚二丁目四番五号
（略）	（略）	（略）
令和七年度	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）

○厚生労働省告示第百九十一号

建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）第十九条の二の規定により読み替えて適用される職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第二十四条の六第二項第一号の規定に基づき、建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第十九条の二の規定により読み替えて適用される職業安定法施行規則第二十四条の六第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習（令和三年厚生労働省告示第百六十七号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年四月八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1　（略）	1　（略）
2　建設職業紹介責任者講習は、次の表の上欄に掲げる期間において同表の下欄に掲げる講習機関が行い、又は行った建設業務有料職業紹介事業の業務の適正な遂行のために必要な知識を習得させるための講習とする。	2　建設職業紹介責任者講習は、次の表の上欄に掲げる期間において同表の下欄に掲げる講習機関が行い、又は行った建設業務有料職業紹介事業の業務の適正な遂行のために必要な知識を習得させるための講習とする。

期間	講習機関	
	名称	所在地

期間	講習機関	
	名称	所在地

（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）
令和七年度	（略）	（略）
令和八年度	株式会社タスクールPlus	愛知県名古屋市千種区千種通七丁目二十五番地の一

○農林水産省告示第五百二十九号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十条第一項の規定により、次の地すべり防止工事を施行するので、同条第三項の規定により告示する。

令和八年四月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　工事の区域

山形県上小沼地すべり防止区域（昭和三十七年農林省告示第千八号による指定、昭和六十二年農林水産省告示第千六百六号による追加指定）

二　工事開始の日

令和八年四月八日

○農林水産省告示第五百三十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十二年農林水産省告示第八百九十九号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、同条第六項の規定に基づき、公示する。

令和八年四月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）
令和七年度	（略）	（略）
令和八年度	株式会社タスクールPlus	愛知県名古屋市千種区千種通七丁目二十五番地の一

令和二年度	株式会社労働調査会	東京都豊島区北大塚二丁目四番五号
（略）	（略）	（略）
令和七年度	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）

改正後		改正前	
補助金等の予算科目	事務の内容	補助金等の予算科目	事務の内容
国内食料供給対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）	（略）	（新設）	（略）
一　持続的生産強化対策事業費のうちジャパンフラワー強化プロジェクト推進に係るもの（地域公募事業に係るものに限る。）		（新設）	
二　経営所得安定対策等推進事業費に係るもの		（新設）	
三　福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業費に係るもの		（新設）	
食料自給力確保対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）		（新設）	
一　農地中間管理機構事業費に係るもの（農地中間管理機構推進事業に係るものに限る。）		（新設）	
二　農地利用最適化推進事業費に係るもの		（新設）	
三　所有者不明農地対策事業費に係るもの		（新設）	
四　有明海再生加速化対策事業費に係るもの		（新設）	
五　農業水路等長寿命化・防災減災事業費に係るもの		（新設）	
六　原子力災害被災12市町村農地中間管理機構事業費に係るもの		（新設）	
食料自給力確保対策整備費補助金（特定地域経営支援対策事業費及び農業生産基盤情報通信環境整備事業費（農業生産基盤情報通信環境整備事業のうち計画策定促進事業に限る。）に係るものを除く。）		新市場創出対策事業費補助金（持続的な食料システム確立緊急対策事業のうち地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業に係るものに限る。）	
新市場創出対策事業費補助金（持続的な食料システム確立緊急対策事業のうち地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業に係るものに限る。）		（略）	
（略）			

（削る）		
（削る）		
（略）		

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の平成十二年農林水産省告示第八百九十九号の規定は、令和八年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用する。

○農林水産省告示第五百三十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十八年農林水産省告示第八百八十一号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件）の一部を次のように改正したので、同条第六項の規定に基づき、公示する。

令和八年四月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後		改正前	
補助金等の予算科目	事務の内容	補助金等の予算科目	事務の内容
国内食料供給対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。） 一　持続的生産強化対策事業費のうちジャパンフラワー強化プロジェクト推進に係るもの（地域公募事業に係るものに限る。） 二　経営所得安定対策等推進事業費に係るもの	（略）	（新設） （新設） （新設）	（略）
新市場創出対策事業費補助金（持続的な食料システム確立緊急対策事業のうち地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業に係るものに限る。）		新市場創出対策事業費補助金（持続的な食料システム確立緊急対策事業のうち地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業に係るものに限る。）	
（略）		（略）	

国内食料供給対策事業費補助金（福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業費に係るものに限る。） 食料自給力確保対策事業費補助金（原子力災害被災12市町村農地中間管理機構事業費に係るものに限る。）		
（略）		

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の平成十八年農林水産省告示第八百八十一号の規定は、令和八年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用する。

○農林水産省告示第五百三十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十二年農林水産省告示第九百号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、同条第六項の規定に基づき、公示する。

令和八年四月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後		改正前	
補助金等の予算科目	事務の内容	補助金等の予算科目	事務の内容
国内食料供給対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。） 一　持続的生産強化対策事業費のうちジャパンフラワー強化プロジェクト推進に係るもの（地域公募事業に係るものに限る。） 二　経営所得安定対策等推進事業費に係るもの 食料自給力確保対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。） 一　農地中間管理機構事業費に係るもの（農地中間管理機構推進事業に係るものに限る。） 二　農地利用最適化推進事業費に係るもの 三　所有者不明農地対策事業費に係るもの 四　農業水路等長寿命化・防災減災事業費に係るもの 食料自給力確保対策整備費補助金（農業生産基盤情報通信環境整備事業費（農業生産基盤情報通信環境整備事業のうち計画策定促進事業に限る。）に係るものを除く。） 新市場創出対策事業費補助金（持続的な食料システム確立緊急対策事業のうち地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業に係るものに限る。）	（略）	（新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） 新市場創出対策事業費補助金（持続的な食料システム確立緊急対策事業のうち地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業に係るものに限る。）	（略）
（略）		（略）	

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の平成十二年農林水産省告示第九百号の規定は、令和八年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用する。

○国土交通省告示第五百三十五号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項及び第四項の規定に基づき、昭和四十六年建設省告示第三百九十六号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月八日　　国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項の規定により、令和八年四月八日現在の一級河川の区間のうち、次の表一から表百九までに掲げる河川の区間外の区間を指定区間として指定する。この場合において、これらの表中下流端の欄に記載のない河川の区間は、当該河川の上流端の欄に記載されている場所から海に至るものとする。 七十六　旭川水系	河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項の規定により、令和七年七月七日現在の一級河川の区間のうち、次の表一から表百九までに掲げる河川の区間外の区間を指定区間として指定する。この場合において、これらの表中下流端の欄に記載のない河川の区間は、当該河川の上流端の欄に記載されている場所から海に至るものとする。 七十六　旭川水系
名称　区間　上流端　下流端	名称　区間　上流端　下流端
旭川　左岸　岡山市牟佐字高尾千六百七十三番地先 右岸　同市玉柏字宮本二千七百四十四番地先	旭川　左岸　岡山市牟佐字高尾千六百七十三番地先 右岸　同市玉柏字宮本二千七百四十四番地先

旭川	左岸	岡山市北区建部町鶴田字小林九百十九番二地先	岡山市北区建部町鶴田字庄畑八百七十四番地先
	右岸	岡山県加賀郡吉備中央町神瀬字立岩下千七百六十五番八地先	岡山県加賀郡吉備中央町神瀬字屋敷前千八百五十一番地先
百間川	旭川からの分派点		（新設）
大瀬昆川	左岸	岡山県久米郡美咲町栃原字中村六百七十七番一地先	百間川　旭川からの分派点
	右岸	同町同字ナカムラ七百番一地先	旭川への合流点
豊岡川	左岸	岡山県加賀郡吉備中央町小森字三信千四百八十九番三地先	（新設）
	右岸	同町同字清水下千二十四番一地先	旭川への合流点
曾保谷川	左岸	岡山県久米郡美咲町江与味字田中淵千百四十五番四地先	（新設）
	右岸	同町同字庚申山北平六百四十一番二地先	旭川への合流点
通谷川	左岸	岡山県久米郡美咲町西川字利当向七百二十六番一地先	（新設）
	右岸	同町同字利当七百五十一番一地先	旭川への合流点
岸谷川	左岸	岡山県久米郡美咲町里字立岩九百十七番一地先	（新設）
	右岸	同町同字八畝田八百八十六番一地先	旭川への合流点
小谷川	左岸	岡山県久米郡美咲町西川上字竹ノシタ千百五十二番地先	（新設）
	右岸	同町同字家廻千百四十七番一地先	旭川への合流点
旦土川	左岸	真庭市旦土字下ヶ市五百八十六番一地先	（新設）
	右岸	同市同字的場千五百三十七番一地先	旭川への合流点
友清川	左岸	岡山県久米郡美咲町西川上字久ケ田三千七百四番二地先	（新設）
	右岸	同町同字八マン三千六百六十五番地先	旭川への合流点

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第五百三十六号

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の二の三第一項第一号並びに道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第三項第二号及び第二条第二項第一号の規定に基づき、国土交通大臣が指定する道路を次のとおり指定する。

令和八年四月八日

国土交通大臣　金子　恭之

道路の種類	路線名	区間	備考
北海道道	主要地方道網走端野線	北見市端野町緋牛内五百十一番三から同町緋牛内四百三十二番一まで	北見市と北海道横断自動車道を連絡する道路の一部
千葉県道	主要地方道成田松尾線	山武郡芝山町菱田字赤台三百五十二番から香取郡多古町間倉字五井台五百十一番二まで	首都圏中央連絡自動車道と成田空港を連絡する道路の一部
一般国道	二百九十六号	船橋市前原西一丁目四百九十六番三から同市東船橋五丁目千二百八十三番八まで	船橋市と千葉港を連絡する道路の一部
新潟県道	主要地方道新潟中央環状線	新潟市江南区割野字仲江二千四百六十二番から同市南区上塩俵字道上千二百五十四番一まで	白根北部工業団地と新潟東港を連絡する道路（の一部）
静岡県道	主要地方道浜松環状線	浜松市中央区西ケ崎町字旭七百十八番二から同市中央区中郡町字橋爪新田六百七十三番二まで	浜松市街地を環状する道路（の一部）
香川県道	主要地方道円座香南線	高松市西山崎町字川向上六百三十四番一から同市岡本町字幸ノ神八百九十五番一まで	高松自動車道と高松空港を連絡する道路の一部
福岡県道	福岡東環状線	糟屋郡粕屋町内橋東二丁目三百四番八から同町大字仲原字脇田二千三百五十三番四まで	糟屋郡粕屋町と福岡空港を連絡する道路の一部

○国土交通省告示第五百三十七号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方航空局長に委任した件（平成二十一年国土交通省告示第六百二十五号）の一部を次のように改正する。

令和八年四月八日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表

会計	項	目	摘要
一般会計	地域公共交通維持・活性化推進費	（略）	空港受入体制強化支援事業に係るものに限る。
		地方空港等受入環境整備事業費補助金	
（略）			

改正前

別表

会計	項	目	摘要
一般会計	地域公共交通維持・活性化推進費	（略）	空港業務体制強化推進事業（人材育成の推進に係る事業を除く。）に係るものに限る。
		地方空港等受入環境整備事業費補助金	
（略）			

附　則

１　この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和八年度の予算に係る補助金等から適用する。

２　令和七年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第五百三十八号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十四年国土交通省告示第七百七十六号）の一部を次のように改正する。

令和八年四月八日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後

別表

会計	項	目	摘要
一般会計	（略）		

改正前

別表

会計	項	目	摘要
一般会計	（略）		

国際観光旅客税財源観光振興費	観光振興事業費補助金	空港アクセス鉄道整備等調査支援事業、免税店支援事業、宿泊施設インバウンド対応支援事業、都市、道路、住宅、港湾及び航空に関する事業に係るものを除く。	
一～十六　（略）	（略）		

附　則

１　この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和八年度の予算に係る補助金等から適用する。

２　令和七年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

国際観光旅客税財源観光振興費	観光振興事業費補助金	免税店支援事業、宿泊施設インバウンド対応支援事業、都市、道路、住宅、港湾及び航空に関する事業に係るものを除く。	
一～十六　（略）	（略）		

官　庁　報　告

官　庁　事　項

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第十二条の規定に基づき、内閣総務官室に総理大臣官邸事務所等を置く規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年四月八日　　内閣総理大臣　高市　早苗

内閣総務官室に総理大臣官邸事務所等を置く規則の一部を改正する規則

内閣総務官室に総理大臣官邸事務所等を置く規則（平成十二年八月二十一日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二人」を「一人」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第十二条の規定に基づき、国家サイバー統括室に企画官等を置く規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年四月八日　　内閣総理大臣　高市　早苗

国家サイバー統括室に企画官等を置く規則の一部を改正する規則

国家サイバー統括室に企画官等を置く規則（令和七年六月二十七日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「三人」を「二人」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院公示第18号

人事院総裁は、人事院規則２－12（人事院の職員に対する行政文書の開示に係る権限又は事務の委任）第１条の規定に基づき、平成13年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年４月８日　　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
１・２　（略）	１・２　（略）

別表

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第２章に定める権限又は事務のうち下欄に掲げるもの以外のもの	事務総長	各局長（略）
	内部部局（委員会等を含む。以下同じ。）のうち、総務課、総合政策課、人事課、会計課、国際課、情報管理室及び政策立案参事官以外の部局又は機関	

別表

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第２章に定める権限又は事務のうち下欄に掲げるもの以外のもの	事務総長	各局長（略）
	内部部局（委員会等を含む。以下同じ。）のうち、総務課、企画法制課、人事課、会計課、国際課、公文書監理室、情報管理室及び政策立案参事官以外の部局又は機関	

	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

２　この決定による改正は、令和８年４月８日から効力を発生する。

人事院公示第19号

人事院総裁は、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第13条の規定に基づき、平成23年人事院公示第14号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年４月８日　　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
１　公文書等の管理に関する法律第７条第２項の事務所の場所を次のとおり定める。 東京都港区虎ノ門２の２の３　人事院事務総局総務課公文書監理室内 （略） ２・３　（略）	１　公文書等の管理に関する法律第７条第２項の事務所の場所を次のとおり定める。 東京都港区虎ノ門２の２の３　人事院事務総局公文書監理室内 （略） ２・３　（略）

２　この決定による改正は、令和８年４月８日から効力を発生する。

人事院公示第20号

人事院総裁は、人事院規則２―15（人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任）第１条の規定に基づき、令和４年人事院公示第11号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年４月８日　　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
１・２　（略） **別表**	１・２　（略） **別表**

個人情報の保護に関する法律第５章第２節から第５節まで（同法第74条及び同章第４節第４款を除く。）に定める権限又は事務のうち	内部部局（委員会等を含む。以下同じ。）のうち、総務課、総合政策課、人事課、会計課、国際課、情報管理室及び政策立案参事官	事務総長

個人情報の保護に関する法律第５章第２節から第５節まで（同法第74条及び同章第４節第４款を除く。）に定める権限又は事務のうち	内部部局（委員会等を含む。以下同じ。）のうち、総務課、企画法制課、人事課、会計課、国際課、公文書監理室、情報管理室及び政策立案参事官	事務総長

下欄に掲げるもの以外のもの	内部部局のうち、総務課、総合政策課、人事課、会計課、国際課、情報管理室及び政策立案参事官以外の部局又は機関	各局長 （略）
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

下欄に掲げるもの以外のもの	内部部局のうち、総務課、企画法制課、人事課、会計課、国際課、公文書監理室、情報管理室及び政策立案参事官以外の部局又は機関	各局長 （略）
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

２　この決定による改正は、令和８年４月８日から効力を発生する。

人事院公示第21号

人事院は、人事院規則２―４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年４月８日　　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
１　（略） ２　委任する権限及び所掌事務 一～七　（略） 八　人事院規則９―30（特殊勤務手当）に規定する次に掲げる事項 ⑴～⑮　（略） ⑯　第17条第１項第１号又は第２号の規定に基づき、人事院が定めることとされている作業について定めること。 ⑰～⑷　（略） 九～二十四　（略） ３・４　（略）	１　（略） ２　委任する権限及び所掌事務 一～七　（略） 八　人事院規則９―30（特殊勤務手当）に規定する次に掲げる事項 ⑴～⑮　（略） ⑯　第17条第１項第１号の規定に基づき、人事院が定めることとされている作業について定めること。 ⑰～⑷　（略） 九～二十四　（略） ３・４　（略）

２　この決定による改正は、令和８年４月８日から効力を発生する。